

- 寺島宗一郎(兵庫)(皇國農民同盟)
- 奥西松太郎(大阪)(皇國農民同盟)
- 小崎榮治(大阪)(皇國農民同盟)
- 荒木廣太郎(大阪)(皇國農民同盟)
- 藤木伊三郎(大阪)(皇國農民同盟)
- 山中武雄(和歌山)(皇國農民同盟)
- 大橋密藏(大阪)(皇國農民同盟)
- (2) 傍聴者(主ナル者)
  - 中川裕(京都)(洛北青年同盟)
  - 北山五郎(京都)(洛北青年同盟)
  - 大橋治房(大阪)(愛國労働組合懇話會)
  - 今井武吉(大阪)(日本労働組合總聯合會)
  - 末中勘三郎(大阪)(日本労働組合總聯合會)
  - 小田孝(大阪)(日本労働同盟)
  - 赤崎寅藏(大阪)(新日本海員組合)
  - 堂前孫三郎(大阪)(愛國勞兵隊)
  - 廣江源三郎(大阪)
  - 永井實秀(大阪)(國體原理研究會)
  - 中村義明(東京)(皇魂社)
  - 大和正俊(東京)
  - 二村克己(東京)

(2) 愛國労働農民同志會の進出と其情勢 愛國労働農民同志會は昭和八年十二月十七日小林順一郎を會長として結成されたものにして組織的には埼玉縣川口町に約二百名の労働者を擁するに過ぎず運動亦殆んど見るべきものなかりしが、去

後記(一) 庄司 總 治(東京) 外十數名

「皇國內外の非常時に鑑み、國體的農民團體の全國的統一のために先づ我等各團體は茲に單一組織として合同し進んで皇國團體結成關東準備會と協力して速に全國的大集結に努め更に政治的に發展せしむること 皇國農民團體統一結成關西地方準備會」

後記(二) 皇國同盟全國合同委員會委員

- 石丸 某(富山) 菱手 幸一(富山)
- 野口 某(鳥取) 上田忠之助(鳥根)
- 駒井 菊松(奈良) 米田 富(奈良)
- 岩内 隆平(愛知) 矢尾喜三郎(滋賀)
- 初田 光雄(滋賀) 水澤 達三(兵庫)
- 森本 數一(兵庫) 山中 武雄(和歌山)
- 田中 佐武郎(三重) 犬養 智(岡山)
- 寺島 宗一郎(大阪) 吉岡 義一(大阪)
- 小島 利彦(京都) (九州、四國、道子發表)
- 事務所 大阪市北區曾根崎上四丁目一九 皇國農民同盟本部
- 連絡係 岩内隆平 萩原貞一 吉岡義一
- 常任連絡係 吉田義一

る二月帝都叛亂事件を契機として國家革新及愛國戰線統一機運の急激に擡頭するや當時滯滞中なりし、理事長阿部巳與午は急遽歸京し、之が機運に乗じて會の再建と労働農民層への全國的發展を企圖し、三月以降小林順一郎と數次の協議を遂げた結果新會長として三六社理事陸軍少將松本勇平を推し、其他夫々役員を決定したる外機關紙發行の手續を了する等其の陣容を一新し愛勞懇話會にも加盟する等漸く活潑なる運動を開始するに至れり。

偶々皇農戰線統一運動提唱さるゝや、本運動を通じ會の擴充を圖ると共に其の指導的勢力を形成すべく企圖し、秘に本運動の中堅分子たる吉田賢一、今里勝雄等と連絡の下に種々策動を続け、去る六月二十八日芝協調會館に於ける關東準備會(六月分特高外事月報参照)の結成に當りても阿部理事長外一名出席したり。然るに當日の狀況は逆に關西側吉田一派に於て全く會場をリードし、動もすれば當初「愛同」の意圖したる指導権は吉田賢一に把握さるゝやの情勢にありたるに鑑み、寧ろ此際關西側の機先を制して關東側の結束を圖り、其の主動的立場に於て漸次全國的統制に邁進すべしと爲し、先づ之が前提として農民團體を獲得せんとして阿部は急遽六月三十日、七月一日の兩日右準備會に出席せる皇國農民聯盟(新潟)柄澤利清、登石清、東北皇國農民聯盟(山形)松本笹喜、皇國農民組合同盟(愛知)岩内隆平、勤勞農民同盟(富山)萩原貞一及今里勝雄等を秘かに料亭に招き戰線統一問題に關し相互意見の交換を行ふと共に「愛同」加盟を慫慂したる結果何れも之を承諾し、正式加盟は各組合機關に諮り決定することを申合せて散會せり。

斯くて七月五日、前記關西地方準備會の結成式には阿部理事長出席したるが、一方今里は小林、阿部等の意を承け七月初旬東北、北陸、東海各地方の同志間を秘かに歴訪し、之が具體化の爲種々策動し、相當豐富なる運動資金を手交したる模様ありたり。



其後數日にして前記皇農各團體は夫々協議の結果愈々「愛同」加盟に決定し、七月十一日連名にて「皇國農民戰線統一に對する我等の態度」と題し、之が加盟の聲明を發するに至れり。斯くて「愛同」は彼上皇農諸團體の加盟により愈々組織的基礎を確立し、六月下旬研究資料欄所載の如き機關紙愛國勞働農民新聞を創刊する外、前記關東準備會の主要團體を事實上自己の傘下に收め更に全國的戰線統一運動の主動的役割を演ずべく目下引續き活潑なる運動を續けつゝあり。

一方之と對抗的立場にある關西側吉田賢一(大阪)は事態の意外なる急轉に驚愕焦慮の狀態にて目下西光萬吉(奈良)等と共に之が對策に奔走中なるが、特に今里等の行動は純真なる戰線統一を阻害するものなりとし、之が徹底的排撃策動を開始すると共に「愛同」の態度にも極度の注意を拂ふに至り、只管自派勢力の結束に努めつゝあり又關東地方の中堅分子たる石橋彌(千葉)も本運動参加分子中所謂職業的愛國運動者等あるは合同の不純化を來すものなりと憤懣的口吻を漏すあり、更に又所謂浪人組の一人として最近前記今里等より排撃を受けつゝある新國同革正會高橋忠作も内心頗る穩かならざるものありて他は活路を求めんと種々策動中の模様ある等、一時順調なる進展を見つゝありし農民戰線統一運動も前記「愛同」の進出により却て關東關西の兩地方に分割せしめ之が早急的の合同にも難色を生じ其の前途全く豫想を許さざる情勢となりたり。

(三) 關東學生協議會の結成 帝大七生社先輩種積事鈴木五一は、帝大教授橋爪明男等の指導を受け、愛國團體並勞農諸團體を統合し「日本改造協議會」の結成を企劃し、過般來東北方面を歴訪勸説する所ありたる外、別項愛國勞働農民同志會を主流とする皇農戰線統一運動にも率先参畫しつゝありたるが、更に關東、關西の學生を夫々統一せしめる上兩者を合して戰線統一運動の一翼たらしむべく企圖し、七月一日七生社先輩其他都下各大學學生十名の參會を求め、關東學生團體の機關組織として「關東學生協議會」結成の準備協議を爲す所ありたるが、同月四日芝増上寺晃光殿に於て之が結成式を舉行せしめたり。

當日は大亞細亞日本青年聯盟、亞細亞學生聯盟等に屬する帝大七生社及慶、明、拓、早、國各大學々生十四名並來賓として飯島與志雄(國大卒)外各大學先輩八名出席したるも、協議會は他迄學生の自主に任せ、先づ高鍋哲夫開會を宣して「昭和維新斷行を目標として各社會運動の戰線統一が企圖せられつゝあるが、我等は此の時代的要求に對して學生の役割を確認し、之が運動の促進を圖り以て一大勢力の結成に邁進せざるべからざる」旨の挨拶を爲したる後、左記主義、綱領、規約並役員の協議決定後各來賓の祝辭ありて會議を終了し、引續き懇談會を開き意見交換を爲したるが、特に「實行を伴はざる理論の空虚なる所以」を強調する所ありて散會したり。

斯くて前敘種積は第一的工作たる本協議會の結成を見たるを以て、更に本協議會をして關西京大清明會と連絡せしめ、關西學生協議會の結成に導かんとする意圖も窺はるゝものあると共に、一面愛國勞働農民同志會とも密接なる連繫を圖らむべく策しつゝある如く認めらる。

(左記)

主義

我等は日本主義を信奉す

綱領

我等は學徒として日本民族の歴史的使命を明らかにし理想主義的諸機構の矛盾を究明し新日本實現の爲方法論的研究と實踐的修鍊を爲す

規約

- 一、名稱 關東學生協議會と稱し本部を東京市に置く
- 二、目的 綱領の趣旨を體し學生運動の統一と發展とを期す

國家(農本)主義運動の狀況

三、組織 會員は目的遂行に邁進せんとする學生を以て組織す

役員

(以下省略)

- |     |      |      |      |      |
|-----|------|------|------|------|
| 總務部 | 越野久雄 | 惟永英胤 | 小野博成 | 高鍋哲夫 |
| 組織部 | 小山正明 | 豊島慶輔 | 金子辰雄 | 高鍋哲夫 |
| 編輯部 | 越野久雄 | 松井國雄 | 石松哲雄 |      |
| 研究部 | 小山正明 | 斐 幸雄 |      |      |
| 會計部 | 石松哲雄 | 松井國雄 |      |      |



(四) 維新政黨準備會の情勢 在阪八月會に對立し急遽六月三十日結成せられたる本準備會に在りては、引續き在京二月會との連絡提携を圖ると共に、全國各方面に飛徹して維新政黨結成地方準備會組織方を慫慂しありたるが、先づ地方に分散せる各派を通じ愛國團體調査表を作成の上運動の資料に供すべく、七月十八日全國的に之が照會を發する所ありたり。

然るに同準備會の構成分子は大日本生産黨、新日本國民同盟、國民協會等概ね足場を有せざる思想團體のみにして、勞働、農民層の結集されある皇農一派の勢力に比すべくもあらざるのみならず、在京二月會とも黨首推戴問題にて意見對立を見て以來、東方會、國民協會、勤勞日本黨等は熱意を喪失するに至り、僅かに小池四郎を中心とする愛國政治同盟、大日本生産黨、新日本國民同盟及大森一聲等孤壘を守りつゝあるに過ぎずして、情勢の轉回によりては皇農戰線統一運動への合流をも辭せざるやの情勢もあり、維新政黨準備會の運動は稍停頓の形となりたる觀あり。

(五) 純正日本主義團體共同闘争協議會の戰線統一運動 京都洛北青年同盟に本部を置き、中川裕の指導下に在る本協議會(加盟團體、洛北青年同盟、興國青年同盟、京大清明會、西陣青年同盟)に在りては、道般來各方面に於て戰線統一團體の結成せられたるに鑑み、残るは青年思想團體の合同のみなりとして、全國的に純正日本主義青年思想團體の統一促進を圖るべく、六月十三日世話人會を開き之が意見の一致を見たるが、席上運動の提唱理由の資料として(一)維新運動の検討及運動方針の確立に關する件(二)全國純正日本主義青年思想團體統一促進提唱に關する件の二項目を定め、各團體に於て研究の上其の結果を九月一日迄に持寄り、之をパンフレットとして各方面に頒布することに決定する所ありたり。

斯くして七月八日再び幹部會を開催し、本運動の提唱理由は「思想的團體は勞、農、政黨諸運動の前衛的役割として、理論的指導の立場より之等の對立抗爭を排除することを使命とする」に在る旨を明かにする所ありて、左記中川裕草案の概竝

依頼狀を承認し直に友誼諸團體宛發送したり。

而して本運動の中心たる中川裕は目下全力を之に傾注しつゝありて、曩に發送せる依頼狀に對する各方面の回答を可及的速かに取纏めたる上、統一促進全國代表者會議に迄之を導くべく奔走しつゝある模様なり。

(左記)

全國純正日本主義青年思想團體統一促進提唱の概

二月事件後に於ける社會情勢の極度の逼迫は、これが打開に一切の日本主義的諸勢力を總動員し、以て維新工作の一大展開を期すべき歴史的重大時局に直面したのである。

維新政黨、農民團體、學生運動等諸分野の全國的の合同統一運動への自熱的進行は、この緊急時局打開の必然的趨勢で、これが確立なくして日本主義運動の今後の發展は望み得ない。

而も此等維新政黨、農民、勞働、學生諸團體は、その持つ特能及び闘争分野に應じて各職線の責任の統一を期すべく、又それ等諸勢力の不自然的合流は將來危局を招來するものとして熟考を要する問題なるも、絶對に對立すべきものに非ず、不離一體の組織として並行的發展を期せねばならぬ。

この間に處する我等思想團體の持つ職責は、それ等各分野の前衛的役割として或は楔的連絡機關として、或は理論的指導機關として其の任務は廣汎且つ重大である。

此の重責を有する思想團體が、政黨、農民、勞働、學生諸運動と相呼應して全國的統一に邁進すべきは、必摺の急務であらねばならぬ。

然して思想團體の統一運動が指導理論の再檢證立、組織の清算

國家(農本)主義運動の狀況

再強化を前提條件とする事は、其の持つ性能上當然の問題で、而もその合同統一に當つては極めて自然的な人間の結集に俟たざるべからざるは多言を要せず、機械的の合同の不合理性の如きは絶對に排除せねばならぬ。

我等京都純正日本主義團體共同闘争協議會は、斯る思想團體の全國的統一急務の絶對性の上に立つて全國同愛の同志諸公と慎重精密なる協議の下に、この目的貫徹に邁進致し度く、此處に純正日本主義青年思想團體の全國的の合同促進を提唱する所以である。

全國同志諸公の絶大なる賛同と具體的諸方策を御指示願はし度く此處に一文を起草する次第である。

昭和十一年七月十日

純正日本主義共同闘争協議會

御依頼

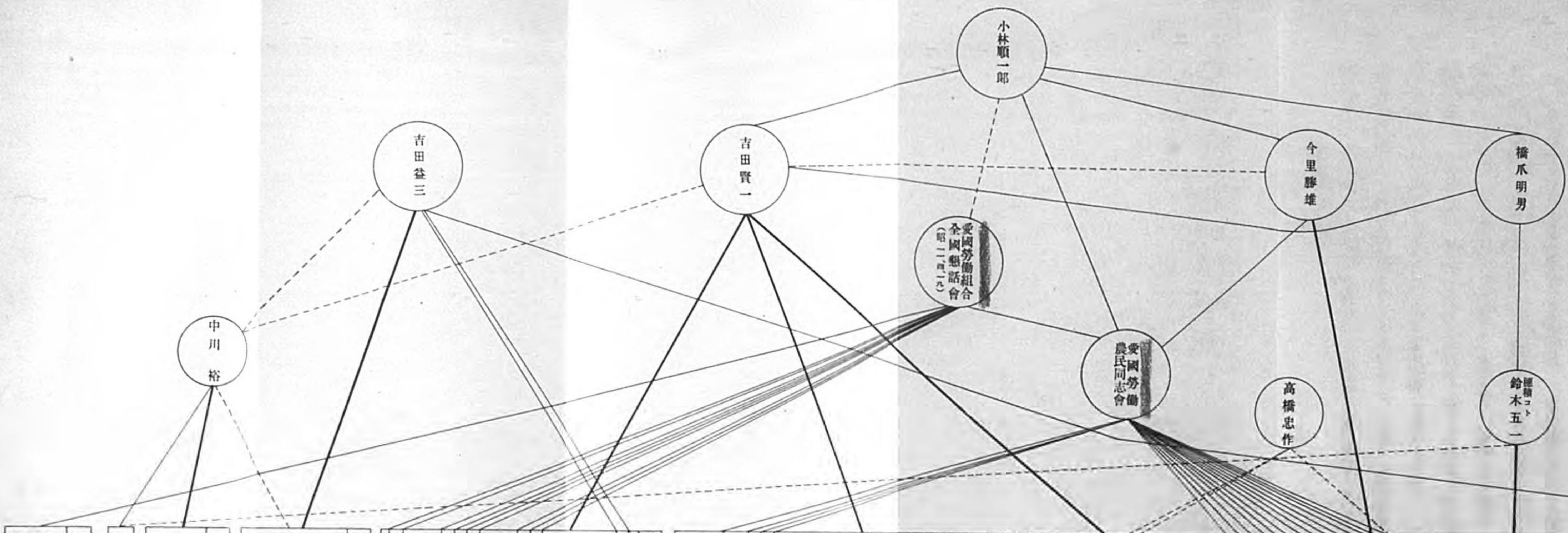
緊急時局に直面し、益々御活躍の段邦家の爲め大賀至極に存じます。

さて今般思想團體の全國的統一を提唱致しました事は全国各地の友誼諸團體の熱誠なる要望あり又私も速くからこれを希望して居つた次第です。

かくてこの好機會に於て全國同志諸公の共同的提唱の下に私共の願望を達成致し度く此處にこの全國純正日本主義思想團體統一



國家主義團體戰線統一運動一覽表



二月會 昭和十一年三月十一日  
 小池四郎 (愛國政治同盟)  
 赤松武雄 (國民協會)  
 八幡博 (大日本生業黨)  
 下谷三郎 (日本生業黨)  
 山元龍太郎 (松延繁治)

關東學生グループ  
 (七月四日結成)  
 關東學生協議會  
 務部役員ナリ  
 東大七生社 小野正太郎 江口正芳  
 亞細亞學生聯盟 藤田正三 柳野久雄  
 青島學生聯盟 佐藤重吉 石井正雄  
 大石正雄 石倉俊巳

皇國農民團體結成關東地方協議會 昭和十一年六月二十八日  
 新瀨 富山 山梨 山形 愛知 岐阜 長野 東京 神奈川 千葉 茨城 大日本皇國農民團  
 皇國農民同盟(準) 皇國農民同盟(準)  
 皇國農民同盟(準) 皇國農民同盟(準)  
 皇國農民同盟(準) 皇國農民同盟(準)  
 皇國農民同盟(準) 皇國農民同盟(準)

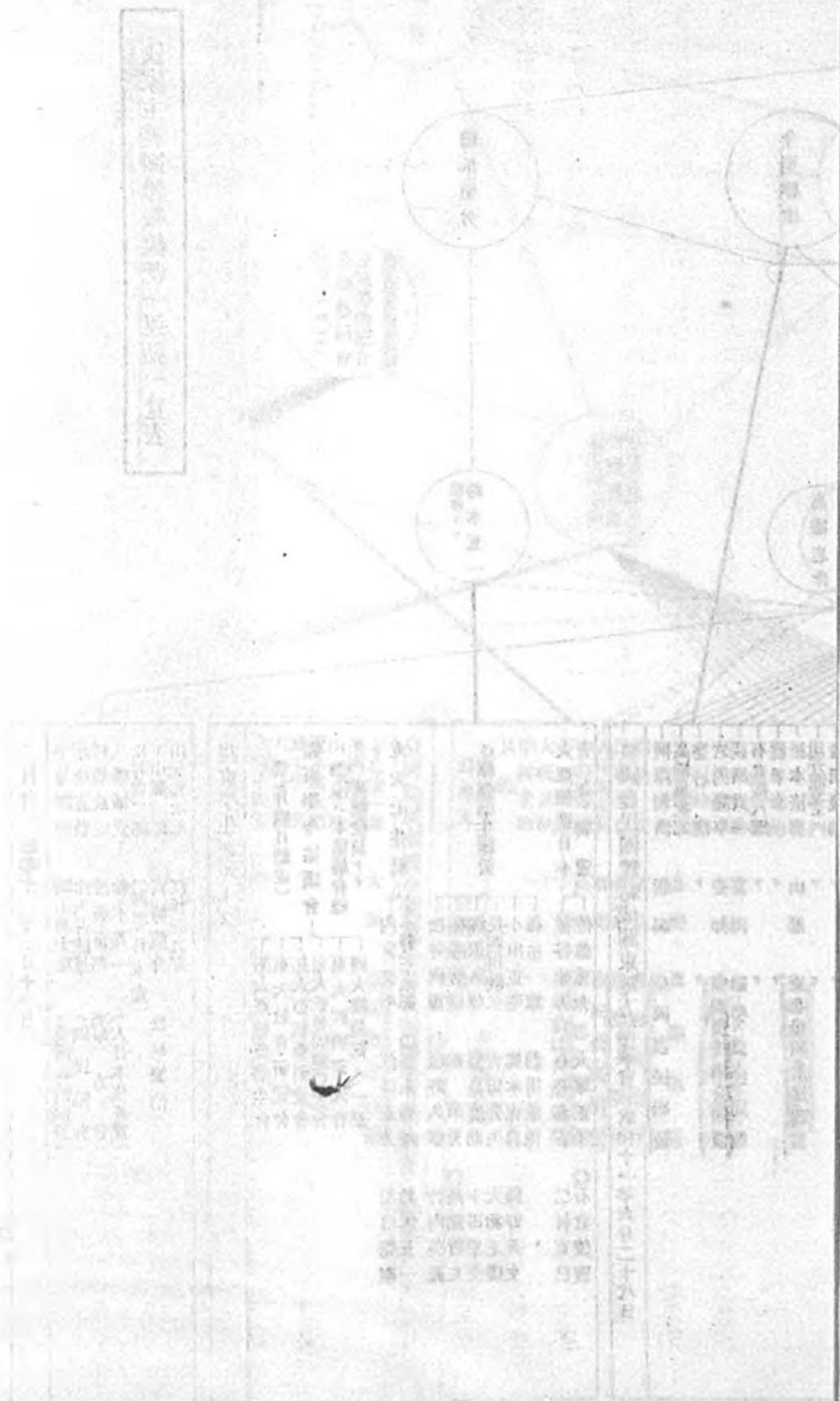
皇國農民團體全國統一結成關西地方準備會 昭和十一年七月五日  
 大阪 京都 兵庫 奈良 和歌山 德島 高松 香川 岡山 廣島 山口 愛媛 高知 福岡 佐賀 熊本 鹿兒島 宮崎 鹿児島 那霸  
 皇國農民同盟(準) 皇國農民同盟(準)  
 皇國農民同盟(準) 皇國農民同盟(準)  
 皇國農民同盟(準) 皇國農民同盟(準)

八月會 昭和十一年八月二十六日  
 大日本帝國政治同盟 愛國政治同盟 愛國政治同盟  
 大日本帝國政治同盟 愛國政治同盟 愛國政治同盟  
 大日本帝國政治同盟 愛國政治同盟 愛國政治同盟  
 大日本帝國政治同盟 愛國政治同盟 愛國政治同盟

維新政黨準備會 昭和十一年六月二十日  
 新日本帝國政治同盟 愛國政治同盟 愛國政治同盟  
 新日本帝國政治同盟 愛國政治同盟 愛國政治同盟  
 新日本帝國政治同盟 愛國政治同盟 愛國政治同盟  
 新日本帝國政治同盟 愛國政治同盟 愛國政治同盟

關西學生協議會準備會 京大清明會 遠藤季雄  
 愛國勞働組合全國懇話會 (主要參加團體)  
 日本勞働組合總聯合會 日本勞働組合總聯合會  
 日本勞働組合總聯合會 日本勞働組合總聯合會  
 日本勞働組合總聯合會 日本勞働組合總聯合會





## 政黨運動の狀況

### 一、新日本國民同盟の情勢

(一) 本部派 昨年來の内紛及帝都叛亂事件以來の失威挽回策に狂奔しつゝある新日本國民同盟(本部派)にありては、七月四日在京本部に擴大中央常任總務委員會を召集し、其後不統制状態にある陣容の整備と新運動方針等を決定し、以て現下の客觀情勢に適應すべき動向を闡明する所ありたり。斯くて同盟本部は右總務委員會の決定に基き同日付を以て「戰線統一問題に關する聲明」を次で七月十八日には「戒嚴解除に伴ふ全線的活動開始に關する通達」等を全國各支部宛發送し、右運動方針の具體化を圖ると共に他面革正會高橋忠作の徹底的排撃を企圖する等相當活潑なる運動を展開しつゝあり。今其の概要を掲記すれば左の如し。

(1) 擴大中央常任總務委員會の開催狀況 事件後に於ける同盟の態度方針等を決定すべき標記委員會は、豫定の如く七月四日在京本部に於て委員長佐々井一晁以下二十六名出席の下に開催せり。定刻午前十一時開會し、佐々井より帝都叛亂事件以來の本部のとれる態度につき釋明する所あり、亞で三木亮孝より本部報告、手島剛毅(大阪)外各地方委員より地方情勢報告等ありて晝食の爲一先づ休憩に入りたり。斯くて午後二時再開、劈頭議長に佐々井一晁、副議長に手島剛毅を推し、議事に入り先づ (イ) 運動方針に關する件を附議佐々井より原案につき説明したるを一部字句の訂正を爲したるのみにて滿場一致を以て別項研究資料欄記載の如く之を可決し、次で (ロ) 同盟費及機關紙代徴收の件を決定したる後手島(大阪)より緊急動議として (A) 愛國團體の戰線を統一する必要あり吾同盟として聲明書を發表すること、及 (B) 同盟の名に於て改造日本建設



の爲、政策方針を決定、庶政一新を標榜する廣田内閣の各關係に陳情すること、の二件を提案したるにこれ又異議なく可決、具體的方法是新役員に一任することに決定したり。斯くて議事全部を終了し、役員改選に移り松室尊憲以下十名の詮衡委員を挙げ協議の結果後記(一)の如く決定を見たり。而して新に中央常任總務委員及組織部長に就任したる神田兵三は特に客年來の内紛の責任につき釋明を兼ねて役員就任の挨拶を爲し、最後に北島榮より「佐々井委員長の孫、三木亮孝の妻の死亡につき之が慰靈祭舉行の件」を提案し、滿場異議なく可決之が委員に北島外四名を挙げたり。斯くて全議案を終了、佐々井委員長より國家革新の要を強調して一同を激勵し午後六時二十五分散會したり。

(2) 戦線統一運動に對する本同盟の態度 本同盟は從來排他的獨善行動に終始し來れるが帝都叛亂事件以來急激に擡頭せる所謂右翼戦線統一機運に鑑み同盟も亦方向轉換の止むなきに至り最近「現下の客觀情勢は我々をして同盟のみの運動に専念するを許さず、我同盟は此の情勢に正しく照應せんが爲に深く自黨意識を超越して全日本主義愛國改造團體の無條件合同に依る維新黨結成の爲に凡ゆる團體の同志と無私沒我の精神に立つて最後迄協心協力すべきなり」とし、之が運動に最大の關心を拂ひつゝありたるが偶々前記總務委員會に於て手島剛毅の緊急提案に基き七月四日、後記(二)の如き聲明書を各方面に發表せり。

(3) 戒嚴解除に伴ふ全線的活動開始 同盟本部は前記の如く擴大中央常任總務委員會に於て新運動方針を決定し、著々之が具體化に努めつゝあるが、七月十八日帝都戒嚴令の解除せらるゝや更に之を契機に全面的に組織の擴大強化を企圖し、同日直ちに全國各支部(準)宛「戒嚴令解除を契機に全線活動開始に關する件」と題する後記(三)通達を發送全同盟員を激勵する所ありたり。

(4) 革正會高橋忠作排撃運動 革正會高橋忠作は最近維新青年俱樂部今里勝雄等と連絡の下に農民戦線統一運動に關し各地方を巡歴本運動の具體的進展に努めつゝあるが此間本部派同志等を訪問し、本運動参加方を慫慂しつゝある外各種文書等を發行して本部派の切崩し策に狂奔しつゝある事實に鑑み本部派は極度に之を憤慨し、七月二十四日付を以て「群馬の同志に檄す、高橋忠作の妄動を粉碎せよ」と題する印刷物を頒布し之が徹底的排撃を期しつゝあり。

(二) 革正會 本會中堅人物高橋忠作は曩に維新青年俱樂部今里勝雄等と共に農民戦線統一機運に乗じて自派勢力の擴充を意圖し、其の下部組織メンバーたりし大塚源七郎(群馬)花澤榮藏(千葉)川島達也(茨城)岩内隆平(愛知)柄澤利清(新潟)等を慫慂して夫々單獨農民團體を結成せしめ六月末には皇國農民團體結成關東地方準備會の結成に迄進展せしめたり。

然るに其後同志たる今里勝雄は高橋の存立を無視し、獨斷にて密かに前記諸團體を引具して愛國労働農民同志會(小林順一郎子)に加盟するに至れり、數日後漸く右事實を知りたる高橋は意外の急變に狼狽し、八方之が對策に奔走しつゝあるもまだ何等の打開策を發見するに至らざる狀況なり。斯くて高橋は今里の爲に唯一の地盤と同志を奪取され今や全く孤立無援の狀態にあり。

茲に於て高橋は再び新國同の殘留分子、龜川、服野敬三郎、綠川泰、米山重吉等と共に他に活路を拓かんとし、之が善後措置に奔走中にて、取敢ず七月十六日「農民戦線統一運動に關する」文書を作成各地方支部宛發送し、更に同月二十日付を以て「群馬の同志諸兄に懇ふ」と題する文書を發送する等會の擴充宣傳に狂奔する一面革正會今後の運動方針等決定の爲七月三十日日本部事務所に滿川龜太郎慰靈祭を兼ねて在京幹部の懇談會を開催したるも豫期に反し會同者僅少の爲遂に小委員會に變更したるも殆んど本部派排撃の雜談に終始し、何等纏りたる協議もなく散會したり。



政黨運動の状況

後記(一) 役員

- 中央總務委員長 佐々井一 泉
- 中央常任總務委員 手島剛毅
- 古川文平 半谷玉三
- 佐野好男 松室尊憲 磯 祐知
- 北島 榮 神田兵三 葛木武士
- 三木亮孝
- 群馬支部 (渡邊半十郎 恩田益太郎ノ内一名)
- 埼玉支部 (河田新六 柴崎 梓ノ内一名)
- 江東地区ヨリ一名(未定)
- 顧問 笠木良明 松田 貞輔
- 參 與 荒川 甚吾 野田久三郎
- 高村 光次 村井弘祐ノ内一名
- 教育部長 佐々井一 泉
- 同 主 任 野田久三郎
- 組織部長 神田兵三
- 同 主 任 水口 德義
- 機關紙部長 三木 亮孝
- 同 主 任 稻 垣 稔
- 規畫部長 北島 榮
- 庶務部長並會計 半谷 玉三
- 勞働對策委員長 水口 德義
- 同 主 任 吉田 六郎
- 商工對策委員長 手島 剛毅
- 同 主 任 松室 尊憲
- 農村對策委員長 葛木 武士

同 主 任

- 河田 新六
  - 佐々井一 泉
  - 磯 祐知
  - 高柳清一郎
  - 内山 一平 古山 幸吉
  - 森川 薫雄 新井 春吉
  - 小林 古壽
- 以上ノ外ハ佐々井委員長一任トシ追而發表ノコト
- 後記(二) 組織統一問題に關する聲明書
- 現在我が國に於ける日本主義愛國改造運動の持つ致命的弱點はその組織が數百の團體に分散して、その間何等緊密なる連絡も強固なる統制も持たれて居らず、その上それら團體の大部分が多かれ少なかれ獨善的、觀念的行動に偏し、生活面を通じて國民同胞の間に組織の根を張る事を閉却して來たが故に、國民同胞大衆と遊離し孤立してゐる事である。
- 想ふに愛國改造組織が現在の四分五裂状態に置かれてゐるのは、新らしき生命を持つた日本主義運動の多くが無産運動の一部が國家主義、日本主義に發展し、一方在來の國家主義者の進歩的分子が社會性へ一歩前進し滿洲事變を契機としてこれらの勢力を中心に急激に勃興したる關係上、運動上の原理や指導理論の未成熟と不統一に依る見解の相違、並に指導者達の政治的經驗の未成熟、自黨意識、擴張主義等に禍されて來たのが、その主たる原因であつた。
- 我が新日本國民同盟は、その結論以前より名實伴ふ國民の黨としての單一國家主義政黨の結成に、多大の犠牲と努力を傾注した

のであつたが、不幸にしてこの新黨結成は失敗に歸した。

この苦い經驗とその後展開された戦線の分裂に次ぐ分裂は、遂に我等をして、我等は眞に強固なる戦線統一を衷心より要望するものであるが、不幸にして眼前の實状は當分戦線統一問題を断念せざるを得ないとの結論に到達せしめたので、爾來我が同盟は一意専心同盟独自の活動を展開し、同盟自身の擴大強化に邁進し來つて、遂に今日の強大なる組織を確立するに至つたのである。

然るに内外客觀情勢の急進は、我等をして同盟のみの運動を専念するを許さぬ所まで立ち至つた。

國際關係と國內問題が有機的關聯を以つて拍車を加へる皇國危局の深刻化は、一日を争ふ昭和維新の達成要諦となり字義通り國運民命の負託に耐え、以て萬邦絶無の皇運を扶翼し奉り得る巨大なる維新黨の結成は、今や一切の感情、獨善、擴張主義を差し許さぬ所まで切迫してゐる。

我が新日本國民同盟は、今日洋々たる前途の發展を約束されながら、現下の客觀情勢に正しく照應せんが爲に深く自黨自識を超克して、全日本主義愛國改造團體の無條件合同に依る巨大なる維新黨結成のために、あらゆる團體の同志と無私没我の精神に立つて、最後まで協心協力せんとするものである。

これ偏に、昭和維新の達成翼賛に對する、我が新日本國民同盟の抱く忠誠なる微意に外ならぬ。

右、敢へて聲明す

昭和十一年七月四日 新日本國民同盟 擴大中央常任總務委員會

政黨運動の状況

後記(三) 通過

昭和十一年七月十八日 新日本國民同盟本部 各支部、支部準備會御中

戒嚴令解除を契機に全線活動開始に關する件

二二六事件以來帝都に施行中であつた戒嚴令はいよいよ、今七月十八日より解除せられ事態は完全に平常時に復歸したこれを契機として我が新日本國民同盟は國內改造に對する倍舊の信念と熱意をもつて再び全線の結果なる活動を展開せんとするに當り左記の聲明書を發表して同盟本部の意の在る所を全同志に宣示するものである

聲明書

昭和十一年二月二十六日勃發したる所謂「帝都事變」のため翌二十七日より東京市に施行された戒嚴令は爾來百四十三日間の久しき戒嚴生活を経ていよいよ七月十八日より解除されることとなつた

この間本部並に東京府下の各支部は勿論戒嚴令下外の全國各府縣の支部に於ても自發的に同盟の活動を休止または縮少してひたすら戒嚴令解除の日を待ちつゝあつたか遂に本日を以て帝都の事態が完全に平常状態に復歸したことは問題か歴史的なものであつただけに感慨に堪へぬものがある



本部は既にこの日の違からざることを豫見して去る七月四日二・二六事變以來の最高會議たる擴大中央常任總務委員會を開催して將來の情勢に對應する新らしき運動方針を樹立し役員を改選して本部陣容を一新する所があつたのであるが本日茲に戒嚴令が解除されたのを契機に國內改進黨の信念と熱意をいよく益々熾烈にして再び果敢なる活動を全線的に展開せんとするものである。

想ふに東京事變か未曾有の一大不詳事なりと謂はるゝにもかゝはらず事變以後に於ける現廣田内閣を中心とする既成政治諸勢力の動向は依然として現下時局の真相認識に盲目でありその政策の貧困理想の缺如識見の破産は國家の將來に深憂措く能はざらしむるものあり特に事變當時戦々兢兢として恭順の態を裝ひし政黨財閥かその後治安の安定と軍軍工作の徹底を見るや依然その態度を一變して非國家的非國民的本性を露呈し再び彼等の專横時代を招來しつゝあることは吾等の痛憤に耐へざる所である。

かくて吾等か多年絶叫し來つた國內改進黨の正しさとその急務か今日痛感されることはない、されは吾等は茲に國內改進黨に對する信念と熱意を層一層熾烈にして「天皇政治の徹底する新日本建設」の日までこの聖戰に粉骨碎身の誠を捧げんとするものである。

然してこの際同盟將來の運動方針に關して吾等は次の如く全國同志の注意を喚起せんとするものである。  
 第一 吾等は從來愛國改進黨體共通の「〇〇急進分子のクーデター」に依存する考へ方をこの際徹底的に清算し民間に於ける合法的大衆運動に課せられたる任務と役割を正しく認識し第二 從

つて今後吾等は「國民輿論の統一されたか」「國民總意の結集されたか」を以て目的貫徹の基本とし第三 それ故に今後吾等の運動は國民同胞大衆との緊密なる結合に重點を置き第四 従つて國民生活の日常問題——特に勞働者農民中小商工業者の經濟問題を優先に捉えてその起因を探り對策を練り以てその日常不斷の闘争を果敢に展開すへきてあり第五 選挙戦にも積極的進出を期し特に國民の日常生活と關係深き市區町村會には一人でも多くの同志を送るやう一切の環境と場面を吾等の戰場とし一切の問題を吾等の闘争題目となすべきものである。

以上の運動は徹頭徹尾合法の大道を堂々と正面から展開しなればならぬと共にまたそれは合法の陣地を離れず依つて始めて百パーセントの効果を擧げ得るのであるそしてそれらの運動は當面「同盟組織の擴大強化」に集約されなければならぬ。

最後に全國の同志に訴へる。  
 最近一二の大新聞に現はれた記事によれば「政府は戒嚴令解除後右翼に對しては合法運動たりとも彈壓方針を執る」とのことであるか「これはまづ赤な作偽的デマである！」

（勿論我等は右翼でもなければ所謂アマツシヨでもなく中正高遠の大理想に立つ真正國民の結集であるか、世俗通例我等を以て右翼に分類せるを以て全國同志中誤つてかゝる見解を持つるものかないとはいへない而して右世俗の分類を以てせらるゝ右翼として前記の報道を批判の對象とする）

本部は牢固たる信念をもつて全同志に告げる「吾等か合法の大道を進む限り國體の本義に立脚する改進黨動かいさゝかなりとも彈壓される理由かない！現内閣には多分の反動性かあるとは云へ

それほとまてに暗黒政治を布く意圖のないことは明瞭である。これ本部の探知したる的確なる情報によるものでわれらはこの確信の下に既に活潑な活動を開始してゐるのである。

全國の同志も本部と所信を一つにせられ何人にも遠慮することなく何物にもはゝかることなく聖戰の旗を高らかにかざして勇敢に邁進せられんことを要望して止まぬ。

に進軍ラッパが鳴り渡つた吾等は「天皇政治の徹底する新日本建設の日」を目指して茲に再び前進を開始しよう。  
 帝都戒嚴令解除の日本部の所信を宣明して全國同志諸氏の奮闘を祈る。  
 右聲明す  
 昭和十一年七月十八日  
 新日本國民同盟本部

二、愛國政治同盟の情勢

(一) 本部情勢 本同盟の内部的情勢に關しては、既報の如く本部首腦部（殊に小池委員長）に對する一般同盟員の不滿的空氣は漸次表面化の様ありたるが、曩の衆議院議員選挙に於ける同委員長の落選、更に所謂帝都叛亂事件を契機とする右翼陣營の過去運動方針に對する深刻なる反省等は、一層之が氣運に拍車を加へたる觀ありて、最近に於ける之が具體的現はれとして認めらるゝものを擧ぐれば、曩に東京府聯森口作間の同盟離脱及本多武良夫、森直次一派の梅櫻會結成、或は客月開催せられたる總務委員會席上に於ける今村等の本部方針に對する痛烈なる警告等の外、今村の率ゆる唯一の支持労働團體たる日本産業軍の事務所獨立問題も、産業軍は同盟より從來の關係を脱却して独自の立場に於て労働運動より政治的進出に迄發展せんとする意圖の現はれにして、之亦今村對小池の意見扞格に基因するものと傳へられ、其他總務委員陶山篤太郎及藤岡文六對小池間にも漸次乖離の色見受けらるゝものありて、殊に後記荒川支部幹事長君島茂の不敬事件を契機として果然小池委員長不信任の空氣は表面に露呈せられたる觀あり。

即ち君島の不敬事件（後記二）参照）惹起するや、同盟幹部は事皇室に關するものとして痛く恐懼し、小池委員長は即時委員長



の辭表を提出謹慎する所ありて、幹部等は之が善後措置の爲同月二十七日緊急總務委員會を開催の結果、(一)君島茂を除名すること、(二)恐懼の意を表する爲總務委員全員辭任することに意見一致し、次同委員會に於て決定することとなりて散會、次で同月三十日第二回緊急總務委員會を開催し、(一)小池委員長辭表提出の件(受理すること、可決)、(二)全總務委員辭任の件(可決)、(三)君島茂除名の件(可決)、(四)總務委員會代行機關設置の件(次期大會迄代行機關として後記人員を置くこと、可決)、(五)次期大會開催の件(十月中旬東京に於て開催すること、可決)して散會したり。

斯くて首腦部の總辭職により一應問題は解決したるが如き觀あるも、内部的動搖は愈々深刻化の傾向あることは掩ふ能はざる事實にして、同盟員中にも此際斷乎同盟を解消すべしとの強硬主張を爲すものも相當多數あり、殊に總務委員會代行機關の傾軋れを見るも、維新青年隊長佐々木武雄以下活動的分子を捕へ、之が相談役として陶山、大槻の舊總務委員を充て、小池を除外せることは、反小池派が同盟内部に大刷新を加へんとする意圖に非ざるやと認めらるゝものあるを以て、來る十月の全國大會には這般の空氣が如何に反映せらるゝやは頗る注目に價するものありと認めらる。

(左記)

總務委員會代行會

佐々木武雄

才津原積

松下彦一

大川兼一

相談役

陶山篤太郎

大槻正秋

(二) 君島茂の不敬事件檢査

七月上旬頃寺内陸相宛「相澤中佐の死刑は絶対に執行せざること、然らざるに於ては内亂を起し至尊に危害を加ふる」云々の不敬不穩の趣旨の投書を爲したるものあり。警視廳當局に於ては極力投書者捜査の結果、本同盟東京府聯荒川支部幹事長君島茂の行爲なること判明したるを以て檢挙取調べたる處、同人は相澤中佐の犯行を以て「現

狀維持派と結託して維新斷行の障害的存在たりし永田軍務局長を登したる國家革新の士なるに拘らず、過去の事例に比較して同中佐の判決は極刑に過ぐるものあり」と妄斷し、此際陸相並重臣等を威嚇するに於ては事態は有利に轉回するならんと意圖の下に決行したるものなること判明せるを以て、不敬罪被疑事件として送局したり。

### 三、大日本生産黨の情勢

(一) 本部情勢 本黨は曩に神兵隊事件に多數黨員の關係者を出して以來、黨の行動は比較的自重的となり、青年分子等の策動に對しても黨幹部等は之を抑制するが如き態度を執りつゝありたるが、最近之等青年分子等は幹部の消極的方針に嫌らずとして憤懣の意を洩らすもの漸次濃厚となり、早晚黨内の刷新と運動方針の確立を圖らざるべからざる機運に在りしが、前敘神兵隊事件關係者が客年末來順次釋放せらるゝや、黨内は頗る活氣を呈するに至り、總務委員長吉田益三も全國大會を機會に黨内一新の決意を爲すに至りたり。

斯くて既報(六月々報参照)の如く全國代表幹部會に於ては、役員の改選を行ひて同事件關係者其他活動的分子を重要地位に配し、「尊皇絶對、生命奉還、金權奉還」のスローガンを掲げて積極的行動に移らんとする旗幟を闡明ならしめ、特に青年部の組織確立と果敢なる行動を強調する所ありたるが、其後次記の如く黨内一新、皇國維新祈願祭の執行、或は七月二十八日別記(一)組織方針書を全國支部に指令して全面的活動を促す所あり、其他關西本部並同青年部の組織擴充協議等、黨全體の空氣は頗る活氣充滿し來れるを看取せらるゝものあり。

而して影山正治、奥戸足百(神兵隊事件關係者)等を中心とする青年部の行動は、特に注目を要するものありて、七月三日黨幹部に諮る所なく相澤中佐哀悼冥福祈願を行ひ、或は七月下旬別記(二)青年部方針書並規約を正式機關の承認を経ず獨斷



を以て一部地方支部に通達する等、頻りに青年部の擴充と積極的行動を慫慂しつゝあるが、之等影山等の行動は兎角專横に流るゝものある爲黨内に於ても相當物議を醸しつゝある模様にして、現に關東本部書記長井上四郎は、同事件關係者の尖鋭化を緩和する意味に於て緩衝的役割として就任し居たるものなるが、彼上影山等の專斷行爲に對する憤懣より、自己の信任黨内に薄らぎしを表面的理由として、七月下旬密かに吉田委員長宛辭表を提出せる模様にして、之が一般黨員に與ふる影響も相當大なるものあり、從つて黨最高幹部等も之等錯綜せる事態に善處すべく痛心しつゝある状況にして、本黨今後の動向は、神兵隊事件被告(保釋出所中のもの)の動靜と共に併せて深甚の注意を要すと認めらる。

別記(一)

組織方針書

一、組織の對象

過去に於ける日本主義運動が、果敢にして而も執拗に敢行されたるにも係らず、其の意圖する目標に向つては極めて牛歩的漸進しか招來されてゐない職績を見る時に於て、その大なる理由の一つとして組織方針の誤謬が考察されるのである。

本黨の従來の組織運動の對象は大體に於て大衆に根を持たない浮動的層への不活潑なる働きかけであつた。

綜合性なき組織は黨の積極的政治行動(國民大會、示威運動、演説會等)に對して何等の効果をも附加し難い、各個體が如何に眞卒であり勇敢であつても、個體間連絡や接觸が緊密にされてゐない場合には、其の力は極めて微弱である。

維新の「夜明け前」なる今日、その主働勢力として果敢なる戰鬥を續けつゝある本黨の組織にあつては、強靱なる結合性と大膽な

る闘争性が必須的條件である。

何よりも勞働、農民組合、郷軍、青年團、學園等の結合性ある層への組織運動の展開が急速になさなければならぬ。

自己の抱く社會民主主義的思想と、其の胸中に潜在する民族的感情との對立、背離に呻吟する社大黨支配下にある勞働、農民組合等又支配層の自由なる利用に傾かんとしつゝある郷軍、青年團、亡國のモダニズムにより去勢されつゝある學園、かうした内部矛盾と間隙とは日本主義の組織運動にとつて好適の契機に外ならぬ。

一、君萬民、億兆一心、眞日本の實現を目標とする日本主義運動は、國民の凡ゆる層への働きかけを行ひ以て純正維新黨の優秀成員にと國民大衆を發展止揚せしめねばならぬ。

二、既成政黨への對策

イ、本黨既成の組織は量的にも質的にも決して充分なるものとは云ひ得ない、先づ各地區、各分黨指導部の嚴密なる檢討が

行はれなければならぬ。

入黨希望者は勿論原則として黨の有する思想、信念、政策等に對しての信頼と同感から入黨するものであるが、各地區の指導者の人格的善惡が入黨の希望者の意志を左右すること大なるものが存するのである、人格と思想の合一した所にこそ未來の發展や勝利は約束されるのである、充分に各分黨の全的なる調査や批判がなされた結果、その缺陷の是正と組織上の不備を整調して新しき人的要素の補充と改組によつて統一せられた各地區の指導部の上に明日の戰が準備されねばならぬ。

ロ、本部と各分黨との相互間に緊密にして頻繁なる連絡、交渉がなされねば組織の進展は庶幾せられない、機關紙、ニュース、パンフレット、座談會、研究會等を通じて文化運動を押し進め、又本部と各分黨、分黨と分黨相互の思想的交流が可能となり、黨の擴大強化は拍車せられるのである。

三、未組織への對策

未開拓地への歛入れは相當の熟慮と調査の後になさるべきである、その地區の教育の程度、思想の傾向及び地方的特殊事情等を吟味して組織の觸手を延すべきである、既成の組織地區に於てもそうである如く未組織地區への働きかけもその前提條件として地區責任者の人格的檢討と精進とが充分になされなければならぬ、地方に於ては生産黨の全的理解が不充分で黨の本質とは恐らく背離した思想、信念、方策を持つた人々が黨の分黨の責任者として、自己の宣傳をなして來ることが屢であつたのであるが、從來の如く何等の調査もなく之れ等自己紹介、自己宣傳者達に對して

地方組織の全責任を委託することは全くの間違ひであつて、その人の人格と其の地方に於ける位置と行動とが詳細に批判理解されて後に地方分黨の責任者としての位置を容認すべきである、本部と地方責任者との頻繁なる往來、連絡、機關紙、ニュース、パンフレット等の配布、座談會、研究會等の開催、之れ等の方法を通じて思想的啓蒙と結合と組織の進展が遂げられるのである。

四、組織態度  
制度や機關の整備は組織運動に不可欠なる條件であるが、それを運用する人的要素の考查が絶対に必要である。

組織者は黨の思想的、組織的、政策的等の全的内容の明確なる把握と高潔なる人格の確保とが猛烈な日々精進に依つてなされねばならぬ、頭腦も日本主義に成り切つてしまはねばならぬ、何よりも熾烈無比なる「皇道の行者」でなければならぬ、而して叫ぶと共に行ふ理論を即刻に實踐化することが我々の組織態度でなければならぬ。

昭和十一年七月二十六日

別記(二)

青年部方針書

青年部再建の意義と目標

我が大日本生産黨關東本部青年部は昭和七年末、現總務鈴木善一氏を中心として創建され、黨内外にその精銳を擧げられたのであつたが、昭和八年七月神兵隊事件起るや、時の青年部中堅分子は率先これに参加連座したるため非常なる打撃を被り爾來凡ゆる不利なる條件の下に幾多苦難なる闘争を續け來つたのである、しかるに今回去る六月二十八日全國代表幹部會に於て、黨内一新の諸



項が決定され、特に黨内青年分子の統一活動が切實に要望せらるゝこととなり、こゝに於てか直ちに新青年部長奥戸足百氏を中心

に當關東本部の鋼鐵の青年部確立強化のことが計畫せられ著手せらるゝこととなつたのである

黨内外の諸現實情勢はわが青年部の使命と意義の益々重且つ大なるを思はしむるものである

黨内一新は純一熾烈なる青年部を中心として實現されなければならぬ、何故ならば、明日は青年のものであり、青年こそが一切の革新の前衛隊となり得るものであり、歴史の原動力の擔ひ手であるからである

黨に清新明快の氣を與ふるもの、黨に巨人的行動性を與ふるもの、黨に精緻新鮮なる理論的武裝を與ふるもの、黨として真正なる純正維新主體勢力の結成に万全なる貢獻を行はしむるもの、これこそわが青年部であり、なければならぬのである

當關東本部青年部と有機的不二一體の聯携を取りつゝ全智全能全力を傾倒してこの使命達成に勇猛不惜身命の大努力をなさなければならぬのである

青年部の根本指導原理と部員

黨青年部は當然、黨の指導原理を以てその根本指導原理とするものである

黨を離れて黨青年部の存在はあり得ない

黨の根本指導原理とは云ふまでもなく「日本主義」である、即ちこれを再言すれば、今回の全國代表幹部會に於て鮮明され、今次の黨報紙上の「黨内一新に關する根本原理」の項目に於て強調せられてゐる「尊王絕對、生命奉還」の大原理である

わが青年部の根本指導原理も亦「大日本主義」であり「尊王絕對、生命奉還」に外ならないのである

青年部員は何よりも身を以て「大日本主義」に生き、「大日本主義」に死するの信念を確持せる青年部員でなければならぬ、全現滿身を以て「尊王絕對、生命奉還」の絕對道を體現し、又は體現し得るの青年部員でなければならぬ、昭和皇道維新御大業實現にこそ生甲斐を覺ゆるの純一なる青年部員でなければならぬ

青年部員は常に必死覚悟でなければならぬ生命懸けてなければならぬ、頭より腹が、辨舌よりも行動が、辯解よりも黙行が青年部員には何物よりも尊ばれなければならぬ

青年部の行動目標

一、先づ部員各自が「透徹せる皇魂と精銳の頭腦と鋼鐵の肉體」を獲得することに全力をいたすこと

一、一人が一人の血盟の同志を獲得することに努力すること

一、黨の行動に絶へざる鞭撻と批判とを與へ黨の前衛たり黨の正氣たること

一、現在の非日本政治經濟機構を否定し財閥、政黨、重臣、官僚等等の亡國特權支配階級の打倒を通じて維新日本建設の聖業を實現し以て皇道の世界的宣布を期すること

一、個人主義、ファシズム等々一切の非皇國的諸勢力及び現狀維持的公武合體派的偽裝日本主義諸陣營と尖銳に對立しこれが撃滅を期すること

一、純正維新青年運動の全國的統一に盡力し以て純正維新運動の主體勢力結成に貢獻すること

一、身を以て維新聖業實現のことに終始し聊かも怠慢遲滞せざる

ことを以て眼目とすること

規約

一、青年部ハ黨ノ主義、政綱、政策ヲ信奉シ、總裁、委員長ノ指導下ニ在ツテ、尊王絕對、生命奉還ノ大義ニ立脚シ、維新聖業實現ノ大導ニ盡力邁進以テコレガ人柱タラムトスル黨ノ最前衛部隊ナリ

二、青年部ノ行動ハ原則トシテ黨機關ノ承認ヲ得ベキモノトス但シ緊急ヲ要スル場合ハ總裁委員長ノ決裁ニヨリテ實行スルヲ得ベシ

三、當部ニ左ノ役員ヲ置ク  
部長一名、副部長一名  
委員、幹事各々若干名

四、部長ハ部ノ最高責任者ニシテ部内ヲ總帥ス  
副部長ハ部長ヲ輔佐シ、部長事故アル場合ハ之ニ代リテ其ノ任ヲ果ス

委員ハ部長、副部長ヲ輔佐シ謀議ニ參與シ以テ部ノ日常業務ヲ各分擔ノ上處理ス

五、部員ハ原則トシテ大日本生産黨々員タルベキモノトス

六、部員ハ二十才以上三十才以下ナルヲ原則トス  
但シ委員會ノ承認ヲ經タルモノハ此ノ限りニアラス

七、部員ハ剛毅朴訥、勇猛果敢ニシテ信義ヲ重ンジ苟クモ私情私理ニヨツテ其ノ行動ヲ律スベカラズ

(二) 黨内一新皇國維新願察執行

政黨運動の状況

本黨關東本部に在りては、曩に全國代表幹部會に於て黨内陣容整備及國內一新に關す

- 八、部員ハ指導部ノ指令、決裁ニ對シ絕對服従スベシ
- 九、部員ニシテ部ノ統制ヲ紊リ裏切的行爲アリタル者ハ委員會ノ決裁ニヨリ斷乎タル懲罰ニ付ス
- 十、當部ハ部員ノ皇魂琢磨ト理論的深化、肉體的鍛練トニ資センガタメ隨時、研究會、座談會、行軍、野營等ヲ行フ
- 十一、部内ノ各班ハ其ノ地區ノ情況ニ從ヒ適當之ヲ設置スベシ
- 十二、部長、副部長ハ委員會ノ議決ニヨリ黨委員長ノ決裁ヲ俟ツテ決定ス
- 委員、幹事ハ部長、副部長ノ推薦ニヨリ委員會ノ審議ト黨委員長ノ承認ヲ經テコレヲ任命ス
- 十三、青年部規約ハ委員會及黨委員長ノ承認ヲ得ルニ非ザレバコレヲ訂正變更スルコトヲ得ズ

大日本生産黨關東本部

- 青 年 部
- 部 長 奥 戸 足 百
- 部 員 德 田 新 策
- 松 石 一
- 毛 呂 清 磨
- 中 村 武 彦
- 梅 山 滿 男

以上



る方針を確立したるが、「一切の維新革正は神命神勅に基順して、神前の祭祀より出發するの大原則に従ひ、先づ至誠以て祭典を執行し具體的活動に入るべきなり」として、七月十一日早曉佐橋尙政外二十七名の黨員は明治神宮に参拜し、誓願文を朗讀、鈴木善一より「尊皇絶對、金權奉還、生命奉還」の實質的運動に邁進せられ度旨の激勵的挨拶ありて散會せるが、其後之が報告を兼ね各所屬支部に於ても祈願祭を行はしむべく、同月十六日左記指令を發する所ありたり。

左記

黨内一新皇國維新誓願祭執行其の他に關する指令

(前略)：就ては黨關東本部も亦この黨目的に信願致し萬全を盡し全力を致すべく皇國日本に於ける一切の維新革正は神勅神命に基順し神前の祭祀より出發するの大原則に従ひ具體的活動に入る前に先づ全員至心に祭典を舉行致し度く既に黨關東本部に於ては去る七月十一日神兵隊事件滿三週年記念日當日午前六時を期し明治神宮社頭に於て代表二十九名を以て嚴修致し候に依り各分營に於ても大模様の如き方式に則り分營所在地の神社に於て遲滞なく「黨内一新、皇國維新誓願祭」を執行し心魂を徹して過去を反思反省し現實現在をミソギ、ハライし以て至心に黨内一新を起誓し皇國維新御大業成就の日一日も速かならむことを神念祈願し奉られたく候

式次第(省略)

なほ誓願祭はこれを早朝に行ふべく各自清水を以てミソギし身心清淨の境地に於て執行せらるべく候  
執行後は直ちにその事情を本部書記局宛報告有之度候特に今次の誓願祭は必ず必ず形式的祭典に墮せざるやう御注意有りたく願

上候

追白

なほ黨内一新に關する當面具體的注意事項として左に數項を列舉その實現を要請仕候

- 一、各分營はさきに發表せる總本部指令及び近く發表の新組織方針書新勞働部方針書新青年部方針書等に信願し全組織の一新を斷行し以て直に果敢なる職闘を開始せられたし
- 一、分營組織の一新に際しては何よりも先づ分營書記局の確立と青年部の再建とを實現せられたし
- 一、全分營所屬員の根本的整理を行はれたし
- 一、分營ニユースの發行に努力せられたし
- 一、黨員費完納のため係りを決定し連絡と徴收の事に當らしめられたし
- 一、研究會、座談會等を出來るだけしば、開催黨員の精神的理論的向上に努力せられたし
- 一、各分營の情勢報告は分營書記局より當本部書記局宛に詳細迅速頻繁にこれを行はれたし
- 一、當本部よりは機會ある毎に本部員を派遣し各分營との聯絡指

令のことに當らしめる、各分營に於ても本部へ時々聯絡員を派遣することに努められたし

- 一、分營の運動を活潑且つ効果的ならしむるため調査機關を充實し絶えずその地方の諸事情諸問題に對する適確なる調査研究を行はれたし
- 一、極力純眞なる青年層に主力を向け地方民の心臓内部に潛入啓蒙指導せられたし

(三) 選挙法改正運動

本黨に在りては六月二十八日開催せる全國代表幹部會に於て、議案選挙法改正に關する件を審議の結果「現行選挙法は個人主義に立脚し我國家族制度を破壊するものあるを以て、男女年齢を問はず戸主、世帯主にのみ之を附與することに決定せるが、七月六日佐橋尙政外二名の代表者は首相官邸を訪問し、左記建白書を提出の上政府當局の善處方を要望する所ありたり。

左記

選挙法改正ニ關スル建白書

總理大臣廣田弘毅閣下ニ謹テ白ス 現行選挙法ハ個人本位ニ立脚シ我邦古來ノ美風タル家族制度ヲ破壊シ國體ノ基礎ヲ度外セル歐米模倣制度ニシテ教育勅語ノ聖旨ニ悖ル甚シキモノナリ其ノ惡法タルヤ個人主義歐米諸國ニアリテサヘ普選實施以來其積弊ニ惱マサレツ、アルノ事實ニ徴シ極メテ明瞭ナリ抑、現行選挙法ノ制定タルヤ政治家ニ一定ノ識見ナク徒ラニ大勢順應ヲ名トシ毫モ國家ノ利害休戚ヲ慮ルナカリシニ職ス、我黨内田總裁夙ニ今日アルヲ洞見シ之ヲ制度阻止ニ盡萃シタルモ俗論阿附ニ急ナル徒輩ハ遂ニ百年ノ大計ヲ誤リタルヲ遺憾トス、願フテ方今世相頓ニ混淆シ國

- 一、先づ分營内の一新を通してその土地所在の友誼團體内の一新を迫り大義に立ち大道に即し以て地方的統一結成に努め全國的純正維新主體勢力結成促進に貢獻せられたし
- 一、當本部への意見具申は遠慮なくどしどしこれを行はれたし

昭和十一年七月十六日

大日本生業黨關東本部

ノ危機感、逼迫セルノ秋國礎ヲ紊ス現行選挙法ヲ速ニ改訂シ家族主義ニ即スル家長本位選挙法ヲ實施スルヲ喫緊事ナリトス家長本位選挙法ハ實ニ我黨年來ノ主張ニ係ルモノニシテ男女ノ年齢ヲ論セス戸主世帯主ニノミ選挙權ヲ附與スルモノナルヲ以テ之ヲ實施ノ曉ニハ和氣黨々タル一家團樂裡ニ決シタル家族ノ總意ヲ選挙權行使ニ反映セシムルヲ得ヘク父子兄弟公然其ノ私見ヲ争ヒ人倫大本ノ廢頽家庭和合一ノ禍因ヲ招來スルカ如キ現行選挙法トハ實ニ天地穹壤ノ差違アルモノナリ亡國現行選挙法施行下ニ於テ選挙權正ヲ期スルカ如キハ徒ラニ枝葉末節ニ提ハレ直ニ根本源泉ヲ期スル所以ニ非サルヘシ國體顯現庶政一新ヲ使命トスル現内閣ハ須ク先ツ時弊百出ノ根幹ヲナシ國礎ヲ危殆ニ導ク現行選挙法斷乎大斧



鏡ヲ加ヘ以テ上聖明ニ應ヘ奉ランコトヲ要ス敢テ閣下ノ賢慮ヲ煩  
ス所以ナリ  
右建白ス

昭和十一年六月二十八日 大日本生産黨全國代表幹部會  
内閣總理大臣廣田廣毅閣下

(四) 朝日新聞社社運運動 七月二十一日付東京、大阪兩朝日新聞紙上に於て報道せられたる、内閣調査局並大藏省當局の成案なりとして「取引所改革案成る」の記事は、當時一般財界に多大の衝動を與ふるものありたるが、同記事に關し本黨總務委員長吉田益三は、斯かる財界に大異變を惹起せしめながら恬然として責任回避の態度を執りつゝある同新聞社に對し憤懣せざるべからずと爲し、自己經營の大阪經濟新聞紙上に於て朝日攻撃の記事を掲げつゝありたるが、同月二十四日同人は大阪朝日新聞社を訪ひ原田編輯局長と會見し、「該改革案記事は相當根據あるものと信するを以て、新聞社としては政府の聲明に對抗し立場を明かならしむる要あること」及「本問題に關聯し記者二名を罷免せることは諒とするも、更に謝罪記事を掲載し誠意を披瀝すべきが至當」なる旨の要請を爲す所ありたり。

四、立憲黨正會の情勢

本會は引續き會員百二十五萬獲得の爲、各地に於て政治講習會を開催し、田中總裁自ら講師となりて啓蒙運動に當ると共に、各地支部に對し指令を頻發して鞭撻に努めつゝあり、之に對し全國支部に在りては、宣傳演說會の開催又は印刷物の頒布或は夫々挺身隊を組織活動せしむる等、所期目的の達成に奔走しつゝあるが、屢報の如く其の募集方法には頗る杜撰なるものある如くにして、甚だしきは演說會入場者の氏名を尋ねて之を名簿に加へ、或は門表を見て之を登載する等の事例もある様なるを以て、七月三十一日本部に於て發表せる會員獲得數七十一萬余名も所謂意識的會員は遙かに寡少なるものと認められ、且つ各地支部共既に引續く獲得運動の爲奔命に疲れ、熱意漸く消失の模様も認めらるゝものあるを以て、到底短期間に

に豫定數の獲得は困難なりと認めらるゝ狀況なり。

五、社會大衆黨の情勢

(一) 常任中央執行委員會の狀況 (1) 七月十一日黨本部に於て安部磯雄外十七名出席の上開催したるが議事の概要左記の通り。

議事

1. 福岡縣縣ニ對スル解體合流ノ件  
淺原健三ヲ中心トセル從來ノ舊勞農系團體ヲ解體シ龜井貫一郎ヲ中心トスル舊社民系聯合會ヘノ合流ヲ具體化スルコトニ決定ス
2. 北海道地方調査及連絡ノ件  
北海道地方ニ常任中央執行委員渡邊潛ヲ派遣シ之ガ調査連絡ニ當ラシム事ニ決定ス
3. 東京市從業員組合及東京交通労働組合ニ關スル件  
東京市從業員組合ニ於テハ六月十二日常任中央執行委員會ヲ開催ノ結果大衆黨支持ト決シ更ニ中央執行委員會ニ於テモ同様黨支持ト決定シタルニ依リ東交ニ對シテモ極力黨支持ノ方向ニ向ハシムベク努力スルコトニ決定
4. 旅費ニ關スル件  
本部ト地方トノ連絡ノ爲ノ旅費ニ關シテハ隨時關係支部聯合會ニ於テ支出スルコト、ス
5. 黨員名簿其他ニ關スル件  
各支部ニ於テハ黨員名簿、會務記錄、會務日誌ノ如キ基準トナ
- ルヘキモノヲ作成スルコト
6. 特別議會開會報告書ノ件  
第六十九特別議會開會報告書原稿ヲ審議ノ結果之ヲ承認シ追テパンフレットトシテ之ヲ發表送付スルコト
7. 政府各種委員會委員任命ノ件  
政府各種委員會委員ヲ次ノ如ク任命ス  
河上丈太郎  
片山 哲  
塚本 重蔵  
水谷長三郎  
三宅 正一  
片山 哲  
鈴木 文治
8. 政府國策案ニ對シ聲明書發表ノ件  
政府重要國策タル電力國營、義務教育期間延長等ニ關シ調査部ニ於テ立案逐次聲明スルコトニ決定
9. 政治放送ニ關スル件  
來ル三十日安部黨首ヲシテ「ラヂオ」ニ依リ黨ノ主張ヲ放送ス

政黨運動の状況



ルコト、シ之ガ放送要旨ハ調査部ニ一任スルコト  
 10. 神奈川縣警察官ノ瀆職ニ關スル件  
 過ケル衆議院總選舉ニ際シ神奈川縣警察官ノ人權蹂躪問題ニ就  
 テハ徹底的ニ之ガ調査ヲ遂ゲ選舉肅正徹底ノ犠牲トナレル警察

(2) 七月二十九日黨本部に於て麻生久外十三名出席の上開催したる委員会の報告、議事の概要左記の如し。

一、報告

(1) 東交、市從ニ關スル件

東交内ニ無産職線促進統一協議會カ結成サレ勞農無産協議會  
 ニ反對ノ運動ヲ捲起シテ居ル我黨ハ此ノ運動ヲ積極的ニ應援ス  
 ルコト、セリ

市從中央委員會ニ於テハ我黨ヲ支持シ組合會議加盟ノ意嚮ヲ  
 有シ居ルモ八月二日ニ於ケル大會ノ我黨支持ノ決定ハ未タ困難  
 ト認メラル

(2) 東京瓦斯工組合ノ件

東京瓦斯工組合ニ在リテハ今回正式ニ黨加盟ノ申込有リタリ

(3) 議會制度改革委員會ノ件

以上何レモ承認

二、議事

(1) 北海道會議員選舉對策ノ件

(2) 東京夏季大學開催ノ件

東京府支部聯合會ト協力八月中市内三箇所位ニ夏季大學ヲ開  
 催スルコトニ決定シ日時場所ハ未定 可 決

(3) 關東大會開催及關東地方遊説ノ件

官側ニ左ノ常任委員中ノ辯護士ヲシテ全部辯護ニ立タシムル事  
 ニ決定セリ

片山 香 河上丈太郎 三輪壽壯 中村高一  
 阿部温知 松永義雄 細野三千雄

來ル八月二十日頃關東協議會ヲ東京ニ於テ開催シ此ノ決定ニ  
 基キ九月十日ヨリ二十日頃迄ノ間ニ關東大會ヲ開催スルコトト  
 シ、大會終了後關東地方遊説ヲ決行スルコト 可 決

(4) 全國大會開催ノ件

十二月通常議會開催前全國大會ヲ開催スルコト 可 決

(5) 國同提唱懇親會ノ件

昨二十八日國同清瀨幹事長ハ個人ノ資格ヲ以テ議會内ニ於ケ  
 ル反政府勢力(社大、國同、無所屬)ノ時局懇親會ヲ開催スヘ  
 タ之ニ參加ノ申込有リタルモ黨ハ既ニ野黨ノ立場ヨリ全國的ニ  
 現内閣打倒闘争ヲ敢行中テアリ尙各種ノ國策ニ就而モ我黨ハ獨  
 自ノ案ニヨリ獨自ノ立場ニ於テ迫ルヘク準備中ニ就キ清瀨幹事  
 長ノ提案ニ對シ一應拒絕ノ挨拶ヲ爲スコトニ決定

(6) 岡山支部承認ノ件

去ル七月下旬我黨岡山支部ヲ結成之カ承認ヲ求ム 可 決

(7) 代議士會招集ノ件

來ル八月十二、三日頃代議士會ヲ招集シ以後引續キ毎月一回  
 常例代議士會ヲ開催スルコトニ決定

(8) 市從大會ニ書記長出席ノ件

(9) 議會制度改革ニ關スル意見書ノ件  
 去ル二十六日發表セル議會制度改革ニ關スル意見書(別記一)  
 ニ對シ承認ヲ求ム 決 定  
 (10) 選舉法改正ニ關スル意見書ノ件  
 別記二)選舉法改正ニ關スル意見書ノ内容ニ就キ承認ヲ求メ審  
 議ノ結果決定ス

別記一) 議會制度改革に關する意見

社會大眾黨本部書記局

一、議會制度改革の根本問題は貴族院改革並に選舉法改正である  
 選舉法改正に就いては別に詳細なる意見を發表するを以て暫く  
 之を措く。貴族院改革に就いての我等の根本方針は、華族議員  
 及び現行の勅任議員を廢し職能代表を以て之を構成するにある  
 が、當面次の如く主張する。

イ、公侯爵議員の世襲を廢し、華族議員の定員を議員總數の一  
 割程度に減ずること。

ロ、多額納税議員を廢すること。

ハ、勅選議員の選任方法を改め職能代表の趣旨に則つてこれを  
 選任すること。

ニ、議員の任期は凡て衆議院と同じくすること。

一、衆議院制度改革の要求が今日叫ばれてゐるのは政府又は官僚  
 のフアツシヨ的傾向に對して政黨又は議會の權限擴張に依つて  
 これを防衛せんとするにあるが、このフアツシヨ的傾向が近年  
 強化したことはその根底に於て既成政黨が國民生活から遊離し  
 て國民の信頼を失墜したる事實に基く。従つて衆議院の制度又

政黨運動の状況

は運用はたゞ技術的に變更することに依つて事態は少しも改善  
 されるものではなく、議會の自肅自戒の實現を先決問題とする。  
 この意味に於いて我等は、議員中惡質の選舉違反、瀆職、其他  
 破廉恥的犯罪の關係者は、容疑者と雖も登院を停止する規定を  
 議院法中に設けることを提案する。

一、また議會に國民の政治意思を忠實に反映し得るために、政府  
 反對黨の發言の機會を多からしめねばならぬ。多數黨は今日政  
 府の政策に參加してゐるのであり、議會に於て發言を獨占する  
 ことは意味を爲さぬ。具體的には無意味な人員資格に依る交渉  
 團體を廢して政黨單位の交渉會を設置し、發言の剽奪も議員數  
 に依らずして政黨單位とせねばならぬ。特別議會に於ては事實  
 上稍々この原則が行はれたが、これを更に明文化すべきであ  
 る。

一、政府に對する議會の監督の機會を多からしめるため、議會召  
 集期日を繰上げ、或ひは會期延長又は臨時議會開催の規定を活  
 用する等の提案は時宜に適したるものと認める。殊に從來不當  
 に閉却され來つた決算の審議の爲に、會計検査を促進して、特  
 に臨時議會を開催するを適當とする。

一、議會閉會中に於ける常置委員會は、事實上政府と政黨との妥  
 協の機關となり、少數黨又は政府反對黨の議會に於ける發言を  
 封する手段と化する虞れが多分にあるが故に、我等はこれに反  
 對する。

別記二) 選舉法改正に關する意見

選舉法改正に關する意見

特別議會を通過した「選舉法改正に關する決議」は選舉違反の



取締緩和を眼目とするものであつた、我等は選挙法改正が議會制度革新の中樞問題なるに鑑み斯の如き態度に對して根本的に反對し選挙公正の徹底、選挙費用の低減、選挙権の擴張、普選方法の合理化を圖り國民の意見を忠實に議會に反映せしめるために左記の如き改正を主張するものである。

選挙法改正要項

一、選挙區制

道府縣を以て第一次選挙區とし、東北、關東、中部、近畿、中國、四國、九州をもつて第二次選挙區とし、全國をもつて第三次選挙區とす。

二、比例代表制

イ、投票は單記とす

ロ、當選標準数を十萬票とす

ハ、豫め政黨の提出せる候補者名簿により各候補者間に過剩得票数を順次委譲す

ニ、名簿内に於ける當選順位は各候補者の得票順による

ホ、第一次選挙區に於ける各名簿の當選標準数に達せざる過剩投票は順次第二次選挙區及び第三次選挙區に委譲すること

一、選挙権の擴張

イ、有権者年齢を滿二十歳迄低下する

ロ、選挙法第六條の第三號(貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者)を削除する

ハ、現役軍人に選挙権を與ふ

ニ、婦人に選挙権並に被選挙権を與ふること。

一、選挙公營の徹底

イ、演説會、候補者共同演説會の公營、私營演説會の禁止

ロ、立看板及演説會告知の公營

ハ、第三者の推薦狀の禁止(公報に所屬黨員若干名の推薦狀の掲載を許すこと)

ニ、無料郵便の廢止

ホ、第三者は人数を限り公營演説會に出演するを得ること

一、選挙費用の低減

イ、法定選挙費用は選挙公營の徹底に照應し徹底的に輕減すること

ロ、保證金制度の撤廢

ハ、選挙運動員に對する報酬を許容せんとする主張には絕對反對する

一、選挙公正の徹底

イ、連坐規定の擴張(選挙法第三百三十一條但書の削除)

ロ、混同開票制の強制

ハ、投票所を増設し各小學校をもつて宛つること

ニ、投票日は公休とすること

ホ、選挙取締に特別機關の設置

(二) 西日本代表者會議及西日本黨員大會の状況

(1) 準備活動

黨本部は七月三日大阪市中央公會堂に於て社大黨近畿地方協議會を開催して七月十六日同所に西日本代表者會議を開催すること、出席府縣は二府十二縣とすること等を決定し又關西遊説に關し協議し、更に右會議及大會の世話係たる黨大阪府支部聯合會に在りては從來より諸準備を進め來りたるが七月六日常任執行委員會を開催して其の準備に就き詳細協議する所あり、而して黨本部常任中央執行委員會は七月六日指令第五號(後記一)を以て「西日本大會、代表者會議召集」を指令し尙同日「西日本大會開催について」を發送して出席参加方を慫慂せり。

(2) 當日の状況 (イ) 西日本代表者會議 愈々七月十六日午後一時三十分より大阪市中央公會堂集會室に於て平野學司會の下に中央執行委員長安部磯雄外黨所屬代議士十二名、地方代議員百十七名出席し全員起立大衆黨々歌を合唱して開會し、本部報告に次ぎ議案大衆税増額絶對反對の件外五件及大會宣言並決議案を審議決定し、當日開催の黨員大會に附議すべきことを決議したり。(後記二参照)。

(ロ) 西日本黨員大會 尙同日午後七時二十分より同公會堂大集會室に於て田万清臣司會の下に黨員六百五十名傍聴者約二千名出席の上開會し晝間西日本代表者會議に於て決定したる宣言及決議案を朗讀、滿場異議なく之に賛意を表し中央執行委員長安部磯雄は「無産者の窮乏打破には現内閣に於ては到底不可能である、庶政一新を眞に爲し得るものは吾黨である」とて社大黨支持を懇望し挨拶する所ありて午後七時五十分大會を無事終了し、之に引續きて關西遊説の皮切りたる時局批判並に議會鬭争報告演説會に移りたり。

(三) 全國大遊説の舉行

黨本部に於ては今春の總選挙以來全國的大遊説を行ふ可き豫定の所、帝都叛亂事件に伴ふ戒嚴令の施行に依り一時延期の止むなき状態にありたるが、漸くこれが實行の時機到りたるを以て第六十九特別議會鬭争報告を兼ね全國遊説を舉行することに決定し七月七日「全國遊説開始指令」を發し黨所屬代議士を總動員して七月十六日の大阪市に於



政黨運動の状況

ける演説會を以て關西地方大遊説の火蓋を切りたり。而して社大黨全國各支部に在りては黨本部の全國遊説を黨員獲得、組織の結成等黨勢擴張の絶好の機會なりとし諸準備に奔走し本部遊説並に其の前後を期して各地に於て演説會を開催する所ありたるが論旨穩健にして言論の制限禁止少數に止まりたり。右の中本部計畫に基き舉行されたるものを擧ぐれば概ね左表の如し。

社大黨本部計畫全國遊説狀況圖

開閉會日時	場 所	司會者	聽 衆	辯 士	制限禁止	備 考
七月十六日 自午後八時 至十時三〇分	大阪市 中央公會堂	松浦清一	計一般員 一、〇〇〇 計三、五〇〇	淺沼、水谷、 安部、龜井、 杉山、龜井、 山崎、淺沼、 河上、淺沼、 外六名	中止 二一	場内スローガン (イ)財閥政權ヲ倒セ (ロ)大衆職權 ノ確立 (ハ)フアツシヨ排撃
七月十六日 自午後七時 至十時三〇分	堺市 大濠公會堂	廣田秀松	計一般員 一、〇〇〇 計六、〇〇〇	河上、三宅、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	中止 一	場内スローガン イフアツシヨ排撃 (ロ)大衆職權 ノ確立 (ハ)財閥政權ノ打倒 (ニ) 社會大衆黨躍進萬歳
七月十七日 自午後六時五〇分 至十時五分	京都市中京區 京都市キリスト教會 (第一會場)	渡邊清一	約 一、〇〇〇	河上、鈴木、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	中止 一	場内スローガン イ國民生活ノ安定 (ロ)大衆的増 稅絕對反對 (ハ)國內改革斷行 (ニ)廣田内閣打倒
七月十七日 自午後七時一五分 至十時二〇分	京都市下京區 顯道會館 (第二會場)	木村忠一 山村直三郎	約 三七〇	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	中止 一三	場内スローガン イ國民生活ノ安定 (ロ)大衆的増 稅絕對反對 (ハ)國內改革斷行 (ニ)廣田内閣打倒
七月十七日 自午後七時三〇分 至九時四五分	京都市伏見區 東本願寺別院 (第三會場)	林安吉	約 三三〇	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	ナシ	場内スローガン イ國民生活ノ安定 (ロ)大衆的増 稅絕對反對 (ハ)國內改革斷行 (ニ)廣田内閣打倒

七月十八日 自午後七時 至十時四〇分	神戸市神戶區 キリスト教青年會 館	神戸支部長 河上丈太郎	計一般員 九七五〇	河上、鈴木、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	ナシ	スローガン 國內改革斷行大衆増稅絕對反對
七月十八日 自午後七時二〇分 至十時二〇分	尼崎市北城內 寄席平和館	尼崎支部書 記長 支	計一般員 一、三九〇	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	ナシ	場内スローガン (一)言論集會精 社出版ノ自由ヲ確保セヨ (二)大 衆負擔ノ重課絕對反對 (三)反フ アツシヨ大衆職權ノ確立 (四)財 閥政權ヲ打倒セヨ
七月十八日 自午後七時三〇分 至十一時	兵庫縣加古郡 高砂町公會堂	加印支部長 河合義一	計一般員 二、〇〇〇	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	ナシ	場内スローガン 反フアツシヨ大衆職權ノ確立外 スローガン五種
七月十九日 自午後七時四〇分 至十時	奈良市 奈良會館	松本常七	計一般員 四三八〇	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	注意 一	場内スローガン 反フアツシヨ大衆職權ノ確立 外スローガン五種
七月十九日 自午後七時三〇分 至十時一五分	和歌山市 公會堂本館		約 一、〇〇〇	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	ナシ	場内スローガン 反フアツシヨ大衆職權ノ確立 外スローガン五種
七月十九日 自午後六時三〇分 至十時三〇分	名古屋市中 公會堂大ホール	名古屋支部 西浦字吉	計一般員 二、五〇〇	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	注意 一	場内スローガン 反フアツシヨ大衆職權ノ確立 外スローガン五種
七月二十日 自午後七時三〇分 至十時四〇分	岐阜市 公會堂		計男女 一、一九三 一、二〇七	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	中止 一一	場内スローガン 反フアツシヨ大衆職權ノ確立 外スローガン五種
七月二十一日	岡山市 公會堂		八〇〇	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	ナシ	場内スローガン 反フアツシヨ大衆職權ノ確立 外スローガン五種
七月二十一日	岡山縣 上道郡西大寺町		七〇〇	山崎、鈴木、 淺沼、安部、 山崎、鈴木、 淺沼、安部、 鈴木、塚本、 水谷、安部、	注意 一	場内スローガン 反フアツシヨ大衆職權ノ確立 外スローガン五種

政黨運動の状況



開閉會日時	場所	司會者	聴衆	辯士	制限禁止	備考
七月二十一日 自午後三時四十分 至六時一〇分	鳥取縣西伯郡 成實村小學校		一三〇	淺沼、杉山 外一名	ナシ	
七月二十二日 自午後七時 至十時一五分	廣島市 小網町壽座	廣島支部長 佐竹新市	一、四〇〇 内女一〇〇	淺沼、佐竹、 水谷、田万、 河上外二名	注意 中止	場内スロイガン 重要産業ノ國營化 廣田内閣打倒 社大黨ノ旗ノ下ニ 大衆増徴絶対反 動勞議會政治樹立 國民生活ノ安定化
七月二十三日 自午後六時四〇分 至九時五五分	吳市	吳支部長 前田榮之助	一、一六〇 内女二〇〇	河上、水谷、 河上外二名	ナシ	
七月二十四日 午後七時	今治市 今治劇場		七〇〇	河上、水谷、 外二名	ナシ	
七月二十五日 午後七時	松山市 遊喜座		六〇〇	河上、水谷、 佐竹	注意 一	
七月二十六日 自午後七時 至十時三〇分	高知市 高知座		一、三〇〇	淺沼、水谷、 佐竹		同日高岡町エビス座ニ於テモ開
七月二十七日 自午後七時三〇分 至十時三〇分	徳島市 公園内千秋閣		六〇〇	淺沼、佐竹、 水谷、外三名	注意 一	
七月二十八日 自午後七時 至十時五〇分	福岡市 大博劇場		女男 一、八三〇 二〇〇	富吉、川村、 外三名、松本	ナシ	
七月二十三日 自午後七時 至十時五〇分	旭橋市 旭橋座		女男 一、八三二 五	川村、富吉、 外一名	ナシ	
七月二十三日 自午後七時三〇分 至十時五〇分	小倉市 小倉座		女男 九九七 四	川村、富吉、 外一名	ナシ	

七月二十四日 自午後七時 至十一時	熊本市花畑町 旭座		女男 五〇〇 二〇	富吉、三宅、 川村、亀井	ナシ	
七月二十五日 自午後七時半 至十一時二〇分	鹿児島市 公會堂		約 四〇〇	富吉、三宅、 川村、亀井	注意 三	
七月二十六日 自午後七時 至十一時三〇分	宮崎市 縣公會堂		五五〇	富吉、三宅、 川村、三宅、 外二名	注意 五	
七月二十七日 自午後七時 至十時二〇分	大分市 劇場共樂館		三〇〇	富吉、三宅、 亀井外三名	ナシ	

(四) 其の他の活動状況 (1) 國策會議の中止に關する「書記長談」發表 社大黨に在りては政府の國策會議の中心に關し  
後記(三)の如く麻生書記長談を發表せり。

(2) 黨勢の伸張状況 (イ) 教育宣傳 「特別議會鬭爭報告書」の發行、全國遊説舉行の外七月十四日黨本部署名の「入黨  
のすゝめ」を發行せり。

(ロ) 支部の結成状況 七月中に支部の結成を見たる地方は北海道(札幌市)、東京(大森區)、宮城(石巻支部渡波班)、大  
阪(大阪市内に支部分會四)、奈良(支部聯合會)、鳥取(西伯郡)及岡山(岡山市)なり。

(ハ) 地方議會への進出 靜岡縣大宮町會補缺選舉に遠藤金作、秋田縣小坂町會補缺選舉に本田幹、岐阜縣不破郡青墓村  
會選舉に吉田勇太郎夫々社大黨より出馬して當選したり。

(ニ) 支持團體の増加 (一)市民團體としては「勤勞市民俱樂部江東支部」と「大森大衆協會」の結成を見 (二)勞農團體に在りて  
は東交佐々木委員長外一名黨本部を訪問の上入黨斡旋方を申込み、東京瓦斯勞働組合又執行委員長黨本部を訪問し黨支持正



式通告書を提出し、又大阪地方勞農無産團體協議會の各組合代表者八名は社大黨の門戸開放要請の爲め黨大阪府聯代表者四名と會見正式に入黨申込書を手交せり。

後記(一)

指令第五號七月七日

西日本大會代表者會議召集

當任中央執行委員會

今回我黨全國大遊説開始に際し去る七月三日開催の近畿地方協議會の決定に基き安部委員長、麻生書記長以下本部當任並に代議士總動員し西下を期し七月十六日大阪中央公會堂に於て西日本大會を開催し我黨の決意を表明し併せて代表者會議を開催して黨の活動に就き協議し結束を新にすべきことを決定しました。黨は本大會を通じて西日本の大衆に對し黨の一大示威を敢行せんとす。貴聯合會に於ても必ず代表者を參加列席せられ度し右指令す。

- 西日本代表者會議 七月十六日午後一時 大阪中央公會堂集會室
- 西日本黨員大會 七月十六日午後七時 大阪中央公會堂講堂

- 一、右兩會合に參加すべき縣聯合會 大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山、徳島、高知、三重、香川、愛媛、鳥取、岡山、廣島
- 二、代表者會議には右各聯合會より五名以上出席のこと
- 三、全國委員、中央執行委員を必ず出席のこと
- 四、兩大會に出席の代表者は七月十六日午前九時大阪驛着にて來會せられ度し、同時刻に本部より代議士並に當任打揃つて到着につき大阪府聯合會總動員にて出迎のこととなつてゐる

以上

後記(二)

西日本代表者會議の状況

一、場内スローガン

- (イ) 財閥政權ヲ倒セ
- (ロ) 大衆戦線ノ確立
- (ハ) ファツショ排撃

右の外「勤勞者の政府を作れ」を提出すべく準備し居りたるも不穩當と認め事前に任意撤回せしめたり。

二、本部報告

- (1) 組織に關する本部報告 説明 淺沼代議士
- (2) 政治に關する本部報告 説明 麻生代議士

三、議案

- (1) 内閣打倒決議案 説明 龜井貫一郎

決議

國民生活を無視し國政擔任の能力を喪失せる廣田内閣は即刻辭職すべし

右決議す

理由

組閣に際して廣田内閣は廉政一新を標榜し、國民生活の安定を旗じるしに掲げたが、それは、未曾有の社會不安に遭遇して、民衆を欺瞞せんとする一片の空手形にすぎなかつた。彼等には本來その意思なく、その準備なく、而してまたその能力がなかつたのである。過ぐる特別議會及び其の後に於ける政府の言動に徴するも、こ

のことは明白であるが、更に最近の所謂國策閣議が如何に醜態を曝露したかを見よ。そのみではない。現内閣は甚大なる軍事費と資本家救済の費用とを、大衆増税によつて勤勞大衆の肩に負擔せしめんと企圖しつゝある、軍需インフレは産業資本家に莫大な利潤を提供した、赤字公債は金融資本家に數億の利子を保證した、然しながら國民大衆は如何。依然として勞働者は低賃銀と長時間勞働とに依つて其の生命を日々削られつゝあり、依然として農民は借金と税金と小作料の奴隷であり、依然として都市の中

小商工業者は倒産破滅の深淵に喘ぎつゝあり而して特に來らんとする悪性インフレ、物價大暴騰の脅威に戦慄しつゝあるのだ。今や國民大衆は早くも廣田内閣の批政に激昂の憤激を抱くに至つた。特別議會直後の東京、神奈川、京都、其他各地の選挙に於ける我黨の大勝は、特別議會に於て唯一の反對黨として活躍せる我黨の精神氣魄が國民大衆の支持を博して居る證據であり、換言すれば即ち現内閣不信任の無言の聲である。我等はこゝに内閣打倒の決意を聲明し、澎湃たる國民大衆の支持に依つて、政權獲得への聖職に上らんとす

これ本決議案を提出する理由である  
昭和十一年七月十六日

- (2) 大衆増税絶対反対決議案 説明 河上丈太郎

主 文

廣田内閣の企圖する大衆増税に對しては、その如何なる名目であるを問はず、これに絶対反対しその粉砕のために全力を傾倒せんことを期す

右決議す

理由

馬場義相は甚大なる軍事費要求を支持するために三億圓乃至四億圓の増税を企圖しつゝあるが、その増收豫定種目たる麥酒、砂糖、織物等消費税の増率、賣藥、化粧品、マッチ、ガソリン等の消費税並に百貨店賣上税の新設、第三種所得税の免税點引下、煙草の値上による専賣益金増收、郵便切手郵便葉書電報電話等郵便料金引上とその一般會計繰入額増加、等々大衆増税がその大半を占めてゐるのである。然も稱して曰く非常時の犠牲は全國民が平等に負擔して以て時局を自覺せしむべしと。

すでに今日我國の國稅總額中六割は間接税であり、公債を除く全國庫收入の五割以上は大衆負擔税であり、地方税に於ても大衆税は六割以上を占め少額所得者の過重負擔は堪へ難きに至らんとしてゐる。然も資本家階級はかかる大衆負擔の中から公債利子數億圓を國庫によつて保證され、また巨億の軍需工業利潤を提供されてゐるのである、而してかかる負擔並に實益の不均衡こそ實に現下の社會不安の根源を成すものである。

我等は政府の大衆増税の企圖を速早く曝露し過ぐる特別議會に於ても果敢なる闘争を展開したのであつたが、今や其の大衆増税が現實化せんとする勢のみならず濃化するに當つて改めて我等の斷乎たる抗爭の決意を表明し以て本決議案を提出する理由とするものである。

- (3) 重要産業國營に關する決議案 説明 水谷長三郎

我黨は政府の場當り的にして、無責任なファツシヨ的各種産業國營案に反對し、わが國民經濟の實情に立脚せる計劃的社會化經



濟の樹立を内容とする重要産業國營の即時實施の爲めに戦ふことを期す。

右決議す

理由

今や、日本資本主義は大衆生活の抑壓と犠牲の上に立つて國家權力を中心に獨占組織と高率な獨占利潤の確保に狂奔しつゝあり、その最も露骨なる形態が最近に至り各種産業の國營案となつて現れて來たのである。

しかも、これらの國營案は軍事インフレに便乗せるファツショ統制經濟を目標とした反動的國策である。我等はかゝる獨占資本家擁護のファツショ的國營案には、國民大衆の名において反對するものであると同時に我等は資本家階級の貪慾なる利己心を徹底的に抑壓し眞に國民大衆の生活の向上とその發展を基調とする社會化經濟樹立のために我が黨独自の國營案の實現を期せんとするものである。

昭和十一年七月十六日

社會大衆黨西日本大會

(4) 會館建設の件 説明 淺沼稻次郎

(5) 大衆職權確立に關する件 説明 大阪府聯 榊 繁 男

「大阪府聯が本大會にファツショ反對大衆職權確立を提議したことは非常に誇りである。反ファツショ職權統一は日本勤勞大衆に重大な案件である。反ファツショ化職權統一は我々に課せられたる歴史的任務である、新しき政治勢力に對して大なる國民の關心がかけられてゐる時に當り如何なる人も無産階級を分裂せしむるが如き事は斷乎排撃しなければならぬ。」

社大黨は門戸を開放して何時でも反ファツショ勢力を傘下に糾合し共同の職權を張るの準備を持つものである。此の方針を最も具體的に大衆の中に浸透せしめ斷乎職はなければならぬ」と説明せり。

(6) 緊急動議 小作調停法運用に關する件

四、宣言及決議

宣言

徳島縣聯 竹 治 豊

久しきに亙る我國内外の不安定は今春の第四次普選後急迫を告ぐるに至つた。過ぐる第六十九特別議會は當然にこの現下の超非常時局解消の爲めに最大の努力が拂はるべきであつた。然るに廣田内閣は既成政黨と妥協して、國民大衆の要項を蹂躪し、ファツショ的國家統制力の強化に狂奔し、反動的なる風潮を拍車した。而かも窮乏化する勤勞大衆の眼前には甚大な軍事費と大衆増税の重荷が迫つてゐる。

今や我國支配階級は既成政黨、軍部、官僚、財閥等の共同職權體たる廣田内閣を中心として崩壞に傾せる日本資本主義最後の補強工作の爲めファツショ的統制經濟へ着進を開始し一切の犠牲を大衆に轉化せんとしてゐる。

最早や、全日本を覆ふ國民大衆の生活窮乏と政局不安の打開とは廣田内閣を打倒し、既成政黨を擊破し我黨による資本主義制度の革新による以外にあり得ない。

我が社會大衆黨は今こそ勤勞國民大衆の全政治勢力を集結し國內改革の斷行、勤勞議會政治創設の爲めに直進せん。

右宣言す。

昭和十一年七月十六日

社會大衆黨西日本大會

決議

我等は現下の時局に鑑み左記各項の實現を期す

一、勤勞議會政治の建設

一、大衆的増税反對

一、重要産業の國營化

一、國民生活の安定化

一、廣田内閣の打倒

右決議す

昭和十一年七月十六日

社會大衆黨西日本大會

後記(三)

國策會議の中止に際し麻生書記長の談

廣田内閣の所謂國策閣議は案の如く破綻した。いふまでもなくこれは廣田内閣の閣内不統一と弱體とを曝け出したものであるが、更に我々はその背後に各省から提出した所謂國策案なるものが實は何等國策たるの實を具備せず、國民生活の安定を何等企圖するものでないといふこと竝に陸海軍兩省が國防第一主義を主張して事實上軍事費財源の優先權確保を固執したといふ根本的事實を指摘せねばならない。

即ち廣田内閣は総合的な國策を確立することは固より、個々の國策を樹立する能力を缺いて居るのである。これを以て何處に國政擔當の資格ありと言ひ得るか。

我等は改めて現内閣の無能弱體を指摘してこれが不信任を再聲明する。



### 労働運動の状況

#### 一、労働無産協議会再結成等の状況と関係労働團體の動靜

(一) 再結成に至る迄の状況 労働無産協議会は本誌に數次既載の如く去る五月四日結社組織當初より労働組合の全的合同の障碍となり労働組合は不偏不黨自由の立場に據らざるべからずと爲す主張に非難されたるも、東京府議選舉對策及び戒嚴令下に於て政治闘争の自由を得んとする一時的、カンパ的組織に過ぎずと辯明合理化に努めつゝありたるが、新黨組織の決意に基くものと看破せる組合は釋然たらず全農は連絡を保持するに止め代表者の参加を避け關東工聯は五月十七日關消聯は同月十五日何れも脱退の聲明を爲す等漸く分裂崩壞の兆を見せたるも、中心分子は之れを不顧府議戰第一主義を以て直進し前號既載の如く豫期以上の好成绩を收め計畫的中し選舉母體たるの使命を完ふするに至れり。

爾來兎角の世評を受けつゝも態度の鮮明を避けつゝありしが府議戰も終り戒嚴令下に於ける集會禁止も緩和され結成當初の理由解消したるを以て、之れが改組の方法等に付き客月末來中心分子間に於て種々協議中の處偶々本月三日都下二、三新聞紙上に「労働無産協議会は大衆黨に合同申込みをなし拒絶さる東交、市従は労働協議会を脱退し大衆黨に加入するに至る云々」と報道されたるを以て今や在再經過を許さざる情勢にありとなし、本月三日左記の如く東交本部に於て常任委員会を開催して新に反ファツシヨ人民戰線樹立を目標とする恒常的政治團體たる労働無産協議会を結成し規約、綱領、當面の運動方針等を決定せり。

而して此の労働無産協議会の改組の筋書實行謀議等に參畫したるものは一部少數參加組合幹部にして一般大衆は固より組合の機關にも踏る等のことなく抜打的に結成を聲明せるため、各參加組合の内部には此の一部幹部の措置を不都合なりとし、或は新結社組織は全的合同の妨害なり等の空氣起り、後記の如く贊否兩派に岐れ論争しつゝある状況にして又贊否兩論を主張するものゝ内には「コンミンタン」の指導理論を根底となし居るものある模様につき向後の推移は相當注意を要するものあり。

#### 記

##### (一) 出席者

常任委員	加藤 勘十	(委員長)	中島喜三郎
	北田 一郎	安平 康一	妹尾 義郎
	橋本富貴良	小堀 甚二	北風 孝
傍聴者	中西伊之助	稲村 順三	高津 正道
	島上善五郎	山花 秀雄	高野 實
	難波 虎一	三浦 信義	鈴木茂三郎

##### (二) 議事

- (1) 労働無産協議会解體の件  
加藤勘十簡單に解體の理由を説明し滿場一致解體することに決定
- (2) 解體聲明に關する件  
別記(一)の如き聲明書を發表することに決定  
以上にて常任委員会を閉會し同時に全出席者參加の上新黨組織協議会に移り左記事項を決議せり
- (1) 労働無産協議会新結成の件  
加藤勘十より本日の會議は解體協議の爲なるも我々の反ファツシヨ人民戰線統一運動は一瞬時も猶豫すべからざる今日、恒

労働運動の状況

久的無産政黨組織の必要は等しく同志の熱望する處なるを以て本會合を直ちに新黨樹立の爲の協議会に変更し労働無産協議会は茲に新しき結成を見たり、名稱は同一なれども其の組織内容は自ら別個のものにして是より今後の政治闘争を如何にすべきかに就き協議を進めたと述べ承認を求めたり

(2) 新黨結成聲明に關する件  
別記(二)の如き聲明書を發表することに決定

(3) 規約決定の件  
別記(三)の如く決定

(4) 運動方針大綱決定の件  
字句の修正等は小委員会に一任するものと別記(四)の如く決定

小委員 加藤 勘十 鈴木茂三郎 北田 一郎  
小堀 甚二

(5) 北海道議員選舉應援の件  
來る八月十日施行さるる北海道議員選舉に對し積極的に應援することに決定

(6) 特別議會報告演說會の件  
加藤代議士の議會報告演說會を本月十日頃より蒲田、澁谷、杉並、世田谷、中野の五區に互り支部組織と關聯して行ふこと



に決定

(7) 本部事務所設置の件

本部事務所を左の通り決定

京橋區銀座一丁目銀一ビル二階二十九號室

(8) 役員決定

常任委員長 加藤 勘十

書記長	鈴木茂三郎
常任委員	北田 一郎
	阿部安次郎
	小堀 甚二
	實川 清之
會計	牧野松太郎外一名
	中島喜三郎
	安平 康一
	三輪 盛吉
	高津 正道
	伊藤 實

(二) 再結成後の動靜

(1) 府會鬭争

前號記載の如く本協議會より東京府會議員四名の當選を見たるを以て本月六日より開會せる東京府會に對しては數次に互り常任委員會等を開催して府會對策を樹立する處ありたり。即ち會派名を「無産俱樂部」とし府會に於ては純野黨として既成政黨とは絶對提携せざること其の他を決定すると共に府會對策委員會を設置し、

(委員長加藤勘十委員北田一郎外六名)府會に於て相當活潑に独自の鬭争を展開せり。

(2) 大衆課税及び地方税中央移管反對陳情

本月六日代表加藤勘十外四名は首相、内相兩官邸を訪問し各秘書官と會見して別記(五)の如き決議文を提出し大衆課税並びに家屋税中央移管等に付き種々反對的陳情を爲せり。

(3) 機關紙發行 本月十三日、十七日の常任委員會に於て機關紙發行の件を協議せる結果來月中旬頃より機關雜誌「人民戦線」機關紙「勞農無産新聞」を發行することに決定せり。

(三) 關係各労働團體の動靜

(1) 東京交通労働組合

本協議會の改組問題起るや豫てより之れが中心分子として活動し

來れる東交の中島喜三郎、北田一郎、佐々木瀧三等は、東交本部の態度を先づ勞協支持に決定せしむべく本月二日本部執行委員十七名を召集し新結社結成の必要と之れが經過を説明せる處、佐伯健、河野平治等の非乗務部執行委員は新結社参加反

對を極力主張し北田、佐々木等は参加賛成を強調せるも贊否、中立等の對立的意見ありて纏まらず、單に (一)新結社に依り組合の動搖を來さざる様全員努力すること (二)佐々木委員長は新結社問題の渦中に入らぬこと (三)關東の情勢を關西方面に報告諒解を求むること之がため佐々木委員長を關西に派遣すること等を申合せ散會せり。而して右佐々木は翌三日下阪し大阪市電從、全評關西地評の代表等と會見し新勞協結成に對する關西側の諒解並びに見解を求めたる處、關西側は新勞協の結成は社大黨に益、門戸を閉鎖せしむる口實を與ふることになるを以て絶對反對なり、又新同盟或は新結社を組織することは全

的戰線統一を不能ならしむるものなりと反對意見を開陳せる模様なり。而して前號の如く本月三日新勞協再結成さるるや東交内部には依然中島、北田、佐々木一派の積極的支持派、社大黨系の非乗務部及び電車部、自動車部の一部を中心とする絶對反對派、過般の府議戰に際し勞協より立候補せる新興佛青妹尾義郎を應援せる、電車部奥鴨支部長井恭三郎等を中心とする中立派、(此の一派は最近勞協を積極的に支持する態度を避け超黨派的態度を採りつゝありて城北勤勞市民俱樂部なるものを結成せり)の三派相對立して本件を繞り不統制を暴露しつつあり。而して之れが對立の原因は政治的思想見解の相違に基く以外に來る十一月施行の東京區議選並びに明年三月の東京市議選に對する關係即ち無産黨の驚異的進出の狀態に鑑み立候補の野心滿々たるもの多く、之等の者が自己の政治的進出を圖るに勞協に據るか社大黨に據るか何れが利益か等の微妙なる關係に基き居りて一層複雑なる裏面的事情あるものゝ如し。斯る内部情勢なるを以て本月十二日開催せる執行委員會に於ても「政黨支持に關する件」を提案したるに、非乗務部佐伯健等より交

總は無産戰線統一のため全的合同的積極的活動を爲す方針なるに之が障害となる處ある勞協の支持は例へ個人的と雖も加盟を禁止すべきなりと絶對反對を表明せるに對し、勞協支持派は東交は從來政黨支持は自由なるに付き本執行委員會に於ては



之を論議せざる方可なりと述べ、兩者論争の結果何等纏る處なく有耶無耶裡に散會せるが非乘務部にありては勞協反對の上申書を決議し東交各支部に送附せるため勞協支持派一派は本月十七日附を以て「政治戦線強化に付て研究会、懇談會を開け」なる本部通達を各支部に發送し、右研究会、懇談會等に對しては勞協支持派の本部執行委員を派遣し自派に有利に展開せしむべく活動中にして東交は今や本問題を繞り熾烈なる對立、暗闘を演じつつある状況なり。

(2) 日本交通労働總聯盟 交總加盟團體中關西側即ち大阪市電從、大阪自從、神戸市電等は勞協反對の空氣強く本月十四日の交總常任委員會に於て「政治闘争強化に關する件」を協議せるが、關西側及び關東側の自勞は勞協反對、東交は贊否兩論ありて不統一を暴露し相當論争せるも結局組織の動搖を虞れ本議案に就いては別記(六)の如き關東關西兩地方の實情を其の儘認め單に政治的見解の相違より組織に動搖を來さざる様努力する趣旨の決議文を作製發表して散會せり。

(8) 日本労働組合全國評議會 新勞農無産協議會常任委員長加藤十を組合長とする全評内部にも贊否兩派の對立あり即ち本月五日芝協調會館に於て開催せる本團體關東地方評議會年度大會に於て「政治闘争強化に關する件」の新結社支持を内容とする議案を上程協議せるに中本節及び林事李昌鼎(嘗て黨及び全協に關係ありしもの)等は反對意見を強調し贊否兩派激論を闘はしたるが結局採決の結果新評議員會(關東地評)の開催して善處することに決定右議案は留保することとせり。

而して本月十日關東地方評議員會を開催して再び本件を協議せるが前記中本、李等は依然本議案に反對せるも、大多數は原案に贊成之れを可決せるため大體に於て關東側の勞協に對する態度は決定するに至れり。

一方關西地方評議會にありては關東地方の情勢聴取のため常任富家一を上京せしめたるが、之れに對し關東地評は極力關東側の特殊情勢を説明する處あり種々對策協議の結果政治闘争強化に關する方針を全國的に統一する必要ありとし、本月十

八日大阪に於て全國中央執行委員會を開催することとし本部常任加藤、山花、高野等は右中央執行委員會提出議案作製に關し全國各地方の特殊情勢を充分考慮し、別記(資料欄参照)の如き弾力性に富む「政治闘争強化に關する件」の草案(勞協支持)を作製し下阪し、十八日關西地評本部に於て中央執行委員會を開催して本件を協議せる結果種々議論ありたるも右草案通り満場一致可決を見たり。

而して關西地評は本月十九日年度大會を開催し「政治闘争の展開に關する件」を議題に供し審議せるが、種々の意見ありて盡くる處なく結局議長安島高行より「本問題は非常に重要な問題である然るに未だ全組合員に具體的な方針等浸透して居ない上に社大黨に對する觀察も徹底して居ないが故に之等のことは新役員に於て組合員に浸透させることに努力せられ度い不取敢次の如き方法にしては如何」と (一)勞協に對する態度は各地の情勢に依り後日決定すること (二)本大會に於ては唯政治闘争をより以上強力ならしむること明確な具體的方法に關しては新役員に一任することの意見に對し本意見通り満場一致可決せり。

(4) 東京市従業員組合 本組合中には勞協支持派と社大黨支持派の兩派ありて社大黨支持稍々優勢の状態なり。而して本月三日中央委員會を開催して戦線統一方針に付き協議したるに種々議論もありたるが結局市從としては「我々は斷乎として社大黨と組合會議へ参加しこの兩者が抱擁する組織大衆との直接的結合に依つて内部から實踐的に社大黨と組合會議とを我が國に於ける反ファツシヨ闘争の主體勢力たらしめると共に、それにより政治的經濟的の闘争兩分野に於ける日本の戦線を眞に正しく發展擴大せしめ得る統一體たらしめる方針に轉換せしめねばならぬ云々、此の方針は交總全評等に提唱して完全なる諒解と共同工作により相互聯携の上とその達成を期さねばならぬ云々」なる方針書を決定せり。而して本月十日の中



中央執行委員会に於ては労働協賛派と社大黨支持派の兩派激論を闘はしたるも結局各自互に相手を刺戟するが如き言動を慎むこと等を決定散會せるが、来る八月二日年度大會を開催して確固たる態度を決定するものゝ如し、

(5) 大阪地方労働無産團體協議會 大阪地方に於ける全評、大阪市電従、大阪自従、全水、全農等の各團體を以て組織せる本協議會にありては關東に於て労働無産協議會再結成さるるや關東の情勢を聴取すると共に關西地方に於ても政治戦線の統一並びに政治闘争方針等確立の必要ありとし、數次に互り協議會等を開催して協議中なりしが、本月二十三日に至り別記(七)の如き決議文を發表すると共に「吾々は社大黨支持を決定すると雖も直ちに社大黨に加盟すると云ふのではなく社大黨の門戸解放を要求する爲に其の中に這入つて行くのであり統一の行動を採るべきである云々」と申合せを爲せり。

而して本月二十五日の協議會にて社大黨大阪府聯への門戸解放要請交渉委員として市電従阿部伊勢太郎外九名を選任し先づ最初に文書を以て一應要請することを決定せる外来る八月月上旬「無産政治戦線統一促進近畿地方懇談會」を開催すること等を決定せり。

斯くて本月廿九日代表阿部伊勢太郎外七名は社大黨大阪府聯幹部稻葉房藏外三名と會見し別記(八)の如き入黨要請書を手交し、種々意見の交換を爲したるが社大黨代表は右入黨申込に對し黨府聯常任委員会に諮り急速回答すべしと答へ即答を避けたる模様なり。

別記(一) 労働無産協議會解體に関する聲明書

わが労働無産協議會は本年一月、東京に開催された労働組合法、小作法、退職手当積立法、自動車災害保障法、其他の法案獲得を目的とせる労働大會の組織的カンパ組織として結成されたもので

ある。

労働大會は實行委員を擧げ、大會の決議をもつて當時の岡田内閣に迫ると共に、對議會闘争を敢行せしめんとした。然るに六十八議會は間もなく解散されるに至つた。故に労働大會の決議を忠

實に闘争せんとすれば、勢ひ總選挙戦に對して全力的に戦はねばならぬのであつたが、現行選挙法の制縛は、吾等の戦ひを不完全なものとした。僅かに労働大會に参加した労働組合、農民組合所屬の各候補者を地方的事情に基いて應援したに過ぎなかつた。總選挙直後に生じた所の二二六事件は、労働大會の決議を組織的に闘争する上に一大變化を齎らした。即ち、各團體相互の統一の集中的闘争を全く困難にした。けれども、吾々の闘争は一日もゆるがせにすべきでないが故に、此處に戒嚴令下における集中的闘争を合法的に確保する必要に迫られ、實行委員の臨時的處置として、治安警察法の示す所により、結社届を提出して、その合法性を獲得したのである。而して、吾々はこの故に戒嚴令下において、反ファッショの基本的態度を明示しつゝ、可能な限りにおいて闘争を繼續して来たのである。

今や戒嚴令による諸種の制限は著しく緩和せられ、戒嚴令も近く撤廢を見んとする状況にある。戒嚴令下における各團體間の集中的闘争機關として結成された労働無産協議會は、戒嚴令撤廢と同時にその特殊事情の下における一應の任務を終つたものといふことが出来る。

一九三六、七、三

別記(二) 労働無産協議會の新結成聲明書

廣田内閣を通じて上から来る漸進的ファッショの重壓が加はり、しかも下からおこる急進的ファッショはなほ蠢動を止めず官僚、軍部及びブルジョア政黨は「庶政一新」の美名にかくれて、官僚的軍事的國家統制をおこなはんとし、労働大衆の生活は愈々蹂躪され、人民の政治的自由は益々壓迫されんとして居る。労働大衆の生活の安定とファッショ反對の爲めの闘争は、秒時と雖も停滯をゆるさず一日と雖も後退をゆるさざるものがある。

此所に於て取敢えず下記の同志は新綱領に基き血盟を固め、新たなる體系と新たなる闘争の爲めに労働無産協議會を結成する。新結成の労働無産協議會は、我國に厲況なる反ファッショの「人民戦線」結成の爲めの推進力たらんとするもので、従来のカンパニアーのもとに結集されたる労働大衆並に労働大衆を再編制して一定の階級的目標に統一し指導すると共に、全國の社大黨より門戸を閉鎖されたる無産團體並に未組織の労働大衆を組織し、動員し、社大黨其他の無産團體との共同闘争により、ファッショの強權と重壓の下に喘ぐ労働大衆の生活のために果敢なる闘争を展開せんとするものである。

而して特別議會後、新聞、雑誌の評論家により指摘されたる如く、社大黨本部の一部に明白なるファッショの存在する事實は、一般の批判の如く同黨の階級的闘争の意識を薄め、反ファッショ闘争を弱め、又無産戦線の統一を妨ぐる痛となつてゐる事があるにせよ、我が労働無産協議會は「人民戦線」の基礎を強化し、社大黨と協力する爲めに、社大黨にして全國の無産團體に欣然と閉鎖せる其の門戸を開放するならば、労働無産協議會はいつにても社大



黨と合體、融合する誠意と決意の在ることを聲明する。

労働無産協議會綱領

- 一、我等は無産階級の反ファッショ政治戦線統一のために戦ふ
- 一、吾等は労働組合、農民組合の擴大強化のために戦ふ
- 一、吾等は労働無産市民の経済的、政治的利益の擁護伸張のために戦ふ

別記三 労働無産協議會規約草案

- 第一條 本會は労働無産協議會と稱す
- 第二條 本會は綱領宣言決議の貫徹を以て目的とす
- 第三條 本會は本會の主旨に賛同する労働組合、農民組合及び無産團體文化團體の有志及一般個人を以て構成す
- 第四條 本會本部事務所は東京市内に置く
- 第五條 本會に左の機關を置く
  - 一、大會
  - 二、中央協議會
  - 三、常任委員會
- 第六條 大會は本會の最高決議機關にして毎年秋期常任委員會之を召集す但し常任委員會に於て必要ありと認めたる時は臨時大會を召集することを得
- 第七條 大會は代議員及中央協議會委員、常任委員を以て構成し議長は大會に於て選定す
- 第八條 中央協議會は次期大會迄の最高決議機關にして常任委員會隨時之を召集す
- 第九條 常任委員會は本會の執行機關にして大會、中央協議會の決議を執行し、其の他緊急必要ある問題の處理をなすものにして常任委員長隨時之を召集す
- 第十條 支部は原則として一區一支部とし支部を聯合統轄するた

め地方協議會を組織す

- 第十一條 支部及地方協議會は大會、中央協議會の決定の遂行及當該地方に於ける緊急問題の處理をなすものとす
- 第十二條 本會本部に左の役員を置く
  - 一、常任委員長一名
  - 一、常任委員若干名
  - 一、書記長一名
  - 一、會計二名
  - 一、常任書記若干名
- 第十三條 本會の經費は會費を以て之に充つ
- 第十四條 會費は毎月一人十錢とし毎月末徵集し本部會計に納入するものとす但し既納會費は如何なる事由あるも返戻せず
- 第十五條 本會に加盟したる者は大會、中央協議會の決議を嚴守し實行するの義務を有す
- 第十六條 本則は大會又は中央協議會の承認を経るにあらざれば更改することを得ず

別記四 運動方針大綱(草案)

第一部

廣田内閣は、ファッショ化の過程に在る日本ブルジョア階級の過渡的な中間的政權として、官僚、軍部とブルジョア政黨の三人三脚を結合させてつくられたものである。それ故に、廣田内閣の掲ぐる「庶政一新」とは、國民の負擔の公正、均衡をはかり、又眞實に労働大衆の生活の安定を實現せんとするものではない。彼等の「庶政一新」とは曰く軍需品工業の動力を官僚の手に統制確保するための電力の管理、曰く燃料國策、曰く資源の獨立、曰く

労働無産協議會

無任所大臣、曰く保健省創設、曰く議會制度の偽装的改革等、其れは主として産業に對するファッショ政策たる國家統制を強め、

一部の軍需品資本家を利得させるに過ぎないものである、わがかに庶政の一新にふさはしい義務教育年限の延長——それも延長の費用を國庫負擔とせず、又労働大衆の生活を顧みないものであるが、其れに對してさへ、大藏當局は反對して實現を妨げてゐるのである。何一つとして彼等の「庶政一新」のお題目からは労働大衆の生活安定の爲めの政策の片鱗をさへ見出すことは出来ない。しかも他方には益々増大する軍事費の財源に充當するために國民負擔の赤字公債の増發、煙草、郵便等の國家獨占事業の商品の値上げ、鐵道、通信の従業員待遇改善の犠牲に據る益金繰入れ金の増額、地方財政の獨立財源を中央に強制移管、大増税による大衆課税等を生活の不安にあえく労働大衆のやせた肩に背負はせその上、大衆から言論の自由を奪ひ、悪法を濫發してドイツやイタリーのファッショ政權下の國民と同じやうな重壓のもとに處けんとしてゐるのである。労働大衆の生活を蹂躪し、又政治的自由を收奪して強權と重壓を以つて大衆の頭上にかゝるもの、それこそはファッショである。

わが労働無産協議會は、日本の労働大衆の名に於てかゝるファッショへの過渡的な政權たる廣田内閣に斷乎として反對する。

二

經濟機構に於ては主として私的獨占、政治上に於ては私的獨占を反映して國內には反動的、對外には帝國主義を執るところの段階、即ち高度資本主義の時代に於て日本の資本主義は世界資本主義の波に洗はれて残存せる封建的遺制を内包し乍らも合理化の時

労働運動の状況

代、恐慌の時代の過程を経たのであつた。

此の期間に、國家の強權と結びついて財閥や資本閥又はトラス、カルテル等の私的獨占は、労働大衆はもとより弱い産業資本や中間階級層をさへ犠牲にして獨占の機構と支配を強めたのである。しかるに帝國主義の段階に於ける必然的發展としておこつた滿洲事件を契機として、高度資本主義の「より高い段階」としての統制經濟の時代に這入つたのである。

いはゆる統制經濟とは、國家統制の強化によつて實現されるものであるとしても、私的獨占資本を中心とするか、官僚支配の國家資本を中心とするか、それとも軍部の戰時統制を中心とするか、その統制の形態なり又支配權に關しては官僚、軍部、ブルジョア政黨又は財閥や資本閥の個々の利害によつて必ずしも統一されてゐないのではあるが相互に相啗み、對立し、又妥協し抱合しつゝファッショ政權への過渡的内閣たる齋藤内閣を經、廣田内閣によつてめざましく統制經濟の進展を見つゝある。

而して進展しつゝある統制經濟の實際を見れば戰時統制の體系が其の基軸となつてゐることが明瞭である。

これによつても、わがファッショ經濟の推進力と進展の方向が何處に在るかを知ることが出来る。

三

經濟機構における統制經濟を、政治上に反映したものが即ちファッシズムである。經濟上に於ける統制經濟と政治上におけるファッシズムは、高度資本主義のより高い段階に立つところの日本資本主義の背と腹のやうなものである。

従つて統制經濟の進展に伴れ、必然に之れを政治に反映して官



僚、軍部、政黨による中央政權のファツシヨ化の進展を見るに到つたことは當然でなければならぬ。

我々は、之れを「上からのファツシヨ」又は「合法的、漸進的ファツシヨ」と呼び、五・二五、〇・〇事件にあらはれたる下からのファツシヨ、又は非合法的、急進的ファツシヨと之れを區別すると雖も、上からと言ひ、下からと言ふも、ファツシヨたる本質に於ては同一である。

「上からのファツシヨ」即ち官僚、軍部、政黨の諸分派が「下からのファツシヨ」を排撃するのは、下からの急進ファツシヨは漸進的、合法的にファツシヨ化の道程にあるブルジョア階級の機構や高官に危害を加ふる急進的手段を執り、且つファツシヨ政權の獨裁者を彼等の欲する急進派の主腦者を用いて代置せしめんとする、それを排撃するにといまるのである。

我々は、官僚、軍部、政黨が急進ファツシヨに反対する一事をもつて、上からのファツシヨ、合法的漸進的ファツシヨの正體を見逃したり見誤つてはならない。

同時に又「下からのファツシヨ」は、何處の國の急進ファツシヨもさうであつて、政權に近づく迄は大家を偽購するために社會主義的なしやら臭い事を口眞似するものである。

日本の急進ファツシヨも亦之れと同じく反財閥、反政黨の社會主義なるかの如き言動を撒き散らす。之れがため勤勞大家をして彼等を誤信せしむることがないではない。

我々はファツシヨの正體を、明瞭に寫し出して、勤勞大家にそれをはつきりと見究めさせなければならぬ。



邁進し、その動搖の中に反ファツシヨの旗色を鮮明にしたる進歩的なブルジョア政黨が小ひさくてもよい、一日も早く樹立されんことを待望して已まない。

また、これは官僚ファツシヨの下に過重労働的事務を強ひられてゐる官吏、公吏等の吏僚群についても我々は「下剋上」の傾向としてあらはれて来た彼等の不満、不平を採り上げて、これらの勢力を反ファツシヨの戦線に動員することに成功しなければならぬのである。

第二部

斯くの如くファツシヨは、勤勞大家の生活を蹂躪し又政治的自由を勤勞大家から收奪して強權と重壓を以つて大家の頭上にのしかつて来てゐる。

此のとき、我々に課せられた任務は、大家の頭上にのしかつて来たファツシヨを掃ひ除け、ファツシヨと死闘する事、これが爲めにあらゆる要素を反ファツシヨの戦線に動員し、廣汎なる機構と勤勞大家の基礎の上に「人民戦線」を結成することにならねばならぬ。

わが國に於ける「人民戦線」は「人民戦線」の結成と、その輝やかしき成果をおさめたフランスやスペインに引き比べて、上からのファツシヨ勢力が強化され、且つ「人民戦線」の主體的條件が不利であるだけに「人民戦線」の結成に到る、その途上の困難は多大なるものがあらう。然し乍ら勤勞大家の動向は反ファツシヨの方向を指示し、無産黨は展開期の風を孕み、労働組合は戦線の統一に向つてすゝみつつある。

労働運動の状況

四

統制經濟は進展し、上からのファツシヨ政治は強まつた。

然るに勤勞大家は二・二六事件の前後を通じておこなはれた衆議院議員の總選挙並に東京、神奈川の府縣會議員選挙其他の地方選挙に於て無産黨に對する壓力的支持を與え、いみじくも、ファツシヨ反対の動向を明らかにしたのである。勤勞大家のさるる動向は、決して偶然ではなかつた。先輩並に同志の諸君と共に我々が十餘年のながひあひだ多大の犠牲と絶大の努力を以つて、勤勞大家の眞只中に反ファツシヨの意識を植えつけ、又日常闘争をよく闘ひ抜いて来たからこそ、今日、上からと下からのファツシヨの狭撃が現實の勢力として勤勞大家を脅やかすに及び、大家は湧然として、みづからのすゝむ動向を發見して誤らなかつたのである。

此の勤勞大家の動向には、無産黨に對する混然とした多種多様なかたちの期待が、投げかけられてゐる。

我々はかうした期待にそむかず、しかも之れを究局的の階級目標に結びつけて正しく指導し行動しつゝ未組織の勤勞大家を無産黨の陣營に組織することが緊急である。

また、ブルジョア政黨はもはや政友、民政の二大政黨に分立し對立する意義を喪つた。上からのファツシヨの進展するにつれて自由主義的グループを内包するブルジョア政黨は、資本家群の利害とも關聯してデグ、サクな過程を経るにしても、やがてブルジョア政黨の分野に分解と合同の動搖をもたらさなければ止まない情勢に在る。

我々はファツシヨ化しつゝあるブルジョア政黨の打倒に向つて



これらは「人民戦線」の結成を有利に展開せしめるところの主觀的、客觀的條件である。

我々は、半ファツシヨ政權とも見らるゝ廣田内閣を打倒し、ブルジョア政黨動搖の「その後」に來る次ぎの總選挙を目標としてあらゆる困難を克服し、あらゆる犠牲に耐えて一切の努力を日常闘争に展開しつゝ「人民戦線」結成に向つて集中するであらう。

我々は「人民戦線」の推進力たらんとするものである。

二

わが國「人民戦線」の當面の問題は何よりも先づ、「人民戦線」の主體的條件を急速につくり上げることである。主體的條件の根本は所謂唯一の大家の無産政黨たる社大黨が「人民戦線」の主要勢力たるべく必要な條件をそなえる事である。

社大黨に關しては特別議會の職績を批判して、一般的新聞の民主主義的批評家の中からさへ、一般的には階級的氣魄にとほしく又黨本部の一部に明白なるファツシヨの存在することが大家の面前に明らかにされたのである。

特別議會にあつては我が委員長加藤助十氏は、上からのファツシヨの牙城を突き、尖鋭なる階級的立場に立つて、松本、黒田、富吉、並に社大黨の同志の代議士諸君とよく闘つたのであつた。

我々は社大黨の若干が労働組合側の階級協同主義の浸潤を受け階級的氣魄にとほしかつたとの事實や社大黨本部の一部のファツシヨが議會闘争に制約を加えたとの事實を否定せんとするものではないが、第一控室といふ緩やかな團體がつくられただけで強固な一つのものとなつた議員團の結合さへ出来なかつた上に、議員の多くは議會闘争と戦術に不馴れであつた、といふことを考慮



にいれなければならぬのである。  
然しながら、一般新聞の民主主義的批評家によつて明るみに引き出された社大黨本部の一部に存在するファッショに關しては、「人民戦線」の結成の爲めに、その主體的條件を強化する爲めに、又それが戦線統一の最後の段階に横はる痛を爲すおそれのある現實の事實に鑑みて、我々は社大黨の現状に對して絶大の注意をそそいでゐるものである。

三

我が農務無産協議會は、みづから「人民戦線」の推進力たらんとして、さきに解體されたカンパニアの闘争のなかから、新たななる決意を新たなる形態に處つて生誕したものである。

カンパニアの闘争は二法案其他の獲得闘争、總選挙、特別議會東京府會選挙等をよく闘ひ抜いて之れを支持した労働組合の組織大衆や一般の労働大衆をカンパニアの闘争のもとに動員して無産階級政治戦線の分野を擴大するに到つたのである。

これはカンパニアの偉大な貢献であつた。もし、かうしたカンパニア闘争が企圖されず或は企圖されても効果的でなかつたならば多くは社大黨外に在つて政治闘争に無關心又は消極的であつた労働大衆をして政治戦線の分野を擴大する迄に積極的進出を爲さしめることは困難であつたかも知れないのである。

しかも今日の状況は、いかなる理由、いかなる障害によるも擴大された無産階級の政治戦線を停滞せしめ、労働大衆の積極的進出を後退せしめることは絶対にゆるさざるものがある。これに鋼鐵の如き組織と訓練を興へ、これを一定の階級的方面に統一、指導し、「人民戦線」の推進力たらしめることは、こゝに生誕したる

労働無産協議會の當面の第一の任務である。

また、我國の大衆的政治運動の波瀾の多かつた長い過程において、社大黨に對する階級的批判の立場や運動上の已み難い経緯のために、社大黨から放置され、或は門戸を閉鎖されて社大黨の黨外に置かれてゐる無産團體や反ファッショの闘争意識に燃え立つところの同志の多數が全國に散在してゐる。これらを政治活動にふるひ立たせ、政治組織に協力し、あはせて上と下からのファッショに挾撃されて彷徨しつゝある廣汎なる未組織大衆を組織することが、こゝに生誕したる労働無産協議會の當面の第二の任務である。

然し乍ら我々は社大黨の幹部諸君並に黨大衆とのあひだに反ファッショの日常闘争を通じて階級的誠實と同志的友誼を益々深め愈々強め、「人民戦線」の主體的條件の強化に努力するであらう社大黨にして、わが労働無産協議會はもとより全國の社大黨外の階級的勢力に對して欣然として閉鎖せる其の門戸を開放するならば、我々はいつでも手を差しのべ胸をはだけて社大黨と合體し融渾する熱意を有するものである。

これこそは、こゝに生誕せる労働無産協議會が、あはせて労働戦線の擴大、強化と階級的統一のために闘はんとする當面の第三の任務である。

四

反ファッショ闘争は、ファッショの強化によつて、其の強壓の下に生活を重壓され、其の強權の下に政治的自由を重壓されてゐる全國の労働大衆の爲めの政治上、經濟上の日常闘争の展開、發展のうちに闘はれなければならない。

それ故に、我が労働無産協議會は、社大黨、労働組合其他無産團體との緊密なる連帯に不斷の注意を拂ひつゝ日常闘争を果敢に又精力的に闘はんとするものである。

當面の日常闘争の目標の基本たるもの、第一、労働大衆の生活不安に顧みて軍事費の増大に反對し、全國に無料及び實費の病院診療所、公益的土木事業、其他の社會的文化的施設の事業を國營を以つて大規模におこし、その資材の生産に軍需品工業の轉換をはかること、第二、國際間の平和を各國の國民大衆の基礎の上に樹立すべく積極的計畫的に平和活動をおこし、戦争の危機を克服すること、第三、言論、報導、集會、結社の政治的自由、特に軍事費に對する人民の批判的自由を闘ひとること、第四、二十歳以上の男女に選挙權を附與し、大選區比例制を採用すること、選挙法の徹底的改正をおこなひ、自治體の選挙にも擴大すること、第五、無用にて有害なる貴族院を廢止し衆議院の民主的改革を斷行すること、第六、大衆的増税並に従業員の待遇の改善を犠牲とする特別會計から一般會計への繰入金の増額、府縣、都市の獨立財源の中央移管によつて軍事費を支援せんとする馬場財政の建前に對して根本的に反對すること、第七、財産税其他を設定し、高率の累進税率に改革し、且つ労働大衆の過重負擔を軽減して負擔の公正を眼目とする税制整理を行ふこと、第八、財閥、トラスト、カルテル等の獨占資本に對して體刑を以つてのぞむ取締令を布告し、あはせて國家資本による官僚支配の獨占到對しても徹底的改善を爲すこと、第九、労働組合法の制定、其他の民主主義的社會政策の立法及施設を徹底すること、第一〇、小作法の制定、其他中、小農民及び貧農に對する負債の國庫肩替りに關する緊急令の

公布、第十一、小商工業に對する金融の徹底、簡易化並に、同業と其の徒弟、店員の保護法を制定すること、第十二、俸給生活者の保護に關する組合法を制定すること。

我々は労働大衆の生活の現實に即したる具體案をもつて、大衆的闘争によつて、之れが實現を期して邁進するであらう。

別記(五) 決議

- 労働大衆ノ生活安定ノタメニ國費負擔ノ軽減並ニ貧富ノ負擔ノ均衡ヲ最モ急務トスル折柄政府ハ軍事費ノ合理化並ニ國際平和ノ樹立ニ努力セズ増大スル軍事費ノ財源捻出ニ生活窮乏セル労働大衆ノ犠牲ニ於テ強行セントス。
- 依テ我等ハ次ノ如ク斷乎トシテ反對ス
- 一、所得税免稅點引下ゲ酒ビール砂糖其他一切ノ消費税ノ引上ゲ等大衆的課税ニ反對ス
- 二、煙草、鐵道料金、郵便料金等国家資本ニ依ル獨占事業ノ値上ゲニ反對ス
- 三、鐵道及通信從業員ノ待遇改善及事業ノ改良ヲ犠牲トスル益金ノ一般會計繰入レニ反對ス
- 四、植民地特別會計ノ益金ハ各地民族ノ生活ノ改善、安定ノ費用ニ充當スベシ
- 五、瀾滸セル自治體ノ財政ヨリ家屋税ヲ中央移管スルコトニ反對ス

昭和十一年七月六日

労働無産協議會常任委員會



別記(六) 政治闘争強化に関する決議

(一) 最近の日本の政治状況は「庶政一新」の名の下に官僚、軍閥、財閥ブルジョア政黨により上からのファッショ化が急速に進められ各種重要産業に對する軍事的統制が強化されつつあり、これは必然に大衆への政治的抑壓の強化、經濟的には耐へ難き窮乏と飢饉とを強要するものなるが故に大衆の反抗が著しく昂揚しつつある。

(二) この時我々組織労働者に課せられた最大の任務は労働者階級を中心とする反ファッショ政治戦線の全的統一による強力なる政治闘争の展開と更に進んで廣汎なる反ファッショ人民戦線の確立の爲に戦ふ事である。

(三) 我々はこの任務を強く自覺し従来の政治闘争に對する消極性を清算、克服し凡ゆる政治闘争に積極的に参加する方針を採る。

この爲に我々は政黨に對しては飽く迄も階級的な政治勢力の反ファッショ全的統一の基本方針を堅持しこの上に立つての地方的實情に即し或は労働無産協議會に據り或は社會大衆黨に據ることありと雖も交際の力を聊かたりとも弱めることなき様互に相成り相協力しつゝ誠實卒直なる態度行動を活潑果敢なる闘争を通じて戦線の統一強化を期す。

右決議す

昭和十一年七月十四日

日本交通労働總聯盟

第四回常任委員會

別記(七) 決議

吾が大坂地方労働無産團體協議會は政治戦線統一の爲めに社會大衆黨の全的門戸解放の實現を期す

1. 右の實現の爲めに其の具體的交渉を即時開始する
2. 此の目的貫徹の爲に近畿地方に於ける社大黨外の全労働無産團體に對し懇談會を提唱し此れが統一を計ること
3. 社會大衆黨及近畿地方の労働無産團體との退職手當法、其の他労働立法、小作法獲得の爲共同闘争を展開す

一九三六年七月二十三日

大阪地方労働無産團體協議會

交總 大阪市電従業員組合

全水 大阪府聯合會

大阪消費費組合

勞救 大阪支部

全泉労働組合準備會

大阪木材労働組合準備會

全評 大阪協議會

全農 大阪府聯合會

(事務所 西區幸町通り三ノ二)

別記(八)

冠省

貴黨の御健闘を感謝致します

我が大阪地方労働無産團體協議會は

反ファッショ戦線の強化

退職積立金法改正

労働立法、小作法の獲得

大衆課税反対

等々の緊急重要な闘争に當面し無産政治戦線の統一を促進し具體化する爲に貴黨との協力を通じてその支持を決定しました

従つて我が協議會としては近畿地方に於ける僚友團體との協議を経て全的統一を一日も早からしめん爲に努力しつゝある次第であります

取敢えず我が大阪地方労働無産團體の名に於て、傳達致します

二、海上三労働團體の待遇改善運動状況

日本海員組合、海員協會、新日本海員組合の三團體にありては去る五月夫々海事協同會及び船主協會等に待遇改善に関する嘆願書を提出し、爾來之れが獲得の爲船主側と折衝中なりしが其の間勞資の意見相違し幾度か交渉決裂を傳へられ就中新海員組合と船主協會との關係は逐日悪化し一時組合側は總停船の準備指令を各支部に發する等罷業決行の危機を孕みたりしも、本月二十八日に至り漸く勞資の妥協成り本件も格別なる事故の發生もなくして解決を見るに至れり。左に各團體の状況を概説すべし。

(一) 日本海員組合

海員組合にありては去る五月七日の年次大會に於て待遇改善に関する諸種の議案を可決し之れを全國船主其の他關係方面に提出したることは本誌既載の通りなるが、其の後此の大會の決議に基き首脳部を以て組合内に「大會議案實現對策委員會」なるものを組織し具體的成案を製作中なりしが、愈去る六月一日「普通船員標準給料最低月額協定改正」に関する具體案(内容省略)を海事協同會(海員組合、海員協會、船主協會の三團體を以て構成し居るもの)に提出せり。而

大阪地方労働無産團體協議會

社會大衆黨大阪府聯合會  
田 万 清 臣 殿

と共にその具體化の爲に貴黨との隔意なき懇談を致し度くその御快諾を希望するものであります  
昭和十一年七月二十七日  
大阪地方労働無産團體協議會



して右海事協同会に於ては六月二十二日同二十九日の兩度の委員会に於て審議したる結果、之れを特別委員会に附託することとなり六月三十日以來特別委員会を開催すること八回、其の間幾度か交渉決裂の危機を醸し一時組合側は總停船等の準備をなしたりしも、本月九日第八回特別委員会に於て勞資の互譲に依り漸く妥協成り本月十日海事協同会本部に於て本會議を開き、小泉會長より折衝經過並びに協定案を説明し滿場一致之れを承認圓滿解決を見るに至れり。(解決條項省略)

(二) 海員協會 本協會に於ては去る六月五日海事協同会に對して「高級船員協定給料改訂案」を提出し高級船員の増給運動を開始せるが海事協同会は前記海員組合の提案と共に一括特別委員会に附託し審議折衝中なりしが本件も本月九日勞資妥協成り解決するに至れり。

(三) 新日本海員組合 新日本海員組合に於ては五月五日日本船主協會に對し

一、遭難手当増額 一、食料の改善 一、退職手当制度の確立 一、航海手当の増額 一、最低賃銀増額並びに噸數別賃銀差別の撤廢の五項目に互る嘆願書(回答期日の定めなきもの)を提出し、更に五月二十日の年度大會に於て之れが具體的方法を審議決定すると共に爭議資金積立を決議する等相當闘争準備に努むる處ありたり。

而して船主協會にありては本月十日緊急理事會を開き審議の結果、新海員組合は正式交渉團體に非ざるも諸情勢よりして放任する能はざるに付き海事協同会に於て協定したる舊海員組合の要求に依る改善額を超へざる範圍内に於て折衝することに決定し、交渉委員として波多野保二(専務理事)、石田貞二(大同海運)、谷口茂雄(明治海運)、片野雄二(川崎汽船)の四名を選任し翌十一日組合側代表那賀源三郎、陰山壽、藤原喜代松、新妻徳壽と會見交渉せるが、船主側は組合より嘆願せる最低給料は舊組合の要求に基く海事協同会の協定を以てし、其の他諸手当の増額は海事懇話會にて審議すべしと主張

し、然して海事懇話會に於て審議する以前に於て新舊兩組合の對立に依る一切の問題を根本的に解決(合同を意味す)しては如何と提案せるに、組合側は既に海事協同会に於て審議したる舊海員組合の賃銀協定に新組合の噸數事項を並行審議せざりしは船主側に於て吾組合を無視せるものなるに付き、要求書として正式に提出すべしと主張し何等意見の一致を見る能はずして別れたり。

其の後十三日、十四日の兩度に互り交渉せるも依然妥協ならず組合側は十四日に本月十八日迄の回答期限付要求書を提出し船主側は逕信省管船局長に裁決方依頼することとして會見を終れり。

其後組合側は要求書提出の経緯と組合の態度を聲明すると共に船員大會等を開催して氣勢を揚げ一方全國各支部に指令して回答如何に依りては敢然爭議に入るべしと著々準備を進め船主側は來神中の逕信省田倉海員課長に裁決方依頼すると共に數次に互り理事會を開催して對策を協議する處あり、而して右裁決の依頼を受けたる逕信當局(藤原大阪逕信局長主として之れに當る)は本月十七日組合側那賀源三郎外二名を招致し回答期限十日間延期方説得したるに、組合側も監督官廳の指示なれば已むを得ずとなし本月廿八日迄其回答を延期することとせり。爾來逕信當局は新組合の海事協同会加入、新舊兩組合の合同等の工作に極力努むる處ありたる模様なるも何れも不能に終りたるを以て、最後に組合側の要求事項のみに付き勞資の間に於て斡旋解決に努めたるも之又不調に終り結局逕信當局の斡旋は無効に終れり。

而して組合側に於ては回答期日の前日たる七月廿七日に至るも船主側は何等の誠意を示さずと爲し敢然爭議に入るべしと準備を進め回答日たる廿八日に入るや、各支部及び主要各船に打電し自發的停船の指令を發する等事態愈々悪化せるを以て、兵庫縣當局に於ては本月二十七日勞資代表を交互招致し治安維持の立場より緊迫せる待遇改善問題のみに付き正式調停



を爲すべく指示したる處勞資共調停に應ずる旨承認せるを以て、同日午後十時より神戸水上警察署に於て勞資代表を會見せしめ調停に努めたる結果二十八日午後十二時兩者の妥協成り左記の如き協定書を手交して圓滿解決するに至れり。

而して組合側は右解決と同時に全國各支部に對し「一、團體交渉権承認 二、退手制獲得 三、遭難手當の増額 右三條件獲得勝利解決す若し停船あれば即時停船を解け」と打電せるが、當時(廿八日午後十二時)全國各港に於て停船若くは停船準備中の船舶十數隻ありたる模様なり。

尙新海員組合は本月二十六日擴大幹部會を開き曩に辭表を提出し居りたる門司組合長の辭任を承認し正式之れを發表せり。

協定書

昭和十一年七月十四日新日本海員組合ヨリ日本船主協會宛ニ提出セル普通船員待遇改善要求事項ニ關シ調停委員會ニ於テ折衝ノ結果

左記ノ通り協定ス

昭和十一年七月二十八日

記

- 一、遭難手當増額ノ件
- 雙方委員ニ於テ研究ノコト
- 二、退職手當制度確立ノ件
- 本委員會ハ普通船員退職手當制度制定ノ必要ヲ認メ日本船主協會ハ昭和十一年十二月末日迄ニ適當ナル機關ニ於テ協議ノ上本制度ヲ確立スルコトニ決定ス

調停委員會委員	兵庫縣警察部長 藤 綱 彌 三
	大阪逓信局海事部長 猪 間 信 一 郎
	兵庫縣特高課長 菅 野 一 郎
	神戸水上警察署長 富 久 敬 之
	逓信局事務官 成 松 啓
	兵庫縣警部 西 友 義
	日本船主協會 波 多 野 保 二
	石 田 貞 二
	佐 藤 國 一
	新日本海員組合 那 賀 源 三 郎
	藤 原 喜 代 松
	除 山 壽
	新 妻 德 壽

三、日本産業軍全國代表者會議狀況

日本産業軍にありては本月十九日芝協同會館に於て、第二回全國代表者會議を開催せり、出席者各地代表者四十名今村等議長の下に型の如く書記、各種委員の任命祝電祝辭の披露等ありたる後本部及地方情勢報告あり、之れに對し「愛國勞働組合全國懇話會に加盟せざる理由並將來の方針如何」等の質問あり、議長より懇話會には加盟し居らざるも國際勞働代表選出其他に付ては提携しつつあり、將來産業軍の陣容整備と共に戰線統一に努力する考へなり云々と答へ次で左記議案を審議可決せり。

(一) 議案

- (1) 綱領主張決定の件。別記の如く決定。
- (2) 退職積立金及退職手當法修正の件。
- (3) 臨時工制度の撤廢に關する件。
- (4) 鑛山勞働者待遇改善の件。
- (5) 失業救済は國民の最低生活政府保證の件。
- (6) 屋外勞働者災害扶助法の改正に關する件。
- (7) 郵税及專賣品一切値上反對の件。
- (8) 日本産業軍名稱變更の件。本案は撤回し名稱は從來通り。
- (9) 規約改正の件。
- (10) 運動方針の件。光吉悦心運動方針草案に付き説明し之れに對し代議員より「愛國政治同盟との關係如何、將來政治運動には愛政を支持するや云々」と質問あり之れに對し今村議長は「從來産業軍と愛政とは同一混合視せられて居つた傾向がある勞働組合が政治運動をやることは常に組合運動を阻害してゐるので随つて此際積極的にも消極的にも政治問題には觸れない考へである。それよりも産業軍自體の整備が急務である、

労働運動の状況

故に我が産業軍は労働組合本來の使命である經濟運動に邁進し強力なるものとなし然る後政治運動方針を決定するものとしたい云々と答辯する處ありたり。

(11) 緊急動議

- イ 義務教育年限延長に伴ふ學費國庫負擔の件。
- ロ 國體明確徹底に關する件。

右二件共實行方法本部に一任。

(二) 宣言發表

別記の如き宣言を發表決定す。

(三) 役員氏名

- 顧問男爵 菊地武男 法律顧問 五十嵐治孝 中里義美
- 會長 今村 等 理事長 陶山篤太郎
- 中央理事 松下彦一(東京) 山本龍助(大阪)
- 森登 守(長崎) 清水光太郎(京都)
- 光吉悦心(福岡) 末吉實吉(兵庫)
- 地方理事 米村長太郎外十五名



別記

一君萬民の建國精神に基き産業大權を信奉して國家産業の發展興隆に努め皇道日本の確立を期す。

一、我等は皇國の柱石たる自己の本分を盡し階級的利己主義の思想行動の排撃を期す。

一、我等は一元の皇國産業精神による公正なる勞資關係の確立によつて産業報告の徹底を期す。

一、我等は君民一致共同生活體の本義に反する都市農村の對立を排し國民經濟の更新を期す。

四、愛國労働組合全國懇話會の情勢

本團體の動靜に關しては本誌に數次既載の通りなるが本月に入り近畿及中部兩地方委員會の結成大會を舉行すると共に第一回常任委員會等を開催して政治問題其他を協議する處ありたり左に之等の概況を摘記すべし。

記

(一) 常任委員會の狀況

本月十八日大阪中ノ島中央公會堂に於て開催左記議案を協議決定せり。

- (1) 全國大會開催の件 來る九月二十七日東京市に於て開催することに決定。
- (2) 日本労働祭に關する件 毎年四月三日に舉行することに決定。

宣言

吾日本産業軍ハ純正ナル愛國精神ニ立脚シ産業報國ヲ通シテ日本ノ國是タル國民生活ノ安定以テ産業大權ノ確立ニ向ツテ邁進スルモノナル現下ノ日本ハ對内的對外的ニ實ニ果敢ノ危機ニアリ國民大衆ノ憂フルヘキ現狀テアル就中産業労働者ハ一部重工業ヲ除キ資本主義經濟機構ノ積弊ノ中ニ呻吟反轉シツ、アル。我等ハ此ノ慘狀ヲ省ミテ建國理想ノ原理タル即チ生成化育修理固成ノ日本精神ニ醒メ第二回全國代表會議ヲ契機トシテ新運動ノ下ニ全國ノ奮闘的労働者ヲ結集以テ反國家的資本主義亡國的思想及反動諸勢力ト徹底的抗争シ皇道日本ノ宣揚ニ勇往邁進セントスルモノナル。昭和十一年七月十九日 日本産業軍第二回全國代表者會議

(3) 産業労働會議に關する件

懇話會結成式に於て決定せる草案(本誌四月號參照)通り内務省に建議することとし實行方は在京委員に一任。

(4) 國際労働會議代表選出の件

協議の結果 (イ) 日本の國策に反する代表は選出せざる様運動を起すこと。 (ロ) 各組合の組合員數申告を確實にせしむる様運動を起すこと。

(ハ) 右(ロ)の査定を嚴重に行ふ様内務省に要請書を提出することに決定。

(6)X(5) 新海員組合争議應援に關する件。

退職積立金並退職手當法に關する件 本法には改正を要する點相當あるを以て各地方に於て専門委員會等を設置し意見を纏め之れを八月末迄に本部に集め實行運動に移すことに決定。

(7) 政治問題に關する件

種々意見の交換を爲したるも何等纏る處なく後日續行することとせり。

(二) 近畿地方委員會結成大會狀況

本月十九日大阪中ノ島公會堂に於て開催出席者總聯合、日本労働同盟、大日本労働組合協議會、新日本海員組合等の代表其他九十七名にして大橋治房議長の下に左記議案を審議決定せり。

- (1) 産業犠牲者弔魂碑建設の件。
- (2)X(1) メーデー排撃日本労働祭舉行の件。
- (3)X(2) 愛國労働協議會開催の件 愛國農民の同志と協力して一大國民運動を展開せんが爲に愛國労働協議會開催を提唱することに決定。
- (4) 新政黨に對する懇話會の要望並に態度に關する件。 大體左記の如く決定要綱理由に付ては後日説明書を配布することとせり。
- (イ) 現狀打開君民一如の新日本建設の目的を持つ新政黨たること。
- (ロ) 組織要素は單に既存の分散的愛國諸團體の糾合に止まらず日本主義に徹したる各層、各方面の人材を網羅し全國民

労働運動の状況

大衆に基礎を置くものたること労働組合、農民組合は黨の特殊隊として能動的なるべし。

(ハ) 組織形態は敏速果敢なる行動に便する爲め有機的結合たることを要し指導部と大衆とは斷じて一如、下意上達の爲め組織とし且鋼鐵の如き中央集權が必要である。

(ニ) 既成諸政黨に對してはその維持派たることを衝き徹底的に闘ふこと。

(ホ) 右翼小兒病に墮せざることを。

經濟主義に墮せざることを。

(ト)X(ヘ)X(ホ) 綱領政策は具體的なること。

懇話會は右の諸要點を具備する新政黨の結成を促し天業翼賛に一路邁進すべし。

(6)X(5) 三國セルロイド工場反軍思想爆撃の件

- 外三件
  - 役員氏名
  - 委員長 大橋治房 書記兼會計 吉川六郎
  - 常任委員 大橋治房 三谷三平 中地熊藏
  - 地方委員 小田 孝 土岐信治
  - 矢尾喜三郎 小田 孝 松田喬平
  - 赤崎寅藏 中地熊藏 大橋治房
  - 今井武吉 末中勘三郎 佐野好雄
  - 三谷三平 栗山角次郎 土岐信治
- (三) 中部地方委員會結成大會狀況  
本月十五日名古屋市公會堂に於て開催出席者左記參加團體代表三三五名にして山崎常吉議長の下に左の議案を議決せり。  
(1) 參加組合



總聯合愛知縣、新海員組合名古屋支部、大日本忠孝労働組合、中部労働聯盟、中部港灣労働組合、關西總合労働組合、日本革新労働聯盟、三河愛國従業員組合聯盟、愛國労働組合瀬戸地方聯合會

- (2) 議案
  - (イ) 愛國新政黨に對する態度に關する件。
  - (ロ) 産別整理に依る單一労働組合組織化提唱に關する件。

五、交總常任委員會狀況

日本交通労働總聯盟にありては本月十四日本部に於て第四回常任委員會を開催して左記の如き重要議案を審議可決せり。

議事

- (1) 交總常任改選の件  
關東關西共に役員の変更ありたる爲め交總常任を左の如く改選せり。  
委員長佐々木源三(東交)、常任委員牧野松太郎、佐伯健、阿部安次郎(以上東交)、遠藤忠治(自勞)、小野清三郎、中島藤藏、辰巳榮藏、阿部伊勢太郎(以上大阪市電從)、露木清治(神戸市電)
- (2) 常任委員増員の件  
關東關西より各一名宛増員することに決定關西は赤井利一郎を推薦決定せり。
- (3) 専門部員決定の件

- (ハ) 勸勞會館建設促進運動に關する件。  
宣言發表。  
役員決定。  
委員長山崎常吉、副委員長石井光長、書記長田井増五郎、書記伊藤長光、會計高橋惠祐、常任委員米口外治、土屋一雄、森田平八郎

- (4) 組合組織統一に關する件  
種々討論せる結果他團體(社大黨及總同盟等)との交渉委員を擧げ反アツシヨの方針下に交總從來の使命を果すべく全的合同へ最後迄努力することに決定、交渉委員として關西阿部伊勢太郎、小野清三郎、露木清治關東三名は東交に於て決定すること。
- (5) 政治闘争強化に關する件  
種々論議せる結果別項記載の如く聲明書を發表せり。(勞農無産協議會の欄參照)

六、日本産業労働俱樂部產勞政治研究會結社届出

日本産業労働俱樂部の政治闘争進出狀況に關しては本誌前號既載の通りにして之れが闘争母體として產勞政治研究會なるものを組織し本月一日主幹者西山仁三郎より政治結社の届出(社名產勞政治研究會、社則前號既載、事務所麴町區有樂町一ノ一四)を爲すと共に左記の如き役員を決定せり。

- 役員氏名  
顧問長谷川正道、相談役石井熊藏、東條喜七、會長、副會長保留、常任委員長西山仁三郎、常任委員大久保秀治、森昌示、城戸房男、鈴木佐五郎、森本晃正、政賀倂介(會計)、常任書記永野友章、幹事野地伊之吉、清塚小三郎、小田島輝治、林十藏、坂本光司、塩野目動、渡邊繁三郎、石本米吉、横地福三郎、渡邊良雄、井上茂、奥谷梅太郎、鈴木竹次郎、吉本勝藏、山口豊次

七、選信従業員聯盟の動靜並に第二回大會の狀況

(一) 動靜  
選信従業員聯盟が結成後間もなく選信省公達第二十八號を無視し自主的中央集權制を採り労働組合化せし爲め、選信當局の反感を買ひ、且つ右方針に反對せる分子は遂に昨年五月聯盟を脱退し別に選信従業員會同盟を結成し茲に選信當局の労働政策たる一産業一組合主義の理想は破れたり。其の後に於ける聯盟は内部的に對立を生じ、遂に昨年九月二十日伊藤書記長の罷免問題を廻り表面化するに至れり。即ち島田徳長(當時會長)を中心とする一派は聯盟をして公達二十八號に準據して改組すべきなりと主張するに對し、米澤竹松(當時副會長)を中心とする一派は聯盟現狀維持(自主的中央集權主義)を固執し兩派互に自派勢力擴充に暗躍しつゝありしが、伊藤書記長問題處置の責任を負ひ同年十一月二十日役員總辭職を決定し同月三十日役員の改選を行ひたる結果現狀維持派たる米澤が會長に就任し、改組派たる島田が書記長に推されたる爲



め、兩派の対立は益々激化せり。茲に於て東京通信局監督課長は本年一月三十日聯盟首脳部四名を招致し聯盟の内部統制及び運動方針の公達に準據すべき様注意する處ありたり。依つて聯盟に在りては同日常任理事會を開催し運動方針につき協議の結果聯盟の運動は公達に據るものなることを再認識し、監督課長の意圖を取入れ具體的活動方針を樹立すること」に決定せるが、然し聯盟本部の大勢的意圖は「聯盟が運動の過程に於て待遇改善其の他を當局に要求することは決して公達の精神を逸脱するものに非ざるが故に今後と雖も公達の精神を體しつゝ聯盟を自主的に強化すべきなり」との建前を有し、依然として自主的中央集権主義を放棄せざりしを以て改組派たる書記長兼荒川會長島田徳長は自己の主張の容れられざることに不満を抱き遂に三月二十五日米澤會長に對し口頭を以て書記長辭任を申出で更に島田と同一行動に在りたる森下向島會長も聯盟脱退を決意し、同月三十日荒川、向島兩會は役員會を開催し脱退を決議するに至りたり。

以上の如く聯盟機構改組か否やの問題を中心に硬軟兩派に對立を續けつゝありしが、改組派の脱會により表面は一應靜まりたるかの觀あるも山ノ手、中部地方を除く各會に在りては依然として改組を希望しつゝあるに鑑み、聯盟本部に在りても從來の如く中央集権主義による本部専制を固執することを得ざる事情に立至り、遂に一部改組派の主張を容れ本部の構成を大衆的中央集権化する爲め從來の三會一名の本部理事制を改め各會一名の本部理事を選出することとし、之れにより五月二十三日本部役員(首脳部)を左の通り選出せり。

會長青野福松(麻布) 副會長小池恒吉(京橋) 書記長沼田幸吉(淺草) 事務長李城瑞(芝)

右の如く本部役員の改選を行ひたる聯盟は其後屢々聯盟の具體的運動方針につき協議を遂げ六月十五日の常任理事會に於て聯盟方針書(別項大會の欄参考)を決定し、各會に對して之が主旨徹底に努め更に別項の如く本年度大會に提案正式決定を見

るに至れり。

右方針書を觀るに本聯盟は労働組合主義を排撃し、協調主義、全體主義の上に一切の行動を展開せむと稱し其の審議に當りても指導精神中「労働組合主義排撃」に關し聯盟は労働組合なるや否やにつき相當議論ありたるも結局聯盟は傭人及官吏も加入し公達により組織せる團體なるを以て労働組合に非ず」と決定し又名稱も選信従業員會聯盟と改稱したるを以て一應公達に準據せるものゝ如く看取せらるるも、運動中心目的を待遇改善に置ける點は何等一般労働組合と異なる處なきことは注意を要すべき處なり。

尙本聯盟は選信従業員會同盟とは常に感情的に對立せるのみならず、其の運動方針に於ても相容れざる處あると雖も兩會は勿論選信當局に於ても常に一産業一組合の理想に従ひ合同を希望しつゝありたる處偶々別項記載の如く郵便料金値上に依る益金の一般會計繰入問題起るや、從來の感情乃至運動方針の相違を一擲して、待遇問題と謂ふ切實なる當面の問題を中心に兩團體共同運動を爲すこととし「選信事業擁護聯盟」を結成せるが、之れを契機に兩團體の合同工作畫策さるゝに非ずやと觀らるゝ狀況なり。

(二) 第二回大會の狀況 本聯盟に於ては七月二十七日淺草公會堂に於て第二回年度大會を開催し運動方針及待遇改善案等を審議決定せるが其の狀況次の如し。

記

- (一) 出席者 二一會 三〇七名 來賓及友誼團體員約五〇名  
 (二) スローガン (1) 全國二十萬從業員團結せよ (2) 現業非現業差  
 別待遇撤廢 (3) 畸形特別會計打破 (4) 下級從業員待遇改善即時

労働運動の状況

- (三) 運動方針の件(沼田書記長説明)  
 斷行 (5) 從聯を母體とする諮問機關制定促進 (6) 事業整備を伴はぬ郵料値上益金繰入絶対反對



労働運動の状況

- (イ) 主張ハ從來ノ通り
- (ロ) 指導精神
- (ハ) 協調主義、全體主義ノ上ニ一切ノ行動ヲ展開スル。
- (ニ) 労働組合主義ノ排撃。
- (ホ) 公達規定ニ準據構成シテ産業協力ヲ通ジテ積極的ニ待遇改善ヲナサントスル強力ナ團體トシテ行動ノ萬全ヲ期ス。
- (ヘ) 聯盟運動一切ヲ再吟味シ非ハ正シ、正ハ堂々ト主張セネバナラス。
- (ニ) 從來聯盟組織形態ハ首腦部專制的傾向ガアツタ様ニ見受けルガ、コレヲ打破シ茲ニ組織機構ノ刷新ヲ斷行シ執行部及ビ各會關係ノ整調ヲ計リ、全體ノ強化ヲ圖ル。
- (ハ) 組織機構ノ修正
  - (1) 執行部ノ擴大。常任理事各會一名制ノ施行。書記獨裁的傾向ノ打破。
  - (2) 事務執行部ノ改革。書記局事務局ノ運用ノ合理化。専門部長ヲ以テ所管事務執行部トス。
  - (3) 本部理事會ノ機能確立。從來ノ論議的態度ノ是正。
  - (4) 責任理事制確立。會單位トシテ各會一名ノ常任理事ヲ選出スル事ニ依リ各會ノ最高責任者ト有機的連繫ノ基ニ責任理事トシテ本部ノ執行事務ニ當ル。
  - (5) 聯盟名稱ノ變更。逓信從業員會聯盟トス。
  - (ホ) 組織統制(内容省略)
  - (ニ) 聯盟行動方針(其ノ一)
    - (1) 協調主義ノ積極化
    - (イ) 從來ノ聯盟政策ハ聊カ協調性が消極的ナ傾向ガアツタカニ

- モ見受ラレタガ時勢ヲ遠觀シ、眞ノ協調主義ニ據リ自ラモ立テ更ニ進ンデ此ノ傾向ヲ助長セネバナラス。
- (2) 對現業局關係ノ整調
- 聯盟政策方針ヲ簡明宣揚シテ支援ヲ求メ過去ノ運動ニ於ケル誤解ト感情ノ疎隔ノ除去ヲ期ス。
- (3) 對逓信當局關係
- 現業局管理者層トノ融和ヲ基礎トシテ産業全體ノ爲メ充分ナル交渉連絡ヲ期ス。
- (4) 一産業一團體主義ノ確立
- イ、從業員會全國的統制
- ロ、共同協議會設置ノ提唱
- (其ノ二)
  - (1) 共濟組合參與權ノ獲得
  - (2) 現業非現業ノ差別撤廢
  - (3) 全般的經濟地位ノ改善向上
  - イ、雇傭人給料定率ノ引上げ
  - ロ、最低賃銀制ノ確立
  - ハ、定年制ノ實施
  - ニ、退職後ノ生活保證
  - ホ、雇員制度ノ改善
  - A 試驗制ニ依リ任官スル期間ノ短縮
  - B 現業局長ノ高等官進級
  - C 二等局ノ一等局昇格
  - (4) 恒久的資源ノ確立を必要トスルモノ
  - (イ) 昇給源資増額豫算ノ確立

- (イ) 年功加給源資ノ確立
- (ロ) 賞與及繁忙手当増額豫算ノ確立
- (ハ) 都市及家族手当豫算ノ確立
- (ニ) 事業施設ノ徹底的改善
- (ホ) 人的管理ノ尊重
- (ヘ) 事業連帶性ノ確立
- (ニ) 労働條件ノ改善

- (四) 議事
  - 1) 宣言
  - 2) 規約變更の件
  - 3) 從來建議案諸事項實現促進の件
  - 4) 事業整備を件はざる郵料値上益金一般會計繰入反對の件
  - 5) 都市及家族手当支給の件
  - 6) 鐵道旅費規定改正の件
  - 7) 初任給引上及定期昇給制度確立の件
  - 8) 俸給六十圓以下の下級者に對し特に増俸昇給斷行の件
  - 9) 退職賜金制度確立の件
  - 10) 定員全面的改訂増員の件

八、逓信從業員會同盟の動靜並第二回大會の状況

(一) 一般狀況 逓信從業員會同盟は昨年五月逓信從業員聯盟の労働組合化に反對同盟より脱退し逓信省公達二十八號に準據して結成せるものにして、其後逓信當局の支援下に運動を進めつゝあり。本年に入りては一月三十日日本部委員會を開催以來衆議院議員選舉に引續き帝都叛亂事件の發生等により暫く活動休止の狀況に在りたるが、四月六日初めて本部委員會を開催して諸般の報告後自由討論を爲し座談的に意見の交換を爲したり。

而して五月十二日委員會を開催新役員選任の件を附議せるが下谷會其他は會長に高井謙、駒込會は綿貫由三郎を擁し、中央小包會は宇高清高を擁し互に之を主張せる爲め同日は何等纏らず散會し、更に同月十四日役員詮衡委員會を開催せるが、同委員會に於ても下谷會以下各會は高井の再任を主張せるに對し中央小包會は宇高清高を支持して譲らず遂に中央小包會は協議参加を拒否し退席せんとせしが、仲裁ありて之を中止せるも詮衡に参加せず且つ本部役員は一切選出せざる旨表明するに至れるを以て、下谷會以下各會に在りては多数決を以つて左の通り決定せり。

- 會長 高井 謙
- 副會長 海老原 哲
- 書記長 弓谷 昌三
- 顧問 綿貫由三郎

労働運動の状況



會計 綿貫 由三郎 監査 神子 金藏 同 渡邊 通藏

乍然本問題を繞り下谷會以下各會對中央小包會の對立を生じ雙方の主張相當強硬なるものありて多少の内紛は免れざるべく豫想せられたるも、其後逡巡當局に於て斡旋する處あり中央小包會に於ても數次に互り首腦部協議の結果役員問題にて徒に紛糾を重ねることの不利なると本部に於て新に待遇改善調査委員會を設置會長に宇高清高を推薦し來れるを以て、同會に於ても茲に從來の主張を撤回するに至り五月二十一日第三回役員詮衡委員會を開催本部委員常任委員常任書記、専門部長及各種業務委員長を決定し本問題も茲に圓滿解決を見るに至れり。

右の如く會長問題による内紛も解消せる本同盟に在りては漸く積極的活動に入るに至れり。即ち同月二十七日日本部委員會に於て定員定率の改正、共済組合機能の擴充及身分的特遇の改善を目標として待遇改善調査委員會設置の件を決定し、豫てより問題となし居たる通信特別會計の確立及郵便料金値上による益金を従業員の特遇改善に導く意圖の下に、六月十五日より開催せられたる全國逡巡局長會議を好機として進言書を作成同月十七日高井會長外五名は同月十七日東京逡巡局長を訪問之を提出種々希望を述ぶる處ありたり。斯くて鐵道益金並に郵便料金値上による益金一般會計繰入れ問題が六月三十日新聞紙上に掲載せらるゝや、本同盟に在りては七月一日之が對策の爲め緊急委員會を開催し協議の結果郵便料金値上に依る益金一般會計繰入れ反對逡巡につき聯盟と提携する事とし、別項記載の如く逡巡事業擁護聯盟を結成同月五日大會を開催して反對運動を展開するに至れり。

尙本同盟に在りては本月十六日委員會を開催し同盟第二回大會開催の件を附議可決し別項の如く本月十九日大會を開催し陣容の強化に努むる處ありたり。

(二) 第二回大會の状況 本同盟に在りては七月十九日下谷公會堂に於て第二回年度大會を開催せるが其の状況次の如し。

記

- イ) 出席者 代議員、本部員及來賓約三五〇名
- ロ) スローガン (1) 通信特別會計完全獨立運動提唱の件 (2) 雇傭人身分差別撤廢 (3) 物價騰貴による特別昇給斷行 (4) 共済組合退職手當金増額 (5) 退職賜金制度確立 (6) 現員現給に基く昇給制度
- ハ) 役員改選 會長 高井 謙 副會長 海老原 哲

- 書記長 弓谷昌三 常任書記 秋葉榮作外三名
- (ニ) 議案 (1) 物價騰貴に對し特別昇給斷行の件 (2) 現業服務根本的改革 (3) 現在の雇傭人制度を撤廢し傭人の身分向上を期せられ度し (4) 退職賜金制度確立の件 (5) 共済組合退職年金増額の件 (6) 現員現給に基く昇給制度確立の件
- ホ) 決議案 通信特別會計完全獨立運動提唱の件

九、逡巡事業擁護聯盟の結成状況

東京逡巡局管下一、二等局従業員を以て組織せる逡巡従業員聯盟(組合員四、七〇五)及逡巡従業員會同盟(組合員一、九七三)に在りては、豫てより現行通信特別會計が國庫納付金約八千二百萬圓、國債償還資金約二千萬圓の負擔を余儀なくせられ、逡巡事業の諸施設及一般従業員の待遇問題が考慮の外に置かれつゝあるは本末を顛倒せるものなりとなし、之が打破を要望し來りたるが、今回大藏當局に於て昭和十二年度財政計畫中郵便料値上に依る益金を一般會計に繰入んとする意圖ありとし、兩組合に在りては逡巡當局に對し之が阻止方に關し屢々建議し、以て逡巡事業擁護に付き善處方を進言しつゝありたり。然る處六月三十日各新聞紙上に本問題に關し逡巡省少壯事務官連が反對斷起したる旨報道せられたるや、兩組合に於ては從來の對立關係を一掃して共同反對運動を爲すこととし、七月一日神田區旅籠町所在料理店萬世軒に於て兩組合幹部會合對策に關し協議の結果、従業員として独自の立場より全面的反對運動を展開することに意見の一致を見、新に兩組合を中心に「逡巡事業擁護聯盟」を結成し、委員長に同盟顧問綿貫由三郎、副委員長に聯盟書記長沼田幸吉及同盟書記長弓谷昌三を推



し、兩組合より委員各々十名を出すこと並に七月五日現業代表者會議の名目下に従業員大會を開催し以て本格的に反対運動を敢行することを決定せり。

依て翌二日第一回委員會を開催して大會準備及聯盟未加入の各従業員會との連絡方法等につき協議し、豫定の如く七月五日午後一時三十分より本所區所在本所公會堂に於て郵料値上益金繰入反対現業代表者會議を開催せり。

即ち出席者は四十八會一、四一三名（内譯 通信従業員聯盟側 二四會 七四八名 通信従業員會同盟側 九會 三四七名 單獨會 一五會 三一八名 來賓約五十名）

にして、(1)増稅的郵料値上絶對反対 (2)畸形特別會計打破 (3)下級従業員待遇改善即時斷行の三スローガンを掲出し、綿貫會長司會者となりて開會を宣し、議長に青野福松(聯盟會長)副議長に高井謙(同盟會長)高橋太次郎を推し、正副議長の挨拶の後別記の如く宣言を可決し、次いで本大會只一の議案たる「郵料値上益金繰入及反対の件」を上提沼田幸吉之が説明に當り、右説明終りて反対陳情書を通信大臣に提出方を諮りたる處別記の陳情書を滿場拍手裡に可決せり。次いで各會代表者の賛成演説、東京通信局補瀬事務員の挨拶ありて、午後四時四十分高井謙閉會を宣し、綿貫司會の發聲にて天皇、皇后兩陛下の萬歳を三唱して頗る盛會裡に無事故會せり。

尙右大會に於ける議案に對する賛成演説中綿貫外數名は陳情書を携帶東京通信局大塚保險課長を訪問、通信大臣に會見方斡旋を依頼したる處翌六日大臣室に於て會見することとなりたるを以て、當日午前八時綿貫、青野以下十七名は頼母木通信大臣と會見大會に於て決定せる陳情書を提出種々陳情せる處ありたり。

右大臣との會見後本聯盟に在りては委員會を開催し「機構變更の件」につき協議の結果「本運動は相當期間繼續する見込な

るを以て決議機關として中央委員會を設置すること」とし委員長綿貫由三郎及委員青野福松以下十名及其他の役員を決定せり。(其後七月十日の幹部會に於て中央執行委員は聯盟九名、同盟七名、技工會三名、通常會一名とせり)

斯くの如く聯盟機構の整備を爲したる本聯盟に在りては七月十日幹部會を開催し具體的運動方針としては飽迄益金繰入絶對反対にて進み、運動方法としては (1)事務當局を鞭撻する爲選信次官及經理局長と會見口頭陳情すること (2)無集配二等局に對し加盟勧誘すること (3)大阪其他各府縣の従業員會に聯盟加盟を文書を以て勧誘すること (4)會報を發行し加盟組員及三等局に配布すること等を決定すると共に同月十七日にはニュース一万五千部を作成全國的に關係方面に配布する等積極的運動を展開しつゝあり。尙今回の運動に就いては兩團體とも本聯盟を通し將來合同實現に對し希望し居るものゝ如く之が動靜については相當注目すべき處なり。

別記

宣言書

現下非常時の客觀的諸情勢は、國家財政未曾有の膨脹を激化してゐる。我が日本の赤字財政に取つても何等かの方策に依つて、歳入の増加を企圖せざるを得なくなつた。馬場財政が國稅の一部増稅、新稅の創設、地方稅の整理改廢と共に、通信、鐵道特別會計の益金繰入並に植民地特別會計の繰入等を策する所以のものである。

我等はこゝに通信特別會計の、郵料値上による益金一千六百萬圓の全額國庫納入に關して、現業下級従業員の見地より絶對反対を表明するものである。

現行の國庫納付金八千二百萬圓及公債利子二千萬圓合計一億餘

圓の向ふ十箇年に互る十億餘圓率納は、通信特別會計の堪へ得ざる重荷であり極端である。何故なれば近來の産業發展に照應して、通信事業の文化的使命が愈々加重しつゝあるに拘らず、事業經營の整備刷新を不可能にし、舊態依然たる封建的退嬰的事業運営こそは、事業全體の發展を極度に萎縮してゐるからである、例へば物的施設の不備缺陷の放置、新規事業の繰延停頓、従業員待遇の劣悪性等は、通信事業經營の内部的缺陷矛盾を如實に露呈してゐる。近代文化國家に於ける通信事業の役割は、一般産業の興隆と密接不可分にして、通信特別會計の誕生も實にこの社會的公益性に胚胎してゐるのである。

昭和九年度より通信事業特別會計の全收益金二億九千萬圓の約三分の一以上の一億餘圓を背負つて特別會計が實施された結果、



必然的に社会的負擔として、公衆サービス、經營合理化等に依つて唯一の生長の途を辿る外はなかつた。それ故に一億餘圓の繰入金  
は悉く下級従業員の血と汗の結晶である。部内の若いゼネレーシ  
ョンが多く肺結核、心身衰弱等に依つて窮れる惨状は、統計がこれ  
を雄辯に物語つてゐるのだ。斯く觀すれば、寧ろ一億餘圓の國庫納  
付金の撤廢こそが眞に國家百年の大計より斷行さるべきである。  
それにも拘らず公益事業を一種の課税源泉視し、郵料値上に依る  
益金繰入を策する如きは、産業公益性の根本的破壊蹂躪であり、  
大衆課税に轉化する意味に於て反社會政策的である。

廣田庶政一新内閣としては、僅々一千數百萬圓の財源を得る途  
は又他に多く求め得られることを信じ、且つ希望するものである。  
現在二十萬従業員とその背後の百萬家族の生活は、極度に疲弊  
困憊し、眞に憂慮すべき事態に到達し、最早下級従業員の全面的  
待遇改善を即時斷行するに非ずんば産業協力を期し難く、従業員  
の思想の混迷悪化を招來し延いては經營の破綻を見るべきは必定  
である。

斯かる故に茲に現業下級従業員全國代表者會議を開催し、産業  
公益性擁護並に生活權確保の爲めに、斷乎郵料値上益金繰入絕對  
反對を宣言し、目的貫徹に勇往邁進せんとす。  
右宣言す

昭和十一年七月五日

郵料値上益金繰入反對現業代表者會議

主催 逓信事業擁護聯盟

別記

陳情書

逓信大臣閣下

大藏當局は十二年度豫算編成に當り赤字補填の有力財源として  
郵便料値上を策し「非常時財政」を立前として増収金額繰入を強  
行せんとする意圖なるやに聞いたのであります。

我等國家の逓信従業員として元より非常時局を認識せざるに非  
ず又國家財政の窮乏を前に徒らに責任回避を主張するものではあ  
りません。

然も尙且つ郵料値上による益金繰入れに斷乎反對する所以は通  
信事業の現状が之れを許さぬからであります。郵便、電信、爲替貯  
金の事業は國民經濟文化生活を向上發展せしむる爲めの基礎的事  
業であります。然るに多年一般會計の財政的重壓を蒙りて當然な  
すべき事業の整備すら爲し得ざりし結果、郵便局舎は腐朽し、電話  
の普及は遅々として進まず通信機關の不足、事務の澁滞等幾多機  
情上の缺陷を來し一方郵便物の自然増加の趨勢に對しては定員増  
加行はず却つて人員の天引的整理必要な集配度數の減少等従  
業員の勞務負擔の過重を強制することなくしては事業の遂行は罔  
み得ざる迄に立到つて居るのであります。然るに従業員の待遇は  
十年一日の如く何等の改善を見ず爲に或ひは生活の窮乏を訴へ或  
ひは熾激なる運動に走る者を生ずる等之れ等は凡て前途に對する  
絶望と生活の貧困に原因するのであります。然も此等事業施設の不  
備、従業員待遇の低劣は擧げて一般會計の長年に渉る重壓の結果  
であり、昭和九年全従業員積年の宿望成つて通信特別會計の創  
設を見たのであります。がこれは毎年度一億十箇年三十億の負擔を  
宿命的に荷せられたる明かに畸形、不完全なる特別會計でありま  
す。然も全國二十萬従業員は此れをしも尙希望して光明として歡喜

したのであります。「自分達か力を合せて囀り、そして事業益金  
を上げることに努力しよう、我々の待遇が假令今日一度に良くな  
らなくとも十年間には必ず成る我等の特別會計の爲に働かう」之  
れが従業員全體の素朴な純眞な願ひであり現在の生活窮乏を打開  
する最後の望みであつたのであります。然し其の後に來るものは  
昨年の減債基金繰入増徴、昨冬徹夜開議の結果は更に百數十萬圓  
の繰入等によつて従業員の期待は次々に裏切られたのでありま  
す。然るに今日又郵料値上による増収金額繰入の聲を聴くのであ  
ります。此の時の全國従業員の衝擊は一重に閣下の御賢察に御任  
せ致します。

「附」

昭和十一年前半期に於ける労働争議の概況

本年前半期に於ける労働争議の傾向を見るに總件數八七五件之が参加人員は四三、六四九名にして其の中、同盟罷怠業工場閉鎖を  
伴ひたる争議を昨年同期間に於ける争議に比するに七九件三、二六八名の減少を示し居り、之れが原因につき考ふるに依然  
國際關係の逼迫に伴ふ非常時局の影響と認めらる、二月二十六日の帝都叛亂事件は特に格別の影響を與へたるものとは斷じ

労働運動の状況

於て一千餘萬圓の郵料増収額は九牛の一毛であります。然し我等  
通信従業員に取つては最後の光明を奪はれることでもあります

逓信大臣閣下  
我等以上の主旨により二十萬従業員の輿望を代表し此處に管内  
従業員會の代表者會議を開催し従業員の衷情を訴へんとするもの  
であります。

我等の卒直なる意見を御賢察の上通信事業の公益的使命擁護の  
ため更に又二十萬従業員の窮乏生活打開の爲希くば閣下に於かれ  
ても我等の待遇改善を斷行せられんことを切望するものでありま  
す。

昭和十一年七月五日

逓信従業員 現業代表者會議

逓信大臣 頼母木桂吉閣下



労働運動の状況

難し。即ち別表に示す如く各月別発生件数を見るに三月の五八件が最も多きより見るも之れを覗ふを得べし。  
次に如何なる業態に最も多く争議発生せるやにつき見るに化学工業の五四件が首位にして染織工業の四二件、機械器具製造工業の三二件が之れに次ぐ状況にして依然軍需、輸出関係工業に多数の争議の発生しつゝある状況なり、又、要求事項につきて觀察するに賃銀増額、労働時間の短縮其の他積極的要求と認めらるもの一二六件に對し、賃銀減額反對其の他消極的要求と認めらるものは二二二件にして、依是觀是に産業界は全般的とは云ひ得ざるも好景氣の持續し居るものと認めらる、而して賃銀増額要求は九二件なるが之が原因は主として諸物價騰貴に基く労働者の生活困難を理由とするもの最も多き状況なり。

更に労働争議と労働組合との關係は組合の關係せる争議一〇九件六、二二六名、組合の關係なき争議一五六件一〇、〇三〇名にして昨年同様組合の關係なき争議増加の傾向にあり。

最後に労働争議に伴ふ犯罪檢擧の状況は、本年前半期は二二件七九名にして昨年同期に比し件数に於て一〇件人員に於て一四六名の減少を示し労働者の争議に對し穩健なる態度を以て臨みつゝあることを如實に示すものと認めらる。

(一) 昭和十一年自一月至六月労働争議発生件数調査表

北海道	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計		同盟罷業工場閉鎖ヲ件ハサルモノ		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
五	一三七						五	一三七	三六	一七七六	四一	一九一三

警視廳	京都	大阪	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨
二四	三一	二八	二	一七	五		八		二		三	二	一	三三	六	
六二	四〇	一、八五七	四六	五三七	二九二		二七五		四三		一〇八	六〇	四一	一、〇〇七	一、一七四	
八		一		一	一										一	
六四〇		一〇		五三	七										一、一〇〇	
一	三	二		一	一	一			二		二	一				
一〇	一五二	三五		四六	六	四五〇			二二		三〇	一八八				
三三	三四	三一	二	一九	六	一	八		四		五	三	一	三三	八	
一、二七一	五七二	一、九〇二	四六	六三六	三六三	四五〇	二七五		六五		一三八	二四八	四一	一、〇〇七	二、三七四	
一〇〇	二四	一五二	三一	五二	三	四	一一	四	五	五	六	三	四	七六	七	九
三、〇六一	一八六	五、四四二	三、四六四	一、三〇一	五八八	一八四	一、四〇八	一、九二六	九三	一一二	一五八	一八九	六四	一、七五一	五八五	三九五
一三三	五八	一八三	三三	七	九	五	一九	四	九	五	一一	六	五	九八	一五	九
四、三三二	七五八	七、三四四	三、五一〇	一、九三七	九五一	六三四	一、六八三	一、九二六	一五八	一一二	二九六	四三七	一〇五	二、七五八	二、九五九	三九五

労働運動の状況



労働運動の状況

昭和十年	合計	沖繩	鹿児島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計		同盟罷怠工場閉鎖 件ハサルモノ		合計						
																件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
三〇九	二二三		一	一	二	三	一五	一一	二	二	四	七	四	六																		
一六、八八三	一、二、九七九		四〇	一六三	五三	一六〇	一、四九六	二	六三	一一三	一七六	一、四〇四	一三九	三一	三一一																	
二三	一八			一		一								一	九〇																	
二、二二三	二、二八四			九		三八								三八	九〇																	
一一	一四																															
四九八	一、〇〇三																															
三四四	二六五		一	二	二	四	一五	一	二	二	四	七	四	七	七																	
一九、五〇四	一六、二六六		四〇	一七一	五三	一九八	一、四九六	二	六三	一一三	一七六	一、四〇四	一七七	三〇一	三〇一																	
	六一〇		一	二	二	一	六	一	二		一	二〇	七	一三	一三																	
	二七、三八三		一三	二二	八二	一〇	二四四	一六	一七〇		二〇	六〇〇	二四〇	一〇、八五	一〇、八五																	
	八七五		二	四	二	五	二二	二	四		二	二七	一一	二〇	二〇																	
	四三、六四九		五三	七四	八二	二〇八	一、四七〇	一八	二二三		一三	二〇〇	二四七	一、三八六	一、三八六																	

労働運動の状況

同府縣	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計		同盟罷怠工場閉鎖 件ハサルモノ		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
岡山	一三	五七〇			一	〇七	一四	一四	三	一六四	一七	八〇四
島根	四	一〇一					四	四	一	一一	五	一一三
鳥取												
富山	一	一、三四	二	一三五			三	一、三五九	三	一〇四	六	一、四六三
石川	一	六六					一	六六	二	六六	三	一三二
福井												
秋田												
山形												
青森												
岩手									一	五五	一	五五
福島									一	七	一	七
宮城	一	六〇					一	六〇			一	六〇
長野	三	九七					三	九七			三	九七
岐阜	六	三三三					六	三三三	一〇	一七九	一六	二、一四
滋賀												
同府縣												



(二) 昭和十一年自一月至六月労働争議発生月別表

業態	業態別	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計		同盟罷業工場閉鎖		計	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
機械器具製造工業	機械製造職工	一〇	一一二	二	一六一	二	二	二	二	二	二	二	二
船舶車輛製造職工	船舶車輛製造職工	五	二四二										
合計		二二五	二、二八四	一四	一、〇〇五	二六五	一、一六六	六二〇	二、七三三	八七五	四、三六二	二、二八四	三、五〇四
一月		三五	一、一九九	一	五三	二	七五	二	二二七	七	二、二七七	二一六	三、五〇四
二月		三三	七七一	一	九〇	三	三八	八	一、九八四	一〇	二、八四五	二一〇	三、五〇四
三月		五〇	二、四二二	七	六〇	五	二二	一〇	一、九八四	一〇	二、八四五	二一〇	三、五〇四
四月		三八	二、四九二	三	一三六	四	五八	一〇	一、九八四	一〇	二、八四五	二一〇	三、五〇四
五月		三八	一、三三八	三	四七七	四	四六	一〇	一、九八四	一〇	二、八四五	二一〇	三、五〇四
六月		五〇	四、九五九	三	五八	五	四四	一〇	一、九八四	一〇	二、八四五	二一〇	三、五〇四
合計		二二五	二、二八四	一四	一、〇〇五	二六五	一、一六六	六二〇	二、七三三	八七五	四、三六二	二、二八四	三、五〇四

(三) 昭和十一年自一月至六月労働争議業態別表 (同盟罷業工場閉鎖)

業態	業態別	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
化学工業	製紙職工	四	一五九						
	護謨製造職工	一	一八						
	製油製臘製染職工	四	三二四						
	其ノ他ノ職工	二八	一、〇〇二	二	四九				
染織工業	紡織職工	六	二、六八八	一	八〇				
	製糸職工	一	七四〇						
	織物職工	一	一七五						
	染色加工職工	一三	六八四						
	其ノ他ノ職工	一	四六						
飲食物製造工業	醸造業職工								
	煙草製造職工								
	其ノ他ノ職工	一〇	四八三	一	三				
雑工業	製版印刷製本職工	五	五八	三	一五八	二	一三	九	四九九
	木竹製品職工	四	八五			一	七	四	二二三
	其ノ他ノ職工	一	八三					一	八三
合計		二二五	二、二八四	一四	一、〇〇五	二六五	一、一六六	六二〇	二、七三三



業態別	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
金 屬 鑛 夫	四	一、二五八	一	一、二〇〇	一	一三三	六
石炭鑛夫(亜炭ヲ含ム)	八	四七六					八
其ノ他ノ職工	三	一六四					三
瓦斯電氣事業従業員							
鐵道軌道従業員							
運輸業							
船員船夫	四	一三三					四
仲仕人夫							
其ノ他ノ従業者	一八	四九四	四	四九五	一	二七	二三
通信							
土木建築業							
大工左官其ノ他ノ職人	一	一一					一
土方高職	一九	一、二七六	三	八五			二三
其ノ他ノ業務ニ從フ者	二九	七五四			三	二六八	三三
計	二三三	一、二、九七九	一八	二、二八四	一四	一、〇〇三	二六五
							一六、二六六

(四) 昭和十一年自一月同盟罷業工場閉鎖要求事項調査表

要求事項別	同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	計	
				件数	人員
賃銀増額	八六	五、三三三	一	八	五六一六
賃銀減額	四二	一、二二八		四二	一、二五七
賃銀算定支給方法變更又ハ反對	八	一、二一八		九	一、三〇八
労働時間短縮	一三	二五六		一三	二五六
作業法規定ノ變更又ハ反對	一	一一五		一	一一五
工場設備其他福利増進施設	四	九五	一	五	一、二九五
解雇退職手当ノ確立又ハ増額	九	一、三九九	四	一四	一、五七四
解雇反對	一五	六〇二	二	一九	七三八
監督者排斥	二四	一、五一五	一	二六	一、五七六
賃銀支拂	二〇	六六三	五	二九	一、四〇五
休業手当ノ支給又ハ増額	四	二五一	一	七	八〇一
雜	八	三三五		八	三三五
計	二三三	一、二、九七九	一八	二、二八四	一六、二六六



(五) 昭和十一年自一月同盟罷業工場閉鎖ニ對スル労働團體關係

組合ノ有無	態樣別	組合ノ有無					組合ノ有無	態樣別
		同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	閉鎖	計		
		件數	人員	件數	人員	件數		
全評	全同盟	全總聯合	本日總聯合	義主其ノ他	單獨組合	ノモル計	關與組合無キモノ	合計
二二三	四三三	二二三	二	三	二六	九七	一三六	二二三
八三九	二二七〇	二二七〇	二五五	三三二	九六七	四三六三	八六一六	一二九九九
一	一	一	一	一	二	五	一三	一八
五三	一一〇〇	一一〇〇	一八	一	三五三	一六二四	六六〇	二二八四
一	三	三	一	一	二	七	七	一四
四	四二	四二	一〇	一〇	一九三	二四九	七五四	一、〇〇三
二五	四七	四七	四	三	三〇	一〇九	一五六	二六五
八九六	三、五二二	三、五二二	二六五	五〇	一、五二三	六、三三六	一〇、〇三〇	一六、二六六

(六) 昭和十一年自一月労働争議ニ伴フ犯罪檢査調

府縣別	犯別	傷害		住居侵入		業務妨害		暴力行爲		恐喝		窃盜		銃砲火藥		計	
		件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
東京	一	一九															二二〇

府縣別	犯別	傷害		住居侵入		業務妨害		暴力行爲		恐喝		窃盜		銃砲火藥		計	
		件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
大阪	四	一七		×一												×一	一八
神奈川	一	一															一
兵庫	一	一															一
茨城	一	一															一
愛知	二	二															二
福岡	二	二				四											二
大分	二	二															二
熊本	一	一															一
合計	二二	二二		×一		四										×二	二二
昭和十一年自二月至六月計	(四)四	二〇		(一)二		八		×二		三四		×八		一七		×二	(九)九
備考																	

1. 件數中×印ヲ附セルモノハ他ノ犯罪ヲ伴ヒシモノ  
 2. 件數中( )ヲ附シタルモノハ×印犯罪ニ附随セルモノニシテ人員ハ×印ニノミ計上ス  
 3. 昭和十年ノ總件數中ニハ名譽毀損一件一名、交通規則二件二名警察犯三件三名ヲ含ム



### 農民運動の状況

#### 一、全國農民組合の情勢

全國農民組合にありては最近急激に進展せる愛國農民戦線の統一運動は、尠からず未組織農民並に農村關係者の關心を高めつゝある事實に鑑み、組織擴大上積極的に之れが排撃運動を起す要ありとして愛國農民運動に對する態度を闡明し、一面全國的に演説會を開催し、全農の宣傳に努むると共に地方協議會を開催して氣勢を擧ぐる等全國的に其の活動を強化し愛國農民運動の農村侵入を防止し組織の擴大に成功せんことを期しつゝあり。概況次の如し。

(一) 日本主義的農民運動に對する態度 由來日本主義的農民運動に對しては「ファツシヨ運動が如何に急進的らしい農村政策を掲げやうと結局それが國家主義統制經濟主義の名の下に農民を資本主義の奴隸として永久に縛りつけて置かうとするものである」と稱し、極力之れを排撃し來れるも、昨年九月施行の府縣會議員選舉後は「依然として農村にはファツシヨ勢力の基礎となり易き階級が存在するので、農村に於けるファツシヨ運動が決して輕視することは出來ないと稱しつゝも、日本に於けるファツシヨ運動が、其の非大衆的性質の故に又最近非常時的氣分の漸次薄らいで行くと共にその勢力は衰退して行つた」となし稍々其の態度を緩和するに至れり。

然るに遺般の帝都不祥事件後急激に進展せる日本主義的農民運動の全國的戦線統一の氣運に刺戟せられて、漸く消極的となれる叙上の態度を一變し「彼等(註)、日本主義的農民運動者)は資本家から資金を受けて、階級的全農活動に疲勞し敗退した轉落者を使ひ、農民の反資本主義的感情を利用し、全國的に力を結集しいよ／＼計畫的に村落へ侵入、階級的全農勢力

の擴大強化を阻止するに止まらず、その腐蝕、破壊を目指して進むであらう」となし、別記の如く七月十日付指令「全農全國結合を強化しファツシヨ農民團體を撃破せよ」を以て所屬府縣聯合會に對し、其の全勢力を擧げてファツシヨと抗争せんことを慫慂するに至れり。

#### (別記)

##### 全農全國結合を強化し、ファツシヨ農民團體を撃破せよ

全國の同志諸君！

我が全農總本部は諸君に全力をあげて全農の全國結合を強化し、ファツシヨと戦はんことを呼びかける。

去る六月二十八日關東に、七月五日關西に、皇國農民團體統一結成準備が開催され、ファツシヨ農民運動の全國的戦線統一が企圖、促進されつゝある。

五二五事件前後から現實には資本家地主の恐慌切抜けの手段として登場してきたファツシヨは、革新勢力を假裝し、日本精神を神祕化して盛に農村に喰ひ入らんとし、部分的には、中小地主を手兵とし或は轉落せる農民運動を手がかりとして農民をその苦境から救ひ出すかの如く幻惑することによつて、若干の地盤を農村に獲得してきた。神兵隊事件、相澤事件、二二六事件と急進ファツシヨが沈没する一方、政權が次第にファツシヨ化してゐる間に、これらのファツシヨ農民團體は著々陣容を整備してゐたのである。そして今や、地方的に分散してゐた彼等は大量獲得のために全國的に相寄り、相結んで、第二段の進出を開始せんとしてゐる。

關東に於ける皇農全國統一結成準備會に於いて、彼等の指導者

の一人は「日本主義的大衆的基礎の重點は都市又は中小工業にあるのでなく、農村にある」と強調し、他の一人は「肇國以來の長き傳統であり、更に永遠に發展すべき日本精神を堅持し、大衆的勢力結成の方法によつて農村の窮狀を打開し、進んで國民の一人として、日本主義農民運動に携はるところの我等は今こそ起ち上つて輝やかしき農民運動を展開すべき秋到れり」と述べてゐる。

關西の同じ準備會に於ては、皇國內外の非常時局に鑑み、日本主義農民團體の全國的統一のために先づ我等各團體はこゝに單一組織として合同し、進んで皇農團體結成關東準備會と協力して速かに全國的大結集に努めること」を申合せ、關西合同委員及び關東との連絡係りを設置した。

時恰も、支配階級はその注意を益々農民運動に向けてゐる。農民窮乏の度合が都市勤勞者のそれに比して一層ひどく、しかも、労働統制の度合に於いては都市勤勞者よりも農民の方が遙かに弱いが故に、農民の動きを重視してゐるのである。極く近い將來に豫想される軍事費の増大、大衆課税の重任、インフレによる生活費騰貴からくる勤勞大衆の苦痛の増大、こゝから當然に起る闘争の激化に對し零細なる社會政策的施設を與へて、露骨、公然たる壓迫を加へぬと何人が斷言できやう。大衆的農民運動の自由が極度に制限されぬと誰が云へやう。



ファツシヨ農民團體の全國的職權統一による第二段の進出はこの支配階級の農業、農民政策に追隨し、若しくは之を側面から刺激して、その實行を準備するものである。彼等は××から或は資本家から資金を受けて農村に出勤する。彼等は階級對立を大衆から陰蔽し、階級的な全農活動に疲勞し、敗退した轉落者を使つて全農を攻撃する。彼等は農民道場、塾と結び、農民反資本主義的感情を利用して産業組合、在郷軍人會、青年學校等へ喰ひ入り農民を上からのファツシヨの支柱たらしめんとする。

全國の同志諸君！

彼等はやがて全國的に力を精集していよく計畫的に村落へ浸入するであらう。階級的な全農勢力の擴大強化を阻止するに止まらず、その腐蝕、破壊を目指して進むであらう。全農の全國結合強化は何を置いても先づ爲さねばならぬ急務である。諸君は農民の當面の要求に對して絶えず深甚なる注意を拂ひ、その日常利書の

防衛のために常に斷乎たる行動に出すべきは勿論、之によつて遅れた未組織大衆を奮ひ起させ、階級的教育を興ふることもいよいよ肝要であるが、之を全農の強力なる全國結合の上に立つて、全國的に推し進めなければならぬ。全國的に統一された全農活動こそが彼等の野望に決定的な打撃を與へることが出来るのだ。全農の闘争に力づけられ、勤勞農民の支持をうけた貧農大衆の闘争のみが引續き彼等の浸入を阻止することが出来るのだ。

一九三六年七月十日

全國農民組合總本部

(二) 遊説計劃 絃上の如く、全國的統一活動に依り、日本主義的農民運動に對し、決定的なる打撃を與へんことを決意せる本組合にありては、不取敢特別議會報告の名の下に全國的に遊説を試み、廣田内閣の政治的方向を大衆に徹底せしめ、一般農民の政治的關心を高むると共に、小作法の制定、農村更生政策斷行の輿論喚起に努め、全農の擴大強化を圖らんとして七月十一日付達示第十一號「夏季遊説計劃に就て」を以て所屬府縣聯合會に對し、九月上旬開催豫定の記念大會迄社會大衆黨との共同闘争により絃上目的の成功的遂行のため、全勢力を傾注すべきことを指示する所ありたり。

(三) 中四地方協議會の開催

總本部は統一活動強化のため、夫れく地方協議會を開催して氣勢を擧ぐることをなし、不

取敢共同闘争を感じつゝある中四地方協議會を開催することとなせり。斯くて同協議會を七月廿八日徳島市千秋閣に於て總本部書記伊藏實以下岡山、高知、徳島の各縣聯合會代表出席の下に開催し、小作法の獲得、大衆課税反對、穀物検査規則反對、獎勵米の増額、潰滅縣聯再建等の諸闘争に全力を注ぐことを決議し、他地方組織を刺戟せんことを期せり。

二、全農(全會)福佐聯合會の總本部復歸

全農全國會議唯一の活動力ある地方組織たる福佐聯合會の總本部復歸は豫ての懸案なりしが、愈々機熟し本月二十五日之れが實現を見るに至れり。其の経緯次の如し。

(一) 全農總本部の復歸統一提唱

全農總本部は昭和九年以來農民戰線の統一、就中全農全國所屬地方組織の統一を企圖し、近畿地方を中心として此の運動を進め、著々實蹟を收めて昨昭和十年迄に於て活動力ある地方組織との合同は僅かに福佐聯合會を残し殆んど完成するに至れり。

而して福佐聯合會の復歸統一に對しても速かに之れを實現せしむべく大阪、奈良、三重、兵庫等の諸聯合會が中心となり夫れく工作を続けつゝありしが、總本部内部に於ても尙同聯合會の復歸に對しては快からざるものあり、福佐聯合會又從來の階級闘争至上主義を信條とする等の事情に依り容易に之れが實現を見るに至らざりしが、本年四月以降相次ぐ幹部の檢舉に依り福佐聯合會に於ても從來の態度に自己批判を加へ其の誤謬を認むるに至り、一方總本部又日本主義的農民戰線の統一運動に刺戟せられて漸く合同の必要を痛感するに至りたる等其の客觀狀勢は合同の實現を容易ならしむるに至りたるため、總本部にては此の機に乗じ一舉に多年の懸案を解決すべく決意し次の如く「福佐の復歸統一を提唱」し所屬福岡聯合會をして其の工作を進めしむることとなせり。



「福佐の復歸統一」を提唱す

福佐の復歸統一問題については、勤勞農民の窮乏打開とマアツショ反對のために、速かに福岡、佐賀に於ける農民戦線の統一を進められたる貴聯合會の一段の御盡力を切望します。云々

六月二十五日

總本部

(二) 合同(復歸)懇談會開催 前彼の如く、總本部より福佐聯合會との戦線統一を指示せられたる福岡聯合會にては七月一日付を以て、福佐聯合會に對し、「(1) 福岡部分を福岡縣聯合會へ復歸せしむること、佐賀部分は全農佐賀縣聯と改稱すること、(2) 福岡部分は福聯の支持政黨たる社會大衆黨を支持すべきこと」等の條件を提示し其の復歸を勸奨し之れが實現化のため兩聯合會代表の懇談會を開催することを提議したる處、同聯合會に於ても豫め裏面折衝に於て右の事實を承知し居りたるため、直ちに之れに應ずることゝなれり。

斯くて七月十二日田邊總本部特派員並に矢野勇助(福佐)、吉塚謙吉、野澤四郎(全農)の各代表出席の下に合同に關する懇談會を開催し「全農創立十五週年記念大會迄に福聯、福佐兩聯合會の統一を完成さすべく努力すること。復歸統一の手續完了の場合は全農福岡縣聯合會大會を取止め、之れを合同大會とすること」の申合せをなし、更に二十三日第二回の懇談會を開催し「無條件復歸」を實現せしむることゝなせり。

(三) 福佐聯合會の復歸決定 於茲福佐聯合會にては本月二十五日緊急擴大執行委員會を開催し「總本部への無條件復歸」を正式に決議し七月二十八日付を以て總本部に對し正式に其の承認を求むるの手續をなせり。

彼上の如く福佐聯合會の復歸は今尙總本部の「承認」なる形式の手續完了せざると雖も九月開催豫定の全農十五週年記念大

會は之れを承認する事殆んど確定的なるため、豫ての懸案なりし復歸問題も全く完了するに至れり。

斯て全農總本部は活動力ある全會地方組織の復歸統一を完了し分裂(昭和六年八月)前の如く其の陣容を整備するに至れり。

三、農村關係諸團體の運動

(一) 産業組合の運動 (1) 産組の課税、事業制限等の反對運動 産業組合中央會にありては最近産業組合に對する課税並産業組合の事業制限、信用組合監督の大藏省移管の問題が云々せられつゝあるに鑑み産業組合の態度を闡明するの要ありと爲し、七月二十九日東京市中央亭本店に於て理事會を開催し協議したるが、「現下農村事情よりして反對すべきが當然である」との結論に達し來る八月六日開催せらるべき道府縣支會及聯合會協議會に諮り正式に反對決議を爲し政府當局に陳情することゝせり。

又全國農村産業組合協會に於ても先之全國道府縣農村産業組合協會に對し右三問題に對する行動指令を發したるが之に依れば「産業組合に對する課税は農村協同運動の進展を阻害して農村の窮乏を激化し窮極に於て農村課税の源泉を涸竭せしむると共に負擔過重に苦しめる多數農民にとり大衆課税にして又二重課税なりと謂はざるを得ざるを以て社會政策的見地よりするも許容すべからざる處なり」と主張し更に信用組合の監督を大藏省に移管することは「農村産業組合は信用購買販賣利用の各種事業兼營に依り其の事業を運用し互に相扶けて初めて其の機能を發揮すべき機構なるを以て信用部門を分離せしむるが如きは事業運営上幾多の支障を招來することゝなるを以て絶對之に反對するものなりと爲せり。又産業組合の事業制限に就ては「中小商工業者の衰微を擧げて産業組合の進出に由來するものなりとする謬見を以て其の事業制限せむとするは産業組合の使命遂行を不可能ならしむるに至る」と爲すものにして是等の三問題は全く農村の實情を無視し産業組合の發達



を阻害するが如き言説なるを以て右に關する反對決議或は陳情書等其の他適當の方法を以て總理、大藏、陸海軍、農村、商工各大臣及各政黨宛提出方に就き指示せるものなりとす。

産業組合青年聯盟全國聯合に於ても七月二十二日所屬聯盟に對し右三問題は産業組合本來の使命に鑑み當然反對すべき次第なるを以て全國農村産業組合協會の明示せる方針等を參酌し道府縣農協と連絡の上積極的に活動すべき様指令する處ありたり。

(2) 町村會議員選舉に對する態度 全國農村産業組合協會に在りては今、明年に互り施行せらるべき町村會議員選舉に際し農村産業組合の採るべき方針に關し七月二十日所屬聯盟に對し指令を發したるが「町村會議員選舉は農村産業組合進展に重大なる關係あるを以て選舉肅正の實を擧ぐると共に産業組合の發達を有利ならしむる様各地方事情に應じ善處せられ度し」として左の方針を示し居れり。

配

- (イ) 産業組合ニ理解深ク農村更生ヲ念トシテ積極的ニ活動シ得ル士ヲ選出セシムルコト
- (ロ) 黨爭ヲ排撃シテ圓滿且堅實ニ自治體ノ發達ヲ具現セシムルコト
- (ハ) 選舉肅正ヲ徹底セシムルコト

注意事項

- (イ) 町村ニ於テ平素ヨリ公民教育ニ力ヲ注ガシムルコト
- (ロ) 各種會合ニ於テ右方針ニ付協議又ハ講演等行ハル、トキハ直接特定者ノ選舉準備行爲トナラザル様注意セシムルコト
- (ハ) 町村ニ委員會設置セラル、トキハ産業組合ハ之トノ連絡ヲ緊密ナラシムルコト

尙産業組合青年聯盟全國聯合に於ても七月二十二日同選舉對策として「本聯合の原則的方針は府縣會議員選舉、衆議院議員選舉の場合と大體に於て相違なきも各般の事情を考慮し一般的行動目標及注意事項を相定めたるを以て地方情勢に即して之を具體化し農協等と連絡の上善處方」の指令を發せり、行動目標としては「農村協同組織の徹底、農村社會副利施

設の徹底、黨爭の排除、選舉の徹底的肅正」を掲げ、注意事項としては町村聯盟に指示する場合に明示すべき事柄として「町村政に關する町村聯盟研究會の開催、市町村選舉肅正委員會及肅正部落懇談會への參加、選舉の場合に於て盟友たる公權者が適當なる候補者を擁立するは可なるも此の場合は聯盟の名に於て行動せざること」等を擧げ居れり。

(3) 農産物販賣統制運動 産業組合青年聯盟全國聯合に於ては、曩に開催せる常任理事會の決定に基き、農産物販賣統制問題に關し之が方策に就き検討中の處「本運動は全國的に連絡を保ち同一目的に向つて一齊に邁進するに非ざれば其の效果は期す可からず」と爲し販賣統制運動に關する小冊子を各町村に配布せしめ以て一般運動に對する關心を喚び起し一面地方の事情に即したる計劃を樹立せしむることに決し七月十三日之が指令を所屬聯盟宛發送せり。尙七月七、八兩日鳥取縣八東郡玉湯村に於て開催せられたる産青聯中國區協議會研究會(大阪、鳥取、山口、島根、岡山、廣島の一府五縣代表四十名)に於て全國聯合より「販賣統制及農村保健に關する件」を提案し之を可決決定し居れり。

(二) 系統農會の運動 六月三十日、七月一日の兩日に互り大分市在縣教育會館に於て九州、沖繩八縣聯合農會役員大會を開催せるが、來會者は來賓酒井帝國農會會長、岡野同幹事長及關係縣農會役員三十二名にして成清大分縣農會會長より開會の辭あり、亞いで酒井帝國農會會長より系統農會が昭和七年以來率先して農村の自力更生運動に邁進したること、農村關係重要法案成立の經過を述べ更に現内閣が庶政一新を企圖せられ著々として各般の準備を進められつゝある際帝國農會に於ても農村對策として農村行政機構の改革、農村産業團體の整理統制、國民負擔の不均衡の是正、農會技術員費國庫補助増加、農家負債整理の徹底農業保險制度の確立を政府に要望することに決し運動を進めつゝあるを以て地方農村に於ては農業經營の改善、農産物販賣斡旋、農村の改善等農村更生指導に精進せられ度き旨の告辭を爲せり。夫れより成清農會會長議長となり議案審議



を爲したるが重なる議案は左の通りにして何れも委員附託となせり。委員会に於て審議の上各委員長より本會議に報告、何れも報告通り可決せり

- (イ) 帝國農會農政委員會議事項實施進進ニ關スル件
- (ロ) 縣農會機構更新ニ關スル件

- (ハ) 農村組織ノ基礎團體タル部落組合制度刷新ニ關シ調査研究セラル、様帝農ニ要望ノ件

(三) 全國町村長會の運動 本會にありては七月二十六、七、八の三日間同會事務所に於て第九回政務調査會を開催したるが、出席者同會長岡崎晚外委員十五名にして岡崎會長議長となり特別調査事項たる

- (イ) 税制改正並地方財政調整交付金制度
  - (ロ) 地方制度の改正
  - (ハ) 各種議員選舉法改正
  - (ニ) 諸法令の改正
- の諸問題等を議題として種々意見の交換を爲す處ありて特別委員に附託せり。而して特別委員會にありては、夫々審議の上報告書を作成、本會議に報告せるが原案通り可決せり。
- 主なる問題に對する報告の要旨は次の如し

記

税制改正並に地方財政調整交付金制度

税制整理と併行して地方財政調整交付金制度を樹立し負擔の均衡を圖ること 尙地方税の整理に付ては地方財政交付金制度と相俟つて負擔荷重に陪れる租税の課率を制限し負擔の不均衡を是正すると共に自治體独自の施設經營上必要な場合の制限外課税を是認し以て地方自治の伸張を圖ること、之が爲現存の税源は悉く之を地方に留保し且負擔の均衡上必要なる新税を認むること

地方制度の改正

地方行政刷新改善に關する具體策を樹てんとせば先づ我國地方自治發達の沿革並地方制度の變遷を検討して其の根本精神を把握し此の精神を中心として現時代精神の要求する新形態を樹立せざるべからず、と爲し之が方策として、地方制度の根本的改正を行ふこと、府縣の廢合を斷行すること、町村の合併を勵行すると共に町村境界の合理化を圖ること、部落及五人組制度の活用、財政確立の根本方針を樹立すること、吏員の優遇を實現すること

商工運動の状況

一、全國實業團體聯合會の運動

本會に在りては七月二十七、八兩日本部に於て特別委員會會議を開催せるが、本部側會長堀内伊太郎、理事三森菊藏外四名、委員側荒木甚助外十五名にして、堀内會長議長となり各種報告ありたる後議事に入り諸種の議案に就き審議する處ありたるが重なるもの左の如し。

主なる協議事項

- (イ) 實業課税反對に關する件は大減省としても可成的課税を避け度き意向なるを以て此の際極極的の運動を差控へ本問題に直面したる場合は全國組合の名に於て動き得る様諸種の準備を整へ置くことに決定。
- (ロ) 産業組合内實業販賣員の資格者帝國民にして業判師に限る事に制定ある様改正の件は保留することに決定。
- (ハ) 官公營並全購聯賣藥全廢の件は陳情書を作成、商工、農林兩省

二、日本商工會議所の運動

本會議所に於ては農林省に於て開催中の米穀配給調整協議會に對する態度決定の爲、七月二十八日第三回米穀對策委員會を開催したるが「販賣組合、販賣組合聯合會に於て取扱ふ米穀の販賣は原則として商人若くは其の組合に對して行ふこと、販賣組合は原則として産地に於て消費せらるる米穀は産地の商人又は其の組合に賣却すること」外數項を決定する處ありたり。

及對滿事務局に陳情することに決定。

- (ニ) 國民健康保險法に對する反對運動の件は國民保健に對して反對すべきや否は是が具體化するまで慎重研究の上其の態度を決することに決定。
- (ホ) 實業販賣取締に關する件は道府縣に於ける官公營賣藥製造配給事業は當業者の最も脅威とする所なるを以て之が取扱ひを爲さるる様陳情文を作成し本部名儀にて商工大臣に陳情することに決定。



## 朝鮮人運動の状況

## 一、最近に於ける朝鮮人融和親睦團體の動向

郷黨を同じくし、或は利害關係を共にする者、相集ひて團體を結成するの傾向は、朝鮮人に於て特に甚だしく、滿洲事變後の客觀的情勢は、此の傾向に拍車を加へたるもの、如く、融和親睦を標榜する新團體の結成相踵ぐの状況にあり、然れども、之等の多くは團體結成當時を最盛時として、幾何もなく冬眠状態に陥り、自然消滅となり、更に新たな團體結成の過程を辿るを常とす。而して之等の團體は、過去共產主義運動の最盛時に於ては、同系分子の極力排撃する所なりしが、近年其の萎微沈衰により活動戦線の縮少を餘儀なくさるゝや、一派は逆に其の利用を策し、最近既存又は新設の之等團體内に潛入して、民族意識の誘發昂揚を圖り、以て再擡頭の素地を構築せんとするの傾向特に濃厚となれり。

即ち、在京荒川親睦會の如きは、共產主義系鮮人特別要視察人四名が、執行委員長以下の中樞役員たるの地位にありて積極的指導に當りつゝあり、其他に於ても、同系分子の裏面的指導ありと認めらるゝもの尠からず、又其の機關紙等の論調も、漸次不穩化せんとしつゝありて、在京共和會機關紙、「會報」第十一號(二月五)、同荒川親睦會ニユース第四號(二月十五)は、安寧秩序紊亂の虞により發禁處分に附せられ、本月十六日開催せる、右荒川親睦會定期總會宣言は、削除を命ぜられたる事實あり。

右は、現在の朝鮮人關係融和親睦團體内に於ける、共產主義系分子の策動の一片鱗と認め得べく、其の動向に關しては、嚴密注意を要するものあり。

## 二、朝鮮人の不正渡航斡旋者の取締

朝鮮人の内地渡航熱は、相當熾烈なるものありて、不正手段を敢てして、其の目的を達せむとする者續出の状況にあり。最近此の傾向に乗じて、其の渡來を斡旋し、不當の利を貪りつゝある不徳漢隨所に出沒し、著しく渡航論止の効果を減殺しつゝあり。而して、彼等が通常用ひつゝある手段は、

- 一、輸送船による大量的密航斡旋。
- 二、朝鮮近海に於て、漁撈に従事する小型機帆船の船員及之等の間を航行する漁類運搬船々員等にして、所謂「歸りがけの駄賃」に二、三名を便乗渡來せしむるもの、之等は多く、便乗者を船員に擬裝し、檢索を免るゝを常とす。
- 三、永久雇傭の意なきに拘らず、現在雇傭中の鮮人の請託を容れ、雇傭證明書を發給し、渡來の目的を達せしむるもの。
- 四、朝鮮在住の内地人にして、鮮人の請託を容れ、郷里の親戚知己より雇傭證明書を取寄せ渡航せしむるもの。

之等は、斡旋利益に比し、刑罰軽く威嚇力乏しきこと、利に鋭き内地事業家に於て、賃銀低廉、且つ純真なる朝鮮在住者を要求する等の事情ありて、其の取締は相當至難に屬するも、(一)不斷、關係方面に渡航論止の根本精神を諒解徹底せしむると共に、(二)密航輸送容疑關係者の視察を嚴にし其の行動を牽制すること、(三)朝鮮近海を航行する機帆船關係者に警告すること、(四)新規土木事業施行地等に於て、朝鮮人労働者を使役する土木請負業者、特に下請負鮮人の人夫需給状況を注意すること等は、之が防止に關し、相當の効果あるべし。

最近福岡縣下に於て、鮮人労働者募集を好餌に、詐欺的行爲を敢てせるものありたり。其の概要次記の如くにして、本件



は不正渡來者取締の一資料と云ふべし。

次 記

釜山府幸町三丁目 田中義康方

興行師 向井若松(三二)

右は本年一月十五日頃豫て面識ある

下關市富田町三四番地

海上労働請負業 千手半蔵

門司市本川町四丁目

仲仕人夫請負業 河斗星

に對し、鮮人労働者供給を好餌に、保證金名儀にて金四百餘圓を詐取せり、右千手は、鮮人渡來遲延に不安を感じ其の雇入中止を申送りたるが、河斗星は、四月八日渡鮮し、向井に鮮人労働者引渡を要求せし處、同人は、目下釜山府富民町三七三金鐘振を各地に派し募集中に付き、不日相當數の人夫を渡航せしめ得べしと回答せる事實あり。

三、在支不逞鮮人の近況(其の四)

(一) 韓國民衆革命黨の情勢

本黨は、客年七月創立以來著々其の陣容を整備擴充して反滿抗日運動の積極化を圖りつゝあるが、本年七月五日、南京城内新街中國基督教協進會館二階に於て、金元鳳、申翼熙、李青天、尹世賢、金科奉、尹琦燮、申榮三、閔丙吉、王雄等以下約十四名の幹部出席、之が創立一週年記念式を舉行せり。而して該席上金元鳳より『今や第二次世界大戰は東亞の一角に於て日中、日蘇戰端の開始により勃發すること必然なり、吾等は此の機に當り益々一致團結革命力量を本黨に集中し中國民衆は固より世界各弱小民族とも密かに提携し日本帝國主義を打倒し以て所期の目的達成に邁進せざるべからず』云々の意味の演説を爲し終つて『(一)黨員及資金の募集並に連絡其の他の工作を爲さしむる爲め闘士を鮮内其の他に派遣すること。(二)客年九月以來日本側の抗議に依り中絶せる南京中央軍官學校に闘士を入學せしむる件を中國側に交渉すること。』の二項目を決議し簡單なる記念宴會を開催の後無事散會せりと謂ふ。

(2) 機關紙發行狀況 黨機關紙『民族革命』は曩に第二號發行(四月分特高月報参照)以來休刊せる模様ありし處本月一日付を以て第三號を發刊各方面に頒布せるが、(警視廳管下へも郵送し來る)其の記事内容は本黨創立の歴史的意義を明かにし創立一週年を記念祝福し且つ將來の組織擴大の爲めにする宣傳煽動的記事を以て滿載し居れり。尙之より先六月二十五日頃黨中央執行委員會名義を以て『在中國二百萬同胞に告ぐ』と題する四六版三一頁の宣傳印刷物を發行各方面に頒布し、日本の朝鮮統治を縷々攻撃痛論すると共に華北居住鮮人に對し、『阿片密賣並日本製商品の密輸行爲を中止し民族革命運動の戦線を統一して仇敵日本と血戦すべし』云々の指令的記事を掲載し居れり。

(3) 義烈團派軍官學校卒業生の自首 本年五月十五日以降南京及上海總領事館に對し義烈團派軍官學校卒業生中左記二名の自首者ありたるが、何れも其の轉向動機に不純と認めらるゝ點あり嚴重監視の下に身柄を夫々朝鮮當局に護送し、其の處置方を移牒せり。

官首せる	自首の場所	自首年月日	別名	氏名年齢	本籍	職業	學歷	軍官學校關係	摘 要
南京日本總領事館	南京	昭和十一年五月十五日	陳友三 陳基敏	池泰善 當二十三年	江原	無職	普卒	第一期生活 陽軍官學校 中退 昭和九年 四月入學 同年九月 中退	朝鮮獨立運動の理想と現實の矛盾を痛感すると共に家庭愛に蔽り轉向せりと自稱するも其の動機に疑の點あり或は我方の警戒嚴重なる爲め入鮮の手段として幹部の了解を得試験的に斯る手段に出でたるものとの言ふるかと思料せらる。尙本名は黨内に於て從來相當活動し幹部の信望厚かりしものにして相當處分を必要するものと認め一件記録と共に身柄を七月十七日朝鮮當局に護送す。



官自首せる 應	所の場自首	自首年月日	別名	氏名年齢	本籍	職業	學歷	軍官學校 關係	摘要
上海日本 總領事館	上海	昭和十一年 七月三日	崔強 楊華 楊山	吳 當二〇年	全北	無職	普卒	第三期生	本名は右池泰善の募集せる學生に して今回自首せる動機も池泰善と 同様不審の點あり、入鮮工作の方 便としての計畫的行爲と認めらる る節あり不取敢向ふ三年間中國在 留を爲さざる様論旨の上八月二日 身柄を朝鮮當局に渡す。

(二) 韓國獨立黨再建派の情勢 一味の幹部趙素昂は其の後極力資金造成に奔走中の處、本年五月頃廣東省政府首席陳濟棠より從來通毎月百四十元宛の援助金を受くることとなりたる外、何等の收獲なく同志朴昌世、文逸民並金九派脱退者金東宇等と今後の對策に關し種々協議中の模様ありしが、偶々中國政局の激變に依り前記有力支援者たる陳濟棠の失脚逃避に遭遇し今後の財政的窮乏打開に關する見透全く昏迷するに至りたり。

斯る折柄民族革命黨側にありては脱退者吸引の好機至れりとなし、去る六月下旬以來黨幹部にして朴昌世の親友なる姜昌濟を特に杭州に派遣して朴昌世、金東宇、文逸民等の復黨又は新入黨方に關し極力勸説せしめつゝありたる處、遂に右三名は之を承諾し七月四日姜昌濟に伴はれて南京に引揚將來民族革命黨員として活動することとなりたり。而して其の後朴昌世は趙素昂一味の殘留同志に對し從來の行懸りを捨て相携へて復黨方を勸誘するところありたるも殘留幹部趙素昂、洪晚湖、金思樂、李昌基、朴敬淳等は之が對策協議の結果、右朴昌世の勸誘を拒絶し飽迄韓國獨立黨再建に努力することとし、其の究極に於て再建不能の場合と雖も寧ろ金九派韓國國民黨並假政府に合流するに如かずとの結論に到達し趙素昂に於て引續き極力資金捻出運動を爲すことに決定せりと謂ふ。

斯くして再建派は二個に分裂し朴昌世を中心とする一派は民族革命黨に復黨し趙素昂を中心とする一派は殘留の上黨再建を企圖しつゝ漸次金九派に接近合流するものと觀測せらるゝに至りたり。

(三) 韓國國民黨の情勢 本黨は曩に上海爆彈事件四週年記念運動、六・一〇記念運動として相當活潑なる文書活動を展開し各種の不穩印刷物を發行各方面に頒布し自派の宣傳に没頭中なりしが、其の後各月二十五日に至り機關紙『韓氏』第四號を發刊し關係各方面に頒布せる模様にして(内地に於ける同志に對しても密かに郵送し來りたるを警視廳に於て發見せる事實あり)其の記事内容を見るに六・一〇運動に對する民族精神上の重要性を説き將來の黨活動につき彼等の所信を訴へ、且つ最近に於ける在米朝鮮人團體の黨支持に關する積極的活動狀況を誇張的筆致を以て縷々宣傳し居れり。斯くして本黨は著々黨組織の擴大強化と財政的基礎の確立に専念しつゝある狀況なるを以て將來本黨に對しては相當警戒を要すべきものありと思料せらる。

四、朝鮮人の内地出入狀況調(凡例○印増 △印減)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者の比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
六月	七、六五六	七、四三七	二一九	一	△ 三、二六七	○ 五八九
自一月 至六月 合計	六八、七一九	六二、六二四	六、〇九五	一	○ 三、七八七	○ 六、九八六



### 宗教運動の状況

#### 一、大本事件の状況(其の六)

京都府當局に於ては七月中更に、各府縣檢舉の容疑信者中起訴の見込濃厚と認めたる左記七名(第一表参照)の移送を受け、残存未送致容疑者と共に鋭意取調を進めつゝありたるが、第一次檢舉以降頑強なる否認を続けつゝありたる出口日出磨(本名伊佐男、王仁三郎の養嗣子)竝二代教祖出口すみ等が各々完全に其の抱懐せる不逞の認識を自白して本月中旬其の取調を終りたるを初めとし、其他の各容疑者等も夫々七月下旬迄に全く警察取調を終了し、岡山縣より移送せる丁號森國幹造及福島縣より移送せる甲號神守を最終として京都府地方裁判所検事局に送致の手續を完了せり。

而して之等京都府當局の取調を経て送致せられたる被疑者にして本月中に検事局の處分決定せる者は、起訴者十二名(第二表参照)起訴猶豫者十七名(第三表参照)に及び、檢舉以降の起訴者累計は五十七名起訴猶豫者累計は四十七名の多數に上れり。更に各府縣に於て檢舉取調べたる容疑信者にして不逞目的の認識ありたるも、運動經歷、教團内の地位其他の諸點を考慮して起訴猶豫處分を妥當と認め、各府縣より其の所轄地方検事局に送致したるものは既に約七十名を突破せる状況にして、之等の者の中七月末迄に起訴猶豫處分の決定せるものは三十八名(第四表参照)に達し、前記京都府當局の送致に係る起訴猶豫者を合計すれば總計八十五名の多數を數ふるに至れり。

而して一般信者等の轉向状況に就ては屢々所報せる如く、依然として當局の視線を掠め秘かに大本皇大神の信仰を続けつつあるもの尠からざる模様にして、現に京都府下峯山町に於ては元昭和神聖會支部長たりし生野寅三郎を中心として舊信者

等相集り「冬麥會」なる新團體を組織して「ふゆむぎ」と題する「明光」類似の機關誌を秘密刊行し、旺んに冠句俳句歌詩の類を募集登載して頒布しつゝありたるが如き事例すらあり、之が取締に就ては猶一層の注意を要するものありと認めらる。

#### 第一表

各府縣ヨリ身柄ヲ移送シタル起訴見込者調 (七月末現在)

氏名	年齢	教團内ノ地位	檢舉取調べタル府縣名	檢舉月日	身柄移送月日	移送後ノ措置
木下愛隣	五四	岡山主會長	岡山	一一、四、一六	七月八日	八月四日起訴
澁井音次郎	六一	西新町支部長	福岡	一一、三、二七	七月八日	七月十八日猶豫
梅村隆一	五一	大本島根主會長	島根	一一、五、一	七月十日	七月二十八日猶豫
立花新四郎	五二	宣傳師	青森	一一、四、一〇	七月十日	七月二十八日猶豫
武田美儀	五六	大本關東主會長	福島	一一、三、二九	七月十一日	七月二十八日猶豫
三浦要	五六	昭青三春支部長	福島	一一、五、一一	七月十一日	七月二十八日猶豫
木庭次守	二二		福岡	一一、四、一九	七月十七日	七月二十八日猶豫

#### 第二表

七月中ニ於ケル大本事件起訴者調

氏名	年齢	起訴月日	教團内ニ於ケル地位	職業	檢舉月日
出口すみ	五四	一一、七、一	二代教主		一一、三、一〇



氏名	年齢	起訴月日	教團内ニ於ケル地位	職業	検挙月日
山縣猛彦	六八	一一、七、四	總務、佐世保別院管事、大本肥前主會長	貸地業	一一、四、二二
井上省三	四八	一一、七、六	廣島主會長、昭聖廣島地方本部長		一一、四、七
兒玉知二	五七	一一、七、六	昭和青年會遊說部部長	生花師匠	一一、五、五
中野隆次	二九	一一、七、八	昭和青年會遊說部部長		一一、四、二三
宮川剛	五一	一一、七、二	埼玉縣聯合會次長	無職	一一、四、二三
鈴木常雄	四九	一一、七、二	宮城縣第二聯合會次長	農業	一一、四、七
日出鷹事 出口元男	四〇	一一、七、一三	總務	補	一〇、一二、八
伊藤伊助	五六	一一、七、一六	遠州分院管事	社員	一一、四、一五
佐藤善四郎	五七	一一、七、一六	特派宣傳師富永分所長	農業	一一、四、一五
長野久治	四七	一一、七、三〇	特派宣傳師東北主會長		
木下愛隣	五四	一一、七、三〇	大本岡山主會長、中國別院管事補	華道教授	一一、四、一六

第二表

京都府ニ於テ送局セル起訴猶豫者(七月中ニ處分決定セルモノ)

氏名	年齢	検挙月日	處分月日	教團内ノ地位	職業	住居	所
米田梅三郎	五三	一一、四、二六	一一、七、二	大本八雲分所長	農業	島根縣八束郡熊野村四四三	

原口正次	三四	一一、四、二〇	一一、七、九	大本武雄支部長	建具職	佐賀縣杵島郡武雄町大字富岡七八一八	
牧慎平	五七	一一、四、九	一一、七、九	大本宣傳使		岡山縣真庭郡川東村大字古見一八〇七	
淺井昇	三五	一一、四、八	一一、七、九	大本愛知聯合會次長	豊橋病院小兒科部長	豊橋市東八町一三四	
古井清市	六〇		一一、七、二四	大本佐賀分所長		佐賀市東田代町八六	
野中喜一	四一		一一、七、二四	大本川副支部長		佐賀縣佐賀郡北川副村大字副富一四五	
中鉢玄策	四九	一一、四、二四	一一、七、二六	大本宮城分所次長	仙臺市役所書記	仙臺市北番丁一一	
讚井晋次郎	六一	一一、三、二七	一一、七、二〇	大本西新町支部長		福岡市西新町六丁目一四四六	
佐澤廣臣	七三	一一、四、四	一一、七、二六	大本宮城聯合會會長	東北慈愛院長	宮城縣仙臺市元寺小路一五三	
梅村隆一	五一	一一、五、一	一一、七、二八	大本木花分所長	醫師	島根縣八束郡惠曇村大字手詰九三一ノ一	
武田美儀	五六	一一、三、二九	一一、七、二八	大本福島聯合會會長	村役場書記	福島縣田村郡三春町字西軒町一六三	
立花新四郎	五二	一一、四、二〇	一一、七、二八	大本五戸支部長	印刷業	青森縣上北郡野邊地町大字野邊地字濱町五八五	
三浦要	五二	一一、五、二	一一、七、二八	大本三春支部長		福島縣田村郡三春町字清水二二	
木庭次守	二〇	一一、四、二六	一一、七、二八	平信者		熊本縣鹿野郡田迎村大字良町	
出口うめの	三三		一一、七、二八	王仁三郎二女		京都府南桑田郡龜岡町	
出口八重野	二八		一一、七、二八	宇智磨の妻王仁三郎三女		京都府南桑田郡龜岡町	
出口あさの	三五		一一、七、二八	日出鷹の妻王仁三郎長女(三代教主)		京都府南桑田郡龜岡町	



各府縣に於て所管檢事局に送致せる起訴證據決定者

府縣名	氏名	年齢	處分月日	府縣名	氏名	年齢	處分月日
栃木	池田 一 郎	三六	六月三日	廣島	霧島 直 一	二七	六月十五日
愛知	山田 義 正	三八	六月五日	同	和田 仁 三 郎	四三	同
同	太 田 榮	四一	同	同	平 岡 良 夫	三〇	同
同	小野 田 壽 一	二三	同	同	川 上 忠 夫	三三	同
同	森 長 勉	二四	同	山梨	熊 谷 眞 咲	三四	同
同	内藤 久米 平	三七	同	同	細 田 穂 治	七一	同
廣島	伊 達 則 之	二九	六月十五日	同	田 中 又 一	二二	同
同	井本 新左エ門	三二	六月十五日	新潟	山 田 善 一	三六	七月十五日
同	岡 山 村 上 貞 夫	二五	七月二日	茨城	矢 口 基 宜	三六	同
同	山 口 武 彦	四九	同	同	宮 島 麟 堂	四五	同
同	藤 井 健 弘	五一	同	同	中 島 義 宣	五四	同
同	松 永 友 吉	同	同	同	二 川 宗 兵 衛	四一	同
同	七 村 金 太 郎	同	六月十五日	同	飯 野 茂 司	三八	同

二、大日本神明會主の檢舉

茨城	植 田 清 次	三八	同	同	德 田 辰 男	四五	同
同	飯 田 一 郎	四七	同	同	赤 澤 善 兵 衛	二九	同
同	太 田 貞 三 郎	四四	同	同	神 田 瑞 四 郎	四二	同
同	赤 澤 光 之 助	五一	同	同	鈴 木 幸 助	四九	同
同	野 口 茂 平	五六	同	大分	南 佐 一 郎	六七	七月十日
和歌山	玉 置 安 太 郎	四六	同	大分	佐 藤 宗 喜	五二	同

東京市澁谷區宇田川町二七番地居住大日本神明會會主中林利勝當六十三年は、本籍地たる福岡市春吉三五四番地に在住中、大正十二年頃其の妻シゲヨ當五十七年が精神に異狀を來し、卜占、豫言様の放言を爲して世人の好奇心を蒐むるに至れるを奇貨となし、之を營業化して生活の方便たらしむべく意圖し、翌十三年三月相携へて福岡縣下企救町所在神理教本廳（公認宗教）に至りて同教の修業を爲し利勝は同教大講義に、シゲヨは同訓導に補任せらるゝと共に各々神占、祈禱の允許を受くるに至れり、斯くて同人等は卜占祈禱を業として關東、關西、九州の各地を巡歴し、其後大正十五年頃より福岡市内に於て神理教所屬神明教會を設置して其の布教に従事しつゝありたるが、更に昭和四年頃よりは遂に神理教より分離して自ら大日本神明會を創設し、次で昭和七年九月以降に於ては兩人俱に上京して東京市内に大日本神明會東京支部を設け、専ら同地に於ける布教擴張に狂奔するに至れり。

而して其の布教の状況は自宅内に神殿を設けて福岡縣下に鎮座する官弊大社宗像神社の分靈を祭祀し「シゲヨは宗像神社



志神の神懸りを享けて神占、靈示を行ふものなり」と吹聴して投機賣買人事等百般の吉凶を下占し、常に政界、財界の知名人士の親交後援あるが如くに云爲して信者の人心收攬に努むる等巧妙なる手段を以て漸次會勢を伸張し、東京市を中心として數百名の信者を獲得するに至れり。然るに同人等は殊更尊大を装ひて常に豪奢の生活を續けつゝありたる爲之が資金に窮するに至り、遂に兩人は共謀の上「東京市内に宗像神社の分社を造營すべし」云々の虚言を弄して信者等を欺罔し、依つて大日本神明會後援會を組織せしめ、其の會費五千數百圓を醸出せしめて全額を自己の生活費に消費したるを始め、同様右神社造營の準備金名下に一信者より二千圓を騙取し、又は神示により所在を發見したる沈没軍艦の引揚準備金名下に一信者より一千五百圓を騙取したる等合計八十數件總額約一萬五千圓を詐欺横領して悉く生活費又は競馬、旅行等に浪費し盡したり。更に本會の熱心なる狂信者たりし在京竹山與三郎が中林の奸譎なる手段を看破して其の迷妄より覺醒し、將に騙取せられんとしたる時價五萬數千圓の邸宅及敷地(中林等が現に居住しつゝありたるもの)を繞りて民事訴訟を提起し、中林所有財産の差押を申請したる爲、東京區裁判所執達吏長田憲磨が右差押を執行すべく中林方に出張するや、利勝は自宅二階に於て右執達吏に對し、菊御紋章附御衣を示し「御衣なるぞ! 頭が高い」云々と叱責して同人を未執行の儘階下に退かしめたる上、更に御幣を振り翳して之を階下に追跡し、「お前等は歸りには足が立たなくなるぞ」又は「本日中に死んでしまふぞ」云々と脅迫して其の執行を妨害する等の事ありたり。

而して警視廳當局に於ては豫て本會の動向につき容疑する所あり嚴重視察中の處、彼上の如く既に信者との間に紛争の惹起をすら見るに至れる爲、更に本會の内情を積極的に再調査したる上、七月十三日斷乎中林夫妻を檢擧して取調べたる所、其の教義自體は極めて淺薄空虚にして直ちに犯罪に問擬すべきものなかりしも、彼上の如き惡辣なる事犯あることを發見するに

至れり。

因に中林夫婦の措置は取調の完結を俟つて不敬、公務執行妨害、詐欺横領の罪名の下に近く東京地方裁判所檢事局に送致する豫定なり。

### 三、既成宗團の所謂「邪教排撃」運動の状況

最近に於ける思想界の混迷、社會不安の増大等は漸次「宗教復興」の風潮を招來するに至れるが、斯る風潮は概ね卑近通俗なる現世利益を以て教義の主眼となし、而も其の布教手段の巧妙にして熱烈なる所謂新興宗教團體の急激なる膨脹を助長したるに反し、既成宗團は依然として其の高遠深奥にして難解なる教義、教理に立て籠り又は傳統の法燈を恃みて舊套を墨守せんとする退嬰的無氣力を示すに止まる爲、却て一般大衆の關心を失ひ又は敬遠せられむとするの傾向を示せり。而して是等新興宗教團體の異常なる伸展は當然既成宗團の教線を蠶食し、遂には其の全線に尠からざる脅威を與ふるの結果となりたる爲め漸次新舊宗教の對立抗争の氣運を醸成しつゝありたるが、偶々客年末以降大本教團の大檢舉並同教團の解散處分等行はれて當局の類似宗教に對する強硬方針喧傳せられ、一般社會に於ても亦「斯種宗教を再檢討すべし」との輿論擡頭するに至るや、既成宗團に於ては之を以て新興宗教陣營の缺憾なりと爲し、之を契機として類似宗教排撃の具體的運動を劃策するに至れり。

而して右排撃運動の概況を掲記すれば、本年四月以降人の道教團と對立抗争を續けつゝありたる山形市所在佛教各宗協和會に於ては、七月十八日邪教撲滅の具體的方策を掲げて「正法顯揚聯盟」(詳細は後記参照)を組織し、次で東京市に於ては本年六月下旬在京國際佛教通報局主幹淺野研眞を主盟として「邪教撲滅聯盟」(詳細は後記参照)を結成し旺に全國佛教有力團體



の糾合に努めつゝあり、更に福岡縣下若松市に於ては六月十九日同市在住の青年僧侶を中心として教界刷新と類似宗教排撃を目標とする「法爾會」を組織し、右趣旨の講演會座談會等を開催して氣勢を擧げつゝある等の外、本年四月大阪市に於て開催せられたる第六回全日本佛教青年聯盟總會、或は七月十一日廣島市に於て開催せられたる廣島縣下日蓮宗各寺院年度總會席上等に於ても特に類似宗教の排撃を強調し之が對策を協議する所ありたる等、其の動向は漸次熾烈を加へむとあり。彼上既成宗團の新興宗教排撃運動は其の反面に於て擡頭しつゝある既成宗教自からの教界革新運動、若は自戒運動と共に相錯綜して複雑なる経過を辿りつゝありて其の動向に就ては宗教警察上特別の注意を要するものありと認めらる。

尙前記「正法顯揚聯盟」並に「邪教擊滅聯盟」の組織狀況左の如し。

(一) 正法顯揚聯盟 山形市に於ける淨土宗の布教及同宗僧侶の親睦等を目的として同市所在淨土宗派十三箇寺を以て組織せられたる「淨友會」にありては、本年四月六日淨土宗東京布教講習所理事藤井實應を招聘して類似宗教批判講演會を開催したるが、其の席上藤井講師は人の道教徒の事前交渉を退けて「人の道教の教旨は教育勸語を冒瀆する不敬思想なり」云々と假借なき論難を試みる所ありたり。茲に於て人の道教山形支部員に於ては「右講演は故意に人の道教を排撃せるものなり」と爲して淨友會及藤井講師に對する執拗なる糾弾運動を起し、遂に兩者の間に紛争を惹起するに至れるが、種々折衝の結果淨友會側に於て人の道教團の要求を容れ、淨友會代表及藤井實應より夫々謝罪文を提出して一應本問題を解決せり。然るに人の道教團に在りては右謝罪文を自教宣傳の具に供すべく、同教機關紙「眞行人道新聞」紙上に登載發表したる爲問題は茲に再燃し、「斯る問題は單に淨友會のみの問題に非ず將來に於ける全佛教の布教上重大なる禍痕を残すものなり」との見地より山形市佛教各派協和會の激昂する所となり抗争は益々擴大して紛糾を重ねるに至れり。

斯くて同協和會に於ては屢々協議して對策を考究したる結果「淨友會を支援し飽迄人の道教と抗争すべし」との決議を爲し、先づ五月十六日山形市第一小學校に於て「人の道教團批判佛教講演會」(聴衆約一千二百名)を開催し、其の席上「人の道教は教育勸語の眞解者は教祖のみなりと暴言し、之に人の道教の病理觀を結合するが如き、明らかに教育勸語を冒瀆するものにして、更に神示、御振替等は全く荒唐無稽の盲説にして人心を誑惑するものなり」云々と露骨なる同教排撃の第一聲を擧げ、次で五月十四日には同協和會委員十三名會合して「新興宗教類似宗教對策委員會」を開催し、左記(一)「異教徒に對する緊急對策案」を作成し、之を六月六日に開催したる同會の臨時緊急總會に提案して滿場一致の賛成を得、直ちに十三名の實行委員を選任して異教徒對策常置委員會を組織し、「人の道、天理、金光、御嶽、黒住、キリスト」等の各異教徒に對する佛籍離權、葬祭拒否等の實行を企圖するの外、六月十三日には東京市に於て開催せられたる全國佛教聯合會全國支部長會議に實行委員角張東順等三名を派遣して (1) 人の道教團の勸語冒瀆問題 (2) 異教徒離權問題(以上二案は滿場一致を以て可決し、之が實行は本部一任となれり) を提案する等相當果敢なる運動を展開する所ありたり。

其後右異教徒對策常置委員會に於ては屢々實行委員會を開催して新對策を協議しつゝありたるが、本月十四日に至り山形市内勝因寺に於て前後五日間に亙る新興宗教批判研究會を開催し (1) 理論闘争 (2) 啓蒙運動 (3) 積極的顯正運動 (4) 檀信徒の結束方法 (5) 戸別訪問の實行 (6) 離權手續の決行 (7) 墓地問題等の各項目に就て新興宗教を解剖検討し以て其の精細なる研究を遂げ、更に七月十八日には本研究會の終了を俟つて座談會を開催し其の席上左記(二)規約の下に山形縣下佛教各宗派を一丸とする「正法顯揚聯盟」の組織を可決し、直ちに縣下各寺院に向け同聯盟加入方の勧誘を開始するに至れり。



左記(一) 異教團に對する緊急對策案

- 一、近時新興類似宗教團類りに據りて疾病災厄等の人間の弱點に巧みに喰入り迷信の深淵に陥らしめ、世を害し人を毒すること甚だしきものあり、我が徒は正法正信の顯揚を忘れたる過去の怠慢を懺悔すると共に今後各宗各寺は一層奮闘努力大衆教化に邁進すること。
- 二、各宗寺院の檀信徒は信仰自由の憲法の保障に依り異教團に入團又は異宗教に走るは固より個人の自由なれば徒らに干渉すべきに非ず、然し異教團に入團又は異教を信仰し而も依然として各宗寺院の檀徒名簿に籍を置くことは不合理なれば、此の際應便なる手段に依り離檀の手續を執行せしむること。
- 三、異教團に入團の故を以て離檀の手續を執行せられたるものに對しては山形市佛教各宗協和會に籍を存する寺院は結束して新に檀徒たらんとする申込みを拒絶せざること、但し悔悟の情を披瀝し將來を誓約するものに對しては申込みを受けたる寺院斡旋の勞を取り從來の菩提寺に歸屬せしむること。
- 四、各宗各派の寺院は此の際至急に自己檀信徒にして新興教團に入團又は入會せる者を調査し各宗協和會に届出づること、各宗

(二) 邪教擊滅聯盟

在京宗教研究家の間に於ては、夙に淫祠邪教の跳梁を憂ひ之が對策に關し種々意見の交換を行ひつゝありたる模様なるが、昨年末に於ける大本教團の檢擧を契機として俄かに邪教排撃の輿論擡頭するに至るや、在京國際佛敎通報局主幹淺野研眞、宗教研究家松本小四郎等は自ら中心となりて「迷信邪教を擊滅すると共に既成宗教界の廓正を圖り以て正法正信を顯揚すべし」との主張を掲げ、之が運動母體として新團體の結成を提唱するに至れり。

而して右提唱は一搬輿論の支持を享けて急速に進展し、既に六月二十五日には在京宗教家(主として佛教系統のもの)百余名の贊同加盟を獲得し、東京市神田區三崎町所在大日本佛教濟世軍東京支部に於て新團體「邪教擊滅聯盟」の結成準備會を開催するの運びとなれるが、席上異議なく左記 (一) 役員 (二) 宣言綱領等の決定を見たる爲右新團體は即席其の結成を見るに至れり。

斯くて本聯盟は本部を東京市神田區一ツ橋中央佛教會館内に置き、雜誌パンフレット書籍類の刊行、或は講演會座談會の開催等輿論喚起の具體的運動方針を樹つると共に、他面佛教聯合會、佛教護國團、全日本佛教青年聯盟、大日本佛教濟世會等の各團體に對し外廓的後援團體として參加方を懇懇し、或は全國各地の關係方面に宣言綱領規約等を郵送して支部の結成方を依頼する等、組織擴充の實行運動を開始するに至れり。而して本聯盟は結成後日尙淺く其の具體的成果は未だ顯現するに至らざるも各地に於て相當の共鳴者ある模様にして其の動向に就ては相當注目の要ありと認めらる。

左記(一) 役員

- 委員長 淺野 研眞
- 總務部長 松本小四郎 組織部長 藤井 進
- 財務部長 神田 正法 編輯部長 好村 春基
- 遊說部長 河井 陟明 小林 啓喜 久保田覺巳 大久保見道
- 其他二十名

左記(二) 宣言

近時社會不安思想混亂の眞只中に於て之を好機と數多新興類似宗教の發生しつゝあるものを點檢するに其の跋扈跳梁しつゝあるものゝ殆んど凡ては迷信邪教インチキ宗教のみにして社會民衆を

協和會は對策委員と協議し戸別に會見し訪問の上反省せしむること。

五、檀徒の戸主に非らざる者にして新興教團に入會せるものに對しては戸主を通じて反省を促し、應ぜざる者は戸主の申込みあるも罪祭を引受けざることを、但し悔悟の情顯著なる者は此の限に非ず。

六、至急に嚴密なる檀籍簿を作成各宗協和會に届出づること、檀籍簿の様式は各宗協和會にて考案し各寺に配布すること。

左記(二) 規約

- 第一條 本聯盟ハ淫祠邪教ヲ排撃シ正法ノ顯揚ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本聯盟ハ左ノ事業ヲ行フ
- 第三條 本聯盟ハ左ノ事業ヲ行フ
- (一) 講演會開催 (二) 短期講習會開催 (三) 單行本ノ發刊
- 第四條 僧侶男女ヲ論ゼズ本聯盟ノ目的ヲ贊助スル會員ヲ以テ組織ス
- 第七條 本聯盟ハ左ノ役員ヲ置ク
- (一) 主監一名 (二) 理事四名 (三) 會計一名 (四) 評議員若干名

露毒しつゝある現狀は誠に慨嘆に堪へざるものあり蓋し斯る迷信邪教インチキ宗教の百鬼夜行的現象は其の依つて來る所實に牢固なるものあり、然りと雖も吾人にして社會正義の正法護持の切々たる大菩提心に立脚し斷々乎として社會正義及正法正信の大旗を押し立て常に精進して止まず、以て斯る妖邪の魔軍を擊滅掃除せんことを期す。

然りと雖も吾々擊滅戰の戰略戰術に至りては臨機應變緩急自在融通無碍たるべきものにして茲に之を豫め逆略公表すべき性質のものにあらず、惟ふに吾人の先途や容易なるものに非ず銃後の備へもなからざるべからず、何れにせよ甚だしき苦戰ならんと思



能す、然れども我が同志戦友にして協力一致聖戦之を善くせば所期の勝利を獲すべきや必せり、依つて吾人は茲にいみじくも聖徳太子の宣へる「大乘相應地」たる我が日本の聖地聖地より迷信邪教を一掃し以て正信正法を顯揚せむことを起請す、願くば社會的正義を熱愛し正信正法を確立護持せんとする士よ我が撃滅聖戦に來り投ぜよ、嚴闘は開始されたり、而して嚴勝は邇にあり同信同志の戦友よ善く戦ひ善く守れ!!

編輯

一、現時養生しつつある所謂新興類似宗教なるものは其の殆んど凡ては邪教迷信の要素多し、爲に吾人は之が徹底的批判撃滅を期す。  
 二、吾等は佛教の團の齋正を圖り大乘佛教の現代的適應に依る正法の顯揚を期す。  
 三、威嚇其他の行爲を以て嚴正なる宗教批判の自由を妨害せんとするが如き輩に對しては適宜の手段を以て之に對應せんことを期す。

●神道(十三教派)

○神道。異住教。修成派。大社教。扶桑教。實行教。大成教。神習教。御嶽教。神理教。觀教。金光教。天理教。

●佛敎(五十六宗派)

○天台宗。同寺門派。同眞盛派。眞言宗醍醐派。同東寺派。同泉涌寺派。同山階派。同善通寺派。古義眞言宗。新義眞言宗智山派。同眞山派。眞言律宗。律宗。淨土宗。同西山禪林寺派。同西山光明寺派。同西山深草派。臨濟宗天龍寺派。同相國寺。同建仁寺派。同妙心寺派。同建長寺派。同東福寺派。同大覺寺派。同圓覺寺派。同永福寺派。同方廣寺派。同佛通寺派。同圓泰寺派。同向嶽寺派。曹洞宗。黃檗宗。眞宗本願寺派。同大谷派。同高田派。同眞正派。同佛光寺派。同木邊派。同出雲路派。同山元派。同誠照寺派。同三門徒派。日蓮宗。日蓮正宗。顯本法華宗。本門宗。本門法華宗。法華宗。本妙法華宗。日蓮宗不受不施派。同不受不施門派。時宗。融通念佛宗。法相宗。華嚴宗。

●基督教各派

雜錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十一年七月中に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機關紙係	發行月日	發行番號	處分月日	備考
唯物論研究	唯物論研究會機關誌	七、一	第四五號(七月)		
社會大衆新聞	社會大衆黨機關紙	七、二五	第八四號		
土地と自由	全國農民組合機關紙				六月二日第一四五號發行
維新戰旗	大日本生産黨機關紙	七、二五	第六六號		
國民運動	國民協會機關紙	七、一	第四七號		
明倫新報	明倫會機關誌	七、一五	第一七號		
進め	進め社機關紙	自七、一〇至七、三〇	第七五〇號		第七五四號禁止
錦旗國民軍	新日本國民同盟機關紙	七、二八	第八三號		
日本農民新聞	日本農民組合機關紙	七、一	第四六號		

特高關係主要機關紙發行狀況



運動日誌

國家(農本)主義運動

(月日) (事) (項)

七、三 木島完之は、病氣全快祝を兼ね同志との親睦を圖る爲小石川區春日町料亭大國に前田虎雄外十八名を招き懇談會を開催す。

七、上旬 惟神顯修會に於ては六月二十八日より七日間、九段靖國神社に於て第四回曉天顯修會を開催、吉田謙太郎以下五十三名參會す。

七、七 大阪市に於ける、明倫會(支部)以下十團體有志等は、愛國團體總線統一運動の刺戟により、懇談機關として「維新クラブ」を結成す。

七、一七 三六俱樂部に於ては本部にて理事會を開催したり。

七、一八 血盟團事件補助關係者、日本皇政會理事、伊藤廣は懲役三年の刑に處せられ服役中の處滿期出所せり。

七、一九 大日本國粹會に於ては、盛岡市公會堂に、東北方面役員大會を開催、會長森山慶三郎以下四十三名出席す。

七、二三 故栗原元中尉夫人玉枝は自宅に於て服毒自殺せんとしたるも未遂に終る。

七、二七 鈴木侍從長に對し不穩投書を爲したる(月報六月分參照)日本皇政會員、小泉源吉は、東京區裁判所に於て懲役六箇月四年間執行猶豫の判決を受け七月三十日青森縣に歸郷せり。

政黨運動

(右) (下) (旬)

六、四 國社大阪府黨務局に在りては、七月一日より一日、十五日の二回黨事務所に於て「生活問題研究會」を開催するこゝに決定し各方面に宣傳ビラを配布せり。

七、四 新國同(本部派)は、擴大中央常任總務委員會を開催す。新國同(本部派)は戰線統一問題に關する聲明書を發表す。

七、五 皇國農民團體全國統一結成關西地方準備會結成す。

七、一四 立憲黨正會長崎縣縣田中武雄、大崎常義の兩名は帝都叛亂事件關係者の頒布せる「驅起趣意書」を複製頒布したる爲、出版法違反として審理中の處長崎區裁判所に於て夫夫罰金刑の判決言渡ありたり。

七、一五 國社黨本部に在りては黨最近の不振狀態に鑑み更始一新の意氣を以て黨の再建運動を開始せんとする旨の通達を各支部宛發す。

七、一六 新國同革正會は農民戰線統一運動に關する通達を各支部(準)宛發送す。

七、一八 新國同本部(本部派)は戒嚴解除後全線活動開始に關する指令を各支部(準)宛通達す。

七、二二 新國同本部に在りては佐々井委員長の孫三木亮孝の妻に對する慰靈祭を四谷笹寺に於て執行す。

大日本生産黨關東本部に在りては「學位論文外國語譯存

七、二四 廢「問題」關し、全國大學總長並學長宛照會狀を發す。新國同本部は「高橋忠作の妄動を粉砕せよ」と題する檄文を作成群馬縣下同盟員に發送す。

七、二五 立憲黨正會長野縣縣中支部神戶公雄は、前被驅起趣意書を複製頒布したる爲檢擧せられ出版法違反として本日送局さる。

七、三〇 新國同革正會本部に在りては滿川龜太郎の慰靈祭並懇談會を開催す。

(社大黨)

七、一 東交佐々木委員長外一名黨本部を訪問入黨斡旋方懇請す。札幌支部、大阪市西淀川支部傳高分會(分會長組頭末次郎)、同此花區支部春日日出分會(分會長河野勇)結成さる。

七、四 宮城縣石巻支部渡波班結成。

七、五 社大黨系勤勞市民俱樂部江東支部(支部長内藤宣次)結成。

七、六 黨東京府議員團は府知事、警視總監の招宴出席を拒否す。

七、七 指令第四號(全國遊説開始)、第五號(西日本大會代表者會議召集)及「西日本大會開催に就て」を發送す。

七、八 東京市大森支部(支部長松本淳三)、大阪市此花區支部四貫島分會(分會長淺原龜太郎)結成。

七、九 黨本部は「福岡縣聯合流に關する指令」を發す。

七、一〇 社會新聞第九十六號發行、福岡縣大宮町會議員補缺選舉に黨員淺藤金作當選。

七、一一 黨本部に常任中央執行委員會開催(本文參照)岡山支部(支部長津下臣太郎)結成、麻生書記長談の形式を以て「國策會議に對する聲明」を發表す。

七、一三 黨本部會館建設委員會は「會館建設資金積立に關する指

運動日誌

七、一四 黨本部は「入黨のすゝめ」なるパンフレットを發行す。

七、一五 特別議會開爭報告書發行。

七、一六 大阪市に西日本代表者會議及西日本黨員大會(本文參照)を開催し關西遊説の火蓋を切る。

七、一八 秋田縣小坂町會議員補缺選舉に黨員本田幹當選す。

七、一九 岐阜縣不破郡青葉村會議員選舉に黨員吉田勇太郎當選す。名古屋支部、奈良縣支部聯合會及社大黨系「大森大眾協會」(會長松本淳三)結成。

七、二二 鳥取縣西伯郡支部(支部長乘本惠一)結成。

七、二五 社會大眾新聞第八十四號及社會新聞第九十七號發行。

七、二六 「議會制度改革に關する意見書」發表。

七、二七 大阪地方勞農無產團體協議會は社大黨に正式入黨を申込み。

七、二九 黨本部に常任中央執行委員會(選舉法改正に關する意見書決定)を開催す(本文參照)東京瓦斯勞働組合執行委員長平野安藏は黨本部を訪問し麻生書記長に社大黨支持正式通告書を提出す。

七、三〇 「政治家の夕」に於ける「伸び行く日本」と題する黨首安部磯雄の放送中止となり淺沼外三名は放送局を訪問抗議する所あり。高知縣會議員補充選舉會に於て黨員岡崎精郎當選す。

(其の他)

七、一五 新潟縣北蒲原郡木崎村に木崎農民黨(執行委員長鈴木彌作)結成さる。



- 七、一 産勞政治研究会の結社届出を爲す(本文参照)。
- 七、三 逓信事業擁護聯盟結成(本文参照)。
- 七、三 勞農無産協議會解散し更に新結成して結社届を爲したり(本文参照)。
- 七、四 愛國労働組合全國懇話會關東地方委員會に於ては政治運動に關する件等決定す。
- 勞農無産協議會首相内相に對し大衆課税反對等に付き陳情す(本文参照)。
- 全評關東地評年度大會開催(本文参照)。
- 郵料値上益金繰入反對現業代表者會議開催(本文参照)。
- 元海員組合長濱田太郎の金比羅權掌落成す。
- 七、一〇 東電愛國同盟年度大會開催會長に佐藤守義を選任す。
- 七、一二 伊勢電氣鐵道株式會社(三重)參合併問題に發端伊勢電從業員四五〇名は解散手當其他待遇改善要求を爲し罷業決行せるも特高課長の訓停により十九日有利解決す。
- 七、一四 交總常任委員會開催(本文参照)。
- 七、一五 全評中部地評年度大會開催。
- 愛國労働組合全國懇話會中部地方委員會結成大會開催(本文参照)。
- 七、一八 愛國労働組合全國懇話會第二回常任委員會開催(本文参照)。
- 全評中央執行委員會開催(本文参照)。
- 七、一九 全評關西地評年度大會開催(本文参照)。

- 七、一九 總聯合中央執行委員會開催。
  - 愛國労働組合全國懇話會近畿地方委員會結成大會開催(本文参照)。
  - 日本産業軍第二回全國代表者會議開催(本文参照)。
  - 逓信從業員會同盟第二回大會開催(本文参照)。
  - 七、二二 組合會議政治委員會開催退職積立金及退職手當法準備調査會對策を協議決定す。
  - 七、二七 新海員組合長門司宗太郎辭任す。
  - 逓信從業員聯盟第二回大會開催(本文参照)。
  - 七、二八 新海員組合の待遇改善問題解決す(本文参照)。
  - 産勞政治研究会常任委員會開催日本主義的労働組合法制定の件等を議決す。
- 朝鮮人の運動**
- 六、三〇 本日施行の東京府北多摩郡府中町會議員選挙に立候補せる土木請負業藤正政は開票の結果落選せり(得票数三三三票)。
  - 七、四 本日愛知縣下瀬戸市公會堂に於て市當局、方面委員、宗教家、教育家所轄警察署員等三〇名出席し朝鮮人の教化衛生其の他の問題に關し懇談會を開催せり。
  - 七、四 本日施行の姫路市會議員選挙に立候補せる兵庫縣内鮮愛親會幹部李璣五は開票の結果落選せり(得票数二二二票)。
  - 七、四 大阪府内鮮融和事業調査會は本日住宅問題特別委員會を開催す協議の結果近々地主家主有志を集めて本問題を理解せしめ更に土地所有者住宅經營者の經驗談を聴取し

- 七、九 大阪府内鮮融和事業調査會は本日教育問題特別委員會を開催す協議の結果本問題は相當考究を要する問題なるを以て更に小委員會を開催し具體策を協議することに決せり。
- 七、一五 神奈川縣に於て本日午後四時北米加州羅府より横濱入港の日本郵船秩父丸檢索中同船客中より在米興土團員金寛裕當五三年を發見せり歸鮮目的は老父母に面會の爲と稱するも容疑の點ありたるに付き特に尾行を附し歸鮮せしむ。
- 七、一六 在京「荒川親睦會」は本日定期總會を開催したるが其の宣言は不穩と認め削除を命ぜらる、尙警視廳に於ては會議中の用語は内地語使用方を注意し實行せしめたり。
- 七、一九 本日施行の岐阜縣不破郡青葉村會議員選挙に立候補せる土工張源竜は得票三八票を以て當選せり(同村在住朝鮮人有権者三六名)。
- 七、二五 在京朝鮮藝術座に於ては本日付ニュース第四號を邦譯文にて各百部を發行關係方面に配布せり。

- 七、一 金剛峯寺當局に於ては本事件發生と共に倉田を僧籍及分限の擯奪處分に附する所ありたるが、他方に於ては之を契機として教内淨化運動を起し、管長以下首腦部の總辭職を要求するものありて相當紛糾を重ねつゝあり。
- 七、一 東京市所在神道本局(公認宗教)に於ては「最近當局の宗教團體に對する取締方針積極化の模様あるに就ては此際言動を自戒せられ度き旨を全国各地の所屬分局、教會所、其他布教師宛通達する所ありたり。
- 七、一 神戸市所在本派本願寺派設教所聯盟に於ては設教所處遇改善運動を起し、設教所を寺院と同様に處遇する様宗規を改正せられむことを同派執行及衆會に要求すべく全国各地設教所に飛檄する所ありたり。
- 七、一八 前橋市居住賣卜業石井實藤當五十六年は顧客吸引の手段として自邸内に稻荷明神を自祭し(鳥居賽銭箱及鈴等を附したる社殿様の設備を爲す)一般衆庶を參拜せしめつつありたるを以て、群馬縣當局に於ては明治九年教部省達三十八號「私邸内自祭ノ佛堂へ衆庶參拜停止及建物等處分ノ件」の趣旨に基き懸諭し、右施設の一切を任意撤去せしめたり。
- 七、中旬 日蓮宗宗務院に於ては最近に於ける新興類似宗教の跋扈に鑑み、一層宗祖の主張たる「立正安國」の大義を社會大衆に普及徹底せしむるの要ありと爲し、先づ布教網の確立を圖る爲映畫班を編成し、更に布教資金の醸出(一倍者十錢宛)方を全國各寺院に通達せり。

宗教運動



愛國勞動農民新報

行號日五十月年一十和昭... 行號日五十月年一十和昭... 行號日五十月年一十和昭...

前會長小林順一郎先生の挨拶

紙字、新聞記者が、一語一を... 紙字、新聞記者が、一語一を... 紙字、新聞記者が、一語一を...



會長 松本勇平

私の文筆が、労働者の運動... 私の文筆が、労働者の運動... 私の文筆が、労働者の運動...

本會顧問 會長 松本勇平... 本會顧問 會長 松本勇平... 本會顧問 會長 松本勇平...

時局に處する會員の覺悟... 時局に處する會員の覺悟... 時局に處する會員の覺悟...

労働者は、資本主義の犠牲... 労働者は、資本主義の犠牲... 労働者は、資本主義の犠牲...

労働者の運動は、国家の... 労働者の運動は、国家の... 労働者の運動は、国家の...

労働者の運動は、国家の... 労働者の運動は、国家の... 労働者の運動は、国家の...



# 全愛國労働戦線を統一し 産業報國の大使命に邁

愛國労働組合全国総設会

日八十二月六年一十和昭 (二)

愛國労働組合全国総設会

第一一七號

愛國労働組合全国総設会  
第一一七號  
昭和十一年十二月八日

（一）  
（二）

## 政黨運動

### 一、運動方針草案(七月四日新日本國民同盟擴大中央常任總務委員會に於て)

#### 第一章 客觀情勢

第一現下時局の非常時性——二・二六事變と其影響(委曲論斷を避く)

- (イ) 二・二六事變を最近の契機として、政治、經濟、軍事、思想その他各方面に與へたる影響及びこの影響に依る新事態の發芽、成長、苦惱、動向、將來の見透し等を考慮外に置いては、現下時局の非常時性を適確に認識把握する事は不可能である。
- (ロ) 然し二・二六事變のもたらしたる影響並に推移は眼前尙進行中であるのと、戒嚴令下といふ政治的特殊事情の下に、吾等が今日この問題を全面的且つ徹底的に、批判、検討、究明する事は不可能である。
- (ハ) 以上では二・二六事變を契機とする新事態の中で、既に一般的に知られて居り、且つ諸問題の中心性を爲す一二の重要問題を取扱ふ事とする。
- (ニ) 二・二六事變を契機とする新事態の中

政黨運動

心は、驚異的な(但し吾等としては當然と認むる)國防擴充國策の優先的承認と、庶政一新を掛け聲とする所謂國策の氾濫である。

第二昭和維新に拍車を加へる、國內改造の源泉問題としての對外積極政策の強力的遂行

- (イ) 所謂「庶政一新」を金看板とする廣田内閣は、態々その稅政一新を具現すべき明年年度豫算編成期を迎えて、新國策の樹立に着手しつつあるが、その新國策の中、既に無條件的優先的に承認されんとするものは陸海軍軍費の驚異的膨脹増大である。即ちこの事實は、日本の對外的積極進展の強力的遂行政策が、不可避の國策として承認されつつある事を意味するものである。
- (ロ) 同時に各省に於ても所謂新らしき重大國策なるものが必死になつて立案審議されつつあるを見る。卒然これを表面的に眺めると、廣田内閣に依つてすばらしき

新國策が樹立されて稅政は根本的に一新されるかの如くであるが、少しく注意してその全貌を觀察せんか、廣田内閣には昭和維新の必然性が正しく認識されて居らず、従つて稅政一新の根本義が樹立されるべくもなく、各省に於ける重大國策の立案審議なるものも、多くは各省思ひ思ひに提出された一種の「思ひ付國策」

「一夜漬國策」の立案にして、然もその間には何等の體系も脈絡も統一もないものであつて、結局ものにならないと云ふ結論が明かとなつた。のみならず、あはよくば此際多少とも豫算の分捕りを多くせしめたい心理すら働いてゐるのである。

(ハ) 然し此處で吾等が深甚の注意を拂はねばならぬことは、廣田内閣の庶政一新、新國策樹立のものがきをマゼンテ頭から問題にならぬ無價値なるものとして、冷笑し、黙殺すべきではなく、この現状維持派の



陣營に立つ各大臣をして、イヤ願なしに何等かの新國策を樹立しなければならぬ處へかり立てゝる現在の壓力の源泉は何であるか。そして各大臣が意識するしない、好む好まないを踏み越えて、例え中途半端な不徹底な國策にもせよ、何を基準として選擇され統一されやうとするるか云ふ點を見出すことである。

(二) 廣田内閣を瀕死せしめるのではないかとすら囁かれつゝある所謂國策の氾濫は、現在の機構をその儘として行く方針に自編自縛されて、糖局、國防、電力國策、燃料國策、農業保險、増税増収策、航空國策、保健國策等に制限されようとして居り、更にそれは將來具體化するに従つて縮少、削減、歪曲、不徹底化されるであらう。然しそれにもせよ高橋財政を修正したり、その他、齋藤、岡田の非常時學國內閣を以つてしても、故意に耳を掩ひ、現状維持のために拒否して来た問題を、とにも角にも現内閣が何等かの形で現状打開に著手せざるを得なくなつた事は、二二六事變以前に對比して、大きな動きであり、新らしき變化である。惟ふに廣田内閣をしてイヤ願なしにかうした動向へかり立

てゝある壓力の源泉は、陸海軍部を先頭として滿洲事變以來種種的に遂行されつゝある對外進展政策そのものである。同時に廣田内閣に依つて具現されやうとしてゐる新國策なるものも、彼等の意識如何を別として、戰時姿態を基準として編成され統一されやうとしつゝあるのである。この動向こそは現在及び將來の時局を認識する上に於て、最も重要なポイントを爲すものである。

(ホ) 滿洲事變を契機として、俄然として極化され、自主化された我が日本の對外進展政策は、今後それが益々強力化積極化されて行くことは、建國以來の國家的民族の使命と、國家國民の永遠に互る發展繁榮幸福の立場からして必然の問題である。そしてこの必然性が、現在及び將來の日本を支配する力の源泉である。かくて砲火こそは開かれてゐないが、「すべてを戰時状態に」と云ふ統一の國家意志の發動に舉國的覺悟を揃へ、政治、財政、經濟、産業、資源、軍事國防、外交、教育、思想等々百般の問題は、將來加速度的壓力の下に戰時姿態を基準に、清算修正、革新、再編成されて行くであらう。これが今後

發展して行く時局の中心の動向である。  
(ハ) 國民生活の窮乏——それに起因する國民保健の悪化と思想の混亂、道徳人倫の頹廢、犯罪の増加等は、それ自身としても一日もゆるがせに爲し得ない由々しき重大問題である。況んやこれが、戰時姿態の國家生活と關聯して考へる時、國民生活の窮乏問題は更に數千百倍の重大性が加重される。國家益に地方自治體の財政破綻問題も亦然りである。

(ト) かくして對外國策の積極的強力的遂行政策こそは、昭和維新に拍車を加ふる國內改進の源泉である。  
第三積極的對外進展國策の必然性  
(イ) 我が日本が國家生活國民生活の一切を擧げて戰時姿態に統一編成してまで、積極的對外進展を國策としなければならぬ理由とその根據は何であるか。  
(ロ) 大業の根據——天孫降臨の神勅以來一貫せる國家的民族の使命の達成、真國大理想の遂行。  
(ハ) 小業の根據  
(A) 益々激化して行く國際競争場裡に近代國家として發展して行く上に絶対不可欠の條件たる近代産業資源が皆無乃

至は貧弱なること。

(B) 世界に於ける日本のみの特殊問題としての驚異的人口増加の問題、(日本に於ける農民、勞働者、中小商工業者等の極端な生活窮乏は、資本主義の行詰りと共に、この人口問題が同時に深刻な原因となつてゐるのである。然るに國民の多くは多年に亙る無産運動の影響に依つて、生活窮乏を資本家地主の横暴のみに歸してこの人口問題の内容を殆んど理解してゐない。將來の皇國運動に國民をして熱意を持たさせるにはこの人口問題を徹底せしめなければならぬ)。

かくて、對外移民國策の徹底化、資源の確保、貿易國策の確立等、積極的對外進展を策することは、我が日本が永遠に力強い發展繁榮と理想の遂行を期する上に絶対不可避の道である。

況んや物質萬能の上に立つ歐米文化崩壞の下にこの世乍らの地獄に呻吟せる世界の人類を、皇道の世界宣布、道義國家の確立に依つて救済すべきは、建國以來の大使命であるに於てをや。

以上の如き立場に立つて、今や積極的對外進展政策を國策として強力に遂行しつゝある我が日本を中心とする國際情勢は如何であるか。

(イ) 一般的情勢  
歐洲大戰の所産たる國際平和主義は今や實質的には完全に無力化し、之に代るに國家主義に依る經綸が世界各國の採用する所となり、産業、貿易、資源獲得等の諸政策が營々として各自國本位に行はれ、従つて軍備の擴張は必然に各國政府の中心政策となつて来た。

(A) 最近の國際情勢を一變せしめつゝある直接的表面現象は、一つはソ聯の脅威的發展と、一つは海軍々縮會議の決裂である。

(B) 世界の五分の一を占めるソ聯邦に於て建設されつゝあつた社會主義は、その建設の苦悶時代を克服して驚異的飛躍時代に入り、軍事的建設の上に於ても世界の情勢に絶大な影響を與へる程の一大進出を遂げつゝある。  
ソ聯邦のかゝる發展飛躍は、昨年八月のコミンテルン第七回國際大會に於

ける、世界赤化政策を従来の消極化より積極的進出に轉換せしめ、第一の實行地域として極東赤化の積極的進出の決議採擇となり、今や三十萬を越ゆる極東赤軍の近代的裝備の充實と戰略的配置戰略的交通網の完備、大軍需工場の建設によるシベリヤに於ける軍需品の自給自足計畫の建設は、既に脅威的に進行し著々完備されつゝある。

然もこの極東地域こそは、目前我が日本が全國力を傾注して遂行しつゝある大陸經綸政策の根據地たる滿洲北支と直接に於ける地域である。かくてその使命と目的に於て絶対に相容れないこの兩者の立場は、今や尖鋭なる軍事的對立となり、我が日本とソ聯の相互の國策遂行は、この對立をして益々激化せしめつゝあるのだ。

(C) 我國の大陸經綸に直接利害關係を持つものは、スラヴ民族のロシアと、漢民族の支那本土以外に、アングロサクソン民族の英米がある。従つて日本の大陸進出、對外發展には、必然にこれらの諸民族との對立抗爭を覺悟せねばならぬ。殊に英國としては、彼の殖民地政



策に根本的は打撃影響を與ふる日本の發展に對し、あらゆる阻止策を講じつつあるは顯著なる事實である。而して米國の東洋に對する利害も亦英國の立場と同一である。それ故に、日本民族及び皇國日本の抗爭對立的國家は、實に英米露支である。われらの年來熱望したる海軍縮協定の破棄も實に日本發展の必然性に立脚してゐるのである。

(D) 而して、これらの對立抗爭諸國家は、その思想戰に於て我國と全然相容れないものなのである。これが克服こそは、皇國の肇國以來の大使命なのである。即ち、共產主義ロシア、個人的利己的自由主義乃至社會民主主義の英米等は、皇國主義皇國一家の國なる日本の道徳軌範及び精神生活とは民族生存の基礎を異にせるものである。

(E) 以上の如き國際關係に對して立つ日本地位こそは、彼等を克服せざれば、彼等に克服される關係にあるのである。それは正に全生命的な問題である。こゝに今日の非常時局が不可避的な必然性を以て展開されるのである。國防

の充實要求も庶政一新の努力も、しかもそれが戰時的計畫の展開にまで進まざるを得ない動向と緊迫性を有するもの一に日本現下の歴史的宿命の然らしむるところである。

第二章 一般運動方針

一、運動の目標を舉國戰時編成完成への一大國民運動の展開に置くこと。

(イ) その窮極は昭和維新の完成を指しつゝ、現在の日本を支配してゐるものは、戰時編成を目標とし中心とする國防、財政、經濟、産業、國民生活等一切の問題を、擴充し、清算し、整備し、革新し再編成する所の所謂庶政一新の動きである。

(ロ) 然しこの歴史的な新しい動きを指導しつゝある主體勢力は、軍部であつて、これを明確な理解と認識の上に立つて支持してゐるのは、少數の愛國改造團體である。その他のもの——元老、重臣、財閥、政黨、自由主義者の總ては、國家をかゝる動向へ導いて行く事に對し今日表面的には之に追隨しつゝあるものゝ、それはただ時局の壓力に押されて仕方なしにやつてゐる追隨若くは屈服に過ぎず、内心は絶対に反對なのである。従つて軍部が途

中を氣をゆるめたり油断したりするならば、この對外國策も、そしてこれを基礎とする戰時編成中心の庶政一新も必ず中途で打切られたり、骨抜きにされたりする危険が多分にあるのである。次に國民一般はどうかと云ふに、彼等は問題の真相を殆んど知らないが故に、贊成するにも反對するにも腰の決めやうがなく、大勢に追隨してゐる状態で多分に軍民離間のデマが効を奏する餘地があるのみか、反軍思想さへも擡頭しつゝある現状である。

(ハ) そこでどうしてもこの問題を國民全體が生命を懸けて要する國策にまで發展せしめなければならぬ。かくて今後に於ける吾等の運動目標は、戰時編成完成への一大國民運動の展開に置かなければならぬ。

(ニ) 對外問題にしても、政府の施設にしても、又それに関連する財界産業界の問題にしても更に國民生活の問題にしても今は後には益々停止する所なき幾多の波瀾萬丈の展開が豫想される。何時の場合に於ても吾々はかゝした問題——國民の關心をひいてゐる問題を敏速に捉えて活動

を展開し、その結論として對外積極進展の必要と、それに伴ふ舉國的戰時編成完成の緊要なる事を徹底せしむべきであり、特にこれらの問題が國民の個人生活にも重大な利害關係のあることを高調し、特に個人生活の具體的な問題と結び付けて訴へるべきである。

(ホ) 要するに、國民運動の壓力に依つて、戰時編成の完成に不斷の拍車を加え、更に戰時編成の完成を國內改造の完成へまで發展せしむべきである。現下の情勢に於て、合法的國民運動による國內改造達成の途は、この大きな國家的動きの軌道に進む以外に道はない。

二、運動方法は徹頭徹尾合法的で邁進すべきこと

(イ) 改めて謂ふ迄もなく我が新日本國民同盟は合法的大家團體であり、國內改造の達成に就ても、合法的國民運動の展開を通じて貫徹する事を、運動方法の根本方針として一貫して來たのである。同盟は今日まで未だ嘗て非合法的手段、非合法的行動をもつて目的を達成すべく秘密の特別組織を持ち、或は特別訓練を行ひ特別準備を爲すが如きは事は、一度もな

つたのである。

(ロ) 二二六事變の體驗と教訓は、今後に於ける同盟の運動に對して、實踐的にも觀念的にも徹頭徹尾合法の大道を、正而から堂々と邁進すべき事を命じてゐる。

(ハ) 然らば合法運動に於て國內改造を實現すべき「力」は如何にして作られるか。吾等が用ひんとする「力」は、直接行動に用ひんとする暴力ではなく、合法的、合理的「力」である。即ちそれは國民總意の力、國民の魂をゆり動かしてはとほしり來た「國民輿論の組織され統一された力」である。この「力」を作り上げる事が、今後に於ける我等の運動に課せられた重要使命の一つである。

三、國民同胞との結合に重點を置く事

(イ) 日本主義愛國改造運動の致命的弱點は、國民同胞と全く遊離し、組織自體が少數の私黨的グループで國民の前に全く孤立してゐる事である。さうした愛國改造團體の中に於て、強個な組織と、訓練された闘士と、大家組織の實體を確立してゐるのは我が同盟のみである。が、これも他團體と對比しての問題で、同盟自體だけを嚴密に検討するならば、吾等の

組織も、國民に與へるその影響力もまたまだ極めて微弱である。同盟が叫ぶ時國民は應え、同盟が立つ時國民も立ち、同盟が進む時國民も進むと云ふ處まで、國民同胞と結合し國民同胞の信頼をかち得なければならぬ。

今後に於ける同盟のあらゆる活動は、國民同胞との結合に重點を置かねばならぬ。

四、選挙を積極に戦ふ事、特に市町村自治政體には積極的進出を期する事

前項の趣旨を實踐に移す時、少くも選挙闘争はその重要な一の機會であるが、生活の實地に即する點に於て自活政體に積極的進出を企てることは殊に肝要である。

五、戦線統一問題に對する新らしき方針

日本主義を奉ずる全愛國改造團體の戦線統一、大合同の實現は、吾等年來の要望であつたが、二二六事件は遂にこの懸案解決の絶對性とその絶好の時期をもたらすに至つた。吾等はこれを天の啓示として受け入れ、無私没我の大乗的精神に立脚して、戦線統一、大合同實現の爲、積極的に邁進せんとするものであつて、當面左の二項を決定する。

(イ) 中央に於ける活動は、新中央常任職務



委員會に一任す。中央常任總務委員會は情勢の進展に應じて、各支部の具體的活動方針を指令、通達する事。  
(ロ) 各支部は、その地方に於ける他團體との關係を緊密にすべく、積極的に活動する事。

第三章 各部分方針

一般方針に續く各部門の細部に互る具體的な活動方針は、昨秋十一月十七日青山會館に開催の全國支部代表者會議に於て採擇された「運動方針要綱」を、再確認して依然それを踏襲すべきであるが、茲には、今後吾等が積極的に活動すべき新しい問題の要點のみを列挙する。

一、組織部方針

(イ) 今後に於ける吾等の組織運動は日常闘争を果敢に展開して、其の擴大強化を期する事。  
(ロ) 日常闘争は國民の生活に根據を置く事。  
(ハ) 國民の中に於ても農民(特に小作、小作兼自作、自作農を中心とす)労働者、中小商工業者等、今日生活の没落窮迫に悩める階層を目標として、これらの大衆を同

盟の組織に織り込むのは勿論、その組織のより大衆化を期する爲に、同盟の外圍團體としての労働組合、農民組合、小賣商人組合等の組織にまで積極的に進出すべきである。

(ニ) これが爲めに本部に於ては、労働、農村、商工の對策委員會を設置すると共に詳細なる活動方針は「ドシム」立案審議して各支部へ指令、通達する。  
(ホ) そして以上の如き經濟的日常闘争の成果を政治的に集約する意味に於ても、今後吾等は選挙戦を積極的に戦ふものである。

二、機關紙部方針

(イ) 機關紙「錦旗」は當分休刊し、右休刊中は「錦旗」の代りとして「錦旗ペンフレット」を發行する方針である。  
(ロ) 機關新聞「錦旗國民軍」の大衆普及化に努力すると共に可及的速かに同發行を期する事。  
(ハ) 財務の確立を通じて、萬難を排し機關紙部財政の確立を期する。  
三、教育方針  
優秀なる實踐的指導者の養成を中心とし

て、合宿講習會、短期講習會、研究會、討論會、座談會、見學等を積極的に行ふ。

四、財務部方針

同盟の經濟が全同盟員の出納協力に依つて調達される時、同盟は始めて「眞の推新黨」の資格を備えたと共に、この方法に依つて財務が確立されなければ、同盟の「威力」のある巨大なる「將來」の發展は不可能である。この問題は今日まで既に幾度も協議決定されたのであるが吾等は本會議を契機に、左記の方法に依つて實行の第一歩を踏み出すものである。

(イ) 同盟費の徵集を實行する事。金額は一ヶ月金拾銭とす。これが爲例え一時同盟員が減少するとも斷行する事。同盟費の納入をカレコレ云ふ意識の同盟員は、強力な組織を構成する要素では決してない。  
(ロ) 今後機關紙、ペンフレット等の發送數も、同盟費の納入數を基本として計算する。但し新聞だけの讀者の爲、及び宣傳用の機關紙は、一部二錢の割で實費を納めるならば要求部數を送付する。  
以上

労働運動

一、政治闘争強化に関する件 草案(一九三六、七、六)

日本労働組合全國評議會 常任中央執行委員會

一、最近新政局の意義

(1) 日本に於ける政治情勢は二・二六事件の勃發によつて全く新しい時代に突入した。一九三二年九月強行された滿洲事變を持續する爲に金融ブルジョアとその政府は、屢々軍部代表の要求する大軍事費に備へ、急進ファッショ勢力におもねり、身自らファッショ傾向を辿つて來たのであつた。而して二・二六事件を契機としてつぐられた廣田官僚政府は右には急進ファッショを鎮壓しつゝ任務を荷ひ、左にはファッショの化身となつて上からのファッショとして國民大衆の面前に立たざるを得なかつた。

廣田政府は、肅軍と庶政一新を唱へた、肅軍と云ひ、庶政一新と云ひ、彼等の政策の全面を支配するものは、戦争を準備する戰略的見地から創造され強行される。

この事は、すぐる特別議會に於て、肥料統制法といひ、重要産業統制法といひ、自動

車工業法といひ、思想犯保護觀察法といひ、不穩文書取締法といひ、ことごとくファッショの傾向を露骨に代表する統制經濟への前進であり、暴壓獨裁支配への進軍であつた。

今又、重大國策審議の閣議はすでに第二次國防計劃案五ヶ年三十億、明年度陸軍豫算八億數千萬圓にのぼる大軍事費を宣傳し且つこの大軍事費に隷屬せしめられた大衆的大増税並に地方税と其の監督權の中央移管を主題とする財政案が明らかにされてゐる。

(2) この上からのファッショに對抗するプロレタリアートの政治勢力はすぐる總選挙に於て躍進的成功を収め、これに引續いた地方選挙に於ても隨所に壓倒的躍進を勝ち得たものとされた。けれども尙廣汎な労働大衆の反抗を代表することには餘りにも微弱であつた。

即ち所謂無産黨への投票は全體の僅か

七%に過ぎず、ブルジョア政黨への投票はまさに壓倒的ではなかつたか。これと同時にブルジョア民主主義勢力は早くも特別議會に於て保守派對急進派、ファッショ對反ファッショの氣流をブルジョア政黨内部に作り出しそのかく闘はやうやく意識化されんとしてゐる。この分散過程は現瞬間に於て重要な政治的意義を持つ。

(3) 産業の國家統制を一層強化し、獨占資本の限りなき利潤を保護し、獨裁し續け様とす「上からのファッショ」は、ひとり労働者農民のみならず、廣汎な國民大衆の生活權と直面してゐる。

ファッショ禍が國民生活に浸み、自由を寸断するに従つて、あらゆる社會層を通して保守かそれとも進歩かファッショかそれとも反ファッショかと云ふ二つの基本的生活態度思想傾向の激烈な分解作用、對立抗争の全面的な轉換期に當面し初めてゐる。

この意味に於て日本の新政局は劇期的時



代に突入した、日本プロレタリアの運命を賭するに足る一大「決戦」の時代に突入したのである。

二、無産政治運動の現段階

(4) 日本に於ける無産政治運動は一九二四年日本最初の無産政黨たる農民労働黨の誕生に初まつた、この政黨は、結黨わずか三時間の短命を以て禁壓された。だがそれにも不拘動労働大衆のブルジョア政權に對抗する大衆政黨の可能を確信せしむるに充分であつた。普通選挙は實施され、帝國議會に議員を送つた無産黨の存在は、やうやく、労働者農民小市民一般の間に廣まつた。種々な傳統とイデオロギイの爲に分裂抗争を續けるに至つたが、要するに労働者農民小市民大衆をして反ブルジョア的政治勢力に結集せんとするカンパとして見事成功した。

(5) 社會大衆黨は幾つかの共同戦線黨を統一し單一無産政黨の名譽を荷なつた。だが一九三一年滿洲事變勃發するや、その中央部に巢食ふ一部ファツシヨ勢力は滿洲事變を侵略戦争にあらざるとなし、又労働組合運動に於ける協同主義に加擔した。しかも同年末の年次大會は全動労働大衆の共

同戦線黨としての任務を放棄して政權奪取の黨たる事を規定し、且つ自覺ある少壯軍部(アツシヨ)を利用して依つて政權に近づかんとなす、新政治方針を採用したのであつた。

單一無産政黨の名譽を荷ふ社大黨は、かくてプロレタリア一般戦線方針を歪曲し、一部幹部の指揮するファツシヨ分子との共同戦線黨に轉落し、社大黨内部の階級的要素の活動を封鎖し除外するに至つた。

この社大黨の變質と轉落とは、吾が全國評議會をして、日本交通總聯盟東京市従業員組合其他の僚友團體と共に社大黨外の労働組合勢力たらしめ、労働者農民の政治的進出をはばみ、自覺あるインテリ層を引きはなしてしまつた。

(6) 社大黨は、無論單一な思想や勢力ではない、中央部のファツシヨ傾向を批判するもの社大黨を單なる選挙の爲め便宜として取扱ふもの彈壓よけと考へてゐるもの等種々雑多な傾向を帯びる地方支部がその大多數を占めて居るにも拘らず、唯一無産黨の名に於て中央部の一部ファツシヨ勢力に對して目を覆ひ口を塞いで全國的階級闘争を放棄し反ファツシヨ人民戦線の先頭に立たん

事をサボつて來てゐるのである。社大黨内にある階級的勢力は一應中央部の一部ファツシヨ傾向を批判するに止まりファツシヨとの闘争を依然サボつてゐる。斯して社大黨内階級勢力は屢々純眞にして闘争意識に燃えてゐる大衆を中央部のファツシヨ勢力につなぐタサビとしてしか役立たないとなれば、彼等はファツシヨ共と同様に危険を犯してゐるのではないか？社大黨の現状は、社大黨外にある反ファツシヨ、プロッタの政治闘争への消極性のために一層危険を強めた。

社大黨外にある反ファツシヨプロッタは全國的規模に於ける日常政治要求や選挙を闘ふ機關をさへ持つてゐなかつた、日本無産政治運動に對する有効な發言權をさへ持つてゐなかつた。

そして吾々に取つて當面緊急必要な事は自からの政治勢力を結集して、先ず、自からの政治的發言權を確保する事にある、社大黨をして、社大黨外反ファツシヨプロッタに對して即時門戸を開放せしめ、以つて本來の無産政黨たらしめる爲に自から立つて協力する事にある、個々バラバラに社大黨へ解消するのでは無く公然なる大衆闘争

を通じて社大黨外一切の社大黨外反ファツシヨ勢力を打つて一丸とする政治闘争主體即ち改革された社大黨かそれとも新政黨かの何れかの具體的な成果を生み出さなければならぬと云ふ事である。

(8) 吾々は一九三六年一月労働組合小作法の二大要求を掲げた全國的カンパを組織した。けれどもこの闘争はわずかに二ヶ月の内にて戒嚴令にあひ、充分な對議會闘争を爲し得なかつた。而してこのカンパの發展としての労働無産協議會は一九三六年七月三日「社大黨に對してその閉ざされた門戸を開放せん」とを要求し當面緊急の「反ファツシヨ人民戦線結集の推進力たらん」とを任務として立ち表はれた。

労働無産協議會は反ファツシヨ共同戦線黨たる事を宣明すると共に、社大黨がその閉ざされた門戸を開放するに於ては、いつにても喜んで社大黨に大衆的解消すべき事をも宣明した。社大黨外の諸勢力を結集すると云へども、自から社大黨との對立抗争をさけ、むしろ、進んで全國的地方的共同闘争の爲に、あらん限りの熱意を表明した。この意味に於ては、多かれ少なかれ暫定的な性質をおびてゐる、従つて労働無

産協議會の任務は、社大黨を含めて、日本に於ける無産政黨を再編成し日本プロレタリアの一般戦線地點を確保し、その新たに整備された無産黨を主體とする來るべき反ファツシヨ人民戦線のために戦はんとするものである。

(9) 無産政治運動に於けるこうした新しい情勢は、必然に永く、屢々消極的であつた社大黨外諸勢力をして新たに労働無産協議會へ、或は社大黨へ参加せしめ、この二つの無産黨をめぐつて、より廣汎な、より強大な全國的政治闘争を展開せしめずにはいられない。

來るべき人民戦線はこの二つの無産政黨の反ファツシヨ共同闘争の内から提議されその偉大なる歴史的な第一歩を歩み出すであらう。

三、政治的協力のための條件

(10) 吾が全國評議會は労働大衆の日常政治要求を闘ひとする爲の良き労働者たる無産政黨が存在してゐたならば、喜んで、全幅的に参加してゐたであらう、又、自から立つてこうした無産政黨を組織するにたる客觀的條件をかいいてゐたので、止むなく、暫く「支持すべき政黨なし」と答へ且つ僚友労働

團體と共に一時的な共同闘争體を作つて來たのである。

しかも吾々はファツシヨ勢力に腐蝕されてゐる社大黨に對しても一般的機械的に排斥する事を規定せずして飽く迄、その大衆との間に共力する機會を作り中央部の一部ファツシヨに對する批判の自由階級勢力に對する門戸開放を要求して來たのである。

(11) 而して二二六事件を契機とするあられもない半ファツシヨ獨裁の強行を控へ一般動労働大衆の政治的關心の高まりに直而して一九三六年四月我が中央執行委員會は、全國的な政情の變轉を分析究明し不取敢地方地方に於ける具體的な政治勢力結集の方針について決定し全國的な政治運動への進出を期したのである。

(12) 我が全國評議會は、日本労働運動に於け



る重要な政治的地位に鑑みて次の如き条件を充すが如き凡ての無産政黨に無産政治闘争に對して全幅的に協力し政治的進出を期すべきである。

1. 全國評議會並に倭友團體に對して等しくその門戸を開放するもの
2. 全國評議會並に倭友團體の擴大強化の爲に協力するもの
3. 全國評議會並に倭友團體の獲得せんとする社會立法労働立法の獲得の爲に協力するもの
4. 廣汎なる反ファツシヨ人民戦線結集の爲の推進力となり自ら反ファツシヨ人民戦線の主體的條件の爲に協力するもの

四、當面の政治的組織方針

(18) 我が全國評議會は強く反ファツシヨ人民戦線の爲めに闘はんが爲めに政治的發言權を確保し、倭友團體並に社大黨内階級勢力と共に廣汎な政治的共同闘争の結集に協力しなければならぬ。

吾々は、凡ゆる大衆の間ある日常政治要求を取りあげ、どし／＼闘争體を組織する事に協力しこれを一定の階級的方面に統一するやうに戦はなければならぬ。

(14) 労働無産協議會は、我が全國評議會の政

治的進出のための條件に適合してあるが故に、その中央機關に對して、吾々の代表を送り其の代表を通じて、又地方的機關に於ける協力を通じてよく全國評議會の持つ政治方針を實現するやうに奮闘しなければならぬ。

(15) 社大黨に對する吾々の政策は一般的機械的排撃の態度をとることなく、具體的に労働無産協議會と同様に反ファツシヨ勢力として發展せしめるやうに仕向けなければならぬ。この活動は、反ファツシヨ分子が、個々バラ／＼に社大黨に加入したり、中央部のファツシヨ傾向の批判を押しかくして、ソツト流入したりする組織方針をとるのではなくて、飽く迄大衆の規模に於て、又大衆的共同闘争を通じて、社大黨との間の統一戦線を戦はなくてはならぬ、直ちに労働無産協議會の地方支部に協力しない地方にあつて、従つて其の闘争主體は、色々の形體をとる或る者は無産團體協議會或る者は一步を進めて、倭友團體との協議を経

て、社大黨支部の一翼となることさえあつてもよい、だが、それは飽く迄、全國的統制に服し、且つ、反ファツシヨ勢力として戦はねばならぬ。

(16) 我が全國評議會は全組合員をしてよく日

爲めに最後に残された人民戦線のとりてを欲求してゐる。ブルジョア政黨内の進歩的分子から、凡ゆる階級的勢力を含めての國民大衆を反ファツシヨ戦線に整列させるための活動、これこそは、日本に於ける新たな政局の前に最も重大なる課題として提出された。

本に於ける、特異な政情並に當面する吾々の戦術戦術を理解せしめ、納得せしめる爲に活動しなくてはならぬ。

(17) 斯くて社大黨外に放置された重大な階級的政治勢力の結集に依つて、其の全國的活動への参加に依つて、来るべき日本人民戦線は偉大なる政治的プラスを見出すだらう我が全國評議會は、今日の新しい條件の下に立つて次の主要努力の方向を提示し採用する。

1. 凡ての倭友團體と共に社大黨に對して全國的な門戸解放要求闘争を起すこと。
2. 我が全國評議會の政治的進出の爲の條件に適合する労働無産協議會に對してその中央部に組合代表を送り且つ組合員の協力を勧説すること
3. 社大黨並に労働無産協議會に對して

(イ) 退職積立金法改正 (ロ) 大衆増税反對

(18) の二大スローガンを掲げたる全國的共同闘争を提議し、即刻倭友團體と共に、独自のカムバを開始すべきこと。

五、日本人民戦線のために、  
廣田官僚政府の手に依つてとられた、軍國日本のファツシヨ政策は明年度に於ける

危大な軍事豫算の強行に依つて、大衆の血肉の中にファツシヨの災害を持ち込まうとしてゐる。

今や軍國日本を襲つてゐる、このファツシヨの災害に對して無氣味な不安と焦燥にかられてゐる労働者農民インテリ小商工業者の廣汎な勤勞大衆は自分からの生活權の

爲めに最後に残された人民戦線のとりてを欲求してゐる。ブルジョア政黨内の進歩的分子から、凡ゆる階級的勢力を含めての國民大衆を反ファツシヨ戦線に整列させるための活動、これこそは、日本に於ける新たな政局の前に最も重大なる課題として提出された。

我が全國評議會は労働組合の見地からこの光輝ある闘争の一翼として最後迄協力するであらうことを宣明するものである。  
(をわり)



七月中に於ける國際情勢一般を概観するに、歐洲に於ては、伊エ紛争に關する對伊制裁は、昨年十一月實施以來八箇月に  
 して、十五日より正式に撤廢せらるるに到れり。  
 十一月日獨塊兩國政府は、兩國間の新協定の成立を發表せり。元來獨塊伊の關係は、ナチスのアンシユルツス(獨塊併合)政  
 策を廻りて、複雑化せしが、本協定に依り、獨逸は塊國の完全なる主權を承認したるを以て好轉し、獨塊伊三國同盟の前  
 提たるかの觀を呈し、新なる問題を提起したり。  
 七月中旬スペイン領モロッコに、右翼革命勃發し、その勢は、スペイン本國に及び、右翼革命軍は、南北より首都マドリッ  
 ドに進撃し、他方左翼民衆戦線内閣は、政府軍を動員して、極力之が防戦に努め、一進一退の狀況に在るが如し。斯の如き  
 スペインに於ける左右兩派の抗争は、歐洲政局に重大なる影響を與ふべく、極めて注意を要すべし。  
 中華民國に於ては、十日より五日間、南京に二中全會を開催し、對西南派方策を議したり。その結果、中央軍は十七日よ  
 り進撃を開始したるが、廣東派は遂に屈服し、中央の統制下に入りたるも、廣西派は、妥協を拒否し、依然對峙の狀態に在  
 り。今後の動向は注目し値すべし。

## 外事關係

### 概説

七月中に於ける國際情勢一般を概観するに、歐洲に於ては、伊エ紛争に關する對伊制裁は、昨年十一月實施以來八箇月に  
 して、十五日より正式に撤廢せらるるに到れり。  
 十一月日獨塊兩國政府は、兩國間の新協定の成立を發表せり。元來獨塊伊の關係は、ナチスのアンシユルツス(獨塊併合)政  
 策を廻りて、複雑化せしが、本協定に依り、獨逸は塊國の完全なる主權を承認したるを以て好轉し、獨塊伊三國同盟の前  
 提たるかの觀を呈し、新なる問題を提起したり。  
 七月中旬スペイン領モロッコに、右翼革命勃發し、その勢は、スペイン本國に及び、右翼革命軍は、南北より首都マドリッ  
 ドに進撃し、他方左翼民衆戦線内閣は、政府軍を動員して、極力之が防戦に努め、一進一退の狀況に在るが如し。斯の如き  
 スペインに於ける左右兩派の抗争は、歐洲政局に重大なる影響を與ふべく、極めて注意を要すべし。  
 中華民國に於ては、十日より五日間、南京に二中全會を開催し、對西南派方策を議したり。その結果、中央軍は十七日よ  
 り進撃を開始したるが、廣東派は遂に屈服し、中央の統制下に入りたるも、廣西派は、妥協を拒否し、依然對峙の狀態に在  
 り。今後の動向は注目し値すべし。



入國、居住、送還關係

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調

(昭和十一年七月中)

官取 應振	本籍、職業、氏名、年齢	禁 止 の 事 由	處 置
大阪	山東省青島市 イム製品業 江 鶴 泉	七月十三日青島より門司神戸經由大阪入港の泰山丸にて渡來、渡來目的及身許不確實のもの	七月十六日大阪出帆の泰山丸にて青島に送還
兵庫	浙江省紹興縣 店員 汪 貴 榮	七月八日上海より神戸入港の上海丸にて渡來、友人の紹介にて神戸市北長狭通三丁目雜貨商葉惠誠方へ店員就職の目的なりと稱せるも身許不確實のもの	七月九日神戸出帆の摩耶丸にて上海に送還
長崎	福建省福州府 楊 本 洪 貴	七月十五日香港より神戸入港のユムプレス・オブ・エシア號にて渡來、神戸市榮町支那料理業第一樓店員就職の目的なりと稱せるも身許不確實のもの、尙本名は本年五月下旬にも同様目的にて渡來し入國禁止せるもの	七月十八日神戸出帆の秩父丸にて香港に送還
長崎	福建省福州府 楊 本 洪 貴	六月二十九日上海より長崎入港の長崎丸にて鹿兒島縣下種ヶ島居住生魚商曹勝美方店員就職の爲め渡來せりと稱せるを以て鹿兒島縣に照會の結果曹は身許不確實の者なるに依り楊も労働轉隊の處あり	七月十二日長崎出帆の上海丸にて上海に送還
長崎	福建省福州府 楊 本 洪 貴	七月二日上海より長崎入港の上海丸にて鹿兒島縣下居住陳和泉の呼寄に依り渡來せりと稱せるを以て同縣に照會の結果陳は本名引受能力なしとの回答ありたるもの	七月十九日長崎出帆の上海丸にて上海に送還
長崎	福建省福州府 楊 本 洪 貴	六月十九日上海より長崎入港の上海丸にて沖繩縣下石垣町にて行商從事の目的にて渡來せりと稱せるを以て同縣に照會の結果本名は犯罪容疑者として視察中本年三月歸國せるものなること判明	七月二十二日長崎出帆の長崎丸にて上海に送還
長崎	福建省福州府 楊 本 洪 貴	七月十五日上海より長崎入港の上海丸にて福岡縣下居住魏頼順の呼寄に依り吳服行商從事の爲め渡來せりと稱せるを以て同縣に照會の結果魏は引受能力なきこと判明	七月二十九日長崎出帆の長崎丸にて上海に送還

官取 應振	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡 來 後 の 經 歴	送還事由	送還月日、出帆地
福岡	中國 翁 兆 一 六 灶	七月二十一日上海より門司入港の三笠丸にて渡來せるも所持金僅少にして救護を要するに至る虞あるもの	七月二十四日門司出帆の摩耶丸にて上海に送還	七月二十四日門司出帆の摩耶丸にて上海に送還
福岡	福建省福州府 吳服行商 陳 友 一 八 寶	七月二十四日上海より門司入港の生駒丸にて八幡市居住陳友益方に赴き行商に従事する爲め渡來せりと稱せるも所持金僅少なるのみならず陳友益は料理職にして引受人として不適當なるもの	七月二十五日門司出帆の諏訪丸にて上海に送還	七月二十五日門司出帆の諏訪丸にて上海に送還

二、中國人(滿洲國人)送還調 (昭和十一年七月中)

官取 應振	本籍、住所、職業、氏名、年齢	警視廳	北海道	警視廳	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡 來 後 の 經 歴	送還事由	送還月日、出帆地
警視廳	浙江省寧波府 山越郡八雲町山越内佐藤壽方 料理職 張 慎 六〇 甫	明治四十一年渡來、夕張等にて飲食店に雇はれ又は自ら飲食店を經營せることあるも、本年一月より慢性喘息、肺氣腫等にて起居不如意となり要救護の虞あるもの	大正十四年五月小間物行商と稱し門司渡來、各地轉々、名古屋市白金に居住せることあり、昭和五年四月上京、人夫となれるもの	無許可労働 要救護	七月二十日、小樽、大丸、上海	大正十四年五月小間物行商と稱し神戸渡來、名古屋市白金に居住後、昭和六年六月上京人夫となれるもの	同右	同右
警視廳	江蘇省丹徒縣 理容術營業 孟 文 三六 章	大正十三年四月神戸渡來、同地を経て同十四年八月上京、他人に雇はれ又は自ら理容店を經營せる處、本年六月向島區吾嬭町西四丁目居住羅金紅が詐欺に依り檢擧せらるるや、同人を陷害し本國に送還處分を受けしむる目的を以て巢鴨警察署に對し羅が他に詐欺行爲ある如く虚構の誣告を爲せるもの	大正十三年三月神戸渡來、同地を経て昭和四年十一月上京、他人に雇はれ轉々せる處、飲酒に耽り、妻子を虐待、七月九日妻徐巧英を毆打し右眼に全治十日を要する裂傷を與へたり	犯罪	七月十七日、横濱、阿蘇丸、上海	大正十四年五月小間物行商と稱し神戸渡來、名古屋市白金に居住後、昭和六年六月上京人夫となれるもの	同右	同右
警視廳	江蘇省丹徒縣 豐島區池袋一丁目 理髮師 徐 佳 三三 煥	大正九年三月神戸渡來、同地を経て昭和四年十一月上京、他人に雇はれ轉々せる處、飲酒に耽り、妻子を虐待、七月九日妻徐巧英を毆打し右眼に全治十日を要する裂傷を與へたり	大正九年三月神戸渡來、同地を経て昭和四年十一月上京、他人に雇はれ轉々せる處、飲酒に耽り、妻子を虐待、七月九日妻徐巧英を毆打し右眼に全治十日を要する裂傷を與へたり	素行不良並 粗暴	同右	大正九年三月神戸渡來、同地を経て昭和四年十一月上京、他人に雇はれ轉々せる處、飲酒に耽り、妻子を虐待、七月九日妻徐巧英を毆打し右眼に全治十日を要する裂傷を與へたり	同右	同右



官取 應接	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡 來 後 の 經 歴	送 還 事 由	送還月日、出帆地 船名、行先地
警視廳	浙江省鎮海縣 元六甲丸ボーイ 姚 安 二二發	昭和四年神戸渡來、大阪にて就職同六年歸國、同九年九月郵船「ボーイ」に雇はれたる處、昭和十年四月より十一月に互る間本邦に於て金地金百四十貫を買集め、之を十月及十一月二回横濱より上海に向け密輸出せるを檢察他の連累者と共に送還罰金五十圓の言渡を受けたるもの	犯罪	七月十七日、横濱、 阿蘇丸、上海
江蘇省丹徒縣 向島區香壩町西四丁目 理容術營業 羅 金 二七紅	奉天省遼陽縣 世田谷區奥澤町二丁目城南 無學籍 班 守 二三謙	昭和八年九月留學の目的にて大連より神戸渡來、入京後東京高師及慶應大學に入學せるも退學、次にダンスホール「カフエ」等に出入り、身分不相應の消費を爲し、本年三月頃自由ヶ丘「ダンスホール」にて知合となる邦人女子を誘惑し宿舎等にて風俗を紊したるもの	素行不良	七月十八日、横濱、 武丸、大連
浙江省永嘉縣 荒川區南千住町二丁目志田 人夫 潘 言 三六明	浙江省永嘉縣 荒川區南千住町三丁目同永 吉屋方 林 洪 四七三	大正十四年四月神戸渡來、横濱經由、昭和三年四月上京轉職就働せる處、昭和九年十二月中國人理髮職の麻雀賭博し寛大なる處分ある様運動する爲めとて各人より五圓乃至十圓を騙取、檢察送還の結果起訴猶豫となれるもの	犯罪	七月十七日、横濱、 阿蘇丸、上海
山東省樂陵縣 淺草區松葉町五六 曲藝師 社 三 二七雲	浙江省永嘉縣 荒川區南千住町三丁目同永 吉屋方 林 洪 四七三	大正十一年十一月門司渡來、直に上京、神奈川、新潟、長野等を轉々小間物行商に従事、大正十五年再轉入運搬労働に従事せる處前記潘言明等と共に賭博に耽れるもの	素行不良	七月二十九日、横濱、 天山丸、大連
京 都	山東省登州府 京都市河原町三條下大黒町 一品香方 陳 玉 三六祥	大正十一年十月料理職と稱し横濱渡來、同九年十二月上京雜貨商となり、東京市内を轉々せる處、昭和十年九月より十二月に互る間日支人七名と共に謀して金地金十九貫餘を七回に互りて上海に密輸出せるを檢察五月東京地方裁判所に於て懲役四箇月三年間執行猶豫の言渡を受けたるもの	犯罪	七月三十日、横濱、 龍田丸、上海
神奈川	本籍同右 住所同右 料理職 樂 成 三〇峯	何れも無許可にて夫々肩書に於て料理職就働中なりしもの	無許可労働	七月三日、神戸、室 關丸、上海
福建省福清縣 靜岡縣駿東郡小山町中島 土工 陳 變 五三坤	浙江省温州府 横濱市山下町二三七 人夫 張 成 三六昌	大正十三年八月門司渡來直に上京人夫となり、昭和九年十二月從前の居留地たる横濱市山下町に轉入、時々從前の居留地域外に於て運搬労働に従事せるもの	同右	七月十七日、横濱、 阿蘇丸、上海
山東省鄒平縣 横濱市中區濱松町二四 吳服行商 李 鴻 二九昇	大正七年四月神戸渡來大阪にて吳服行商従事、大正十年七月轉入昭和五年火災に罹りたる爲め土工となりしが、ノ(五四)及長男陳昆龍を同伴送還	同右	同右	七月十七日、横濱、 ブレジデント、マツ キンレー號、上海
入國、居住、送還關係	昭和八年神戸渡來、横須賀を経て肩書に轉入行商に従事せる處、五月二十八日中區初音町上草ヨシ方に於て邦人三名と共に麻雀賭博現行犯を檢察せられ罰金二十圓に處せられしもの	犯罪	犯罪	七月二十五日、川崎、 玄武丸、大連



官取 廳扱	神奈川	兵庫	兵庫	兵庫	兵庫
本籍、住所、職業、氏名、年齢	福建省福清縣 三浦郡延子町池田揚明貴方 料理職 石文 二五	浙江省青田縣 北海道紋別郡清滑村北浦館 方 吳服行商 徐伯 三〇	廣東省中山縣 神戶市北長狭通三丁目黃鴻 起方 店員 陳炯 二八	江蘇省揚州府 神戶市下山手通三丁目 元理髮業 王万 四三	浙江省蘇州府 神戶市元町通一丁目吳錦障 方 元料理職 林長 三二
渡來後の經歷	昭和六年一月神戶渡來直に肩書轉入吳服行商に從事せるが、昭和九年九月料理職に轉じ横須賀にて無許可就働、更に吳服行商に轉せるも借財數百圓あり	六月末肩書より神戶に轉入新開地觀樂境を浮浪中を擧動不審者として拘留取調べたる處、大正十三年四月小間物行商として横濱渡來後、各地轉々昭和二年頃北海道に到り吳服行商從事、今回關西地方に轉業せんとせるも所持金なきもの	本年三月五日神戶入港の當崎丸にて神戶市加納町四丁目貿易商何樂階方店員として渡來せるを病弱且所持金僅少の爲め入國禁止し、香港に送還せる處、四月二十三日神戶入港の吉生號にて日船乘組船員通稱「チヤン」(四十年位)の手引に依り報酬三十弗にて密航入國せるもの	大正十三年渡來神戶市に於て理髮營業せるが性意惰賭博を好み本年四月よりは無爲徒食中の處昨年末より林田區五番町四丁目同業者高微鷗の妻と姦通せるを以て戒飭を長女は内妻の親族に於て引取れり	昭和二年十一月頃渡來、大阪市内を轉々無許可にて料理職に就働せるを以て大阪府に於て送還準備中、高松市に逃れたるも一時歸國、昭和十年十一月神戶渡來香川縣に再轉入せんとせるもの
送還事由	無許可労働 並要救護	要救護	不正入國	素行不良	無許可労働 並要救護
送還月日、出帆地	七月三十日、横濱、龍田丸、上海	七月十一日、神戶、上海丸、上海	七月十一日、神戶、太平洋丸、香港	七月十一日、神戶、上海丸、上海	七月十四日、神戶、長崎丸、上海
送還月日、出帆地	七月十八日、神戶、秩父丸、香港	七月二十四日、長崎、上海丸、上海	七月十六日、神戶、生駒丸、上海	七月十八日、神戶、秩父丸、上海	七月十八日、神戶、秩父丸、上海

三重	島根	岡山
福建省福清縣 阿山郡上野町馬苦勞町林達 釣方 玄米パン製造販賣 林聖 三〇	上海 山口縣吉敷郡小郡町 林忠 二八	福建省福州府 岡山市南方町 吳服行商 陳時 五三 本籍同右 岡山市野田屋町 吳服行商 林孝 三五 本籍同右 岡山市弓之町 吳服行商 劉建 三四 本籍同右 和氣郡本莊村 吳服行商 林孝 三五
大正十年三月吳服行商として神戶渡來大阪市内を轉々昭和六年歸國、本年三月十五日上海出帆の「アレジデント、ドーマ」號にて報酬二十二圓を支拂ひ神戶に密航入國奈良を經て本年四月三重縣に轉入せるもの	窃盜前科二犯を有す、長崎縣に引續ぎ送還	六月二十二日陳時銀方に於て「字かまか」と稱する賭博現行中を檢擧送局審理の結果前二者は各罰金三十圓、後二者は各料十五圓の判決言渡ありたるに依り其の完納を待ち兵庫縣に引續けるもの
不正入國並 無許可労働	犯罪	同右
七月十八日、神戶、秩父丸、上海	七月二十四日、長崎、上海丸、上海	七月十六日、神戶、生駒丸、上海



### 外謀取締關係

#### 一、情報蒐集方法の新事例

(一) 新聞紙の利用 最近大阪市北區堂島濱通一丁目所在日刊工業新聞社に對し各方面より各種商工業に關する調査依頼、統計資料照會等を爲す者多く、同社に於ては之等に對し紙上回答を爲し居るも同社發行の日刊工業新聞は發行部數三十萬餘にして全國各地に頒布せられ外謀に利用せらるゝの虞あるを以て、大阪府に於て注意中の處、本年七月中左記の如き容疑照會あるを發見し照會人物等調査方通報すると共に視察内偵を嚴密にし斯種情報蒐集の防止に努めつゝあり。

- (1) 陸海軍の飛行機製作所及陸海軍並民間飛行學校名及所在地
- (2) アンチモニーの製煉所所在地名稱
- (3) 國產金屬顯微鏡製造者にして海軍指定工場 of 所在地名稱
- (4) 現在滿洲國內に於ける航空機の製造組立及修理を行ふ工場名及所在地
- (5) 飛行機用タンバツクル、陸海軍飛行機用タンバツクルの一箇年間に於ける使用數及製造工場 of 所在地名稱
- (二) 興信所等の利用 我國に於ける興信所其他の經濟信用調査機關の發達に伴ひ外國公館或は商社等にして之を利用する者多く、彼等は何れも會員として加入し多額の資金を供給し居るに付信用調査名下に重要資源に關する資料蒐集に利用せらるゝの虞あるを以て注意中、未だ具體的事業を發見せざるも本月中兵庫縣に於て狀況調査するに左記の通りにして斯種機關は相當效果的に利用せらるゝものと認めらるゝを以て注意を要す。

#### 1. 帝國興信所株式會社神戸支所

主なる外國會員は

外國會員名	會費年額
佛蘭西領事館	一〇〇圓
獨逸領事館	一〇〇圓
自耳義領事館	五〇〇圓
瑞典領事館	五〇〇圓

其他著名外國商社約八十會員として加入す

#### 2. 商業興信所神戸支所

主なる外國會員は

加奈陀商務官事務所會費年額一〇〇圓の他外國商社約二十加入す

#### 二、「エス」語による國情調査容疑照會

神戸市須磨區庄山町二ノ一九  
岡部須美夫

右者創立に係る「ヤバナ、コレスボンダ、グルボ」は其の會員中共産主義的色彩を有する極左分子を包含し、其の行動に容疑の點あるを以て嚴重視察中の處、客月十四日右グルボを「國際文通協會」と改稱し新聞紙上に外國人とエス語文通希望者募集の廣告を掲載し、専ら會員増加に腐心しつつあり。

外謀取締關係



然る處、今回容疑ポルトガル人より英語を以て右協會宛本邦内に於ける「防毒マスク」製造所々名及所在地等に関し照會越  
ありたるが、其他にも我國農村に於ける農民の生活狀況等に関し詳細調査方の照會もありたりと。

三、國情調査容疑照會調 (昭和十一年七月中)

照會月日	照會者	被照會者	照會内容	申府縣	摘	要
六、一九	印度パンジャブ州ラホール市アボ ット路一 ザ・マシナリー・エツクスパークス	東京商工会議所	二人乃至二十人乗にて片道千五百哩 を飛行し得る各種飛行機の製造会社 及飛行機の價格、ガソリン、並催滑油 量、時速、維持費等の詳細	警視廳	不	回答
六、二六	英領サイブラス島ニツコシヤ エヌ・アイ・セオドシアデス商會	福井商工会議所	アルミニウム、ニツケル、アンチモ ニー製品及各種軍需工業品の製造工 場並貿易商等の所在地名稱	福井縣	同	右
七日不詳	在神戸 蘇聯邦總領事館 蘇聯邦モスコ・ビー・デミトロフ カニ四 ソグイェト建築學會	堺市役所 東京市京橋區銀座西 三ノ一 建築學會	「東京横濱復興建築圖集」の寄贈方	大阪府	同	右
				警視廳	同	右

社會運動の國際的連絡關係

本月中に於ける諸外國(主として北米方面)より邦文左翼出版物の送付に依る社會運動の國際的連絡活動は頗る活潑なるも  
のあり、其の重要な事例を舉示すれば次の如し。

發見月日	發送者	送付先	事例
六月下旬	ロスアンゼルス	大阪市港區 全評關西地方評議會	一、「激進な統一へ」(太平洋労働者昭和十一年六月號) 二、部 三、「議會戦を控へて」(國際通信昭和十一年四月號)一部 四、「進歩か? 反動か?」(昭和十一年五月發行) 五、「進歩か? 反動か?」
六月下旬	シカゴ局の消印あるもの	京都市 全日本労働總同盟京都府聯合會	一、「日本は何うなる?」(昭和ソウシヨ新報第二號) 二、「明朝日本の爲に」(昭和ソウシヨ新報第三號)
六月下旬	上海四川路	大阪市浪速區 逸見吉三宛	一、「組合統一に就て」 二、「青年とファシズム」 三、「新しい形態の組織へ」 四、「日本は何うなる?」 五、「明朝日本の爲に」 六、「議會戦を控へて」 各一部
六月下旬	在米國際通信社	京都府何鹿郡 綾部町消費組合共益社宛	機關紙「パーティー・オルガナイザー」(第九卷第三號) 英 文、輸入禁止
六月下旬	ロスアンゼルス市スプリ ング街 米國共産黨中央委員會	東京市麹町區 三一書房	一、「日本は何うなる?」 二、「明朝日本の爲に」
六月下旬	上海北四川路 田中一郎	大分縣中津市 兒玉秀次宛	「戦闘的労働者、農民に與ふ」(國際通信パンフレット第 五輯) 昭和十一年五月發行) 十五部
六月下旬	北米方面	富山縣下	「明朝日本の爲に」
七月上旬	紐育 國際通信社	岡山市七軒町 岡山地方労働者組合	一、「進歩か? 反動か?」 二、「激進な統一へ」
七月上旬	シカゴ局の消印あるもの	鹿兒島市 元海友同志會長	「嵐を衝いて」と題する共産主義の宣傳煽動を目的とする 出版物
七月上旬	ロスアルゼンシス市西第二 街エス谷	岡山縣下	「嵐を衝いて」
七月上旬	ロスアンゼルス市の消印あ るもの	千葉縣下	「嵐を衝いて」



社會運動の國際的連絡關係

發見月日	發 送 者	送 付 先	事 例
七月上旬	ロスマンセルスの消印 あもるの	大阪市港區 日本港灣従業員組合大阪支部長宛	一、「太平洋労働者昭和十一年五月號」 二、「敏速な統一へ」
七月上旬	北米方面	警視廳管下	一、「明朝日本の爲めに」 二、「海上通信」(第三卷第二號)
七月上旬	瑞西ベルン 國際印刷工組合書記局	東京市小石川區 日本印刷工聯合會 警視廳管下	瑞西ベルン、ランカス、ストラッセ國際印刷工組合書記局委員會會議錄抜萃(英文) 「まつしぐら」(昭和十一年四月)
七、一	ロスマンセルス	千葉縣 全農組合員宛	一、「祖國よりの便り」(國隨通信昭和十一年七月十日附) 二、「生きる活動の爲に」(國隨通信昭和十一年六月十日附)
七月中旬	和蘭アムステルダム市 和蘭サンチカリスト労働者同盟	全國自由労働組合聯合會	「デ・サンチカリスト」(蘭文、週刊)
七月中旬	倫敦 労働組合總同盟	神田區神保町 全國自由労働組合聯合會	倫敦、労働組合總同盟發行「第四百十五回季刊報告」(一九三五年十二月三十一日附)
七月中旬	巴里ジュネーブル街 國際平和關士總盟	神田區神保町 全國自由労働組合聯合會	機關誌「ル・バライジュ」(佛文週刊)
七月中旬	自耳義ブラツセル市 労働者及社會主義者イン ターナショナル調査委員 會	〃	機關誌「政治内狀態通信」



1939

昭和十一年



佐々木 鶴

嚴  
秘

特高外事月報

昭和十一年一月分

內務省警保局保安課



凡例

- 一、本資料は各月中に於ける社会運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要な關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特高關係

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、政黨運動
- 一、労働運動
- 一、農民運動
- 一、商工運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、其の他の運動
- 一、無政府主義運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、宗教運動
- 一、其の他

外事關係

- 一、入國、居住、送還關係
- 一、外謀取締關係
- 一、社会運動の國際的連絡關係
- 一、情報其の他



特高關係

(運動狀況)

- 一、概説……………一
- 二、共産主義運動の狀況……………三
- 一、日本共産黨關西地方委員會の檢舉狀況……………三
- 二、プロレタリア文化運動の狀況……………四
- 三、國家(農本)主義運動の狀況……………五
- 一、相澤中佐の公判開廷及其減刑運動……………五
- 二、衆議院議員選舉に關する運動……………一七
- 三、政黨運動の狀況……………二〇
- 一、政黨運動の狀況……………二〇
- 一、社會大衆黨第四回年度大會の狀況……………二〇
- 二、新日本國民同盟の動靜……………二五
- 三、立憲養生會の情勢……………二八
- 四、各政黨の衆議院議員選舉對策運動(其の二)……………三〇
- 一、勞働運動の狀況……………四二
- 一、總同盟並全國勞働の年度大會狀況……………四二
- 二、總同盟と全勞との合同大會等の狀況……………四三
- 三、組合會議擴大執行委員會狀況……………四九
- 四、愛國勞働團體統一運動狀況……………五一
- 五、勞働組合法小作法獲得勞農大會狀況……………五三

- 六、都市従業員組合全國協議會第一回中央評議員會狀況……………五五
- 一、農民運動の狀況……………五六
- 一、全國農民組合昭和十一年度大會の狀況……………五六
- 二、全農青年部全國代表者會議開催狀況……………六一
- 三、水産運動の狀況……………六二
- 一、全水第三回中央委員會の狀況……………六二
- 二、差別放逐に對する全水總本部の糾彈闘争の狀況……………六四
- 三、朝鮮人の運動狀況……………六五
- 一、在朝鮮人演劇團體の合同……………六五
- 二、大阪府内鮮融和事業調査會の活動狀況……………六八
- 三、朝鮮人の内地出入狀況……………六九
- (雜 錄)
- 一、特高關係主要機關紙發行狀況……………七〇
- 二、運動日誌……………七一
- (研究資料)
- 一、政黨運動……………七五
- 一、社會大衆黨第四回年度大會に於ける議案……………七五

- 二、大日本生産黨昭和十一年度行動綱領……………八〇
- 一、勞働運動……………八一

外事關係

- 一、概説……………八七
- 一、入國、居住、送還關係……………八八
- 一、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………八八
- 二、中國人(滿洲國人)送還調……………九〇
- 一、外諜取締關係……………九六
- 一、中國陸軍留學生の容疑行動……………九六
- 二、外國人重要箇所視察事例……………九七

[附]

- 一、國體明徴運動……………一
- 一、特高關係の衆議院議員總選舉に於ける進出狀況……………一
- 各種團體……………一

目次終



一、本誌の編輯方針と本誌の特色

二、本誌の編輯方針と本誌の特色

三、本誌の編輯方針と本誌の特色

四、本誌の編輯方針と本誌の特色

五、本誌の編輯方針と本誌の特色

六、本誌の編輯方針と本誌の特色

七、本誌の編輯方針と本誌の特色

八、本誌の編輯方針と本誌の特色

代表機関

一、本誌の編輯方針と本誌の特色

二、本誌の編輯方針と本誌の特色

三、本誌の編輯方針と本誌の特色

四、本誌の編輯方針と本誌の特色

五、本誌の編輯方針と本誌の特色

一、本誌の編輯方針と本誌の特色

二、本誌の編輯方針と本誌の特色

三、本誌の編輯方針と本誌の特色

四、本誌の編輯方針と本誌の特色

五、本誌の編輯方針と本誌の特色

特高關係

運動狀況

概説

昭和十一年一月中に於ける社會運動を概観するに、共產主義運動にありては日本共產黨の再建運動の指導組織として黨の再建擴大に奔走しつゝありたる關西地方委員會を一月十二日以来大阪府に於て檢舉に着手し關係者二十八名を檢舉したる爲め茲に黨唯一の殘留組織を壊滅するに至りたり。又プロレタリア文化運動の戦線にありては、客年七月出獄したる文士林房雄事後藤壽夫が中心となりプロレタリア文士相寄り現在の社會情勢に鑑み政治運動とは無關係に相互の親睦融和を圖る「獨立作家俱樂部」の組織運動を起し、一月十九日創立竝に第一回大會を開催したり。

國家主義運動の分野に於ては、一月二十八日相澤中佐の公判開廷に際して公判公開及減刑運動の名の下に相當活潑なる策動行はれつゝあるの外表面特異なる運動を見ざりき。

次に特高關係諸政黨其他所謂新興勢力諸派にありては、第六十八議會は解散必至の情勢にあり選舉肅正は自派に有利なることを昨秋府縣會議員選舉により實證されたりとして總選舉の準備工作に主力を傾注し、一月二十一日議會解散を見るや各派は逸早く候補者を擁立すると共に夫々獨自の政見對策を決定して積極的選舉闘争を開始せり。而して之が立候補者數は一月末既に無産派三十九名、國家主義團體派三十二名合計七十一名を算し、地域的にも殆ど全國に互り更に相當數の立候補を

運動狀況



見るべき状況にありて、従前に見ざる活氣を呈しつつあり。労働運動にありては、日本労働組合會議は亞細亞労働會議大會開催の準備、國際労働代表選出、議會対策、總選挙対策等を繞りて相當活潑なる運動を展開し又昨年後半期より頓に高潮し來りたる各派の戦線統一運動は本年に入りて漸次具體化しつつあり。即ち總同盟、全國労働は豫定の如く一月十五日合同による「全日本労働總同盟」を結成するに至り、「愛國労働團體統一協議會」は十九日第二回準備會を開催して、三月十五日結成大會を開催することに決し、次に全評、全農、東交、東京市従等の左翼團體は十七日「労働組合法及小作法獲得労働大會」を開催して相互間の緊密なる連絡を圖り、都市従業員組合全國協議會は十六日中央評議會を開催して内容の充實を圖る所ありたり。

全國農民組合にありては昨秋の府縣會議員の選挙に豫期以上の成績を挙げたるを機として、運動の挽回を策し、更に本年は創立十五週年を意義あらしめむと早くも一月十五、六の兩日に互り年度大會を開催して局面を打開せんとし、青年部も亦同月十七日全國大會を開催して活動目標を決定したり。然れども本組合は未だ近時の社會情勢に對應する新味を顯すことなく舊態の左翼イデオロギーを脱し得ず、然りと雖も往時の如く其のイデオロギーを其儘實踐に移し得ず故に運動全體を通じて内部的矛盾を包藏し居る爲め大會も極めて平凡なる年中行事に終始したる感ありたり。

全國水平社にありては常に差別事件に對する糾弾の手を緩めざる現状にあるが、昨年十二月二十五日東京中央放送局より全國中繼を以つて放送されたる邑井貞吉の講談「中江兆民」の中に差別的言辭ありたりとなし、同月二十七日中央放送局に抗議文を發送し爾來其の糾弾運動を開始するに至り、其後本事件に直接關係ある地元大阪水平社同人等を以つて差別放送事件対策委員會を設置し、總本部亦一月二十六日開催したる第三回中央委員會に於て「闘争委員會」を設置し全國的に運動を

展開せむとする情勢にあり。

朝鮮人運動にありては、客年舊プロット加盟劇場の分裂後左翼偏重主義を清算すべく夫々活動中なりし「東京新演劇研究會」並「朝鮮藝術座」の兩團體は依然として舊套より脱却し得ざる爲め漸次大衆と乖離する悲哀を體驗し、合同策動行はれ來りたる所、本月五日兩團體は再び合同して進歩的民族演劇の樹立を標榜し新しき出發を爲すこととなれり。

## 共產主義運動の状況

### 一、日本共產黨關西地方委員會の檢舉狀況

關西地方に於ける黨組織は、昨年三月より五月に互り澤田平八郎、平葦信行、大谷兵吉其の中心分子檢舉せられたるが、其の後は山田事吉見光凡、國谷要藏等中心となりて運動を續行したり。

而して吉見は關西地方組織の全責任者として活動し、國谷は關西、關東兩地方を往復し、理論的指導者の地位にありたるが、組織進展せず、加へて、昨年のコミンテルン第七回大會に於て「多數派」の分派行動に對する批判ありたるを以て、昨年十月二十日「多數派」の解體を發表し、爾來「多數派」の運動を解消して、専ら關西地方委員會としての運動を爲すに至りたり。



右の如くにして、其の組織は、吉見、國谷兩名にて關西地方委員會を結成し、下部組織として、大阪西南地區オルグ吉見、補助和田事某、大阪東北地區オルグ井上三郎、補助岩間義人、藤井事某、京都地區オルグ國谷と決定し、同年十一月一日付赤旗關西版第九號を再刊し、下部組織の擴大に努めたり。然共組織は依然進まず、下部組織の如き殆ど確立せざるに、本年一月十二日以來關係者二十八名檢舉せられ目下大阪府に於て取調中なり。

前記の如くにして、僅に關西地方を中心として運動を續行し居りたる日本共產黨は茲に一時潰滅するに至りたり。

### 二、プロレタリア文化運動の状況

獨立作家俱樂部結成大會の状況 文士林房雄事後藤壽夫は客年七月出獄後雑誌「文學評論」九月號にプロレタリア文化運動の衰退に伴ひ作同或は勞藝等の解消を見たるが現代社會に於ては之等團體を作るべきにあらず只友情に立脚し親睦融和を圖るべきものとなし一切の政治運動より獨立したるプロレタリア文學者に依る作家俱樂部結成を提唱せり。然るに此の論文に對しては贊否兩論に分れ種々論争の結果俱樂部必要論に落付き、林房雄、青野季吉、江口渙等發起人となり舊臘十五日同志五十名に對し趣意書並規約を發送し更に三十餘名を追加し回答を求めたるに九十一名の加入申込者あり豫期以上の成果を收めたるを以て、大會準備を進めつゝありしが、本月十九日東京市四谷區新宿白十字に於て創立大會兼第一回大會を開催せり其の状況左の如し。

因に本俱樂部は、「プロレタリア作家の親睦と互助を目的とす」と規程し(規約二項)居るも會員の大部分は舊ナルプロレタリア等のメンバーを以てし就中一部に於ては政治運動を加味せざる俱樂部組織に慥らずと爲す者あり將來の動向注意を要するものと思料せらる。

### (一) 出席者 江口渙外四十四名

#### 規約

- 一、クラブは「獨立作家クラブ」と稱する。
- 二、クラブはプロレタリア作家の親睦と互助を目的とする。
- 三、クラブは一切の政治的團體から獨立する。
- 四、クラブ員は文學に従事するものに限る。
- 五、クラブ費は年額二圓とし年二期に分納する。
- 六、クラブは幹事五名を置く幹事は一般事務並に會計を掌り任期は一年とする。
- 七、幹事會は毎月一回クラブ員總會は春秋二期その他隨時に研究會親睦會を開く。
- 八、クラブ員の入會及退會は幹事會の決定による。

#### 附則

第一次クラブ員及幹事は創立發起人の推薦による。

### (三) 事業決定

#### (イ) 會報發行の件

二ヶ月に一回位、四頁大の會報を發行し會員の動靜及會の報告等をなすこと。

#### (ロ) 作品の研究會

本クラブの使命は研究會にあるを以て時々會合し作品の批評其の他の研究をなすこと。

#### (ハ) 年鑑發行の件

毎年一回プロレタリア文學に關する年鑑を發行すること。右三項目に就き協議の結果本俱樂部の基本事業となすことに決定す。

#### (四) 幹事其の他決定

幹事 林 房雄、江口 渙、青野季吉、平林たい子、松田解子  
假事務所 東京市中野區中野驛前生稻方 中林たい子方

## 國家(農本)主義運動の状況

### 一、相澤中佐の公判開廷及其滅刑運動

客年八月十二日陸軍省に於て當時の陸軍々務局長永田少將を殺害したる陸軍歩兵中佐相澤三郎の用兵器上官暴行、殺人、

國家(農本)主義運動の状況



傷害罪事件は、客年十一月二日起訴せられたる所なるが、愈、本月二十八日より第一師團司令部軍法會議法廷に於て公判開廷の運びとなりたり。而して本件は其動因が皇軍内部に於ける所謂派閥拮抗の暗流に胚胎せる事とて、五・一五事件等とは異りたる意味に於て頗る社會的關心を蒐めつゝあり。愛國諸團體にありても公判前より稟報の如く公判公開乃至減刑嘆願運動を試みつゝありたるが、本月中に於ても後記の如く諸策動行はれたり。

(一) 公判狀況 公判は豫定の如く陸軍少將佐藤裁判長、小藤、木谷、木村各大佐、若松中佐の各判士、杉原主理法務官(新井法務官は疾病)島田檢察官、加藤、小倉兩錄事、法學博士鶴澤辯護人、特別辯護人陸大教官滿井步兵中佐等關與の下に第一回は一月二十八日午前十時五分開廷されたるが、傍聽人は特別傍聽人九十餘名の外一般傍聽人は二百二十餘名の多數を算したるも抽籤により二十五名のみ許可されたる實狀にありたり。同日の公判は先づ裁判長より型の如き身分調了りたる時、滿井特別辯護人は突如「公判進行上重要なる提言あり」とて發言を求め

(1) 本件被告は公人たる現役歩兵中佐相澤三郎なりや、單なる個人相澤三郎なりや頗る不明瞭なり、此點を明確にしたる上公判に附すべきなり。

(2) 被告の行動に關しては克く調査しあるも、本件發生の根本原因たる動機に關する調査不充分なり。即ち本件は統帥權擁護の爲に已むを得ず騒起したるものにして、斯る根本的事實を明白ならしむる爲の證人調べも爲さざるは、法務官に誠意認められず。

(3) 永田閣下卒去の時間は檢察官の認定及軍醫の檢診に依れば、相澤中佐襲撃後數刻を出でず、とあるも當時の陸軍省公表には午後四時卒去とあり。されば檢察官の起訴、陸軍省公表の何れかに誤あるべく此點を明確にせざれば審理不能なるべし。殊に檢察官の言を正當なりとせば陸相首相官相等は永田閣下の死去後、畏き邊りに存命せる如く奏上し位階の奏請をしたるものなるべし。

等々劈頭事件の根柢を衝きて公判廷を緊張せしめ、然も「本公判は敍上各項目の闡明後迄審理を延期さるべし」と希望する所ありたり。裁判官は「公判は此儘續行する旨を答へ直ちに檢察官の公訴事實陳述に入らんとするや、滿井辯護人は重ねて「各判士殿、皇軍の爲に右希望を審議して頂きたい」と述べたるも、裁判長は「公訴事實陳述後に相談する」と爲し、島田檢察官より後記の如き公訴事實の朗讀をなさしめたり。

斯くて一度休憩、再開後は裁判長より「審理は裁判官たる法務官これを行ふ旨を宣し杉原法務官より被告に對して訊問開始され事實審理に入りたるが、被告は先づ「公訴事實に對して、大體之を認むるも原因動機につきては未だ充分盡され居らず」と前提し、其生育經歷等を述ぶるに際しては實父及無外和尚より「尊皇絶對」の薰陶を受けたる事實等を滂沱たる涙と共に陳述し、或は「法務官殿もつとつかり聞いて下さい。ウロ／＼されると信念を以て申上げる事が出来憎くなります」とて手にせる帽子を以て法務官を指摘し、直ちに驕然として敬禮を爲す等感激の場面を展開しつゝ供述したり。

次で皇道派青年將校及西田税、古賀中村兩中尉(五・一五事件海軍側被告)等との交友に關して詳述したる後「永田閣下は皇軍を背負つて立つ責任ある地位にあつて青年將校を積極的に指導せらるべきであつたのに、却つて保守的政治勢力に迎合し、遂には自ら政治的野心を持つて青年將校を弾壓されたるは痛憤に堪へず」等既にして決行動機に關しても陳述を爲し午後三時四十七分閉廷したり。

越へて一月三十日第二回公判には再度滿井特別辯護人の劈頭發言あり、「公判進行に就きて」との前提の下に裁判長に對し



て「本軍法會議の精神は建軍精神の擁護にあり、之に臨む者は皇軍の本質に徹し之を體得せるものたらざるべからざるに、本科將校に非ずして法理論の専門家たる法務官が公判を誘導せられつゝあるは甚だ遺憾なり、須らく事件の重大性に鑑み裁判長自ら訊問されむことを」望み、轉じて「法務官殿に對して警告す」として「本件は極めて重大案件にして原因動機の實相は深刻複雑なるものあり、然るに開廷以來の法務官の態度は官人の象を撫するが如く眞劍味を缺くものあり」として態度の嚴正を要望し、三轉して「相澤中佐の背後には全軍將校の昭和維新の氣魄横溢して赫々と迫りつゝあり、一度本事件の措置を誤らば第二第三の相澤中佐繼起すべし、現に小官宛の信書によるも之を如實に示現するものあり」として、裁判長より一括提出の注意ありたるに不拘信書及各地よりの激動電文を朗讀し終り、更に論旨を變へて「小官は二月二十七日陸相、參謀次長、陸軍次官、軍務局長、軍事調査部長に對して公判の根本問題に關聯して軍事參議會會議を開催し一舉に昭和維新を斷行されむことを提言せるに未だ實行されざるは遺憾なり」と述べ又、「永田事件報導に當り新聞記者諸君は戒心せよ」との怪文書頒布され居る事實を捉へて「本公判の辯護を牽制し、報導を妨害せんとする策動あるも新聞人は斯る文書に惑はざるゝ所なく堂々公判の實狀を忠實に天下に報導されし」と新聞記者に對する希望をも併せて陳述する等開廷直後より一時間十分に互りて、諸種の希望を述べ終りたるが、裁判長は之を以て午前の審理を終り直ちに休憩を宣したり。

斯くて同日午後の法廷は相澤中佐の兇行前後の訊問に入りたるが、相澤中佐は最初眞崎總監更迭を知れる翌日即ち昭和十年七月十七日東京の車中に於て永田少將暗殺の決意を爲し上京後神田にて短刀を購入したる顛末等を述べたる後「未だ永田少將に一面識もなきに決行するは聊か輕率なり」と一度躊躇し同月十九日軍務局長室に同少將を訪問して其の辭職を勸告したるに、誠意は認められざりしも一度福山に歸任せる旨を詳述したる後、愈、大事決行に至る経緯を述ぶる事となりた

り。第一に「永田閣下を目標としたる理由は、元老重臣財閥及宇垣、南閣下も勿論悪い手本を示されたるも永田閣下は現に責任ある職責を果さざりしが故にして此惡魔の總司令部を一刀の下に除く以外に取るべき道なしと思惟したり」と述べ「八月十日福山を出發し大阪に於て東久邇師團長宮殿下に拜謁し御機嫌を奉仕し、伊勢大廟、明治神宮に參拜して、決行前夜は西田方に宿泊し翌朝陸軍省に直行して先づ山岡整備局長を訪問し、次で軍務局長室に入りて凄慘なる兇行に移りたる狀況」を詳細に述べ午後三時二十分閉廷したり。

(後記)

公訴事實

元寇海歩兵第一聯隊附

用兵器上官暴行殺人傷害 豫備役陸軍歩兵中佐 相澤三郎  
 被告人ハ士族ノ家庭ニ生育シ明治三十六年九月仙臺陸軍地方幼年  
 學校ニ入校シ遂次陸軍中央幼年學校陸軍士官學校ノ課程ヲ修メ同  
 四十三年十二月陸軍歩兵少尉ニ任セラレ爾來各地ニ勤務シ果進シ  
 テ昭和八年八月陸軍歩兵中佐ニ進級シ同十年十月十一日豫備役仰  
 付ケラレタルモノナル處資性純情直ニシテ感激性ニ富ミ幼時ヨ  
 リ實父ノ忠君愛國ノ思想ニ依リ訓化セラレ陸軍ノ學校教育ヲ受ケ  
 軍人精神ヲ涵養スルニ伴ヒ尊皇ノ信念益々鞏固ト爲リ任官後當ニ奉  
 公ノ全カラサランコトヲ憂ヒ或ハ明治維新志士ノ傳記ヲ愛讀シテ  
 其ノ言行ニ私淑シ或ハ禪門ニ入りテ心神ノ修養ニ努メ私心ヲ去リ  
 至誠眞基ノ恢弘ニ邁進センコトヲ期スルニ至リシカ東京在勤中昭  
 和五年頃ヨリ漸次我國内外ノ情勢ニ關心ヲ有シ時事問題ニ注目ス  
 ルニ及ビ當時ノ狀態ヲ以テ建國ノ精神ニ悖リ思想混亂シ政治外交  
 教育經濟等各部门共ニ懸弊累積シ皇國ノ前途頗ル憂慮スヘキモノ

國家(農本)主義運動の狀況

アリトシ速ニ之ヲ革新シ國體ノ眞姿ヲ顯現セサルヘカラスト思惟  
 シ爾後大岸頼好大藏第一村中孝次小川三郎磯部淺一西田段等ト相  
 識リ所謂國家革新ニ關スル意見ヲ交換シ其ノ所信益々鞏固ト爲リ之  
 カ實現ヲ期スル爲場合ニ依リ直接行動モ亦辭スル處ニアラスト爲  
 シ一意國家革新ノ機運促進ニ熱心スルニ至レリ  
 然ルニ同八年六月頃ヨリ國家ノ革新ハ軍部カ國體觀念ニ透徹シ  
 一致結束シテ之ニ邁進セサルヘカラスト先ツ陸軍部内ノ革新ヲ  
 ノ期待ニ反スルコト甚ダシキモノアリトシ先ツ陸軍部内ノ革新ヲ  
 斷行セサルヘカラスト思惟スルニ至リタルカ同九年三月當時陸軍  
 少將永田鐵山ノ陸軍省軍務局長ニ就任後同志ノ言ニ依リ同少將ヲ  
 以テ其ノ職務上ノ地位ヲ利用シテ名ヲ軍ノ統制ニ藉リ國家革新ノ  
 運動ヲ阻止スルモノト爲シ同少將ニ對シ嫌疑ノ念ヲ有シタルカ同  
 年十一月前記村中孝次磯部淺一等カ反亂陰謀ノ嫌疑ニ因リ軍法會  
 議ニ於テ取調ヲ受ケ次テ同十年四月停職處分ニ付セラレ、ニ及ヒ  
 右ハ同少將等カ同志將校等ヲ陷害セントスル奸策ニ外ナラストス  
 ル同志ノ言説及所謂怪文書ノ記事ヲ措信シ益同少將ニ對スル嫌疑  
 ノ念増進スルニ至リタル折柄同年七月十六日任地福山市ニ於テ教



國家(農本)主義運動の狀況

育總監更迭ノ新聞記事ヲ見平素深ク崇拜敬慕セル眞崎教育總監ノ更迭ヲ見ルニ至リタルハ永田少將ノ策動ニ基クモノト推斷シ痛憤措ク能ハス總監更迭ノ事情ヲ確メント欲シ同月十八日東京シテ借行社ニ投宿シ未タ其ノ事情ヲ確メサルニ同少將ニ對スル憤懣ノ情押(難ク昂奮ノ餘之ヲ殺害セントノ念ヲ起シタルモ翌十九日朝稍冷靜ニ復シ殺意ヲ斷シ同日午後四時頃ヨリ陸軍省軍務局長室ニ於テ同少將ニ面接シ其ノ辭職ヲ勸告シ大臣ニ對スル輔佐宜シキヲ得サルモノアリトシテ論難シタリ斯レテ同月二十一日福山市ニ歸リ前記村中孝次ヨリ送付シ在リタル同人作成ノ教育總監更迭事情要點ト題スル文書ヲ入手シ次テ同月末頃作成者及發送者不明ノ軍閥重臣間ノ大違不逞ト題スル所謂怪文書ヲ受領シ教育總監ノ更迭ハ永田少將等ノ策動ニ依リ眞崎大將ノ意思ニ反シ行ハルニ至リタルモノニシテ斯ノ如キハ畢竟統帥權干犯ナリトノ旨ノ右兩文書ノ記事ニ共鳴シ同少將ヲ以テ政治的野心ヲ包藏シ重臣官僚等ト款ヲ通シ皇軍ヲ毒害スルモノトシ之ヲ排除スルニアラサレハ陸軍ノ革正ヲ期シ難シト思惟スルニ至リタルニ依リ赴任ノ上ハ今後容功ニ上京ノ機會ヲ得難ク而モ此ノ儘放任スルニ於テハ皇軍ノ前途深憂ニ堪ヘサルモノアリ寧ロ此ノ際同少將ヲ殺害シテ禍根ヲ芟除スルニ如カスト決意シタルモ情勢ノ變化ニ一樓ノ望ヲ囑シ同月十日制服ニ軍刀ヲ佩ヒ福山市ヲ出發シ同夜宇治山田市ニ宿泊翌十一日早朝神宮ニ參拜一路上京シテ同夜十時頃前記西田稅方ニ到リ同人及前記

(二) 本公判に對する愛國團體の運動

大藏第一ト會談シ東京ニ於ケル情勢ハ何等ノ變化ナク永田少將ノ退職ハ全ク期待シ難キヲ察シ效ニ慮同少將殺害ノ最後ノ決心ヲ固メ翌十二日朝同家ヲ立出テ同日午前九時三十分頃陸軍省ニ到リ同省警備局長室ニ立寄り同局長ト對談中給仕ヲ通シテ永田少將ノ在室ヲ確メタル上中央廊下ヲ通過シテ同九時四十五分頃同省軍務局長室ニ闖入シ直ニ軍刀ヲ拔キ無言ノ儘同室南側ノ事務用机ニ突リ執務中ノ同少將ニ肉薄シ同少將ヲ漸ク氣付キテ立上リ僅ニ右方ニ避ケタル際後方ヨリ其ノ背部ニ一刀ヲ加ヘ同少將カ該機ヲ迂回シテ隣室ニ向ヒ避ケントスルヲ追躡シ隣室ニ通スル扉ノ附近ニ於テ其ノ左背部ヲ強ク刺突シ更ニ同少將カ同室內應接用圓机ノ東南側ニ到リ仰向ニ顛倒スルヤ其ノ左頸部ニ斬付ケ因テ同少將ノ背部ニ長サ九五厘深サ一厘及長六厘深サ十三厘左頸部ニ長サ十四、五厘深サ四、五厘ノ創傷外數創ヲ被ラシメ爲ニ同少將ヲシテ右創傷ニ因リ脱血ニ基キ數刻ヲ出スシテ同室ニ於テ死亡スルニ至ラシメ尙前記犯行ニ當リ同室ニ居合セタル當時東京憲兵隊長陸軍憲兵大佐新見英夫カ之ヲ阻止セントシテ同室東南側ニ於テ被告人ノ左後方ヨリ其ノ腰部ニ抱付キタルヨリ之ヲ振り離シタル際上官タルコトヲ認識セスシテ軍刀ヲ以テ同大佐ノ左上部ヲ斬リ因テ同部ニ長サ約十五厘深サ骨ニ達シ治癒ニ至ル迄四週間ヲ要スル創傷ヲ被ラシメタルモノナリ。

府縣名	團體名	運動	概要	要						
東	建國救國社、鳴鶴社、大衆、日大、日義、日本、日大、日義、日本、日大、日義、日本	建國會赤尾敏は豫てより日蘇國交斷絶を絶叫し屢々陳情其他の策動を爲し來りたるが偶々相澤中佐の公判問題起るや在京國家主義團體との連携に之を利用し強力なる救援的活動を爲すべく奔走したる結果上記各團體の賛成を得たるを以て一月十七日「相澤中佐公判公開要求懇談會」を開催し、不取關係者に對し公開要請書を提出することを決定起草の上赤尾敏以下九名代表となり一月二十日第一師團本部を訪問副官を通じて之を佐藤判士長に提出せり而して其後荒川區三河島町六ノ七五、上記建國會本部を相澤中佐裁判廳事務所とし同月二十五日全國各地の友誼團體に對し「相澤中佐裁判廳事務所」並に「救護書」を郵送して全面的救援運動を捲き起し嘆願書の署名返送を促進しつゝあるが各團體に於ても之に賛成するもの相當數に上る模様あり本部に於ては近く之を取纏め特別辯護人滿井中佐を通じて佐藤判士長に提出すべく活動中にある。	一月二十五日附機關紙「維新俱樂部報」第一號に「相澤事件公判に對する我等の要望」なる題下に公判公開要請の論文を登載宣傳を爲す。	一月十九日陸軍士官學校前道路其他に「志士相澤中佐の減刑を要す云々」の小型ビラ三種を撒布す。	各支局、友誼團體等に對し相澤中佐の擁護並に滿井中佐激濁の指令及「相澤中佐の片影」と題する騰寫版摺印刷物を作成配送す。	一月九日附通達第一號「相澤中佐裁判廳事務所に對する我同盟の態度」と題し減刑其他の救援的活動に關しては他の團體との共同行動を排除して之に關與せず慎重なる態度を採るべしと指令す。	社長宅野田夫は一月三十一日滿井中佐宛「公判廷に於ける貴官の至誠盡忠の主張を感謝す云々」の激濁電報を送す。	公判公開、減刑願の爲友誼團體と連絡し激文其他の印刷物を發行宣傳活動中	洛北青年同盟と連絡し公判公開其他運動中	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。
京	維新俱樂部、新會前衛隊、核中心社	一月二十五日附機關紙「維新俱樂部報」第一號に「相澤事件公判に對する我等の要望」なる題下に公判公開要請の論文を登載宣傳を爲す。	一月十九日陸軍士官學校前道路其他に「志士相澤中佐の減刑を要す云々」の小型ビラ三種を撒布す。	各支局、友誼團體等に對し相澤中佐の擁護並に滿井中佐激濁の指令及「相澤中佐の片影」と題する騰寫版摺印刷物を作成配送す。	一月九日附通達第一號「相澤中佐裁判廳事務所に對する我同盟の態度」と題し減刑其他の救援的活動に關しては他の團體との共同行動を排除して之に關與せず慎重なる態度を採るべしと指令す。	社長宅野田夫は一月三十一日滿井中佐宛「公判廷に於ける貴官の至誠盡忠の主張を感謝す云々」の激濁電報を送す。	公判公開、減刑願の爲友誼團體と連絡し激文其他の印刷物を發行宣傳活動中	洛北青年同盟と連絡し公判公開其他運動中	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。	
大	日本一新同盟	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。	一月八日、同十七日の兩回に互りビラ、激文を撒布し公判公開運動を爲しつゝありたる所更に一月二十五日「軍民一體の歩調」にて相澤中佐の公判公開を要求す」と題する激文五百部を作成し現役海軍青年將校の職居を促すべく各師團將校集會所等に留守宛郵送す。	

國家(農本)主義運動の狀況



阪	大日本新興俱樂部 大日本國家社會黨愛知縣黨務局 皇國農民組合同盟(新日國同愛知縣支部協)の外廓團體	一月二十五日減刑款願書を作成し陸相並に佐藤判士長宛郵送す。 一月十九日附「皇軍の使命遂行のために相澤中佐公判を公開せよ」と題するニュースを發行各方面に配送す。 一月三日「戰局的同志へ」と題する直接行動を示唆するリーフレットを發行したる外一月十五日公判公開要請書を作成して陸相其他裁判關係者に送附すると共に傳單の貼付を爲して宣傳活動す。 皇國農民組合同盟と連絡し「相澤中佐の公判近づくと」題する傳單五百部を作成各所に貼付す。 幹部會の決定により一月二十八日相澤中佐の公判開廷前到着の豫定にて佐藤判士長に減刑款願書満井中佐に對する激勵電報を各第一師團軍法會議氣付にて發送す。
愛	愛知縣旗青年隊 東海郷軍同志會 中部勞働聯盟 正劍親盟會	一月五日機關紙「我等の新聞」に相澤中佐の公判公開要請の記事を登載三千部を發行頒布す。 靜岡縣所在縣皇維新同盟濱松支部以下四團體と共に主催者となり濱松市に一月八日東海國民大會を開催し相澤中佐公判公開要請に關する決議を爲す。 公判公開要請に關する印刷物五十部を作成配布準備中一月四日發禁處分に附せらる一月八日國潮社以下四團體と共に東海國民大會を開催公判公開要求の決議を爲し一月十二日要請書を各方面に郵送したる外更に一月三十日高杉晉作慰靈祭の席上減刑款願家族救援等に關する積極運動を決議す。
知	動皇維新同盟濱松支部 國潮社 皇維新地社 靜岡中小商工聯盟	一月三十一日協議會の席上減刑款願運動を起すことを決定満井中佐宛激勵電報を發送す。 一月十日常任委員會に於て公判公開要請文を作成軍首領部並に裁判關係者に提出すること及公判公開の上は傍聽の爲書記長以下三名を派遣することを決定す。
靜	新日國民同盟東正會西蒲原支部 陸奥興國同志會	一月二十五日公判公開に關する進言書を第一師團長佐藤判士長等に郵送し引續き運動中 在京直心道場等に連絡其の指導下に「皇軍の本義より公判を公開すべし」と爲し運動繼續中
岡	秋田皇道挺身隊	在京、建國會、鶴鳴莊其他の團體より公判公開運動參加勸誘の檄文等の配布ありたるに對し態度決定の爲幹部の協議會を一月二十一日開催したるが軍規に關する問題に輕々しく容喙するは眞の愛國者の執るべき道にあらずと爲し靜觀することに決す。
青	陸奥興國同志會	
新	陸奥興國同志會	
秋	秋田皇道挺身隊	
廣	秋田皇道挺身隊	

福	愛國政治同盟八幡支部 大日本護國軍救軍團 同 戶畑軍團 同 舊神武會小倉支部 大日本護國軍總本部 同 第十九(田川)軍團 同 第七(久留米)軍團	上記五團體は「北九州愛國同志俱樂部」を結成一月九日協議會を開催し相澤中佐の公判公開に關する進言書を決定、陸相並に第一師團軍法會議宛郵送し公判公開後は更に減刑款願の運動を爲すこととす。 總本部事務局局長久保美喜及第十九軍團長田中靜の兩名は一月下旬相澤中佐公判傍聽の爲上京したるも傍聽券入手不能につき之を斷念し在京直心道場關係者西田茂、藤川善助等に「面會懇談の結果公判進展に關する一切の情勢連絡を依頼し其の指導下に行動することとし歸郷せり」 一月二十八日、相澤中佐の行爲は犠牲的精神の發露なりとし之を擁護する意味の電報を軍部並に満井中佐宛發送す。
岡	福岡縣江南義塾 創生會	一月二十七日創生會浮羽支部熊谷光雄は上記名稱の下に満井中佐宛激勵電報を發送す。 一月三十日役員會の席上満井中佐に對し激勵文を發送することを決定す。 參謀長、四宮九州男等は「相澤中佐の行動は其の精神に於て諒とするものもあるも行爲の結果に對する責任は絕對に免るべきものにあらざ故に我々は其の相澤中佐の精神を深く研究して責任の歸屬を明にすることに努むべきであり單なる減刑運動を爲すが如きは嚴に慎むべきなり」との見解を爲しつゝあるが未だ何等の活動なし。
熊	皇道義盟熊本盟團	一月二十七日同二十九日の兩度に互り、相澤中佐の行動を賞揚したる上決死的大辯論を要望せる激勵電報を満井中佐宛發送す。
鹿	鹿兒島盟團	

直心道場系團體一覽(相澤中佐減刑運動ノ主流ト目セラル、モノ)

府	縣	名	所	在	地	團	體	名	中	心	人	物
北	海	道	小	樽	全	日	本	護	國	聯	盟	林貞四郎
東		京	東	京	皇	皇	道	魂	社	中	村	義明
同			同	皇	道	維	新	聯	盟	野	口	幹
同			同	核	心	社	西	郷	陸	秀		

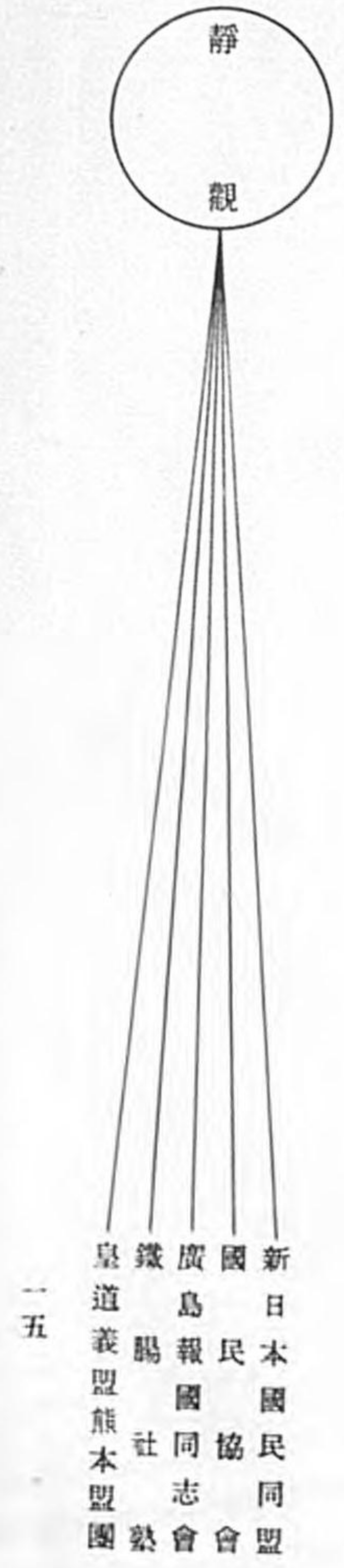
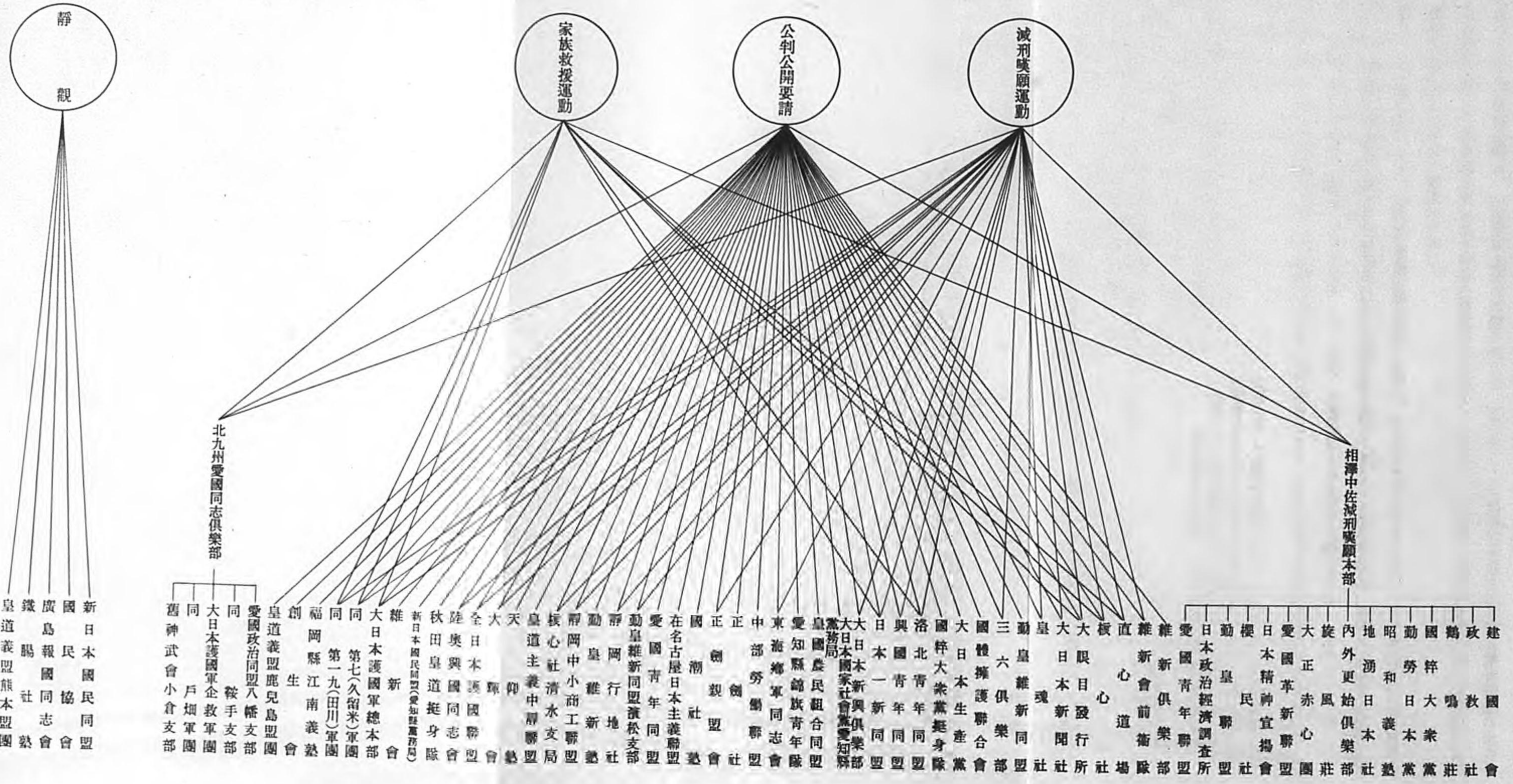


國家(農本)主義運動の狀況

熊	福	富	石	秋	青	福	同	靜	同	愛	埼	京	同	同
本	岡	山	川	田	森	島		岡		知	玉	都		
熊	小	伏	金	秋	八	若	濱	清	同	名	浦	京	同	同
										古				
本	倉	木	澤	田	戶	松	松	水		屋	和	都		
昭	大	伏	天	皇	元	皇	碧	核	正	東	大	洛	大	贊
	日	木		道		道	色	心		海		北	眼	
	本	愛		挺	振	維		社	劍	郷	輝	青	天	
楠	護	國	劍	身	東	新		清		軍	年	年	目	
	國	同						水		同	同	同		
								支		志				
塾	軍	盟	塾	隊	塾	會	盟	局	社	會	會	盟	社	寮
中	木	太	宮	鈴	大	戶	鈴	長	堤	三	大	中	福	長
島	本	田	本	木	久	田	木	澤		浦	垣	川	井	
		幸	正	眞	保	精	久			慶	要			
進	榮	一	之	州	彌	一	善			定	之	裕	幸	壽
				雄	三	郎			章		助	裕	幸	壽



相澤中佐公判に伴ふ愛國團體の運動狀況一覽表 (昭和十一年一月末現在)





## 二、衆議院議員選舉に關する運動

本年二月二十日施行せらるべき衆議院議員選舉に對する肅正運動は、政府當局の指導に依り全國的に唱導せられ一般民衆に浸透せられつゝあるの狀勢に鑑み、一部國家主義諸團體に於ては、之に對しては消極的支援に止め専ら選舉運動に全力を集中し、この機會を利用して政治的進出を圖り政界の淨化革新を期すべしと爲し、明倫會、國民協會等に在りては夫々候補者を擁立し運動を開始したるが其の概況次の如し

(一) 國民協會 本協會に在りては、今次の衆議院議員選舉に對し、別項愛國政治同盟の提唱する選舉開争共同委員會の組織に参加して、各地愛國諸團體の擁立する候補者に對し共同戰線を展開することとなりたるが、他面別表の如く會長赤松克廣(北海道)及統務長津久井龍雄(神奈川)の二名を擁立し、言論、文書戰に主力を注ぎ必勝を期しつゝありて、一月二十三日左記選舉開争指令を各地支部に發し、敍上共同開争委員會の結成趣旨により、會員の積極的活動を指示する所ありたり。

(左記)

指 令

第六十八議會も遂に解散を命ぜられ、今や全國に行はれんとする總選舉に當りわが國民協會本部は、候補者として赤松會長(山口縣第二區)津久井統務長(神奈川第一區)と決定直ちに果敢なる開争展開することとなつた。

尙ほ中央に於ては左の如く國民協會、愛國政治同盟、勤勞日本黨、大日本生産黨の四團體を以て愛國團體共同宣言を發表し、その

宣言に基いて開争を展開することに決定した、故に國民協會の立候補者無き支部に於ては共同宣言の精神に従つて本部との緊密なる連絡の下に愛國團體候補者の應援に努力されたし。  
愛國團體共同宣言 (別項愛國政治同盟の項參照)  
一月二十三日  
各支部御中  
國民協會本部

(二) 明倫會 本會に於ては、今次の衆議院議員總選舉に對し、明倫會多年の宿望たる、明倫主義の徹底竝に政界の淨化國家(農本)主義運動の狀況



肅正運動促進の絶好の機會なりと爲し早くより之が對策に腐心しつゝありたるが時日の切迫と共に當選第一主義の下に各地に健實なる候補者を擁立して眞摯なる選舉運動を爲さしめ、本部よりは應援辯士の派遣其の他積局的應援を爲して絶對當選を期し有爲の人材を議場に送り之を通して所期の目的を達成すべしとの方針を決定し、一月二十五日後記(一)の如き「選舉要綱」並に同二十九日後記(二)の「選舉題目」を夫々全國各支部に發送して、選舉運動に關する方針を指令する所ありたり。一方一月末日迄に別表の如く、京都府第一區 藪田九一郎、同第二區 石原廣一郎、山梨縣第二區 今井新造、岡山縣第一區 伊丹松雄、神奈川縣第二區 守田貞記、靜岡縣第二區 八木雄馬の六名を立候補せしめたるが更に各地の狀勢により數名を立候補せしむる模様なり。

後記(一)

一月二十五日 明倫會本部

今や衆議院議員選舉モ目捷ノ間ニ相迫リ吾人多年ノ宿望タル政界淨化革新ノ爲メ絶好ノ機會ト在候ニ付各地ノ同志諸君ハ結束ヲ固クシ支部ノ一糸亂レサル統制ノ下ニ差當リ左記要綱ニ從ヒ本目的達成ノ爲メ御奮闘相成度此段得貴意候

記

一、候補者ヲ擁立スヘキ支部ハ一致結束全力ヲ盡シテ其候補者ノ當選ニ努力スルコト  
但シ政治結社ナラサル支部ハ選舉運動ヲ便ナラシムル爲メ立候補届出ト共ニ政治結社トシ届出ヲナスカ若シ之ヲ不便トスル場合ハ新ニ適宜異名ノ政治結社ヲ組織シ之ヲ届出其ノ名ノ下ニ行動スルヲ可トス

二、候補者ヲ立テサル支部ハ勉メテ清新ニシテ堅實ナル中立分子ノ進出ヲ援助スルコト

三、其他選舉ニ關シテハ昭和十年八月二十八日發行ノ明倫新報號外(政界ノ淨化肅正ニ關スル注意)ヲ遵守スルコト

後記(二)

明倫會選舉題目別紙の通り決定致候に就ては便宜可然御利用相成度此段及御送付候

一月二十九日

明倫會選舉題目

スロトガン

- 一、日本精神か外来思想か
- 二、皇室中心主義か議會中心主義か
- 三、昭和維新は政界の淨化革新より

明倫會本部

- 四、國家を黨禍より救へ
- 五、政界淨化は良質議員の進出から
- 六、國家本位か黨略本位か
- 七、政權爭奪に國家の進運なし
- 八、非常時と非常の覺悟
- 九、伸張か萎縮か
- 一〇、興隆日本は新興勢力の手に

政策

- 一、國體擁護と國體明徴の徹底
- 二、道義國家の確立
- 三、一貫せる國策の樹立
- 四、國防の充實と自主外交の貫徹

(三) 政黨解消聯盟

本聯盟は昨年八月、盟主松岡洋右の滿鐵總裁就任に依り、幹部上村勝彌之に代り主宰し來りたるが、

其後本聯盟の統制は漸く紊れ運動亦萎微沈滞の過程を辿るに至り、支部にして解消の餘儀なきに至れるもの、或は會員の自然的離散に依り有名無實の狀態となるもの等續出するの狀況にあり、從つて今次の衆議院總選舉に對する運動に關しても昨年九月施行せられたる、府縣會選舉の際に於けるが如き活氣更になく、僅かに一月下旬、總選舉に對する本部の示達として「今回の選舉に對する本聯盟の態度、投票に就ての心得及選舉肅正の方法に關しては、昨秋の府縣會選舉に對する示達と全く同一なり云々」なる文書を發送したる外差當り特異の活動なき狀況なり。



## 政黨運動の状況

## 一、社會大衆黨第四回年度大會の状況

最近國家主義的思潮の勃興に伴ひ、一時其の運動極めて不振の情勢にありたる社會大衆黨にありては、昨秋の全國府縣會議員選舉に於て一學類勢の挽回を圖るべく舉黨之が運動に狂奔したる結果二十四名の當選を見、全く豫想外の躍進振を示せり。

爾來本黨は、活氣頓に昂り黨勢又漸く旺盛ならんとする情勢にあるが、同黨は此の好調を以て既成政黨積年の惡弊に因る没落と官僚政治による肅正選舉と更に併て無產政黨に對する社會的信用の増大せる結果にして將に政治的躍進の好調期にあり此際更に黨の勢力を有利に展開せしめんには議會に於て第三黨たるの地歩確立するに如かずとし、本年度全國大會に於ては特に總選舉對策を中心議題として來るべき選舉に對する黨の方針を決定する所ありたり。今同大會の概況を左に掲記すべし。

(一) 事前狀況 本黨は、一月十一日、黨本部に常任委員會を開催し、本大會議案として議會解散要求運動並總選舉對策及中心スローガン等に付協議決定し、翌十二日付を以て同月十八日之が大會を東京に開催すべき旨の案内狀を各方面に發送したるが更に同十七日會場たる芝協調會館に於て中央執行委員會を開催し本大會に附議すべき議案の最後の決定を爲す所ありたり。一方黨中央青年隊にありても同十七日、黨本部に全體會議を開催し黨大會に於ける青年部としての分擔役割等を決定

したり。

(二) 大會狀況 斯くて第四回大會は、豫定の如く一月十八日芝協調會館に於て安部黨首以下本部員代議員等四七六名(内一四〇名傍聴者)出席の下に開催せられたるが、會場正面には、(1)先づ國內改革の斷行！勤勞議會政治の建設、(2)民衆富んで國防全し！國民年金制の即時制定、(3)資本主義打倒、社會主義建設、(4)總選舉戰を勝利せよ、(5)躍進せよ攻勢第三年等の黨中心スローガンを大書懸垂して威勢を添へたり。

午前十一時、司會者淺沼稻次郎、簡單なる開會の挨拶を述べたる後指名權を得て議長に安部磯雄、副議長に片山哲、河上丈太郎の二名を推し、安部黨首議長席に就きて「本大會は來るべき總選舉に備ふべき重大なる意義ある大會なり」と本大會の本旨を説明して一同を激勵し、次で型の如く大會書記長(松本淳三)書記(渡邊弘三外二名)大會委員(委員長須永好外二十七名)の任命ありて正午一旦休憩に入り午後一時再會、祝電、メッセージの朗讀及資格審査委員會の報告により議長は大會成立を宣し直ちに宣言起草委員として松本淳三より渡邊惣藏外七名を任命したる後黨本部の報告に入り書記長麻生久は「過去一年に於ける我黨の情勢は躍進的な進歩を示して來た、滿洲事變以來既成政黨の没落と官僚軍閥の跋扈とファッショの擡頭によつて一時無產運動の困難に遭遇したが然し之等は到底勤勞大衆の要望に沿ふものでなく漸次衰退の傾向を辿つてゐる。昨秋行はれた府縣會議選舉の結果による我黨の躍進は將來國家革新の中心勢力を何處に求むべきかと云ふ大衆の要望を示したものである」と、官僚、軍閥の政治的進出が一の過渡的現象たること、既成政黨が到底復活の餘地なきこと等を擧げ資本主義の改造と國內改革は獨り社大黨によつて初めて可能なるを以つて今回の總選舉こそ其の眞價を發揮すべきものなる所以を高調して報告を終り、引續いて右報告に對する質問に入り先づ大阪代表椿繁雄より「社會立法獲得運動に關し小作法勞



働組合法獲得労働大會に黨が参加せざる理由」を問ひ麻生、淺沼より簡單に答へ、次で高知代表岡崎は「同縣下に於て社大黨系の團體と無産労働同志會派と對立し却て黨の發展を阻害しつゝあり」と黨本部の意見を叩きたるに三輪壽壯より全日本労働組合總同盟の結成により既に其の要は解消したる旨答へて討論を打切り右報告を承認したり。かくて全國農民組合代表(杉山元治郎)日本労働組合會議代表(松岡駒吉)外二、三の祝辭ありて愈々議事に入り、(1)總選舉對策に關する件—説明三輪壽壯—(研究資料欄参照) (2)第六十八議會對策に關する件—説明片山哲—(同上参照) (3)昭和十一年度豫算案に對する決議—説明河上丈太郎—(同上参照) (4)議會解散選舉肅正に關する件—説明小山壽夫—の各議案につき夫々審議決定し、次で井上良二、後記(一)大會宣言を朗讀發表し、三宅正一より豫算決算に關する件を報告したるを原案通り決定し、最後に須永好より役員詮衡の結果を後記(二)の如く發表し、麻生久新役員を代表して挨拶ありて議事全部終了し、議長簡單に閉會の辭を述べ黨の萬歳を三唱し無事故會したり。

後記(一)

大會宣言

戦ひの時は迫つた今こそ我が社會大衆黨が全日本の労働大衆の代表として頽廢せる資本主義とその代辯者たる既成政黨とに對して堂々の迫撃を加ふべき秋である。

人或は説いてファッショの危機を言ふ然し乍ら既成政黨が多年獨占せる政權を脆くも失ひ軍部官僚にその地位を譲らざるを得なかつた根源はそも何處にあつたか軍部官僚乃至所謂ファッショは果してこの根源に對し適切妥當に對處し得たりや否や軍部は大衆の生活を顧みずして徒らに軍備の擴大のみを欲し官僚は無氣力に

して空しく右顧左眄した所謂ファッショは微力言ふに足りず在來の凡ゆる政治勢力は悉く試練に堪へ得ずして早くも國民要望の焦點を去り今や只一つ我等の黨のみが労働大衆の眞實の黨として待望の星となつて輝いてゐるではないか。

今日に於ける政局の不安定は即ち資本主義の政治的危機の表現である而も外、海軍々縮會議の最終的決裂は國際對立をいよく益々激化し内、軍需インフレーション爲替輸出その他一切の經濟恐慌克服の政策は逆に労働大衆の生活窮乏を擴大再生産しつゝあり従つてこの政局不安は今や半永久化し我黨によつて一切の資本主義制度を革新するに非ざれば斷じて如何なる安定にも到達すること

は出来ないのである。

しかも見よかつては四散五裂し對立抗争しつゝあつた労働戦線農民戦線も着々として我黨の旗の下に整備統一されつゝあり昨秋全國的に舉行された府縣會選舉は我黨をブルジョア政權の對立的政治勢力として抜くべからざる地歩を確立せしめた。戦ひの準備は成つたのである。さらば邁進また邁進、躍進また躍進もつて資本主義の牙城に肉迫せん。一九三六年年頭の第四回全國大會に當り

右宣言す

昭和十一年一月十八日

社會大衆黨第四回全國大會

後記(二)

役員

- 委員長 安部磯雄
- 書記長 麻生 久
- 會計監査 吉川守國 爲藤五郎 岡崎 憲 和田 操
- 顧問 高野岩三郎 鈴木文治 杉山元治郎 濱田國太郎
- 今井嘉幸 山崎今朝彌 馬場恒吾 賀川豊彦
- 松岡駒吉

中央執行委員

- 片山 哲 三輪壽壯 河上丈太郎 松永義雄 淺沼稻次郎
- 龜井貫一郎 河野 密 平野 學 松本淳三 小山壽夫
- 吉川末次郎 阿部茂夫 阿部温知 中村高一 岩崎正二郎
- 山崎 齋 高橋長太郎 角田藤三郎 藤野光廣 渡邊 潜

政黨運動の状況

- 齋藤 健 原 虎一 西尾末廣 茅野眞好 菊川忠雄
- 鈴木悅次郎 須永 好 細田健吉 細野三千雄 本藤恒雄
- 佐藤吉熊 川村保太郎 渡邊年之助 小川宗彬 宮本宜次
- 木村唯作 鈴木會吉 元 廣昇 池田吉太郎 麻生喜一
- 岩永榮一
- (北海道)飯島林次郎 工藤清次郎 (青森)西村菊次郎
- (秋田)小俣清之助 古澤 斐 (岩手)植田忠夫
- (宮城)菊地養之助 (福島)田中利勝 (群馬)石井繁丸
- (埼玉)井堀繁夫 稲田久次 金子賢太郎
- (茨城)菊地京作 (栃木)石山寅吉 金子忠治
- (靜岡)山崎劍次 (長野)野溝 勝林 虎雄
- 羽生三七 (新潟)三宅正一 稲村隆一 石田宥全
- (山梨)秋山 要 (福井)山口小太郎 (京都)永井 健
- 水谷長三郎 辻井民之助 (岐阜)加藤謙造 (大阪)田萬清臣
- 片山周治 稲葉房三 山口常次郎 庄 健一 西村榮一
- 塚本重蔵 井上良二 (兵庫)永江一夫 西尾敏夫
- 行政長蔵 棚橋小虎 今津菊松 (鳥取)松本積三吉
- (廣島)佐竹新一 高橋武夫 (山口)田村定一
- (福島)伊藤卯四郎 吉田保一 久保長一郎 横下路義
- (高知)佐竹晴記 岡崎精郎 (東京)春田喜一郎 渡邊惣蔵
- 江石盛一 飯田五平 内田藤七 西田秀雄 高瀬 清
- 磯崎眞助 熊本虎蔵 高橋 涉 高梨二夫 岩内善作



政黨運動の状況

(神奈川)平山伊三雄 田上松衛 無口 晃 宗像伊勢生  
土井直作 石崎京市 内司 亮 (愛知)加藤晴勝  
西村宇之吉 (福岡)田原春治 浅原健三 (熊本)宮村又八  
(廣島)萬田榮之助

全國委員

(北海道)米木重藏 藪谷太作 中野直太郎 衣川英雄  
缺員一名 (青森)三上徳次郎 (秋田)小原慶次 遠山長三郎  
川村純一 龜永岩雄 (宮城)佐々木安吾 逸見惣作  
大友爲三郎 (岩手)八百板 正 高木松太郎 (山形)缺員二名  
(群馬)大島義晴 新井久太郎 小林高松 奈良政吉  
高見米市 (埼玉)小岩井相助 江部賢一 田中正義  
岩上彌三郎 池谷麗太郎 小松原新太郎 (茨城)高橋信次郎  
(栃木)藤原長吉 齋藤文次郎 木戸政次 茂台豊太郎  
(千葉)缺員一名 (靜岡)稻見義一 鈴木五一 山田重太郎  
(長野)北村萬彌 矢崎一平 傘木 修 朝倉重吉  
那須米市 山本初吉 (新潟)清澤俊英 沼田雅二  
植木源次郎 高野文春 武川五郎 榎本松太郎 龜田保次  
井上乙吉 伊藤忠吉 野口仁兵衛 大鷹貴祐 白井次郎  
兩宮猛三郎 (福井)重田耕造 大道平吉 (京都)田中義男  
國島泰次郎 下澤嗣信 木村忠一 渡邊清一 林 宏吉  
缺員一名 (大阪)山口昌一 樺 繁夫 大場米太郎  
熊本與市 三根 正 押谷平治 結城破二 川中愛一

伊藤松太郎 小林龜太郎 白石泰茂 栗須嘉市郎 甲斐 積  
坂口若松 松尾重雄 大矢省三 村元徳次郎 岩田 襄  
小笹定吉 前田種男 高尾繁太郎 原田茅男 大森種市  
橋本吉五郎 谷野積藏 居川喜太郎 廣田秀松 油谷虎松  
初田米太郎 森上嘉藏 阿野 勇 (兵庫)松澤兼人  
桐山宇吉 松下 巖 山下榮次 酒井一夫 廣瀬浩一  
保留三名 (鳥取)藤田壽秋 乘本惠市 (岡山)岡田貫市  
缺員三名 (廣島)三谷文太郎 細田伊太郎 筒井松次郎  
安田庄一 (山口)田本重夫 缺員一名 (大分)今村麒麟  
岡本寛平 三島三榮 (福岡)木下善市 許斐親三郎  
岡本作太郎 宮崎太郎 榑 善造 三浦愛二 小山壽人  
澤井菊松 野口彦一 堂本爲宏 黒木木造 三島 徳  
幸 義知 徳田吉松 岡本與市 江崎房雄  
(高知)尾崎源一 岸本積馬 田中喜代馬 松村春繁  
大黒 貢 小笠原國躬 (愛知)岡島兼吉 大羽一則  
本田武市 二名缺員 (廣島)岩部石男 金 光平  
一名缺員 (宮崎)杉浦義夫 (滋賀)眞川龜太郎  
(岐阜)木村愛雄 平工喜市 佐賀準平  
(神奈川)安藤馬吉 馬場角藏 由良多一郎 藤田ミハル  
關口光藏 若木三男三郎 渡邊利勇 蓮沼徳太郎  
川畑幸三 宮川義雄 笠原清太郎 和田準之助 日下徳丸  
阿部優右工門 窪田俊太郎 (東京)岡村良治 坪井安三郎

後藤長之助 小松鉦太郎 爲田繁藏 河野龜三 長尾喜十郎  
藤卷多一 小森庄一郎 石毛留吉 江澤梅吉 渡邊文正  
哀木 亮 大久保一男 山口清次郎 加治尾時義 植田重義  
川崎滿義 河村百一 齊田榮三郎 鈴木昌正 泉 忠  
西野直藏 海老澤 要 森居 康 野澤三郎 山口藤吉  
山端文夫 田村半藏 木下與市 遠藤秀雄 二名缺員  
常任中央執行委員

原 虎一 菊川忠雄 山川宗彬 須永 好  
片山 哲 三輪壽壯 河上丈太郎 松永義夫  
龜井貫一郎 淺沼稻次郎 阿部茂夫 小山壽夫  
松本淳三 中村高一 渡邊年之助 角田藤三郎  
吉川末次郎 細野三千雄 阿部温知 平野 學  
河野 密  
政務調査委員  
委員長 片山 哲  
委員 三輪壽壯 河上丈太郎 麻生 久 松永義夫  
龜井貫一郎 須永 好

二、新日本國民同盟の動靜

本同盟は、昨年来兩派に分裂爾來久しく抗争を續けつゝあるは屢報せるところなるが、最近兩派共漸次暴露戰術を中止し、  
専ら其の陣容の整備と實踐運動を通じて自派勢力の擴大を圖るべく銳意しつゝあり。今其の後兩派の情勢を掲記すれば次記  
政黨運動の状況

專門部長選任 平野 學  
組織部長 淺沼稻次郎  
議會部長 河上丈太郎  
選舉部長 小山壽夫  
宣傳部長 松本淳三  
青年部長 中村高一  
機關紙部長 渡邊年之助  
婦人部長 角田藤三郎  
調査部長 龜井貫一郎  
國際部長 吉川末次郎  
連絡部長 細野三千雄  
出版總務部長 平野 學  
教育部長 阿部温知  
労働部長 河野 密  
農村部長 三輪壽壯  
市民部長 阿部茂夫  
財政部長 松永義雄



本部派の動靜 曩に革正派の分裂により地方支部又其の勢力相反するものを生じ勢ひ従前の如き本部統制失はれたるに鑑み本部は先づ各地方支部陣容の整備と全國的組織の統一を圖るべく一月九日指令第一號を以て「支部、支部準備會情勢調査に關する件」と題する具體的指令を各支部宛郵送したるが、其後一月二十一日に至り第六十八議會の解散を見るや直ちに別項(各政黨選舉對策運動の項参照)の如き「衆議院議員選舉開争に關する指令」を通達し、選舉運動を通じて同盟の組織擴大に努むべく激勵する所ありたり。

他面本同盟は客年八月十二日、永田軍務局長暗殺事件勃發するや逸早く「本件は激情家なる相澤中佐が誤れる巷説を妄信したる行爲なり」との觀點より各下部組織に對しても靜觀すべき旨通達する所ありたるが其後同公判が一月二十八日より陸軍々法會議に於て開廷さるゝことに決定するや本同盟は事前、態度を明にする要ありと爲し左記の如く一月九日「相澤中佐減刑運動に對する我同盟の態度」と題し、被害者永田中將に同情し、一面軍律上相澤中佐の行爲に何等情狀酌量の餘地なく從て減刑運動を起すが如き性質に非ずとし、之が運動嚴禁の旨各支部宛通達する所ありたり。

革正會の動靜 革正會は既報の如く重要人物の引込運動或は農民層に對する組織の擴充等に銳意する一面政府當局に非常時打開建議等各種の運動を續けつゝあるが其の勢力一部的に偏在し、全國的歩調未だ整はざるの觀ありて本部派に比し其の勢力稍遜色の情勢にあり。

茲に於てか最近本部内に於ても革正會なる名稱の適切ならずと爲し之が改稱の議起り一月二十五日の本部新年宴會席上に於ても論議されたる結果近く之を改稱することに決定せる模様なり。其他本月中の運動としては見るべきものなし。

左記

通達 昭和十一年度 第一號

昭和十一年一月九日

新日本國民同盟本部

各支部支部準備會御中

相澤中佐減刑運動に對する我が同盟の態度

僅かに一地方のことであるが我が同盟支部中從來より多少の交渉を持つてゐた一愛國團體が相澤中佐の減刑嘆願運動を起すこととなつたのでこれを機會に斷然絶縁の態度をとることとした旨本部へ報告があつた。

これは當然機宜の處置であること勿論であるが中佐の公判開廷も近づいて來たので此際本問題に對する同盟の態度を同盟員各位に通達して置く。

諸君の既に承知せらるゝ如く我が同盟は曩に血盟團事件五・一五事件神兵隊事件を通じて絶對に減刑運動をなさずこれは等の事件に關聯したる愛國志士諸君の壯烈なる心身行動の歴史的意義をわれらが理解しないからではない當然無罪たるべきこれら愛國志士の減刑をわれらが打倒を期する「時の内閣」に向つて嘆願することの一大矛盾の行動であり且つその無意義なるを知り同時に寧ろわれらとしては必死の闘争によつて國內改造の大業を達成し以てこれらの愛國志士の減刑とわれらが打倒を期する「時の内閣」に向つて嘆願することの一大矛盾の行動であり且つその無意義なるを知り同時に寧ろわれらとしては必死の闘争によつて國內改造の大業を達成し以てこれら愛國志士の念願を達すること諸君の満足する所であらねばならぬと信じたからである。

さて相澤中佐事件に至つては前記愛國志士諸君の所行上は全然

政黨運動の状況

趣を異にし皇軍部内に於ける未曾有の不祥事件である中佐が如何なる心事によつて行動したかはその真相發表に俟つの外なきもよし如何なる理由あるにせよ現在軍務局長の要職にあつて執務中の上官を皇軍將校の一人たる身分の者が殺害するといふことは軍紀軍律上斷じて許さるべきことではない誠に皇軍史上拭ふ可からざる一大汚點を印したるもので千古の痛恨事である巷間揣摩憶測を逞しうするものが永田鐵山中將が重臣ブロック及び財閥と結託し金權軍權本位の統制經濟を實現することによつて現狀維持の策謀してゐたものである従つて純眞なる國內改造の敵としてその中心人物であつたが故に相澤中佐が兇刃を揮つたものである。

即ち維新革命のため不義奸惡を排除することは避く可からざることであつたといふのであるが永田中將を知つてゐる程のものはこの説の全然虚構捏造なるを認めないものはない幕僚諸氏も亦寧ろよく認識せる所であらう即ち中將が皇軍日本の前途を深憂し國內改造の歴史的必然を確信し資本主義機構の内在的矛盾を熟知し國內改造に際し之に應處すべき軍部の立場に就いても一定見を持つてゐたことは一點疑念の餘地はないのだと中將が餘りに用心深く周到に過ぎた憶みはあつたであらうがその本心は實に改造の信念に燃えてゐたのであるされば何としても倒すべからざる人を倒したといふべくわれらが痛恨悼惜に堪へない所以はこゝにあるのであるが同時に相澤中佐がかゝる所行敢てしたことに対し中佐のために誠に惜む次第である。

それ故に主觀的に中佐の心情が如何様であらうとも中將を殺害すべき理由は全く不可解といふの外なく情狀酌量の餘地はわれらの理解に苦しむ所である。



政黨運動の状況

それよりも問題は軍紀軍律の重大なる破壊といふ一點に懸つてある。

軍法は神聖にして峻厳である毫末も曲げることとは出来ないこの點は判士長初め判士諸君の十分注意せる所以であらねばならぬ。本事件は極めて重大である裁斷に慎重を要する案件であるそれだけに判士諸君の責任の重大なる今更云ふまでもないことである。

三、立憲養正會の情勢

立憲養正會に在りては、恒例の如く一月一日本部に於て、總裁田中澤二以下在京會員八十名出席の下に新年拜賀式を舉行し、式典終了後總裁より別記(一)の昭和十一年度役員を任命し、引續き新年會に移り(參會者二百二十一名)席上總裁は「昭和二十一年に於て本會の事業を達成せんが爲には、今次の總選舉に於て五十名の同志を議會に送ることの絶対必要」なる旨の激動的訓示ありて散會せるが、酒宴半ばに於て退席するもの續出し、氣勢甚だ學がらざりし觀ありたり。

而して本部に於ては昭和十年度の運動不振なりし實情と、一面總選舉期日の接近するに鑑みて、一層會員の士氣鞭撻を圖る爲、同月十一日別記(二)の如き昭和十一年度會員百二十五万、基金最低三十万圓獲得並日本改造の具體案百萬部普及達成方の總裁宣示を全國支部宛指令する所ありたり。

別記(一)

昭和十一年度役員

總務 總務部長 田村益喜  
基金部長 中島博  
同 中川作太郎

同 特命巡閱使 前田舜岳  
同 宣傳局長 田中耕  
同 研究室事務取扱 増永浩  
同 事務局長 原利重

ある。國民としては事件が事件だけに巷間の揣摩臆測を以つて或は輕に之を批判し或は滅刑運動を起すべき性質のものではない。即ち同盟員各位に於いても此の點を諒承して他團體と行動を共にするが如きことなきやう慎重の態度を採られたし。右通達す

同 森尾津一  
同 平澤平之助  
同 高橋秀郎  
幹事長 加藤喜孝  
幹事 小平三四郎 續 末男 菊地清太郎 犬塚卯作  
小野寺榮治 須知 康 岡崎門吉 島崎捨吉  
野々村寛正 金井正人 三浦惣太郎 佐藤信藏  
本郷松春 内田信男 野部豊治 生田九郎  
小林守衛 町田正喜 武内辰之助 小谷大樹  
新井仲作

中 信聯合支部長 田中耕  
群馬縣第一區 高橋秀郎  
備 後 小林守衛  
宮城縣第一區 菊地清太郎  
秋田縣第一區 金作之助  
東京第一區 手澤年之助  
江 東 野々村寛正  
東京府第六區 三浦惣太郎  
福島縣第三區 齋藤 晃  
福島縣第二區 間庭信一  
長崎縣第一區 犬塚卯作  
大分縣第一區 佐藤清八  
埼玉縣第三區 森尾津一  
群馬縣第二區 野邊豊次

政黨運動の状況

別記(二)

今般總裁閣下より賜り候御宣示の内容はまことにこれ國家浮沈の重大事と存し候我等が昭和二十一年期成の大業において本年昭和十一年内に完全なる事業成就の見通しをつくる事の必要は實に絶対的問題に有之しかもその昭和十一年に備ふべき昭和十年における總裁閣下の御計畫の一として成らざりし事に對し今閣下が悲痛の御決意を遊ばされ候事我等恐懼慚愧言ふべき辭を知らずその恐懼は單なる精神上の形式に無之もし昭和十一年内我等の力足

埼玉縣第一區 矢島雄助  
靜岡縣第三區 磯部菊一郎  
青森縣第二區 佐藤信藏  
青森縣第一區 野呂鐵彌  
北海道第一區 永野金四郎  
神 戸 入澤清太郎  
北海道第三區 安田金次郎  
北信聯合支部理事長 大和利仲  
東 信聯合支部長 田中耕  
埼玉縣第二區 森尾津一  
長崎縣第二區 犬塚卯作  
本部宣傳局部長 佐々木眞左夫 遠藤 清 多田熊雄 神戸公雄  
久保春三 岡本 等 松澤壽茂 小暮彦太郎  
鳥羽明義 栗山吉清  
本部基金部長 山本善次



らざりしなば日本國家は 天皇陛下の最大の忠士を失ふべしといふ現實の一大恐怖に有之候

同志各位

我等立憲黨正會の大業成らずして何の爲にその生命を保つての甲斐ありや我等はたゞこの一ヶ年その全生命を使ひ果すの覺悟を以て事を成し遂ぐることあるのみに候單に成すに非ず單に働くに非ず實に成し遂ぐることあるのみに候その成し遂ぐることは昭和十年に成すべかりしこと一切を必ず本年に成し遂ぐるにあること總裁閣下より承り候

一、會員總數百二十五萬人

一、基金最低三十萬圓也

一、現存區聯合支部管下區域全市町村に支部結成

一、全支部の部會組織完全

一、「日本改造の具體案」百萬部普及

これ我等が命にかけて成し遂ぐべき大事に候就中基金の問題は敢へて一ヶ年間といふべからず總選舉を前に控へて實に眞劍なる渾身の御考慮を拂はれたき問題と存候以上各個については各支部に既に誓約責任數有之死力を盡してその達成をお計り願度次第に

四、各政黨の衆議院議員選舉對策運動(其の二)

今回の衆議院議員總選舉は、昭和七年改選以來我國内情勢の著しき變遷に鑑み國民齊しく多大なる關心を拂ひつゝある所なるが、社會大衆黨始め立憲黨正會、皇道會等所謂新興各政黨にありても自派勢力伸張の絶好の機會なりとし、舊臘來之が對策に銳意しつゝありたり。殊に唯一の無產政黨たる社會大衆黨に於ては、昨秋の府縣議戰以來の好調により今期總選舉に

對しても多大なる希望を繋ぎ著々之が對策の具體化を圖ると共に一面全国的に議會解散要求の果敢なる運動を展開し、輿論喚起に努むる所ありたり。

而して第六十八議會は一月二十一日、再開劈頭遂に解散せらるゝに及び朝野を擧げての選舉肅正の聲と共に總選舉氣分愈高潮し、前記各派の之が對策運動も漸く白熱化せんとする情勢なり。左に之が概況を掲記すべし。

(一) 社會大衆黨 本黨は、既報の如く今期總選舉に於て一躍多數議員の當選を期し、以て議會に於ける第三黨の地位を確立せんとし、早くより議會解散要求運動並選舉肅正運動に努むるの外一面屢々協議會を開催して具體的對策を講究しつゝありたるが其後更に東京に第四回全國大會を開催し、總選舉對策を中心議題として種々協議を遂げる等今や選舉期日の切迫に伴ひ舉黨之が對策運動に狂奔しつゝありたり。左に之が概況を掲記すべし。

(1) 議會解散要求運動 本黨は既報の如く屢々政府當局に對し第六十八議會解散要請書を提出すると共に全國支部に對しても之が要求運動を指令し輿論誘發に努めつゝありたるが一月二十一日、第六十八議會は再會劈頭解散となりたるより本黨は「民衆の要望を背景とした我黨の要求が貫徹した」と雀躍し即日後記(一)の如き「議會解散に對する聲明」を發表各關係方面に配布する所ありたり。

(2) 選舉對策 一方又黨本部は、右一般聲明を發表すると同時に全國各地方支部に對しても「今こそ我等は多年の鐵火の闘の成果を集結し、一舉に老廢既成政黨を迎撃せねばならぬ」と全黨員の奮起を促したる後記(二)總選舉闘争指令を傳達したり。

斯くて黨本部は活氣頓に昂り翌二十二日、安部黨首以下首腦部八名參集の下に常任委員會を開催し、(イ)選舉費は之を一千五

候昭和十一年これ實に皇國の興廢を決する重大なる年に御座候茲に謹んで全國各支部首腦者各位の重大なる御覺悟と奮起と空前の力の發揮を乞ふ所候

昭和十一年一月十一日

立憲黨正會幹事長

加藤 喜孝 至心敬白

總裁宣示

昭和十一年一月一日新年拜賀式ニ於て予ハ

聖上御眞影ノ大御前ニ昭和十年ノ不始末ヲ慚謝シ奉リ謹テ

罪ヲ乞ヒ奉ルト共ニ昭和十一年ニシテ尙所期ノ目的ヲ達

スル能ハズンバ一死モツテ

陛下ニ謝シ奉ルベキコトヲ誓言奏上セリ一同其心得ヲマツ

テ昭和十一年ニ處スヘキ事

一月十日

御署名

總裁印

田中澤二



百圓程度となすこと及び(ロ)擁立候補者決定方針等の根本問題を討議したる外種々具體的運動方針を協議決定し、一方選舉對策委員會其他各擔任事務の成案に従ひ先づ同二十七日、「選舉公報草案」を各地方支部に發送し引續き翌二十八日、「公認申請に關して」及「立候補せざる地區に對し」等の指令を相次で通達し、又一方候補者及應援辯士の爲めの參考として「最近の社會情勢と社會大衆黨」と題する演說草案及「選舉情勢並に鬭争の組織について」(後記三)等の指令通達を頻發し、黨運動の躍進的具體化に努めつゝあり。

而して本黨の公認候補者は現在(一月末)別表の如く東京府の六名を筆頭に三府十一縣、合計二十八名に達し、尙二、三名の立候補を豫想せらるゝを以て少く共三十名の擁立を見るべく往時の選舉に比し如何に本黨が今期總選舉に對する期待の大きなかを窺知し得べく今や時日の切迫に伴ひ各候補者は夫々得意の辯論に全力を傾倒し、白熱的運動を続けつゝあり。

後記(一) 議會解散に對する聲明書

第六十八議會は遂に勢頭解散となつた澎湃なる民衆の要望が政府及び既成政黨の因循姑息なる解散回避政策を押し切つてしまつたのだ。民衆の要望を背景とした我黨屢次の要求が貫徹したのだ。我黨は何故に議會解散を要求したか、我等は一岡田内閣または一政友會の片々たる政策または行動のみを捉へてこれを要求したのではない。既成政黨そのもの、既成政黨によつて獨占されたる議會そのものが彼等の本質からして腐朽し頽廢し、民衆の生活の利益を代表し得ざるに至つたからである。従つて問題はもはや政友か民政かではない。學國一致が政黨内閣かでは勿論ない、今日の問題はすでに資本主義が民衆の生活かであり、既成政黨か社會大衆黨かなのである。

今や議會解散によつて政治情勢は更に進一轉した、さらば勇躍、總選舉によつて動勞大衆の政治勢力を議會内に確立しもつて現狀打破の戦に進進せんことを期す。  
昭和十一年一月二十一日  
社會大衆黨本部

後記(二)

指令第一號 一月二二日 總選舉對策委員會  
第六十八議會は一月二十一日遂に解散せられた。今こそ我等は多年の鐵火の鬭の成果を集結し一舉に老廢既成政黨を迎撃せねばならぬ。全國の全黨員よ奮起せよ、我等は斷然總選舉戦を勝利し、政治の第一線に進出し國民大衆の要望を體して國家革新の爲に鬭はねばならぬ。普選第四回總選舉戦に際し左の如く指令す。

一 候補者の決定

イ、候補者の氏名、年齢、職業、住所、鬭争經歷、寫眞並に入選に至る迄の黨機關に於ける意見決定等の書類を取揃へ黨本部總選舉對策委員會に正規の公認手續を取る可し。  
ロ、公認申請書には必ず本部鬭争基金五拾圓也を添付す可し。

二、立候補なき地區の鬭争

イ、立候補なき地區はその旨を直ちに電報にて本部に通告す可し。  
ロ、黨の鬭争を選舉肅正運動と結びつき選舉監視の鬭争と爲す可し。  
ハ、立候補なき地區の有力黨員は立候補地區に動員すること。但しその他の場合は必ず本部の承認を求む可し。

三、肅正選舉に就て

イ、選舉肅正は黨として屢々當局に要求しその徹底を期せんとするものなれば、黨員は此の趣旨にもとることなき様公明正大に行動す可し。  
ロ、形式的違反行爲も選舉の結果に不利を招くものなれば運動員は選舉法に注意して違反行爲の絶無を期すべし。

後記(三)

指令第二號 一月二八日 總選舉對策委員會  
總選舉情勢並に鬭争の組織について  
一、總選舉戦は今や第一期準備期を過ぎて愈々言論鬭争期に入つて戦ひは激烈ならんとする。我黨の選舉鬭争は飽迄正攻法をとり言論戦に全力を集中し、殊に演說會の組織については府

縣會選舉戦の經驗を集集し、黨の總選舉政策を強調し、この點に於て既成政黨を斷然壓倒す可し。

二、演說會の應援辯士は

イ、一人は候補者の鬭争閱歷を詳細に述べ、無産運動に於ける地位及びその試會に於ける鬭争力を推稱し個人的、社會的人格を有權者に極力訴ふ可し。  
ロ、一人は黨の政策を強調し徹底的に有權者の肺腑に浸透せしむ可し。

ハ、各辯士は論旨を代へ、同じ内容構成を有たざる様注意し演說に變化を求めねばならぬ。

ニ、演說はあくまで氣魄を以て嚴肅に、眞剣に、惻々として人に迫るものたる可し。  
三、言論戦の方法について

イ、宣傳戦は大體之を三期に分け、第一期は最大限に聽衆を動員吸引する爲嚴肅の中にも興味を加へ、明朗性をもたせ、人氣を我黨候補の演說會に集中せしむるよう努力す可し。

第二期は堂々たる態度を以て理論的に正面から我黨の政策主張を訴へ、迫力を以て聽衆を引きつく可し。  
第三期は情に訴へ聽衆の感激と人間性を握む可し。

四、我黨候補必勝當選の秘策

イ、府縣會選舉戦の組織を以てすれば我黨必勝の第一要程は先ず言論戦に於て壓倒的勝利を把ることである。即ち聽衆の大動員を行ふことである。

ロ、聽衆吸引の方法はピラをなる可く多く撒くこと、聽衆数はマキピラの枚數の百分の五と思へ一千人の聽衆を動員せんと



政黨運動の状況

- セは二萬枚のビラを撒け。
- ハ、従つて勞務者は精選し眞に我黨勝利の爲身を以て奮る可き眞摯活動的青年を採用す可し。
- 五、立會演説について
- イ、我黨候補者は對立既成政黨候補に對し立會演説會を申込む

可し、立會演説會に於ける言論の勝利は人氣を把む最もよき方法なり。

以上

(二) 新日本國民同盟 本同盟(本部派)は其の結成當初より非選舉黨なることを根本方針なりと爲し、昨秋の府縣會議員選舉に際しても「現在の政治經濟並社會機構の下にありては選舉を通じて府縣會議に於て少數の議席を有するとも到底我等の目的とする國內改造は實現し得べくもなし」との趣旨の下に消極的態度を持し、僅に同盟勢力擴大の爲めと稱し、山梨、大阪等地方支部より二、三の立候補者を擁立したるに過ぎざりしが、其後客年十一月十七日開催の全國支部代表者會議に於て「地方事情に應じ運動進展の爲却て好果ありと認むる場合には敢て立候補者を選定してこれを應援することも亦許すべきである……故に來春の總選舉にも地方事情により臨機的手段に出ずべきことを認容するものである」との闘争方針を決定し、府議戰に比し稍積極的態度を表明する所ありたり。

斯くて本年一月二十一日、第六十八議會の解散を見るや同盟本部は直ちに右方針に基き同二十八日付を以て左記の如き「衆議院議員選舉闘争に関する件」と題する通達を各地方支部宛發送したり。

後記

通達 昭和十一年度第二號

昭和十一年一月二十八日

新日本國民同盟本部

各支部・支部準備會御中

衆議院議員選舉闘争に関する件

今次の衆議院議員總選舉に對する我同盟の闘争方針に就ては、立黨以來一貫の主張たる非選舉黨としての根本精神は何等の變更なきも、昨年十一月十七日開催の全國支部代表者會議に於て決定したる運動方針書に明示せる如く、地方情勢に應じ、代議士を立候補せしむることを容認することとなしたるを以て、各支部・支部準備會に於ては、左記諸條件の下に適宜選舉闘争對策を講ぜられたる。

一、同盟員中より立候補せしめざる地方にあつては

- (1) 同盟所屬以外の候補者に對し支部支部準備會の決議によつて支持せんとする場合はその理由を明記して本部の承認を経べきこと。
  - (2) 同盟員は、支部支部準備會の決議を経ざる候補者に投票すべからざること。
  - (3) 投票すべき候補者なき地域にあつては、支部支部準備會の決議に依つて適宜選舉闘争を展開すべきである。イ、有效無効に論なく、理想の人物を投票すること。ロ、遺憾乍ら棄權すべき場合がある。(その地域に於ける候補者が既成政黨・財閥・特權階級と因縁深き存在なる時、例へば足利尊氏、弓削道鏡を議政壇上に登るべからざること同一理由にて各自良心の命ずるまゝ棄權すべきである。)
  - (4) 我が同盟は、政友會、民政黨、國民同盟、昭和會、社會大衆黨所屬代議士を絶対支持しないことは云ふまでもない。
- 一、立候補せしめたる地域に於ける闘争方針として同盟員一致結束極力奮闘すべきは當然のことであるがその演説内容は、大體左記諸項目を力説すべきである。
- (1) 皇國日本現下非常時の本質を十分に説明し、今後に於ていよ／＼非常時の本舞臺に入るべきこと、即ち、日本民族が歴史的使命として皇道大精神に立脚する大陸經綸の遂行と、國內改造に於て一君萬民の國體の眞姿を顯現し一大家族國たる本質を完全に發揮するまで非常時は今後長く解消しないこと

政黨運動の状況

- (2) 現狀維持工作の爲に生れたる齟齬内閣とその後繼者たる岡田内閣は、遂に目的を達して今や再び政黨政治復歸の日が來た。即ち今次の總選舉は政友會を野黨とし、民政黨、國民同盟、昭和會を政府黨とする對決戰となつた。この意味に於て在來の舉國一致内閣たる立場は放棄され完全に政黨政治への復歸となつた。その背後に財閥あり、重臣ブロックあり。而して政黨がその走狗となつて跳梁することとなつたのである。これ、我國體本來の基調たる天皇政治と相容れざるものである。故に再び政黨政治の弊害が鬱積することとなるは必然である。
- (3) 高橋財政の破局を暴露すべきである。國爲の低落と産業合理化の結果に加ふるに歐米の産業不安に乗ずる我國輸出貨易の好調と、滿洲及び北支方面へのわが國力伸展に伴ふ輸出の激増と、國內に於ける軍需工業の急激なる股盛につれ、我が産業界及び財界は未曾有の活躍を示してゐる。而して、これが指標を握るものは高橋財政だと認識されてゐる。たが本年末に於て九十七億圓に達する國債の累増は明年度末に於て百五億圓となり、更に益々累増山積せずにはゐられない。國債の前途はどうなるか、高橋財政は成り行きまかせの無方針財政であつて、今日既にその破局は約束されてゐるのだ。即ち、國內改造によらずんば、國家財政も破綻するのみならず、貿易の前途も暗澹であり大陸の經綸も目的は達せられぬこと。
- (4) 國際情勢の危局は大陸經綸の宿命的必要と共に、國防の斷



政黨運動の狀況

乎たる充實完備を必要とすること、従つて、國防費は今後増々膨脹すべきこと。これに對應する國費抽出の途は高橋財政に於ては見出せない。

- (5) 同盟が議政壇上より全國民同胞に向つて叱咤せんとする根本國策は大要左の如きものである。第一に、大御心の徹底する政治の即時實現を期すること。これが一切の大眼目である。第二に、國民の窮乏救済に對する當面の方策として左記各項目を即時實現すべきこと。
  - (1) 肥料の生産販賣に對する國營斷行。
  - (2) 米の國家專賣(自家用は自由とし、國家は專賣に依つて利益を收得せざる事を原則とす)
  - (3) 乾繭の國家專賣並に生絲、絹織物貿易の國營。
  - (4) 失業者及び都市窮乏小市民の生産労働への職業並に大規模計劃による海外の移住に對する徹底的補助獎勵。
  - (5) 限定的負債償却の延期及び強制取立の一時停止を布告すること。
  - (6) 勤勞國民負擔の租稅輕減。
  - (7) 電力國營、瓦斯公營の即時實施。
  - (8) 百貨店營業の取扱品目種類の制限及び營業時間の制限並に特別利益課稅の制定を初め其他緊急を要する社會政策の實施。

第三に、財政樹直し並に行政整理其他に關し左記諸方策を即時實現すべきこと。

- (1) 高度累進的財政課稅の制定。

資本收得利潤の制限法並に労働者賃金及び待遇法の制定。徹底的行政整理の斷行

- (4) 國債並に地方債の利率を年利二分に改訂すること。
  - (5) 第四には、根本的綜合國策樹立遂行のため「國家企劃本部」を即時設置し、左記諸方策に對する根本企劃を確立し速に之が遂行を圖るべきこと。
    - (1) 重要基本産業及び大規模重要産業の國營並に國家管理
    - (2) 金融資本の國家統制より國營への進展並に貨幣制度の改正
    - (3) 國家統制企劃による工業の地方分布並に農山漁村の工業化
    - (4) 國家總動員計劃の完成
    - (5) 綜合的國立科學研究所の創設
    - (6) 新企劃に伴ふ國家財政及び地方財政の樹直しと行政機關の刷新整備
    - (7) 選挙法の改正(家族制度を根柢とする複選挙法の採用)
    - (8) 樞密院制度の改正、教育制度の改正、警察制度の改正
    - (9) 徹底的負債整理の斷行
    - (10) 廣義國防の充實と大陸經綸の確立並にその果敢なる遂行等々。
- 以上の諸點を候補者なり應援持士は國民に向つて力説すべきである。(本項については錦旗二月號佐々井委員長の「我等の主張」を熟讀せられたし。)
- 一、立候補せしめない地方にあつては、同盟本來の日常闘争として在來の通り座談會講演會を開催して今日の時局に於て、我等が貫徹を期すべき根本國策(前項記載)を指導方針として同盟員を指導すべきである。これ間接には信頼すべからざる他黨候補者の言論に迷はされない効果を生ずるのである。

(三) 勤勞日本黨

本黨は、昨秋の全國府縣會議員選舉に際し、「現在の政治機構の方途に於て國家改造を待望する事は不可能なり、從て選舉に對しては積極的活動を爲さず」との態度を表明し例外的に地方の情勢に應じて選舉運動を容認する旨各地方支部に指令する所ありたるが、本年に入り第六十八議會解散必至の情勢となるや一月十五日日本部に松谷總理以下幹部參集の下に黨擴大委員會を開催し、總選舉對策につき種々協議したる結果此際黨の基本認識を全國民に徹底浸透化せしむる一面愛國團體の戰線統一の爲と稱し、松谷總理の立候補を決定し、同時に左記の如き「全國黨員諸君に懇ふ」と題する印刷物を作成各地方黨員に配布激勵する所ありたり。

(左記) 全國黨員諸君に懇ふ

血を見ぬ改革は絕對に有り得ない。我等は斯の尊き犠牲に對し我等の悲願達成の曉後に於てももとより目ざざるは今更喋々を要しない。滿洲事變を機として新興日本主義運動の巨大なるタンクは一切の國內矛盾の根源たる現支配階級軍に對しその總退却を要求すべく總攻撃を開始した、即ち既成政黨財閥重臣ブロック、自由主義軍一切の社會主義陣營は我等の震然たる斯の國民的良心の前に惶惶として野合し、舉國一致の美名の下に齋藤、岡田の變態的内閣を偽造し、上、聖明を蔽ひ奉り下萬民を瞞著せんと陰謀した然も彼等の術數に陥りたる我が愛國革新陣營は戰線の不統一を最大の原因として異常なる混乱と沈滞への彷徨を餘儀なく強要されてゐた。一方聯盟軍縮退善後處置、北支問題、露滿、南方生命線確保問題等々百積せる躍進日本を中心とする國際關係は日に日に急迫化し、血生臭い煙の匂ひが全世界にたゞよつてゐる。

政黨運動の狀況

内外共に斯かる深憂すべき重大時局に當面せる我等の任務亦重且大なるは論の餘地なきものであらう。

斯かる重大任務を變肩に我等同志一統和衷協力さきに母體たる萬の近衛師團とも云ふべき東京支部聯合會を結成し黨の健康性を獲得し進んで全愛國戰線の無私統一を懸念萬十六日會を通して各友誼團體との連携を濃度化し更に日本労働組合總聯合會の提唱する日本主義労働戰線統一に一臂の力を致し昭和維新への結實期に備へるに努力し來たつた。

黨は飛躍する。然も我等は一旦の血氣に空花と散るの愚を避けて計畫を細心に大膽なる行動を勇敢に展開すべきだ怖れず怯るます堂々と邁進すべしだ。

冬來りなば春遠からし短くない陣營の不振時代にやがて來ん烟の春により良き實を結ばしむるため我等は前述の我等の希望た



政黨運動の状況

る黨の基本認識を全日本國民に徹底浸透せしむるための一手段として松谷總理の議會進出を決定した。  
全國同志諸君より一層の努力と理解の下に本委員會の決定に滿腔の情熱を燃焼せられんことを希ふ。

綱領

一、我黨ハ國體ノ本義ニ基キ君民一如皇道日本ノ強化ヲ期ス

二、我黨ハ皇道經濟ヲ具現シ産業協力國民生活ノ安定ヲ期ス  
三、我黨ハ現下ノ非常國難ヲ打開シ東洋平和ノ確立ヲ期ス  
昭和十一年一月十五日

東京市神田區元岩井町一五  
勸勞日本黨擴大委員會

(四) 皇道會 本會は去る地方議會議員選舉に於て比較的好結果を收め得たる實績に鑑みて、今次の衆議院議員選舉に對しても飽當選第一主義をモットーとして候補者の嚴選は勿論、自力を以て立候補し得る確實なる人物を公認し、以て當選を確保せんとする方針の如く、府縣會議員選舉後引續き本部内に選舉對策委員會を設置し、道般各地方支部に對し候補者擁立方の指示を發する所ありたる外、宣傳ポスター(肅正ノ一票ハ皇道會へ、政治革新ハ皇道會カラ外二項)の作成配布及本部員の地方應援を決定する等、具體的運動對策に關し協議を重ねつゝありたり。

斯くて選舉告示あるや、別表の如く平野力三(山梨)稻富稜人(福岡)瀧澤操六(栃木)の三名は逸早く立候補の届出を了し夫々運動を開始せるが、一面本會の現状は地盤又は選舉費用等の關係より見て、多數候補者を擁立することは相當困難なるものある模様にして、結局敍上候補者の當選獲得に全力を盡すには非ざるやと認めらる。

(五) 立憲黨正會 本會は夙に昭和二十一年議會絕對多數獲得を標榜し、之が目的達成の爲には今春の衆議院議員總選舉に於て、尠くとも五十名の當選を確保せざるべからずと爲し、熾烈なる黨擴張資金獲得運動に努めたる所なるが、屢報の如く其の成果殆ど見るべきものなくして遂に總選舉に直面するの止むなきに至れり。爲に多數候補者を擁立せんとする頭初の計畫に大蹉跌を來し、既に立候補届出を爲したるものも別表の如く總裁田中澤二(群馬)加藤喜孝(東京)田中耕(長野)

原利重(廣島)金作三助(秋田)の五名に止まりて、今後の立候補見込者を加ふるも僅々十名内外を出でざるものと認めらるゝ現況にあり。

(六) 大日本生産黨 本黨は今次の總選舉に對しては、初め選舉對策委員會等を設置して相當積極的な運動を展開せんとするやの情勢に在りたるが、其後後記の如く吉田委員長の立候補斷念の止むなきに至れるに伴ひて、態度遽かに消極的となり、遂に今次の選舉に限りては一切を默殺し、黨としては假令犠牲候補者と雖も擁立せざることに方針を決定するに至りたり。

而して本黨々務委員長吉田益三は、前回總選舉に於て大阪市より立候補落選して以來、再度出馬の意圖ありたるもの、如く、爾來同市會並府會議員選舉等に當りては黨員を立候補せしめ地盤確保に努めたるの外、更に近くは既報國體明徴達成近畿愛國團體懇談會の結成に成功し、一面新日本國民同盟手島剛毅との接近を圖る等、著々立候補準備を進めつゝありたるが、突如多大の支持應援を期待し居たる前敍手島剛毅が立候補届出を爲したる爲一步を先んぜられたる形となりて、遂に勝算の見込なく立候補斷念の止むなきに至り、左記の如き聲明書を發表する所ありたり。

聲明書

今回の衆議院議員總選舉に當り 大日本生産黨内外多數の各位より立候補すべしとの切なる勸告推薦を受けたのであるが遂に斷念するに至つた。

然して大日本主義による唯一の合法的政黨たる大日本生産黨の立場に立脚して、一應その理由を明確にする責任を有すると信ずるが故に此處に敢て聲明書を發表する次第である。

政黨運動の状況

もとより吾が黨の主義綱領に依つても明らかなるが如く我等は欽定憲法に従ふものであつて議會に進出する事の維新工作過程に於ける戰略的意義を否定するものでなく、又過去に於て事實が證明すると同時に將來を通じて總選舉に際し候補者を立て、積極的選舉闘争を展開する意志を有してゐるものであるが、必ずしも議會進出を以て、全部的戰術と思惟せざる事は言ふ迄も無く、かかる戰術の取捨は即ち時の社會情勢に應じて選擇するべきもので



ある。(中略)

かゝる國際的情勢は必然的に我が國家財政の膨脹を餘儀なくせしめつゝあるは云ふ迄もないが、ひるがへつて國內情勢を省みるに近來の官僚内閣は益々資本主義的統制經濟機構の強化に専念し無責任なる諸政黨は過去一切の罪惡を忘失し更に増長せるが如き行動あり、又一方農村の窮乏は愈々甚だしく、全國農民の生活其の極に達す、中小商工業は潰滅の一途を辿り、深甚なる社會矛盾に更に拍車をかけつゝあるの一事は眞に憂心の至りに堪へぬ。

然るに岡田首相は第六十八議會再開、勢頭の施政方針演説に於て、斯くの如き國內情勢の一切を隱蔽し、對外貿易の好況に藉口糊塗して、景氣回復、農村不況緩和、失業者減少を強張してゐるのである、我等はかゝる金權ファツシヨへの移行過程における官僚政治は之を斷乎阻止中絶せしめるべき任務を持つてゐる。

然して日本主義陣營に對する國民の支持は益々強化しつゝあるも、本質的に重臣閣、財閥一連の金權ファツシヨ群と相容れざるが故に彼等不當の強壓の前には、吾等陣營の前途は相當多難なるを豫想せざるべからず、この場合に我等の内田總裁が病床にある事は更に又莫大なる支障をもたらす事を覺悟せねばならぬ、故に彼等は當面の急務として強壓下の全日本主義陣營の有機的精神

(七) 愛國政治同盟

本同盟に在りては、來る衆議院議員選舉に於て各地愛國團體候補者に對し、有效なる集中的共同闘争を展開せしめむとの趣旨を以て、夙に諸他愛國團體に呼掛けて選舉闘争共同委員會の結成を懇願しつゝありたるが、一月二十一日皇道會(北山夏四三)國民協會(森本耕)大日本生産黨(關根喜四郎)勤勞日本黨(深田吟次郎)及狩野敏(傍聴)等の出席を得て準備會を開催する運びとなり (1)本委員會の名稱を「愛國團體選舉闘争共同委員會」と定むること (2)他

合、統一、強化の問題を第一義となし而して民主主義思想並に時代迎合の灰色思想の撲滅を期す事、即ちこれが完成による維新決行を圖るの秋であつて、今時にありては衆議院議員選出に全身没入の場合にあらざりと思考するものである。勿論政治的事實としての總選舉を無視して飛躍的理念社會に遊離するが如きは絶対排すべきであり、寧ろ此の總選舉を通じても亦我等は前述の見透しによる或る種の工作完成を期するが故に、其の意味に於て此の總選舉には深く關心を有するものとも云ひ得る、然して獨自の選舉闘争を吾が大日本生産黨の全陣營を通じて最も果敢に實踐すべき秋もあるならむが、以上簡單ながら前述の見解に基き、今回の選舉に對しては深く考ふる所有り黙殺する事に決意した譯である、而して専ら總裁の意を體して黨務に盡瘁し、大日本主義本來の使命、目的を達成すべく全日本主義陣營の強化統一に粉骨貢獻なすの決意を有す。

右聲明す

昭和十一年一月

大日本生産黨々務委員長

吉田 益三

團體並關西各愛國團體との提携を圖ること、等を決定する所ありて散會し、引續き翌二十二日本同盟の外國民協會、勤勞日本黨、大日本生産黨各代表者七名參會の下に第一回委員會を開催し協議の結果 (1)左記愛國團體共同宣言を作成し各團體の賛成署名を得たる上發表すること (2)新日本國民同盟、明倫會、皇道會及關西諸團體をも加盟せしむること等を決定し散會したり。

然れども敍上共同闘争の如きは云ふべくして容易に行はれ難きは現に山梨縣下に於ける皇道會(平野力三)明倫會(今井新造)新日本國民同盟(若尾金造)各候補者の協定不能の情勢等よりして之を窺るに足るものありて、敍上同縣下の實情は直に本委員會の前途に反映し、爲に各派共漸く氣乗薄の觀を示し目下前敍共同宣言の發表も殆ど行惱みの状態にあり。

一面本同盟總務委員長小池四郎は這般來福岡縣選舉區間を往來し立候補準備に努めつゝありたるが、一月二十四日届出を爲すと共に同月二十七日選舉費用獲得の手段として知人二百名に對し資金寄附方の依頼狀を發する所あり愈々本格的運動に入らんとしつゝあり。

(左記)

愛國團體共同宣言

非常時日本に於ける議會解散の本義は天皇政治の徹底確立以外になしと信する我等は今回の議會解散に對する政府の解散理由及び政黨の態度に絶對的に反對し

爰に議會解散の大義徹底を期するために共同闘争を宣言すると共に各愛國團體より立候補をなす全國各地の選舉闘争舞臺に於ける有效且果敢なる集中的共同闘争に基き我等の宣言の實現を期す。



### 労働運動の状況

#### 一、総同盟並全国労働の年度大会状況

日本労働総同盟と全国労働組合との合同問題は幾多の字余曲折を経て愈々合同することに決定せることは本誌客年十一月號に既載の通りにして、其後兩團體にありては別項記載の如く合同に關する一切の準備成りたるを以て、客年十一月十七日の合同協議會の決定に基き新同盟結成大會を前にして、本月十四日總同盟は本部（東京市芝區三田四國町）に於て全勞は芝區芝浦會館に於て夫々最後の年度大會を開催せるが其概況左の如し

(一) 總同盟大會状況 出席代議員二百九十一名にして松岡駒吉議長となり西尾末廣より一般會務並全勞との合同問題に關する経過を報告し滿場異議なく承認次で議事として (一) 全勞との合同に關する件 (二) 鈴木前會長（現顧問）に記念品贈呈の件（松岡詳細説明） (三) 十年繼續組員表彰の件等を審議可決し二十五年の歴史を有する總同盟としての最後の大會を無事終了せり。

(二) 全勞の大會状況 出席代議員二百六十七名河野密議長となり型の如く書記及各種委員の任命を爲し次で一般情勢報告、各地情勢報告ありたる後議事として「戦線統一に關する件」を上程菊川別記決議文を朗讀し簡單に説明を爲し承認を求めたるに、關西側代議員井上良二外數名より新同盟の綱領、主張、規約等に付き質問並に修正意見ありたるが、河野及菊川より右草案作成迄の経過を述べ承認を求めたるに滿場一致可決せり。引續き渡邊惣藏宣言を朗讀異議なく可決次で白鳥廣近より

緊急動議として「棚橋小虎を新同盟の顧問に推薦の件」を提議したるに對し、菊川より棚橋を推薦せざる理由を述べ諒解を求めたるに異議なく承認、更に鶴五三より緊急動議として「合同委員に謝意を表する件」を提議し一同異議なく賛成直ちに河野合同委員以下壇上に整列したる後滿場拍手を以て謝意を表し最後の年度大會を無事終了せり。

#### 別記

##### 決議

本大會は全國労働組合同盟と日本労働總同盟との合同を決議す。

一、本大會は全國労働組合同盟並に日本労働總同盟との合同に關する協議の爲め合同大會出席代議員二百名を選出し之れに一任す。

二、本大會は全國労働組合同盟本部の殘務整理の爲めに殘務整理委員會を選任し之れに一任す。

昭和十一年一月十四日

全國労働組合同盟第六大會

#### 二、總同盟と全勞との合同大會（全日本労働總同盟結成大會）等の状況

(一) 合同大會前の状況 總同盟と全勞の合同問題は本誌客年十一月號に記載の通り客年十一月十七日の合同協議會に於て愈々合同することに決定し、爾來本月十五日合同大會舉行の豫定の下に合同大會準備委員に於て新同盟の綱領規約、主張、宣言及議案等の草案を作製すると共に、保留中なりし關西同盟及大阪聯合會の役員の割當も兩團體間に妥協成り決定を見る等一切の準備成りたるを以て、本月十五日午前一時四十分より同三時迄總同盟本部に於て最後の合同協議會を開催し「綱領規約、主張、宣言草案一部修正の件」其他を協議せるが、席上全勞側より「新同盟のマーク作製方の件」を提案したる處、總同盟の原虎一より「既に合同大會を數刻の後に控へ今更斯くの如き問題を持ち出すは不都合なり假に新マークを作製するとするも合同大會後徐ろに協議決定して可なり」と稍昂奮して反對したる爲め、全勞の鈴木悦次郎は一重要問題を提案したるに對し如何に時間切迫せりとは云へ感情を交へて反對するは不都合なり」と激昂して退席せる爲め本件に付ては正式

労働運動の状況



決定を見ず有耶無耶裡に散會せり。而して右協議會の席上より退場せる全勞鈴木は十五日午前十時より宿所たる芝區金杉橋旭館に關西側代議員(合同大會出席代議員)全員を招致して前記合同協議會の状況を報告し「今尙總同盟が斯くの如き排他的態度たる以上合同後の將來は憂慮に堪へざるものありとし」全員合同大會に出席せざりし爲め同日午前十時より開催豫定たりし合同大會は後記の如く正午に至るも開會不可能となれり。

依而全勞委員長河野密は前記旭館に到り關西側代議員に對し「此際涙を吞むで一切を自分に一任し大會に出席せられ度し」と説得に努めたる結果漸く之れを承認し午後零時三十分頃に至り大會に出席せり。

(二) 合同大會状況 兩團體の合同大會は一月十五日午後一時三十五分(前記マーク問題の紛糾に因り開會時刻三時間以上遅延す)より芝區協議會館に於て開催せり出席代議員四百名先づ最初に安部磯雄司式者となり合同式を行ひ、總同盟會長松岡駒吉、全勞委員長河野密の兩者の握手に依り合同式を終了し直ちに合同大會に移り、松岡駒吉議長に河野密、西尾末廣副議長となり書記及大會委員等を任命したる後左記議案を審議可決し新役員を選出して同三時三十五分無事散會せり。因に祝辭の主なるものは半井社會局長官、河原田協議會常務理事、牛塚東京市長等なり。

議案

- (1) 新團體名稱に關する件、山口常次郎新名稱決定迄の経過を説明し滿場異議無く「全日本労働總同盟」と決定せり。
- (2) 綱領並に主張に關する件、原虎一別記草案に付き説明を爲し滿場一致可決
- (3) 規約に關する件、菊川忠雄別記(研究資料欄参照)規約草案に依り説明し異議なく決定。
- (4) 労働國策に關する決議案に關する件、河野密別記決議案を説明し滿場一致可決。
- (5) 宣言發表の件、金正米吉左記宣言を朗讀し異議無く可決。
- (6) 合同促進特別委員決定の件、松岡議長より本委員選任方法を議場に語り議長指名となりて左の七名を指名せり。

- (7) 新役員決定の件(○印は全勞側)
  - 會長 松岡駒吉
  - 副會長 ○河野密 西尾末廣
  - 總主事 ○菊川忠雄 副主事 原虎一
  - 會計 松岡駒吉
  - 中央委員 金正米吉 大矢省三 金光平

- 副中央委員
  - 茅野眞好 ○高橋 涉
  - 前田種男 久保時造 地 善二
  - 熊本虎造 ○井上良二 ○佐竹新一
  - 白鳥廣近
- 顧問 安部磯雄 高野岩三郎 鈴木文治

(三) 第一回中央委員會狀況 本月十六日舊總同盟本部に於て第一回中央委員會を開催し松岡議長の下に左記議案を審議決定せり。

- (1) 本部事務所決定の件 本部を東京市芝區三田四國町二番地六號日本労働會館内(舊總同盟本部)に置くことに決定。
- (2) 新會計年度設立の件 新會計年度を昭和十一年二月一日よりすると共に本部會計経過的取扱ひを左の通り決定。
  - (イ) 舊兩同盟は一月末迄に債務整理を完了すること。
  - (ロ) 此場合舊來の兩同盟の債務は新同盟に繼承せず。
  - (ハ) 未納滞納等未收會費は新同盟の債權とすること。
- (3) 會費決定の件
  - (イ) 組合費は五十錢以上を以て原則とす但し婦人及幼年工は三十錢以上とす。
  - (ロ) 組合費の分割は左の原則を適用する。

- 本部 費九錢 婦人幼年工六錢
- 地方同盟會費六錢 婦人幼年工四錢
- 地方聯合會費七錢 婦人幼年工四錢
- (4) 本部署有給常任決定の件 其の他の割合は夫々の組合の事情により決定す。
- (5) 專門部長決定の件
  - 法律部長 片山 哲
  - 同 部 員 河上丈太郎 阿部温知 松永義雄
  - 三輪壽莊 細田綱吉 外四名